NISSAY
ASSET MANAGEMENT

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2024.03.20

ＤＣニッセイターゲットデートファンド
2025/2030/2035/2040/2045
2050/2055/2060/2065

追加型投信／内外／資産複合

課税上は株式投資信託として取扱われます。

◆本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

◆「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５／２０３０／２０３５／２０４０／２０４５／２０５０／２０５５／２０６０／２０６５」は、主に国内外の株式（リートを含みます。以下同じ）や債券を投資対象としますので、組入株式の価格の下落または組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、金利変動等による組入債券の価格の下落または組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

◆本書により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2024年3月19日に関東財務局長に提出しており、2024年3月20日にその届出の効力が生じております。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

発行者名	ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　　大関　洋
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

以下、上記のそれぞれをまたは総称して「ファンド」、「ベビーファンド」または「ＤＣニッセイターゲットデートファンド」ということがあります。また、下記の略称で記載することがあります。

ファンド名称	略称
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	ターゲットデート２０２５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０	ターゲットデート２０３０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５	ターゲットデート２０３５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０	ターゲットデート２０４０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５	ターゲットデート２０４５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０	ターゲットデート２０５０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５	ターゲットデート２０５５
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０	ターゲットデート２０６０
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５	ターゲットデート２０６５

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

① 契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

② 委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上１万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2024年3月20日から2024年9月19日まで

○　継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

（９）【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

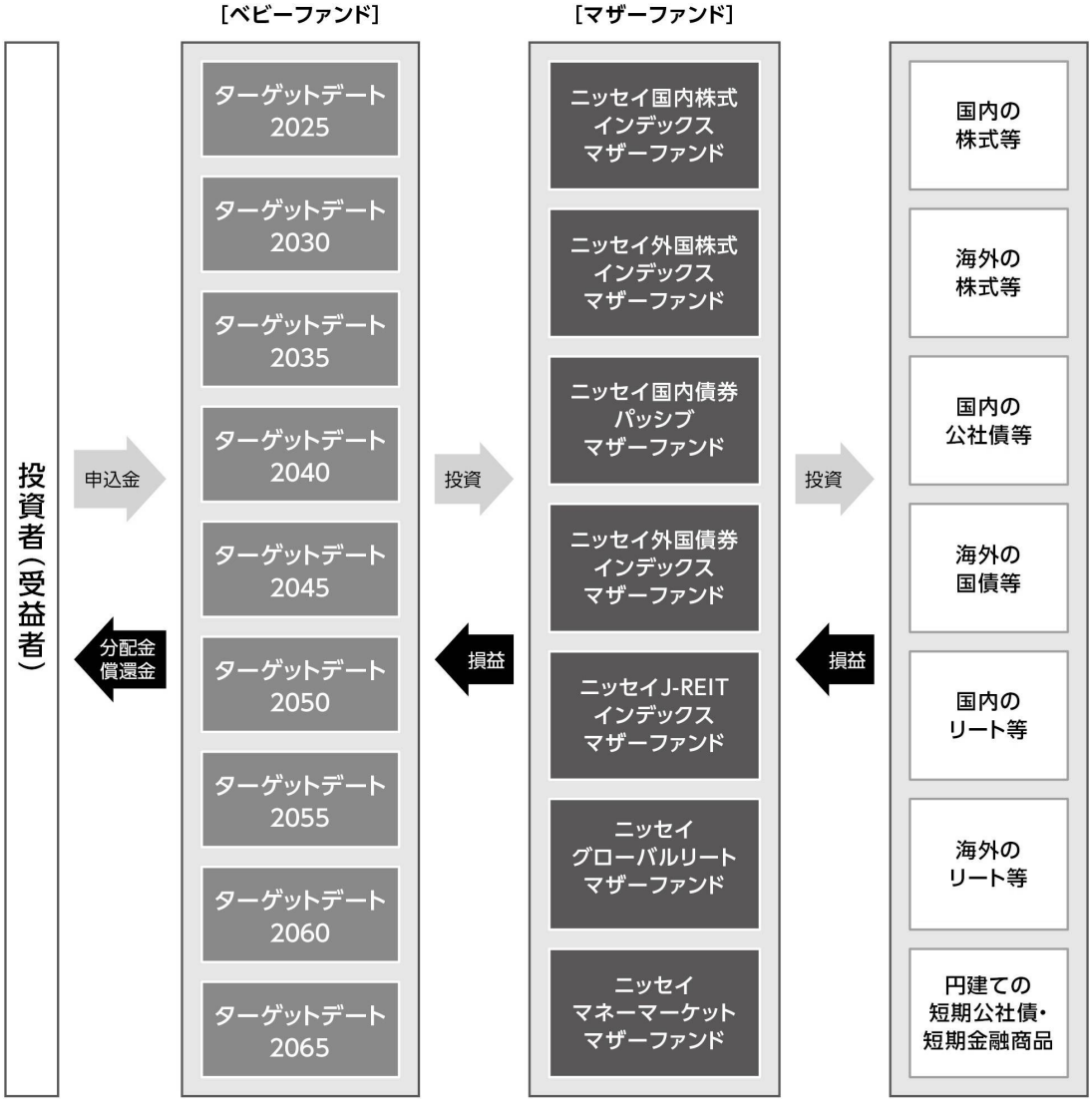

❗マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。将来の市場構造の変化等によっては、マザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

③　ファンドの特色

❶日本を含む世界各国の株式(リートを含みます。以下同じ)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。

●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジ※を行いません。

※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

❷株式、公社債については、各インデックスの動きに連動する投資成果をめざします。

●マザーファンドへの投資を通じて、株式、公社債に実質的な投資を行います。

資産	インデックス	投資対象とするマザーファンド
国内株式	TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド
	東証REIT指数(配当込み)	ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド
外国株式	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド
	S&Pグローバルリートインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)	ニッセイグローバルリートマザーファンド
国内債券	NOMURA-BPI総合	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド
外国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

〈マザーファンドの運用プロセス〉

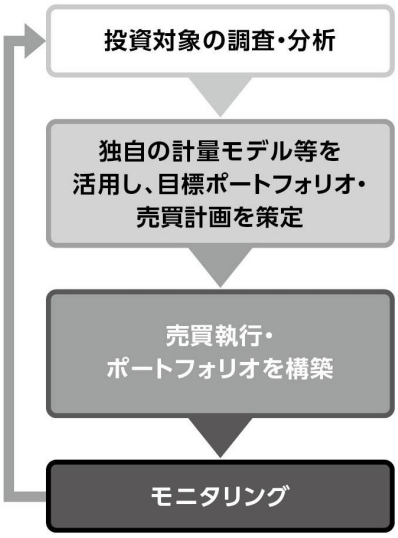

・将来の市場構造の変化等によっては、マザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

3 安定運用開始時期（ターゲットデート）の異なる複数のファンドから選択いただけます。各ファンドは、安定運用開始時期に近づくにしたがい、リスクを低減させていく運用を行います。

●当初設定時の基本資産配分を参考にポートフォリオを構築し、安定運用開始時期に近づくにしたがって株式の組入れを漸減させ、国内債券や短期金融商品等の組入れを漸増させること等により、長期的にリスクを低減させていく運用を行います。

●安定運用開始時期の到来以降は、原則として短期金融商品等に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。

・市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

〈各ファンドの安定運用開始時期（ターゲットデート）〉

DCニッセイターゲットデートファンド2025	2025年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2030	2030年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2035	2035年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2040	2040年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2045	2045年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2050	2050年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2055	2055年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2060	2060年12月の決算日の翌日
DCニッセイターゲットデートファンド2065	2065年12月の決算日の翌日

〈基本資産配分のイメージ（例:DCニッセイターゲットデートファンド2065）〉

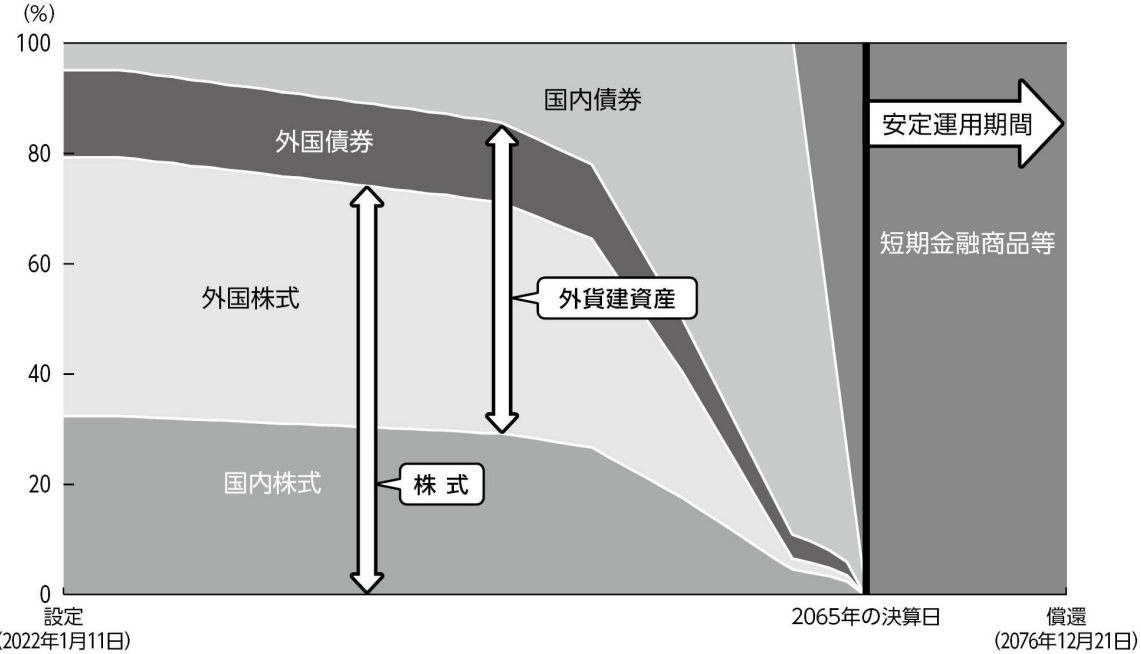

・上記は2023年12月末現在で計画している基本資産配分のイメージ図であり、実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。将来の基本資産配分比率は、市況動向等により変更となる場合があります。

〈2023年12月末現在の基本資産配分〉

	国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融商品等
DCニッセイターゲットデートファンド2025	3.6%	1.5%	41.7%	3.2%	50.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2030	11.2%	12.4%	69.5%	6.9%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2035	21.4%	28.7%	38.8%	11.1%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2040	27.9%	39.4%	18.8%	13.9%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2045	29.8%	42.3%	13.3%	14.6%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2050	30.6%	43.6%	10.8%	15.0%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2055	31.2%	44.8%	8.7%	15.3%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2060	32.0%	45.9%	6.5%	15.6%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2065	32.6%	46.9%	4.7%	15.8%	0.0%

・実際のファンドの資産配分比率と異なる場合があります。なお、2023年12月末現在においては、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイグローバルリートマザーファンドは組入れを行っていません。

〈当初設定時の基本資産配分〉

	国内株式	外国株式	国内債券	外国債券	短期金融商品等
DCニッセイターゲットデートファンド2025	20.6%	14.7%	58.7%	6.0%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2030	29.1%	21.2%	41.8%	7.9%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2035	40.2%	29.8%	19.5%	10.5%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2040	41.4%	30.7%	17.1%	10.8%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2045	43.1%	31.9%	13.8%	11.2%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2050	43.8%	32.4%	12.5%	11.3%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2055	45.6%	33.8%	8.9%	11.7%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2060	45.7%	34.0%	8.5%	11.8%	0.0%
DCニッセイターゲットデートファンド2065	32.6%	46.9%	4.7%	15.8%	0.0%

・各ファンドの設定日は以下の通りです。
DCニッセイターゲットデートファンド2055：2016年7月29日
DCニッセイターゲットデートファンド2025／2035／2045：2017年7月31日
DCニッセイターゲットデートファンド2030／2040／2050／2060：2019年1月10日
DCニッセイターゲットデートファンド2065：2022年1月11日

〈各インデックスについて〉

●TOPIX（東証株価指数）

TOPIX（東証株価指数）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。
TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）はMSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

●NOMURA−BPI総合

日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

●FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

●東証REIT指数

東証REIT指数とは、東証市場に上場する不動産投資信託（Real Estate Investment Trust）全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社JPX総研が算出する株価指数です。
東証REIT指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●S&Pグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）

S&Pグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み）（「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがニッセイアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

＜ＭＳＣＩ指数にかかる免責条項等＞

当ファンドは、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。ＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．が独占的に所有しています。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．およびＭＳＣＩ指数は、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）は特定の目的のためにその使用を許諾されています。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているＭＳＣＩ指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、ＭＳＣＩ指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．により決定、作成および計算されています。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ＭＳＣＩ指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．は、自らが信頼できると考える情報源からＭＳＣＩ指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ＭＳＣＩ指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してＭＳＣＩ指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、ＭＳＣＩ指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。ＭＳＣＩ指数およびそれに含まれるデータに関し、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ.、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の関連会社およびＭＳＣＩ指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、ＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．の書面による許諾を得ることなくＭＳＣＩ　Ｉｎｃ．との関係を一切主張することはできません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

④　信託金の上限

各ファンドにつき、5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

⑤　ファンドの分類

追加型投信／内外／資産複合に属します。

○　課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単　位　型 追　加　型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式・債券・不動産投信・短期金融資産）資産配分変更型）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日　々 その他 （　　）	グローバル （日本含む） 日　本 北　米 欧　州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あ　り （　　） な　し

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・債券・不動産投信・短期金融資産）資産配分変更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式、公社債等、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券、短期金融資産に投資する旨の記載があるものをいう。
年１回	目論見書または約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

「ターゲットデート２０５５」

2016年7月29日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

「ターゲットデート２０２５／２０３５／２０４５」

2017年7月31日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

「ターゲットデート２０３０／２０４０／２０５０／２０６０」

2019年1月10日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

「ターゲットデート２０６５」

2022年1月11日　信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

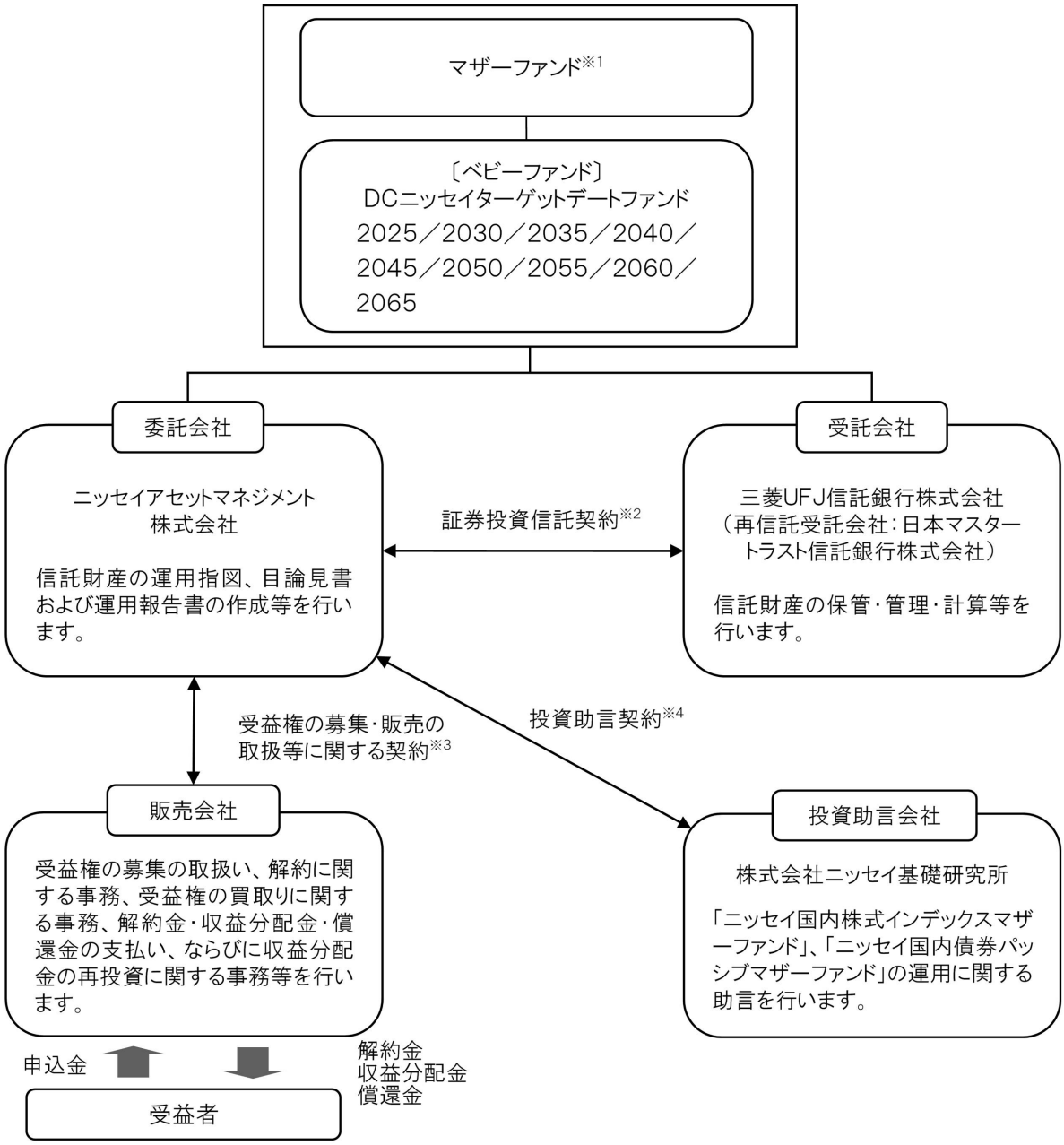

※１　ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド、ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド、ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド、ニッセイグローバルリートマザーファンド、ニッセイマネーマーケットマザーファンド

※２　委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

※３　委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

※４　委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（2023年12月末現在）

・金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
・設立年月日　　：1995年4月4日
・資本金の額　　：100億円
・沿革

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

・大株主の状況

名　　称	住　　所	保有株数	比　率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番６号	108,448株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

「ターゲットデート２０２５」

① 主として、複数のマザーファンド※を通じて、実質的に国内外の株式（リートを含みます。以下同じ）、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

※ ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド、ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド、ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド、ニッセイグローバルリートマザーファンド、ニッセイマネーマーケットマザーファンド

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：20.6%
外国株式：14.7%
国内債券：58.7%
外国債券： 6.0%

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2025年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2025年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「ターゲットデート２０３０」

① （「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：29.1％
外国株式：21.2％
国内債券：41.8％
外国債券： 7.9％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2030年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2030年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ （「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）

⑥ （「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）

⑦ （「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０３５」

① （「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：40.2％
外国株式：29.8％
国内債券：19.5％
外国債券：10.5％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2035年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2035年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ （「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）

⑥ （「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）

⑦ （「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０４０」

① （「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：41.4％
外国株式：30.7％
国内債券：17.1％
外国債券：10.8％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2040年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2040年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ （「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）

⑥ （「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）

⑦ （「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０４５」
①　（「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）
②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。
　国内株式：43.1％
　外国株式：31.9％
　国内債券：13.8％
　外国債券：11.2％
③　資産配分は、時間の経過により西暦2045年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。
④　西暦2045年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。
⑤　（「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）
⑥　（「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）
⑦　（「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０５０」
①　（「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）
②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。
　国内株式：43.8％
　外国株式：32.4％
　国内債券：12.5％
　外国債券：11.3％
③　資産配分は、時間の経過により西暦2050年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。
④　西暦2050年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。
⑤　（「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）
⑥　（「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）
⑦　（「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０５５」
①　（「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）
②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。
　国内株式：45.6％
　外国株式：33.8％
　国内債券：　8.9％
　外国債券：11.7％
③　資産配分は、時間の経過により西暦2055年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。
④　西暦2055年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。
⑤　（「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）
⑥　（「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）
⑦　（「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０６０」

① （「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：45.7％
外国株式：34.0％
国内債券： 8.5％
外国債券：11.8％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2060年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2060年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ （「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）

⑥ （「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）

⑦ （「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

「ターゲットデート２０６５」

① （「ターゲットデート２０２５」の①と同規定）

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：32.6％
外国株式：46.9％
国内債券： 4.7％
外国債券：15.8％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2065年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2065年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ （「ターゲットデート２０２５」の⑤と同規定）

⑥ （「ターゲットデート２０２５」の⑥と同規定）

⑦ （「ターゲットデート２０２５」の⑦と同規定）

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、国内の株式市場の動きをとらえることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

ａ　投資対象

国内の証券取引所※上場株式を主要投資対象とします。

※　金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

ｂ　投資態度

①　国内の証券取引所上場株式に投資し、ＴＯＰＩＸ（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。

②　株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

③　株式以外の資産の組入比率は50％以下とします。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦　外貨建資産への投資は行いません。

⑧　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑨　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

ａ　投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

②　株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑤　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑦　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑨　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、主として国内の公社債への投資を行うことにより、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

（２）運用方法

ａ　投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　国内の公社債に投資し、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②　原則として、ニッセイアセットマネジメント株式会社と株式会社ニッセイ基礎研究所が共同開発したクオンツモデルを利用し、ポートフォリオを構築します。

③　組入銘柄は、原則として投資適格銘柄に限定し、信用リスクを抑制します。

④　公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10％以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤　投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限ります。

⑥　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

ａ　投資対象

日本を除く世界主要先進国の国債を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主として、日本を除く世界主要先進国の国債に投資することにより、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。

②　公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

③　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10％以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

③　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑤　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑥　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

ａ　投資対象

国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目標とします。

②　不動産投資信託証券への投資にあたっては、東証ＲＥＩＴ指数採用銘柄（採用予定を含みます）に投資を行うものとします。なお、東証ＲＥＩＴ指数の採用銘柄の追加・変更があった場合は、適宜不動産投資信託証券の追加・見直しを行います。

③　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以下とします。ただし、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）における時価の構成割合が30％を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券を東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

③　株式への直接投資は行いません。

④　外貨建資産への投資は行いません。

⑤　デリバティブの直接利用は行いません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイグローバルリートマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、Ｓ＆Ｐグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

ａ　投資対象

日本を除く世界各国の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　主として、日本を除く世界各国の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券に投資することにより、Ｓ＆Ｐグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。

②　不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③　対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100％を超える場合があります。

④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

②　同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30％以内とします。ただし、Ｓ＆Ｐグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30％を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券をＳ＆Ｐグローバルリートインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

③　株式への直接投資は行いません。

④　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤　不動産投信指数先物取引を行うことができます。

⑥　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

（１）基本方針

このマザーファンドは、安定した収益の確保を図ることを目標とした運用を行います。

（２）運用方法

ａ　投資対象

円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。

ｂ　投資態度

①　円建ての短期公社債および短期金融商品に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をめざします。

②　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10％以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

②　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

③　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

④　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑤　外貨建資産への投資は行いません。

⑥　デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（２）【投資対象】

ａ　主な投資対象

複数のマザーファンド※を主要投資対象とします。なお直接、株式（リートを含みます）、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

※　ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド、ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド、ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックスマザーファンド、ニッセイグローバルリートマザーファンド、ニッセイマネーマーケットマザーファンド

ｂ　約款に定める投資対象

①　投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後記「（５）投資制限　ｂ　約款に定めるその他の投資制限　③　先物取引等、④　スワップ取引および⑤　金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された前記「ａ　主な投資対象」に定めるマザーファンドのほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます）

９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から11．までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）

17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品

信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

④　前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③に掲げる金融商品により運用することができます。

（３）【運用体制】

委託会社の組織体制

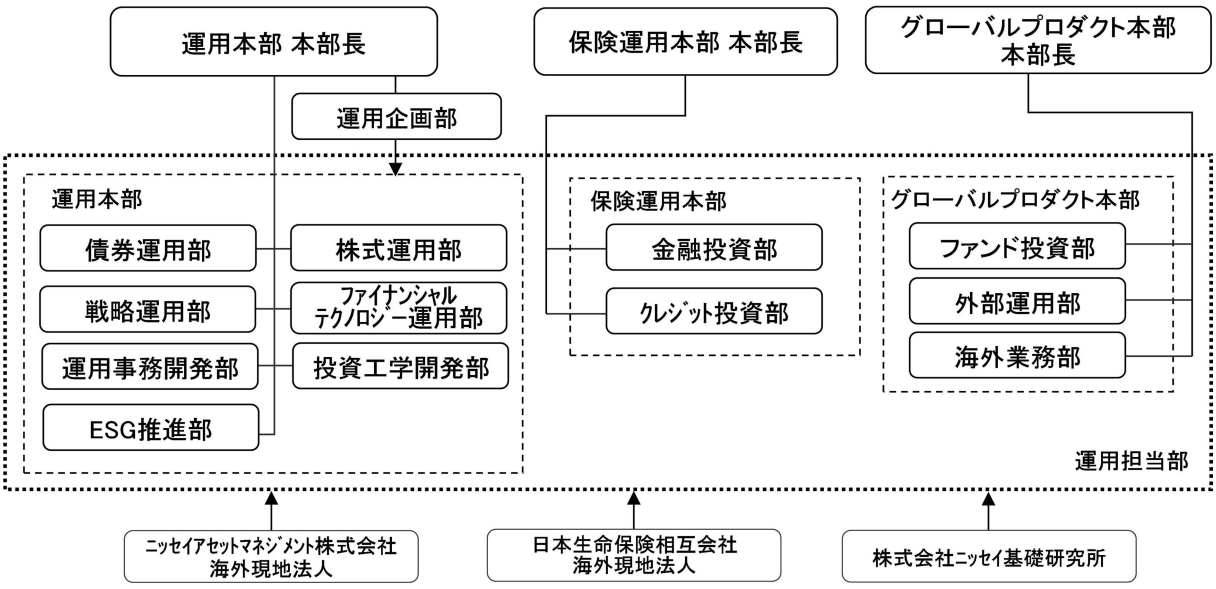

社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織

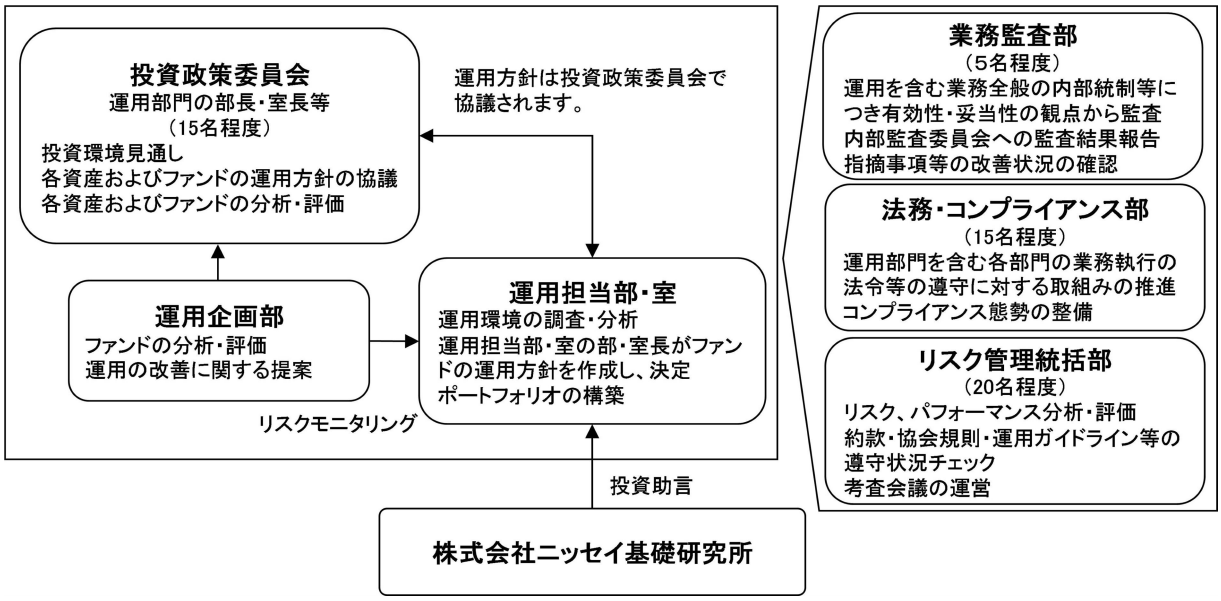

＜受託会社に対する管理体制等＞
委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

○　上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

３．留保益の運用方針
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

②　分配時期
毎決算日とし、決算日は12月20日（年１回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③　支払方法
＜分配金受取コースの場合＞
税金を差引いた後※、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。
＜分配金再投資コースの場合＞
税金を差引いた後※、自動的に無手数料で再投資されます。

※　確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

○　将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ　約款に定める主な投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑪　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｂ　約款に定めるその他の投資制限

①　投資する株式等の範囲

１．投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※　金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

２．前記１．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

②　信用取引の範囲

１．信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

２．前記１．の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

③　先物取引等

１．国内の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

２．国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

３．国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④　スワップ取引

１．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

２．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該３．において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。

４．前記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

５．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

６．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑤　金利先渡取引および為替先渡取引

１．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

２．金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

３．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

４．金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑥　有価証券の貸付けおよび範囲

１．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。

ⅰ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

ⅱ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

３．有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑦　有価証券の空売り

１．信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記⑧により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

２．前記１．の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑧　有価証券の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。

２．前記１．は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。

４．前記１．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

⑨　外国為替予約等

１．信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。

２．前記１．の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。

３．前記２．の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。

４．予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

５．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩　資金の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

ｃ　法令に定める投資制限

①　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

②　信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

③　同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。
ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の６の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リートの経営や財務状況が悪化した場合、リートの価格が下落することがあります。

Ｊ－ＲＥＩＴの税制に関するリスク

一般に、Ｊ－ＲＥＩＴの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、Ｊ－ＲＥＩＴの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・短期金融資産の運用に関するリスク

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク
外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
・流動性リスク
市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。
・収益分配金に関する留意点
収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
・ファミリーファンド方式に関する留意点
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点
委託会社は2023年11月末現在、「ターゲットデート2025」の主要投資対象であるニッセイマネーマーケットマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に7.0％保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
・流動性に関する留意点
ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

（２）投資リスク管理体制

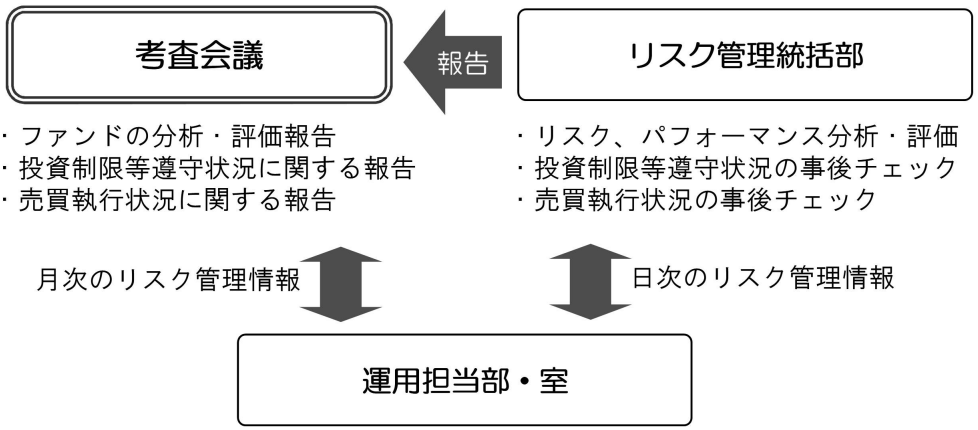

１．リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○　上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクに関する管理体制＞
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

（参考情報）投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

◉DCニッセイターゲットデートファンド2025

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

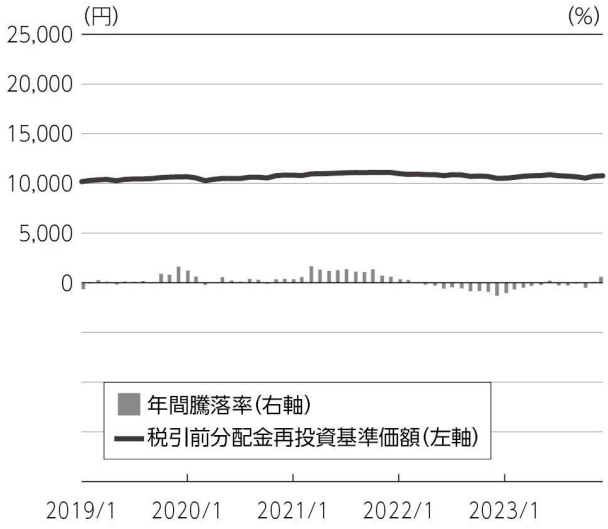

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

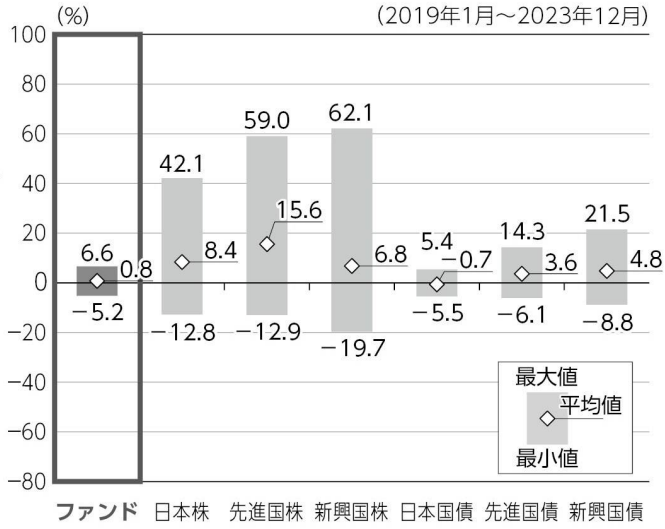

◉DCニッセイターゲットデートファンド2035

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

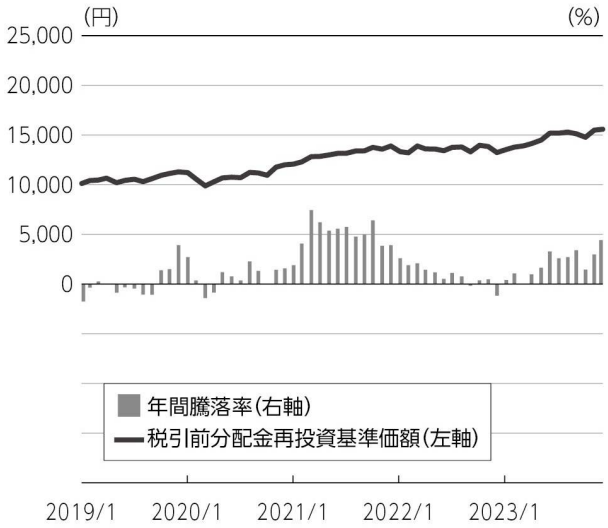

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

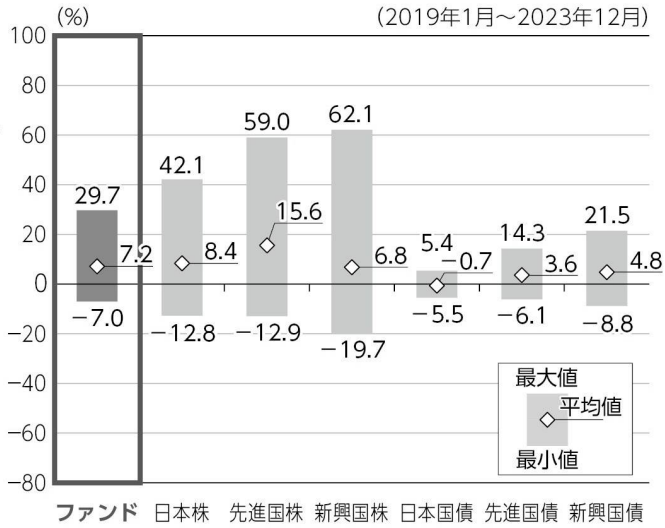

◉DCニッセイターゲットデートファンド2045

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

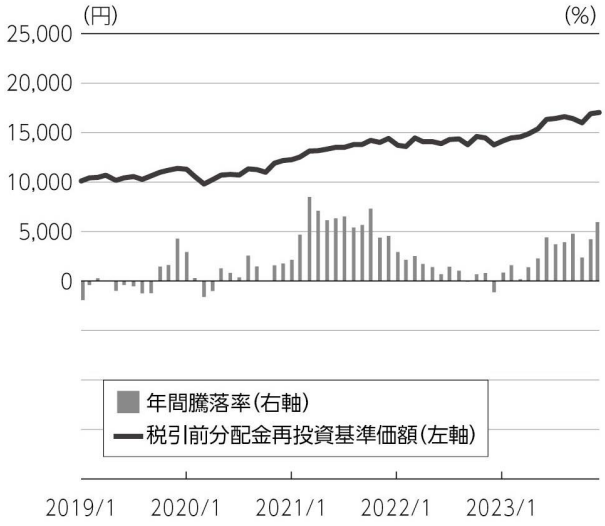

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

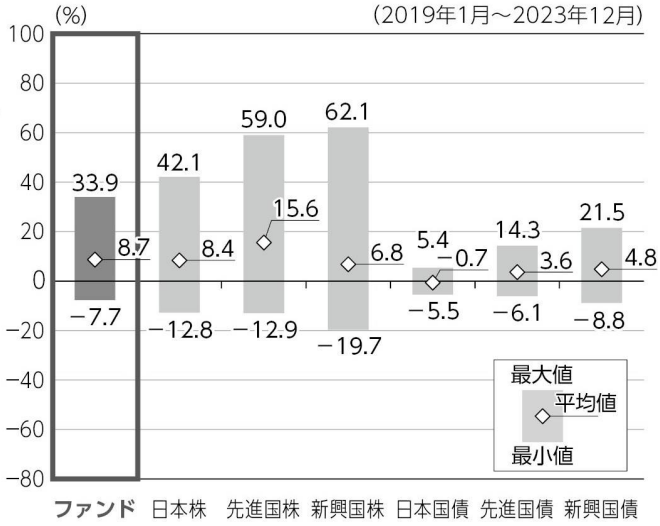

◉DCニッセイターゲットデートファンド2055

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

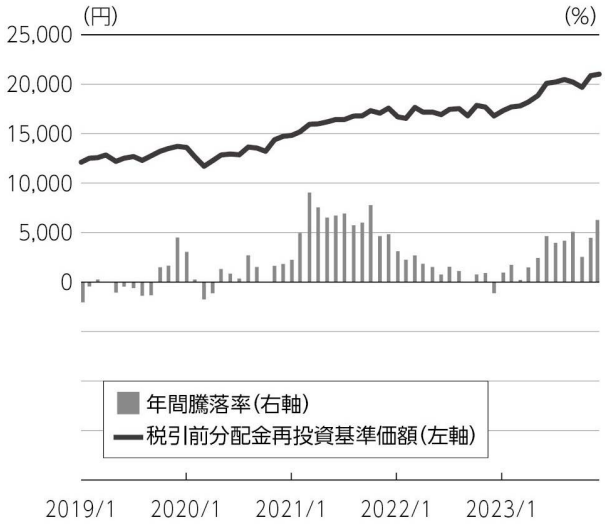

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

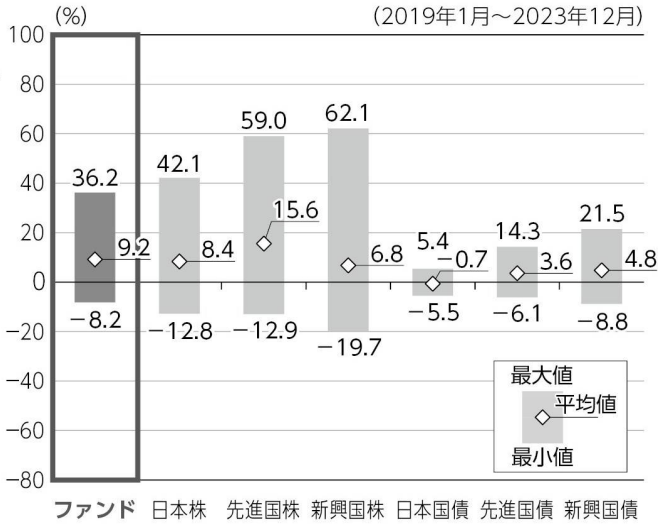

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

＜代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数＞
日 本 株 ･･･ TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株 ･･･ MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株 ･･･ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債 ･･･ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ･･･ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債 ･･･ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

◉DCニッセイターゲットデートファンド2030

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

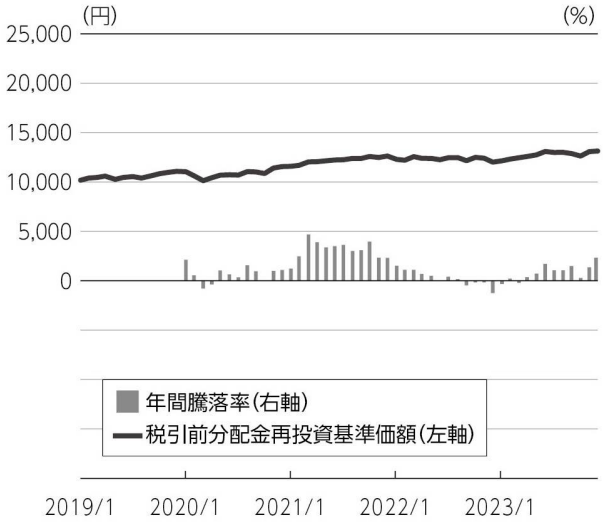

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

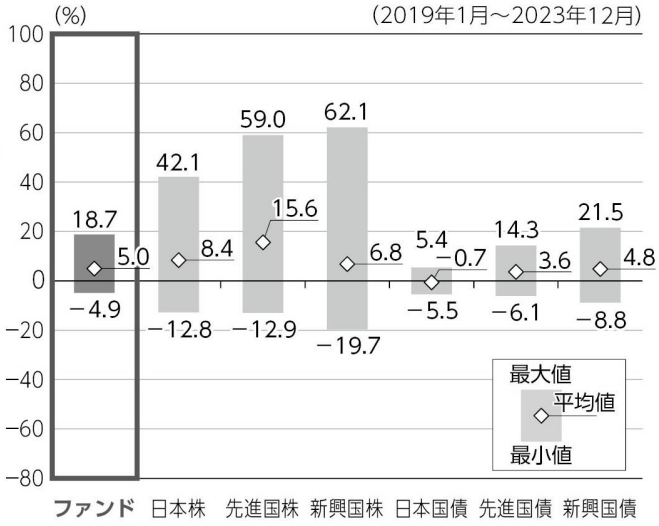

◉DCニッセイターゲットデートファンド2040

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

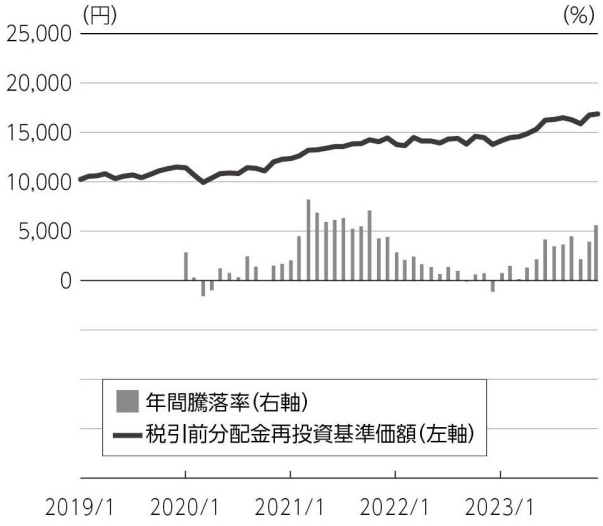

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

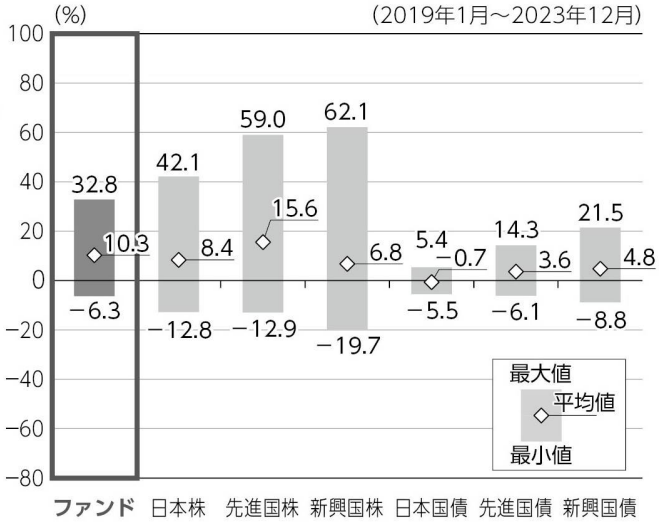

◉DCニッセイターゲットデートファンド2050

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

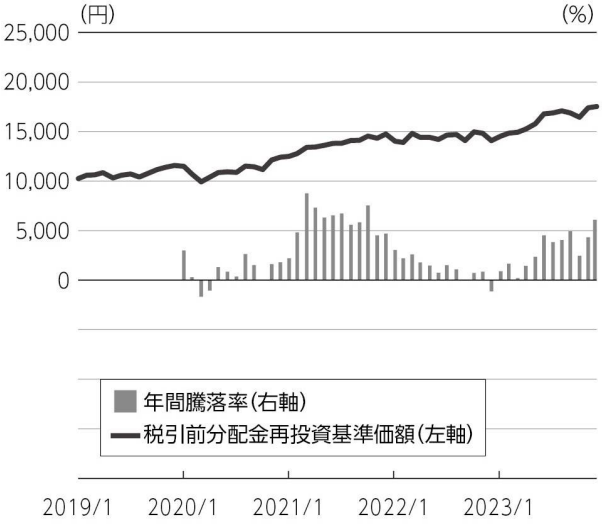

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

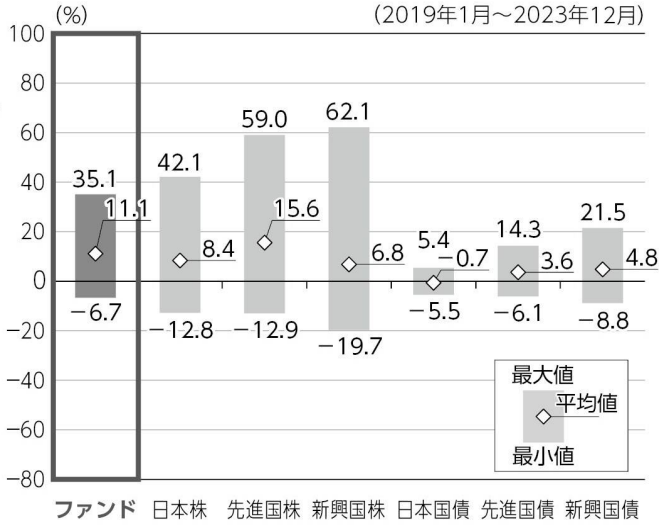

◉DCニッセイターゲットデートファンド2060

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

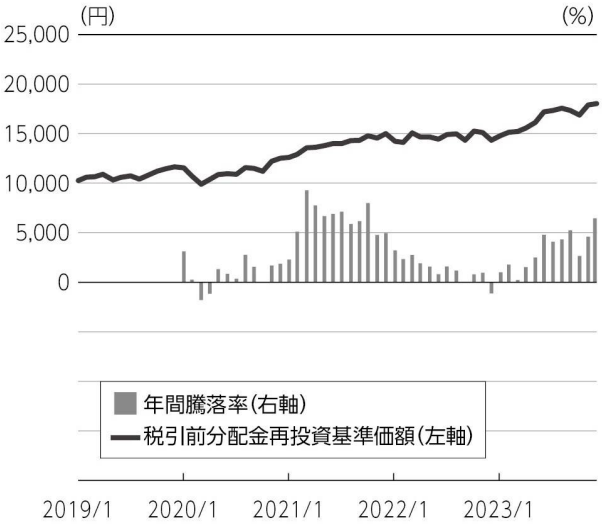

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

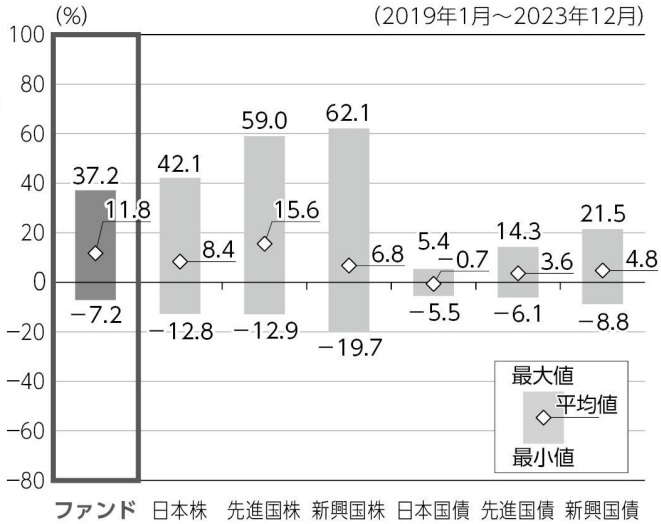

◉DCニッセイターゲットデートファンド2065

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

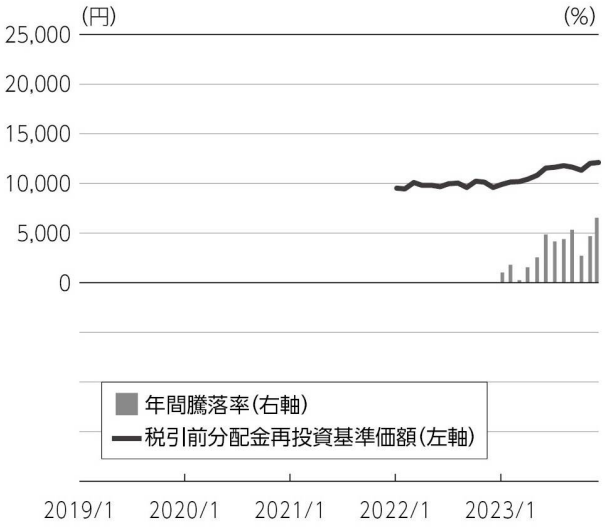

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

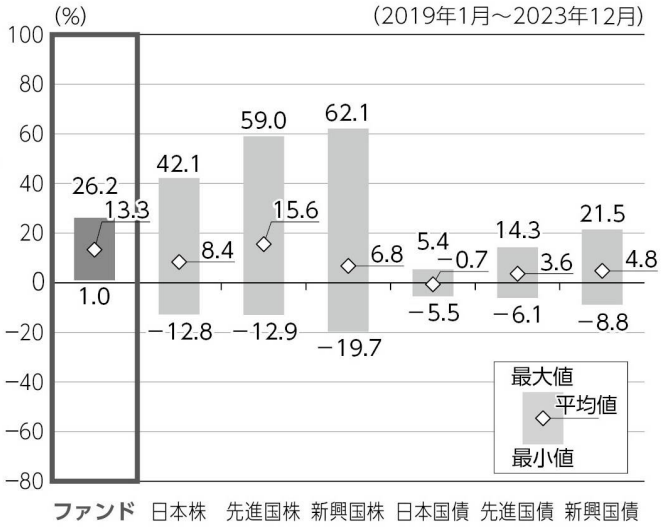

グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の年間騰落率のデータが5年分に満たないため、実在するデータのみの記載となっています。したがって、グラフ②においては、代表的な資産クラスとの比較対象期間が異なりますのでご留意ください。

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 … NOMURA-BPI 国債
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 各ファンドにおいて、信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率（年率）をかけた額とし、その配分は次の通りです。

[ターゲットデート2025]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2017年決算日まで	0.3456% (税抜0.32%)	0.145%	0.145%	0.030%
2017年決算日翌日から 2022年決算日まで	0.2420% (税抜0.22%)※	0.100%	0.100%	0.020%
2022年決算日翌日から 償還日まで	0.1540% (税抜0.14%)	0.060%	0.060%	0.020%

※信託報酬率を2019年1月10日に税抜0.31%から税抜0.27%に、そして2022年9月21日に税抜0.27%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2030]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2027年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2027年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2022年9月21日に税抜0.28%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2035]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2032年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2032年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2019年1月10日に税抜0.33%から税抜0.29%に、そして2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2040]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2037年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2037年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2045]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2042年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2042年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2019年1月10日に税抜0.33%から税抜0.29%に、そして2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2050]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2047年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2047年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2055]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2052年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2052年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2019年1月10日に税抜0.33%から税抜0.29%に、そして2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2060]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2057年決算日まで	0.242% (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2057年決算日翌日から 償還日まで	0.154% (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

[ターゲットデート2065]

計算期間	信託報酬率	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
設定日から 2062年決算日まで	**0.242%** (税抜0.22%)※	0.10%	0.10%	0.02%
2062年決算日翌日から 償還日まで	**0.154%** (税抜0.14%)	0.06%	0.06%	0.02%

※信託報酬率を2022年9月21日に税抜0.29%から当該料率に変更いたしました。

・上記すべての表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。

② 前記①の信託報酬については、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

○ ファンドが投資対象とするリートは、市場の需給により価格形成されるため、リートの費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0011％（税抜0.001％）の率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

○ 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４　手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

＜ご参考＞

「４　手数料等及び税金」の「（１）申込手数料」から「（４）その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

≪確定拠出年金としてファンドを取得した場合≫

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

≪確定拠出年金としてではなくファンドを取得した場合≫

課税対象

分　　配　　時 ： 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。

解約請求・償還時 ： 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額※の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。

買 取 請 求 時 ： 買取請求時の買取価額と取得価額※の差益に対して課税されます。

※　申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

分　　配　　時 ： 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収※され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

解約請求・償還・買 取 請 求 時 ： 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%　　（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

○　確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＜少額投資非課税制度について＞

少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。

対象は税法上の要件を満たしたファンドを購入した場合に限られ、いずれのファンドもＮＩＳＡの対象ではありません。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収※されます。

益金不算入制度の適用はありません。

※　外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%　　（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出※されます。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※　同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
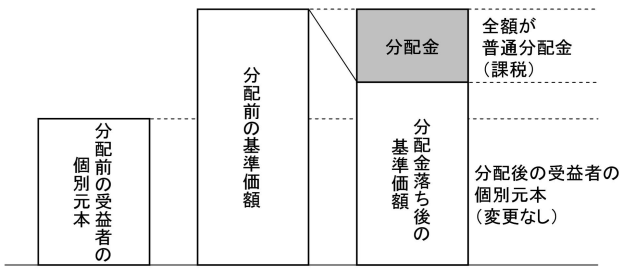	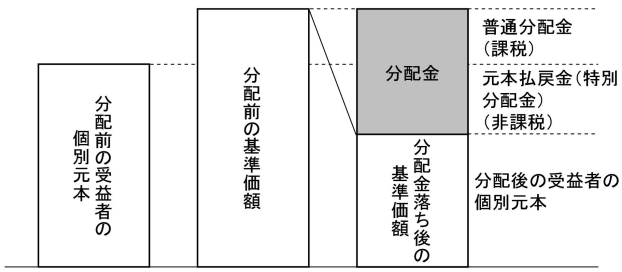
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		2,710,469,431	99.90
	内　日本	2,710,469,431	99.90
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,693,260	0.10
純資産総額		2,713,162,691	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		4,347,049,007	100.00
	内　日本	4,347,049,007	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△29,794	△0.00
純資産総額		4,347,019,213	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		7,954,557,516	100.00
	内　日本	7,954,557,516	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△54,128	△0.00
純資産総額		7,954,503,388	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		3,674,866,967	100.00
	内　日本	3,674,866,967	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△25,118	△0.00
純資産総額		3,674,841,849	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		4,036,727,798	100.00
	内　日本	4,036,727,798	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△27,613	△0.00
純資産総額		4,036,700,185	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		1,739,010,118	100.00
	内　日本	1,739,010,118	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△11,926	△0.00
純資産総額		1,738,998,192	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		3,367,187,460	100.00
	内　日本	3,367,187,460	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△23,024	△0.00
純資産総額		3,367,164,436	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		2,569,499,336	100.00
	内　日本	2,569,499,336	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△17,615	△0.00
純資産総額		2,569,481,721	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		516,070,462	100.00
	内　日本	516,070,462	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△3,520	△0.00
純資産総額		516,066,942	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		196,848,920,840	97.37
	内　日本	196,848,920,840	97.37
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,319,563,976	2.63
純資産総額		202,168,484,816	100.00

その他資産の投資状況

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		5,583,760,000	2.76
	内　日本	5,583,760,000	2.76

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株式		799,632,114,850	95.79
	内　アメリカ	578,862,598,627	69.35
	内　イギリス	33,057,587,668	3.96
	内　カナダ	28,181,803,671	3.38
	内　スイス	26,008,345,031	3.12
	内　フランス	25,656,910,660	3.07
	内　ドイツ	19,729,493,555	2.36
	内　オーストラリア	16,577,147,054	1.99
	内　オランダ	14,504,185,278	1.74
	内　アイルランド	10,448,106,099	1.25
	内　デンマーク	7,810,655,704	0.94
	内　スウェーデン	7,539,578,568	0.90
	内　スペイン	6,220,212,833	0.75
	内　イタリア	5,319,553,128	0.64
	内　香港	4,378,432,054	0.52
	内　シンガポール	2,552,966,040	0.31
	内　フィンランド	2,531,826,861	0.30
	内　ベルギー	2,142,067,853	0.26
	内　ノルウェー	1,561,488,747	0.19
	内　ジャージィー	1,418,982,227	0.17
	内　イスラエル	1,176,139,757	0.14
	内　オランダ領キュラソー	1,069,014,078	0.13
	内　バミューダ	651,604,444	0.08
	内　ポルトガル	519,808,107	0.06
	内　ニュージーランド	477,219,786	0.06
	内　ケイマン諸島	469,246,731	0.06
	内　オーストリア	436,611,044	0.05
	内　ルクセンブルグ	330,529,245	0.04
投資証券		16,729,200,730	2.00
	内　アメリカ	14,394,588,075	1.72
	内　オーストラリア	1,011,517,869	0.12
	内　シンガポール	344,815,250	0.04
	内　フランス	333,496,157	0.04
	内　イギリス	285,242,373	0.03
	内　香港	206,905,069	0.02
	内　カナダ	76,672,741	0.01
	内　ベルギー	75,963,196	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,374,584,770	2.20
純資産総額		834,735,900,350	100.00

その他資産の投資状況

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		17,460,254,838	2.09
	内　アメリカ	12,987,534,431	1.56
	内　ドイツ	3,199,214,592	0.38
	内　イギリス	1,273,505,815	0.15

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		42,827,553,930	79.69
	内　日本	42,827,553,930	79.69
地方債証券		3,204,700,616	5.96
	内　日本	3,204,700,616	5.96
特殊債券		4,580,582,771	8.52
	内　日本	4,580,582,771	8.52
社債券		2,696,209,800	5.02
	内　日本	2,600,037,100	4.84
	内　フランス	96,172,700	0.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		430,548,599	0.80
純資産総額		53,739,595,716	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券		71,631,747,736	98.87
	内　アメリカ	33,681,073,761	46.49
	内　フランス	6,103,612,602	8.42
	内　イタリア	5,473,561,051	7.55
	内　中国	5,072,172,454	7.00
	内　ドイツ	4,786,646,751	6.61
	内　イギリス	3,791,596,763	5.23
	内　スペイン	3,571,742,961	4.93
	内　カナダ	1,441,071,894	1.99
	内　ベルギー	1,301,601,423	1.80
	内　オランダ	1,105,007,853	1.53
	内　オーストラリア	1,035,277,007	1.43
	内　オーストリア	869,254,802	1.20
	内　メキシコ	654,546,428	0.90
	内　アイルランド	423,802,501	0.58
	内　フィンランド	382,780,162	0.53
	内　ポーランド	370,425,886	0.51
	内　マレーシア	362,433,606	0.50
	内　シンガポール	306,512,336	0.42
	内　イスラエル	231,398,704	0.32
	内　デンマーク	204,638,073	0.28
	内　ニュージーランド	178,704,047	0.25
	内　スウェーデン	154,235,050	0.21
	内　ノルウェー	129,651,621	0.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		819,622,130	1.13
純資産総額		72,451,369,866	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券		798,628,369	57.06
	内　日本	798,628,369	57.06
特殊債券		161,676,460	11.55
	内　日本	161,676,460	11.55
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		439,332,660	31.39
純資産総額		1,399,637,489	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率 （%）
1	ニッセイマネーマーケット マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,345,734,633	1.0025 1,349,098,976	1.0025 1,349,098,969	－ －	49.72
2	ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	1,209,916,425	0.9436 1,141,766,665	0.9365 1,133,086,732	－ －	41.76
3	ニッセイ国内株式インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	35,552,934	2.7747 98,649,844	2.7989 99,509,106	－ －	3.67
4	ニッセイ外国債券インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	52,904,401	1.6660 88,141,754	1.6566 87,641,430	－ －	3.23
5	ニッセイ外国株式インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	10,887,558	3.8128 41,512,954	3.7780 41,133,194	－ －	1.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		99.90
	小計		99.90
合　計（対純資産総額比）			99.90

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資 比率 （%）
1	ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,210,614,793	0.9431 3,028,060,380	0.9365 3,006,740,753	－ －	69.17
2	ニッセイ外国株式インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	143,931,380	3.8128 548,787,246	3.7780 543,772,753	－ －	12.51
3	ニッセイ国内株式インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	176,798,027	2.7747 490,566,909	2.7989 494,839,997	－ －	11.38
4	ニッセイ外国債券インデッ クス　マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	182,117,291	1.6660 303,415,459	1.6566 301,695,504	－ －	6.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	3,265,649,854	0.9428 3,078,995,141	0.9365 3,058,281,088	－ －	38.45
2	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	606,279,313	3.8128 2,311,621,888	3.7780 2,290,523,244	－ －	28.80
3	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	615,282,816	2.7747 1,707,250,459	2.7989 1,722,115,073	－ －	21.65
4	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	533,404,631	1.6660 888,678,146	1.6566 883,638,111	－ －	11.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	383,295,034	3.8127 1,461,392,237	3.7780 1,448,088,638	－ －	39.41
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	369,555,517	2.7747 1,025,439,941	2.7989 1,034,348,936	－ －	28.15
3	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	729,238,626	0.9431 687,813,267	0.9365 682,931,973	－ －	18.58
4	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	307,556,091	1.6660 512,399,255	1.6566 509,497,420	－ －	13.86

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	451,660,440	3.8127 1,722,076,309	3.7780 1,706,373,142	－ －	42.27
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	433,256,561	2.7747 1,202,192,944	2.7989 1,212,641,788	－ －	30.04
3	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	354,556,002	1.6660 590,708,336	1.6566 587,357,472	－ －	14.55
4	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	566,316,494	0.9433 534,257,379	0.9365 530,355,396	－ －	13.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	200,482,303	3.8127 764,386,133	3.7780 757,422,140	－ －	43.56
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	191,589,682	2.7747 531,607,906	2.7989 536,240,360	－ －	30.84
3	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	156,862,901	1.6660 261,333,795	1.6566 259,859,081	－ －	14.94
4	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	198,065,710	0.9435 186,880,913	0.9365 185,488,537	－ －	10.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	398,760,497	3.8126 1,520,340,917	3.7780 1,506,517,157	－ －	44.74
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	378,134,479	2.7747 1,049,222,711	2.7989 1,058,360,593	－ －	31.43
3	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	309,736,895	1.6660 516,029,738	1.6566 513,110,140	－ －	15.24
4	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	308,808,938	0.9432 291,295,604	0.9365 289,199,570	－ －	8.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	311,679,748	3.8127 1,188,350,656	3.7780 1,177,526,087	－ －	45.83
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	295,872,308	2.7746 820,950,395	2.7989 828,117,002	－ －	32.23
3	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	240,906,097	1.6660 401,352,604	1.6566 399,085,040	－ －	15.53
4	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	175,943,628	0.9431 165,944,157	0.9365 164,771,207	－ －	6.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	64,153,924	3.8113 244,515,983	3.7780 242,373,524	－ －	46.97
2	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	60,220,133	2.7750 167,116,857	2.7989 168,550,130	－ －	32.66
3	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	48,921,819	1.6658 81,494,965	1.6566 81,043,885	－ －	15.70
4	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	25,737,238	0.9434 24,282,173	0.9365 24,102,923	－ －	4.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合　計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）

ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	3,215,300	1,928.03 6,199,223,425	2,590.50 8,329,234,650	－ －	4.12
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	414,200	11,501.85 4,764,068,353	13,410.00 5,554,422,000	－ －	2.75
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,611,800	1,006.93 3,636,864,188	1,211.50 4,375,695,700	－ －	2.16
4	キーエンス 日本	株式 電気機器	58,600	58,480.94 3,426,983,321	62,120.00 3,640,232,000	－ －	1.80
5	信越化学工業	株式	531,900	3,927.15	5,917.00	－	1.56

	日本	化学		2,088,851,461	3,147,252,300	－	
6	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	123,900	15,416.61 1,910,118,057	25,255.00 3,129,094,500	－ －	1.55
7	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	17,469,200	158.91 2,776,169,830	172.30 3,009,943,160	－ －	1.49
8	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,600	7,147.15 2,055,520,844	10,170.00 2,924,892,000	－ －	1.45
9	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	410,000	6,022.90 2,469,390,590	6,880.00 2,820,800,000	－ －	1.40
10	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,227,600	1,640.75 2,014,191,020	2,253.50 2,766,396,600	－ －	1.37
11	任天堂 日本	株式 その他製品	369,700	5,501.20 2,033,795,470	7,359.00 2,720,622,300	－ －	1.35
12	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	445,600	3,846.93 1,714,196,119	5,963.00 2,657,112,800	－ －	1.31
13	三井物産 日本	株式 卸売業	466,800	4,060.92 1,895,639,464	5,298.00 2,473,106,400	－ －	1.22
14	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	416,500	4,274.66 1,780,399,558	5,767.00 2,401,955,500	－ －	1.19
15	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	519,800	4,258.89 2,213,772,755	4,054.00 2,107,269,200	－ －	1.04
16	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,428,000	1,170.02 1,670,790,125	1,466.00 2,093,448,000	－ －	1.04
17	ＨＯＹＡ 日本	株式 精密機器	116,300	13,460.80 1,565,491,814	17,625.00 2,049,787,500	－ －	1.01
18	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	453,800	4,053.95 1,839,682,969	4,486.00 2,035,746,800	－ －	1.01
19	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	570,100	2,883.82 1,644,067,661	3,529.00 2,011,882,900	－ －	1.00
20	第一三共 日本	株式 医薬品	511,700	4,265.49 2,182,655,199	3,872.00 1,981,302,400	－ －	0.98
21	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	778,400	2,150.30 1,673,795,505	2,412.50 1,877,890,000	－ －	0.93
22	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	289,700	5,771.96 1,672,139,525	6,293.00 1,823,082,100	－ －	0.90
23	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	318,600	4,336.68 1,381,667,936	5,251.00 1,672,968,600	－ －	0.83
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	944,800	1,536.67 1,451,849,710	1,759.50 1,662,375,600	－ －	0.82
25	ダイキン工業	株式	70,600	23,437.92	22,985.00	－	0.80

	日本	機械		1,654,717,177	1,622,741,000	－	
26	村田製作所 日本	株式 電気機器	532,800	2,476.26 1,319,353,276	2,993.00 1,594,670,400	－ －	0.79
27	ＳＭＣ 日本	株式 機械	17,700	67,161.84 1,188,764,660	75,760.00 1,340,952,000	－ －	0.66
28	三菱電機 日本	株式 電気機器	658,300	1,575.37 1,037,067,528	1,999.00 1,315,941,700	－ －	0.65
29	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	350,400	2,803.88 982,479,762	3,645.00 1,277,208,000	－ －	0.63
30	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	213,500	6,107.79 1,304,013,999	5,595.00 1,194,532,500	－ －	0.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	電気機器	17.05
		輸送用機器	7.97
		情報・通信業	7.52
		卸売業	6.81
		銀行業	6.75
		化学	6.03
		機械	5.19
		サービス業	4.86
		医薬品	4.49
		小売業	4.18
		食料品	3.28
		陸運業	2.77
		保険業	2.35
		その他製品	2.31
		精密機器	2.31
		建設業	2.06
		不動産業	1.89
		電気・ガス業	1.37
		その他金融業	1.12
		鉄鋼	0.93
		海運業	0.82
		証券、商品先物取引業	0.79
		ゴム製品	0.68
		ガラス・土石製品	0.66
		非鉄金属	0.66
		金属製品	0.51
		石油・石炭製品	0.45
		空運業	0.44
		繊維製品	0.39
		鉱業	0.33
		パルプ・紙	0.16
		倉庫・運輸関連業	0.14
		水産・農林業	0.08
	小計		97.37
合　計（対純資産総額比）			97.37

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,587,177	26,903.06 42,699,921,412	27,455.45 43,576,660,986	－ －	5.22
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	716,549	52,481.64 37,605,670,821	53,225.96 38,139,010,131	－ －	4.57
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	942,706	20,595.16 19,415,185,421	21,753.88 20,507,518,289	－ －	2.46
4	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	250,753	69,884.96 17,523,864,339	70,237.05 17,612,151,650	－ －	2.11
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 メディア・娯楽	601,929	19,190.14 11,551,107,756	19,888.82 11,971,658,075	－ －	1.43
6	META PLATFORMS INC-A アメリカ	株式 メディア・娯楽	225,631	47,508.46 10,719,382,655	50,820.52 11,466,686,011	－ －	1.37
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア・娯楽	530,388	19,421.51 10,300,940,806	20,037.74 10,627,778,116	－ －	1.27
8	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・自動車部品	290,003	33,261.97 9,646,072,968	35,908.51 10,413,578,351	－ －	1.25
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	45,052	138,203.07 6,226,324,852	159,191.41 7,171,891,416	－ －	0.86
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	295,014	21,677.76 6,395,244,992	24,153.64 7,125,664,606	－ －	0.85
11	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	94,041	76,059.08 7,152,672,450	74,446.56 7,001,029,607	－ －	0.84
12	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロ	81,917	83,922.72 6,874,698,181	82,381.95 6,748,482,648	－ －	0.81

		ジー・ライフサイエンス					
13	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	132,789	50,906.06 6,759,765,622	50,714.15 6,734,281,675	－ －	0.81
14	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サービス	163,121	35,404.36 5,775,195,874	36,932.53 6,024,471,552	－ －	0.72
15	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	406,712	14,881.98 6,052,681,535	14,209.94 5,779,356,248	－ －	0.69
16	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	244,468	21,251.65 5,195,348,437	22,207.74 5,429,082,124	－ －	0.65
17	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サービス	85,417	56,795.17 4,851,273,262	60,464.96 5,164,735,966	－ －	0.62
18	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	101,531	43,588.51 4,425,585,713	49,266.06 5,002,033,231	－ －	0.60
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	239,282	21,426.44 5,126,963,718	20,668.88 4,945,692,355	－ －	0.59
20	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	331,293	14,633.68 4,848,038,434	14,718.05 4,875,988,926	－ －	0.58
21	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	271,054	16,654.58 4,514,290,784	16,283.94 4,413,829,674	－ －	0.53
22	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	40,925	98,783.05 4,042,696,371	107,768.60 4,410,430,282	－ －	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・	44,947	81,887.68 3,680,605,743	94,047.47 4,227,151,768	－ －	0.51

		小売り					
24	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	257,618	14,429.36 3,717,264,126	15,426.84 3,974,234,011	－ －	0.48
25	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	179,201	19,615.70 3,515,154,665	21,948.19 3,933,138,044	－ －	0.47
26	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	184,199	20,487.13 3,773,710,538	21,241.87 3,912,732,888	－ －	0.47
27	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	46,219	85,516.85 3,952,503,750	84,462.60 3,903,776,983	－ －	0.47
28	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	98,777	31,401.47 3,101,743,760	37,667.21 3,720,654,140	－ －	0.45
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	726,022	4,252.91 3,087,709,632	4,805.20 3,488,681,204	－ －	0.42
30	COCA-COLA CO アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	417,105	8,124.06 3,388,587,778	8,332.51 3,475,532,626	－ －	0.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.91
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		資本財	6.80
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.63
		金融サービス	6.63
		半導体・半導体製造装置	6.51
		メディア・娯楽	5.88
		銀行	5.39
		エネルギー	4.60
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.53
		ヘルスケア機器・サービス	4.28
		素材	3.98
		食品・飲料・タバコ	3.46
		保険	2.99
		公益事業	2.64
		消費者サービス	2.06
		自動車・自動車部品	2.04
		運輸	1.80
		生活必需品流通・小売り	1.68
		家庭用品・パーソナル用品	1.59
		商業・専門サービス	1.56
		耐久消費財・アパレル	1.52
		電気通信サービス	1.14
		不動産管理・開発	0.35
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		その他	0.01
	小計		95.79
投資証券	外国		2.00
	小計		2.00
合　計（対純資産総額比）			97.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はＧＩＣＳ分類（産業グループ）によるものです。なお、ＧＩＣＳに関する知的財産所有権はＳ＆Ｐ及びMSCI Inc.に帰属します。

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	第３４０回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	500,000,000	101.01 505,091,460	100.66 503,330,000	0.4 2025/9/20	0.94
2	第１４５回　利付国債（５年） 日本	国債証券	466,000,000	100.28 467,325,800	100.15 466,712,980	0.1 2025/9/20	0.87
3	第３７０回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	470,000,000	99.91 469,584,480	99.30 466,710,000	0.5 2033/3/20	0.87
4	第１４９回　利付国債（５年） 日本	国債証券	450,000,000	99.83 449,256,300	99.89 449,509,500	0.005 2026/9/20	0.84
5	第３３９回　利付国債（１	国債証	444,000,000	100.91	100.58	0.4	0.83

	０年) 日本	券		448,057,980	446,588,520	2025/6/20	
6	第３４１回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	438,000,000	100.78 441,434,800	100.54 440,400,240	0.3 2025/12/20	0.82
7	第３６９回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	437,000,000	98.03 428,392,380	99.48 434,762,560	0.5 2032/12/20	0.81
8	第３５０回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	431,000,000	99.45 428,629,500	99.74 429,918,190	0.1 2028/3/20	0.80
9	第１５０回　利付国債（５年) 日本	国債証券	423,000,000	99.81 422,205,400	99.85 422,373,960	0.005 2026/12/20	0.79
10	第１４４回　利付国債（５年) 日本	国債証券	401,000,000	100.29 402,176,600	100.14 401,581,450	0.1 2025/6/20	0.75
11	第５回　電通グループ 日本	社債券	400,000,000	99.49 397,994,800	99.83 399,332,000	0.32 2027/7/8	0.74
12	第３４２回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	395,000,000	100.29 396,145,500	100.15 395,608,300	0.1 2026/3/20	0.74
13	第４５３回　利付国債（２年) 日本	国債証券	395,000,000	99.84 394,388,000	99.97 394,893,350	0.005 2025/10/1	0.73
14	第３６４回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	392,000,000	96.73 379,181,600	97.39 381,776,640	0.1 2031/9/20	0.71
15	第３６５回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	393,000,000	96.63 379,755,900	97.12 381,697,320	0.1 2031/12/20	0.71
16	第３６２回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	384,000,000	97.14 373,017,600	97.96 376,193,280	0.1 2031/3/20	0.70
17	第３６３回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	384,000,000	96.89 372,057,600	97.68 375,114,240	0.1 2031/6/20	0.70
18	第３３８回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	368,000,000	100.89 371,275,200	100.50 369,862,080	0.4 2025/3/20	0.69
19	第３６１回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	373,000,000	97.37 363,190,100	98.23 366,412,820	0.1 2030/12/20	0.68
20	第１４６回　利付国債（５年) 日本	国債証券	362,000,000	100.24 362,895,510	100.15 362,564,720	0.1 2025/12/20	0.67
21	第３４５回　利付国債（１０年) 日本	国債証券	358,000,000	100.07 358,250,600	100.14 358,526,260	0.1 2026/12/20	0.67
22	第３６０回　利付国債（１０年)	国債証券	363,000,000	97.59	98.49	0.1	0.67

	日本			354,251,700	357,518,700	2030/9/20	
23	第３６８回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	364,000,000	101.61 369,860,400	97.13 353,556,840	0.2 2032/9/20	0.66
24	第３５１回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	341,000,000	99.32 338,681,200	99.64 339,792,860	0.1 2028/6/20	0.63
25	第３４９回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	337,000,000	99.60 335,652,000	99.92 336,733,770	0.1 2027/12/20	0.63
26	第３７２回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	330,000,000	100.30 331,009,230	101.69 335,593,500	0.8 2033/9/20	0.62
27	第３４８回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	335,000,000	99.73 334,095,500	100.00 335,000,000	0.1 2027/9/20	0.62
28	第１５３回　利付国債（５年） 日本	国債証券	335,000,000	99.46 333,191,000	99.72 334,075,400	0.005 2027/6/20	0.62
29	第３４６回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	333,000,000	100.19 333,632,700	100.12 333,422,910	0.1 2027/3/20	0.62
30	第３４４回　利付国債（１０年） 日本	国債証券	322,000,000	100.15 322,483,000	100.16 322,521,640	0.1 2026/9/20	0.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	国債証券	79.69
		特殊債券	8.52
		地方債証券	5.96
		社債券	4.84
	小計		99.02
	外国	社債券	0.18
	小計		0.18
合　計（対純資産総額比）			99.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資比率 （％）
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	1,639,554,800	96.28 1,578,573,573	97.01 1,590,548,507	2 2025/2/15	2.20
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	1,114,783,800	95.04 1,059,512,819	96.24 1,072,890,224	2.25 2025/11/15	1.48
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	1,093,509,300	95.80 1,047,625,649	96.75 1,058,046,793	2.125 2025/5/15	1.46
4	US TREASURY N/B	国債証	1,058,051,800	93.34	94.68	1.625	1.38

	アメリカ	券		987,617,291	1,001,837,507	2026/2/15	
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	978,627,000	93.13 911,493,187	95.67 936,262,237	2.875 2028/8/15	1.29
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	975,790,400	92.77 905,270,027	94.28 919,984,947	1.625 2026/5/15	1.27
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	977,208,700	91.88 897,957,074	93.51 913,836,715	1.5 2026/8/15	1.26
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	850,980,000	95.08 809,149,907	96.16 818,336,407	2 2025/8/15	1.13
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	863,744,700	91.74 792,485,762	93.96 811,609,069	2.25 2027/11/15	1.12
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	843,888,500	93.44 788,551,043	95.84 808,841,810	2.875 2028/5/15	1.12
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	799,921,200	93.25 745,950,516	95.54 764,324,706	2.75 2028/2/15	1.05
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	784,319,900	93.01 729,533,061	94.46 740,931,323	2 2026/11/15	1.02
13	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	720,496,400	92.18 664,175,196	94.24 679,039,037	2.25 2027/8/15	0.94
14	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	683,620,600	96.52 659,878,456	97.46 666,311,326	2.75 2025/6/30	0.92
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	650,999,700	91.33 594,571,046	94.15 612,929,237	2.625 2029/2/15	0.85
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	632,561,800	92.96 588,054,751	94.92 600,433,986	2.375 2027/5/15	0.83
17	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	706,313,400	77.81 549,624,835	81.17 573,321,649	0.625 2030/8/15	0.79
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	574,411,500	89.78 515,712,388	92.72 532,605,831	2.375 2029/5/15	0.74
19	WI TREASURY SEC. アメリカ	国債証 券	605,614,100	78.47 475,237,496	81.78 495,277,267	0.625 2030/5/15	0.68
20	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	513,424,600	93.01 477,570,784	94.86 487,070,515	2.25 2027/2/15	0.67
21	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	575,829,800	79.27 456,503,620	82.24 473,620,010	0.875 2030/11/15	0.65
22	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	537,535,700	83.96 451,336,475	87.17 468,596,746	1.5 2030/2/15	0.65
23	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	514,842,900	85.90 442,260,347	89.02 458,328,594	1.625 2029/8/15	0.63
24	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	448,182,800	96.78 433,791,650	97.48 436,924,448	2.25 2024/12/31	0.60
25	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	438,254,700	94.29 413,259,053	96.59 423,323,362	3.125 2028/11/15	0.58
26	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	453,856,000	86.07 390,652,013	89.29 405,275,253	1.75 2029/11/15	0.56
27	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	407,052,100	96.72 393,725,214	97.57 397,193,298	2.625 2025/3/31	0.55
28	US TREASURY N/B アメリカ	国債証 券	377,267,800	97.48 367,767,601	98.48 371,548,420	3.5 2025/9/15	0.51
29	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債証 券	350,676,480	99.92 350,423,992	100.09 351,002,609	2.3 2026/5/15	0.48

30	US TREASURY N/B アメリカ	国債証券	365,921,400	94.45 345,623,739	95.85 350,768,594	2.25 2026/3/31	0.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	外国	国債証券	98.87
	小計		98.87
合　計（対純資産総額比）			98.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は額面金額	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	平成２６年度第１回　滋賀県公募公債 日本	地方債証券	200,000,000	100.46 200,921,004	100.46 200,921,004	0.495 2024/11/28	14.36
2	令和元年度第８回　神戸市公募公債（５年） 日本	地方債証券	200,000,000	100.00 200,017,764	100.00 200,017,764	0.001 2024/10/25	14.29
3	第１３２回　共同発行市場公募地方債 日本	地方債証券	155,000,000	100.15 155,235,665	100.15 155,235,665	0.66 2024/3/25	11.09
4	平成２６年度第４回　京都府公募公債 日本	地方債証券	100,000,000	100.31 100,318,730	100.31 100,318,730	0.664 2024/6/20	7.17
5	平成２５年度第１１回　埼玉県公募公債 日本	地方債証券	86,000,000	100.15 86,132,663	100.15 86,132,663	0.655 2024/3/26	6.15
6	第２２７回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 日本	特殊債券	82,000,000	100.39 82,322,532	100.39 82,322,532	0.544 2024/9/30	5.88
7	第２３１回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券 日本	特殊債券	79,000,000	100.44 79,353,928	100.44 79,353,928	0.495 2024/11/29	5.67
8	令和元年度第１回　長崎県公募公債 日本	地方債証券	56,000,000	100.00 56,002,543	100.00 56,002,543	0.01 2024/6/26	4.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別及び業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
公社債券	国内	地方債証券	57.06
		特殊債券	11.55
	小計		68.61
合　計（対純資産総額比）			68.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５
該当事項はありません。

（参考）
ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０
該当事項はありません。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５
該当事項はありません。

（参考）
ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ先物　０６０３月	買建	236	5,541,624,800	5,583,760,000	2.76

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	シカゴ商品取引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202403	買建	379	12,609,753,207	12,987,534,431	1.56
	ＥＵＲＥＸ取引所	DJ EURO STOXX 50 202403	買建	448	3,229,750,235	3,199,214,592	0.38
	ＩＣＥ－ＥＵ	FTSE 100 INDEX FUTURE 202403	買建	91	1,248,250,003	1,273,505,815	0.15

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド

該当事項はありません。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1計算期間末（2017年12月20日）	1,042,745	1,042,745	1.0427	1.0427
第2計算期間末（2018年12月20日）	75,725,362	75,725,362	1.0070	1.0070
第3計算期間末（2019年12月20日）	457,912,286	457,912,286	1.0627	1.0627
第4計算期間末（2020年12月21日）	1,301,134,378	1,301,134,378	1.0837	1.0837
第5計算期間末（2021年12月20日）	2,216,280,204	2,216,280,204	1.1106	1.1106
第6計算期間末（2022年12月20日）	2,533,256,615	2,533,256,615	1.0578	1.0578
第7計算期間末（2023年12月20日）	2,722,334,064	2,722,334,064	1.0816	1.0816
2022年12月末日	2,538,221,971	－	1.0515	－
2023年1月末日	2,539,020,297	－	1.0525	－
2月末日	2,548,871,192	－	1.0615	－
3月末日	2,633,798,500	－	1.0725	－
4月末日	2,668,223,759	－	1.0762	－
5月末日	2,700,313,245	－	1.0790	－
6月末日	2,777,609,533	－	1.0873	－
7月末日	2,729,970,055	－	1.0762	－
8月末日	2,723,143,079	－	1.0729	－
9月末日	2,694,301,476	－	1.0667	－
10月末日	2,658,816,378	－	1.0534	－
11月末日	2,719,045,821	－	1.0732	－
12月末日	2,713,162,691	－	1.0773	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2019年12月20日）	73,587,808	73,587,808	1.1045	1.1045
第2計算期間末 （2020年12月21日）	1,170,122,248	1,170,122,248	1.1535	1.1535
第3計算期間末 （2021年12月20日）	2,832,119,430	2,832,119,430	1.2486	1.2486
第4計算期間末 （2022年12月20日）	3,415,761,311	3,415,761,311	1.2115	1.2115
第5計算期間末 （2023年12月20日）	4,360,316,088	4,360,316,088	1.3221	1.3221
2022年12月末日	3,421,047,844	－	1.2013	－
2023年1月末日	3,447,924,229	－	1.2142	－
2月末日	3,514,640,388	－	1.2320	－
3月末日	3,603,316,916	－	1.2459	－
4月末日	3,653,064,472	－	1.2582	－
5月末日	3,717,700,553	－	1.2749	－
6月末日	3,949,959,084	－	1.3092	－
7月末日	3,967,884,892	－	1.2996	－
8月末日	4,015,370,971	－	1.3007	－
9月末日	3,977,924,452	－	1.2888	－
10月末日	4,028,100,210	－	1.2634	－
11月末日	4,289,579,715	－	1.3083	－
12月末日	4,347,019,213	－	1.3138	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2017年12月20日）	1,082,306	1,082,306	1.0823	1.0823
第2計算期間末 （2018年12月20日）	70,055,216	70,055,216	0.9897	0.9897
第3計算期間末 （2019年12月20日）	564,969,332	564,969,332	1.1252	1.1252
第4計算期間末 （2020年12月21日）	1,687,473,196	1,687,473,196	1.1936	1.1936
第5計算期間末 （2021年12月20日）	3,957,865,139	3,957,865,139	1.3568	1.3568
第6計算期間末 （2022年12月20日）	5,290,595,383	5,290,595,383	1.3354	1.3354
第7計算期間末 （2023年12月20日）	7,949,712,335	7,949,712,335	1.5656	1.5656
2022年12月末日	5,341,049,401	－	1.3239	－
2023年1月末日	5,505,904,612	－	1.3537	－
2月末日	5,660,858,995	－	1.3786	－
3月末日	5,877,172,568	－	1.3902	－
4月末日	6,007,013,681	－	1.4130	－
5月末日	6,253,132,816	－	1.4491	－
6月末日	6,874,586,020	－	1.5183	－
7月末日	6,942,982,337	－	1.5187	－
8月末日	7,180,546,024	－	1.5297	－
9月末日	7,221,816,552	－	1.5130	－
10月末日	7,272,095,403	－	1.4778	－
11月末日	7,818,393,823	－	1.5493	－
12月末日	7,954,503,388	－	1.5582	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2019年12月20日）	46,572,387	46,572,387	1.1461	1.1461
第2計算期間末 （2020年12月21日）	520,318,560	520,318,560	1.2197	1.2197
第3計算期間末 （2021年12月20日）	1,600,494,859	1,600,494,859	1.4045	1.4045
第4計算期間末 （2022年12月20日）	2,233,691,382	2,233,691,382	1.3899	1.3899
第5計算期間末 （2023年12月20日）	3,649,665,010	3,649,665,010	1.6933	1.6933
2022年12月末日	2,251,997,281	－	1.3786	－
2023年1月末日	2,328,476,912	－	1.4182	－
2月末日	2,414,298,348	－	1.4470	－
3月末日	2,515,874,372	－	1.4570	－
4月末日	2,575,478,847	－	1.4860	－
5月末日	2,707,348,668	－	1.5337	－
6月末日	3,079,339,710	－	1.6241	－
7月末日	3,123,749,468	－	1.6312	－
8月末日	3,255,203,752	－	1.6485	－
9月末日	3,258,057,173	－	1.6290	－
10月末日	3,307,803,584	－	1.5881	－
11月末日	3,581,043,207	－	1.6757	－
12月末日	3,674,841,849	－	1.6872	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2017年12月20日）	1,088,135	1,088,135	1.0881	1.0881
第2計算期間末 （2018年12月20日）	43,412,324	43,412,324	0.9867	0.9867
第3計算期間末 （2019年12月20日）	264,521,692	264,521,692	1.1346	1.1346
第4計算期間末 （2020年12月21日）	682,760,159	682,760,159	1.2107	1.2107
第5計算期間末 （2021年12月20日）	1,665,050,649	1,665,050,649	1.3997	1.3997
第6計算期間末 （2022年12月20日）	2,343,102,893	2,343,102,893	1.3874	1.3874
第7計算期間末 （2023年12月20日）	4,020,533,991	4,020,533,991	1.7092	1.7092
2022年12月末日	2,385,398,881	－	1.3762	－
2023年1月末日	2,489,672,028	－	1.4183	－
2月末日	2,583,702,409	－	1.4479	－
3月末日	2,747,424,228	－	1.4573	－
4月末日	2,824,337,649	－	1.4878	－
5月末日	2,970,840,599	－	1.5383	－
6月末日	3,374,416,180	－	1.6340	－
7月末日	3,420,195,938	－	1.6432	－
8月末日	3,566,207,058	－	1.6622	－
9月末日	3,624,843,493	－	1.6420	－
10月末日	3,637,099,516	－	1.6000	－
11月末日	3,949,013,458	－	1.6914	－
12月末日	4,036,700,185	－	1.7036	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2019年12月20日）	25,150,378	25,150,378	1.1540	1.1540
第2計算期間末 （2020年12月21日）	146,693,410	146,693,410	1.2328	1.2328
第3計算期間末 （2021年12月20日）	680,452,088	680,452,088	1.4312	1.4312
第4計算期間末 （2022年12月20日）	961,493,290	961,493,290	1.4202	1.4202
第5計算期間末 （2023年12月20日）	1,732,803,789	1,732,803,789	1.7581	1.7581
2022年12月末日	979,591,361	－	1.4086	－
2023年1月末日	1,023,118,140	－	1.4529	－
2月末日	1,062,267,195	－	1.4836	－
3月末日	1,127,740,944	－	1.4929	－
4月末日	1,175,619,297	－	1.5248	－
5月末日	1,239,136,137	－	1.5779	－
6月末日	1,393,896,731	－	1.6784	－
7月末日	1,419,752,764	－	1.6887	－
8月末日	1,485,723,355	－	1.7091	－
9月末日	1,499,877,383	－	1.6881	－
10月末日	1,534,718,499	－	1.6444	－
11月末日	1,704,699,248	－	1.7399	－
12月末日	1,738,998,192	－	1.7526	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2016年12月20日）	1,141,342	1,141,342	1.1413	1.1413
第2計算期間末 （2017年12月20日）	2,854,940	2,854,940	1.3107	1.3107
第3計算期間末 （2018年12月20日）	71,901,230	71,901,230	1.1820	1.1820
第4計算期間末 （2019年12月20日）	359,193,901	359,193,901	1.3682	1.3682
第5計算期間末 （2020年12月21日）	653,687,309	653,687,309	1.4629	1.4629
第6計算期間末 （2021年12月20日）	1,303,595,387	1,303,595,387	1.7047	1.7047
第7計算期間末 （2022年12月20日）	1,936,383,924	1,936,383,924	1.6932	1.6932
第8計算期間末 （2023年12月20日）	3,361,093,915	3,361,093,915	2.1081	2.1081
2022年12月末日	1,952,157,545	－	1.6795	－
2023年1月末日	2,045,900,252	－	1.7338	－
2月末日	2,123,785,849	－	1.7710	－
3月末日	2,233,023,612	－	1.7816	－
4月末日	2,303,934,325	－	1.8206	－
5月末日	2,424,251,648	－	1.8858	－
6月末日	2,766,403,942	－	2.0091	－
7月末日	2,838,272,139	－	2.0226	－
8月末日	2,988,833,855	－	2.0481	－
9月末日	3,009,018,677	－	2.0226	－
10月末日	2,994,670,771	－	1.9698	－
11月末日	3,260,148,547	－	2.0861	－
12月末日	3,367,164,436	－	2.1016	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （円）	純資産総額 （分配付） （円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1計算期間末 （2019年12月20日）	32,944,282	32,944,282	1.1609	1.1609
第2計算期間末 （2020年12月21日）	175,309,722	175,309,722	1.2428	1.2428
第3計算期間末 （2021年12月20日）	855,240,032	855,240,032	1.4537	1.4537
第4計算期間末 （2022年12月20日）	1,380,917,359	1,380,917,359	1.4453	1.4453
第5計算期間末 （2023年12月20日）	2,570,982,906	2,570,982,906	1.8090	1.8090
2022年12月末日	1,407,139,484	－	1.4336	－
2023年1月末日	1,473,729,393	－	1.4812	－
2月末日	1,523,736,488	－	1.5134	－
3月末日	1,603,771,811	－	1.5221	－
4月末日	1,638,304,346	－	1.5562	－
5月末日	1,769,567,655	－	1.6134	－
6月末日	1,983,086,132	－	1.7214	－
7月末日	2,078,037,423	－	1.7341	－
8月末日	2,230,161,569	－	1.7567	－
9月末日	2,252,903,721	－	1.7346	－
10月末日	2,281,713,591	－	1.6888	－
11月末日	2,493,493,224	－	1.7902	－
12月末日	2,569,481,721	－	1.8037	－

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（円）	純資産総額（分配付）（円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1計算期間末（2022年12月20日）	101,765,896	101,765,896	0.9679	0.9679
第2計算期間末（2023年12月20日）	499,851,453	499,851,453	1.2148	1.2148
2022年12月末日	96,290,965	－	0.9600	－
2023年1月末日	102,954,796	－	0.9923	－
2月末日	112,220,608	－	1.0140	－
3月末日	136,434,776	－	1.0198	－
4月末日	140,842,530	－	1.0428	－
5月末日	201,164,689	－	1.0818	－
6月末日	265,684,933	－	1.1551	－
7月末日	306,632,132	－	1.1639	－
8月末日	336,913,893	－	1.1794	－
9月末日	370,210,453	－	1.1645	－
10月末日	397,607,758	－	1.1336	－
11月末日	460,510,039	－	1.2022	－
12月末日	516,066,942	－	1.2114	－

②【分配の推移】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

	収益率（%）
第1計算期間	4.3
第2計算期間	△3.4
第3計算期間	5.5
第4計算期間	2.0
第5計算期間	2.5
第6計算期間	△4.8
第7計算期間	2.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

	収益率（%）
第1計算期間	10.5
第2計算期間	4.4
第3計算期間	8.2
第4計算期間	△3.0
第5計算期間	9.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

	収益率（%）
第1計算期間	8.2
第2計算期間	△8.6
第3計算期間	13.7
第4計算期間	6.1
第5計算期間	13.7
第6計算期間	△1.6
第7計算期間	17.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

	収益率（%）
第1計算期間	14.6
第2計算期間	6.4
第3計算期間	15.2
第4計算期間	△1.0
第5計算期間	21.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

	収益率（%）
第1計算期間	8.8
第2計算期間	△9.3
第3計算期間	15.0
第4計算期間	6.7
第5計算期間	15.6
第6計算期間	△0.9
第7計算期間	23.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

	収益率（%）
第1計算期間	15.4
第2計算期間	6.8
第3計算期間	16.1
第4計算期間	△0.8
第5計算期間	23.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

	収益率（%）
第1計算期間	14.1
第2計算期間	14.8
第3計算期間	△9.8
第4計算期間	15.8
第5計算期間	6.9
第6計算期間	16.5
第7計算期間	△0.7
第8計算期間	24.5

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

	収益率（%）
第1計算期間	16.1
第2計算期間	7.1
第3計算期間	17.0
第4計算期間	△0.6
第5計算期間	25.2

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

	収益率（%）
第1計算期間	△3.2
第2計算期間	25.5

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数により算出しています（第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

（４）【設定及び解約の実績】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	1,000,000	0	1,000,000
第2計算期間	86,246,774	12,050,899	75,195,875
第3計算期間	387,560,915	31,880,755	430,876,035
第4計算期間	922,348,817	152,580,214	1,200,644,638
第5計算期間	1,051,584,639	256,647,601	1,995,581,676
第6計算期間	692,135,856	292,900,893	2,394,816,639
第7計算期間	605,456,093	483,280,969	2,516,991,763

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	73,774,281	7,147,035	66,627,246
第2計算期間	973,321,960	25,560,840	1,014,388,366
第3計算期間	1,471,484,708	217,636,186	2,268,236,888
第4計算期間	777,589,965	226,321,591	2,819,505,262
第5計算期間	898,037,242	419,575,854	3,297,966,650

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	1,000,000	0	1,000,000
第2計算期間	75,898,281	6,116,182	70,782,099
第3計算期間	472,272,256	40,931,452	502,122,903
第4計算期間	1,069,111,112	157,447,877	1,413,786,138
第5計算期間	1,722,619,889	219,279,074	2,917,126,953
第6計算期間	1,270,427,866	225,885,421	3,961,669,398
第7計算期間	1,504,116,257	388,063,722	5,077,721,933

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	43,349,876	2,715,954	40,633,922
第2計算期間	409,608,219	23,643,836	426,598,305
第3計算期間	793,296,990	80,312,773	1,139,582,522
第4計算期間	577,964,059	110,442,564	1,607,104,017
第5計算期間	720,019,772	171,754,084	2,155,369,705

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	1,000,000	0	1,000,000
第2計算期間	45,814,915	2,817,018	43,997,897
第3計算期間	215,465,288	26,325,617	233,137,568
第4計算期間	414,415,117	83,597,702	563,954,983
第5計算期間	735,655,901	110,059,244	1,189,551,640
第6計算期間	657,710,443	158,392,989	1,688,869,094
第7計算期間	845,600,842	182,133,107	2,352,336,829

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	25,368,600	3,574,381	21,794,219
第2計算期間	113,562,838	16,369,433	118,987,624
第3計算期間	418,895,243	62,456,116	475,426,751
第4計算期間	302,826,414	101,223,638	677,029,527
第5計算期間	440,631,664	132,073,564	985,587,627

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	1,000,000	0	1,000,000
第2計算期間	2,178,145	1,000,000	2,178,145
第3計算期間	67,199,823	8,549,894	60,828,074
第4計算期間	228,564,856	26,865,852	262,527,078
第5計算期間	290,087,575	105,775,306	446,839,347
第6計算期間	495,378,300	177,500,475	764,717,172
第7計算期間	560,878,174	182,005,090	1,143,590,256
第8計算期間	699,384,047	248,592,208	1,594,382,095

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	37,713,552	9,335,463	28,378,089
第2計算期間	179,902,566	67,216,411	141,064,244
第3計算期間	605,255,833	158,007,296	588,312,781
第4計算期間	680,503,778	313,376,343	955,440,216
第5計算期間	803,872,816	338,125,553	1,421,187,479

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

	設定口数	解約口数	発行済数量
第1計算期間	221,837,749	116,696,572	105,141,177
第2計算期間	470,611,031	164,299,857	411,452,351

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

3.運用実績

2023年12月末現在

DCニッセイターゲットデートファンド2025

●基準価額・純資産の推移

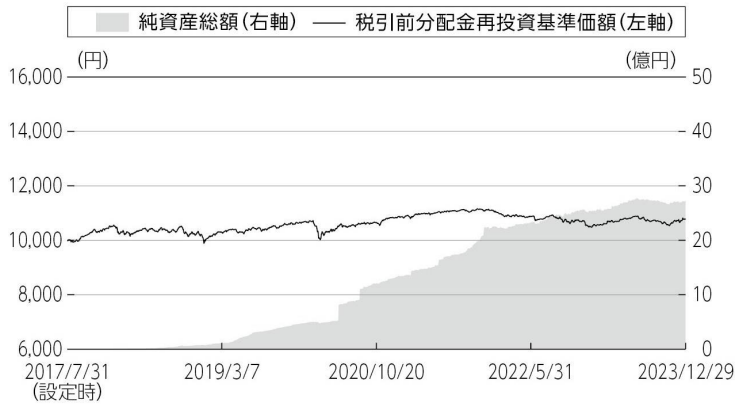

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	10,773円
純資産総額	27億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●資産構成比率

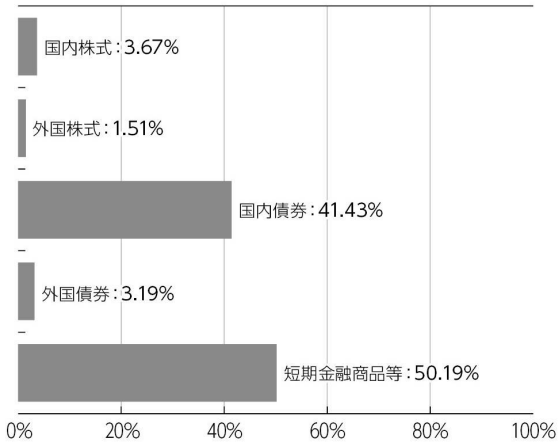

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

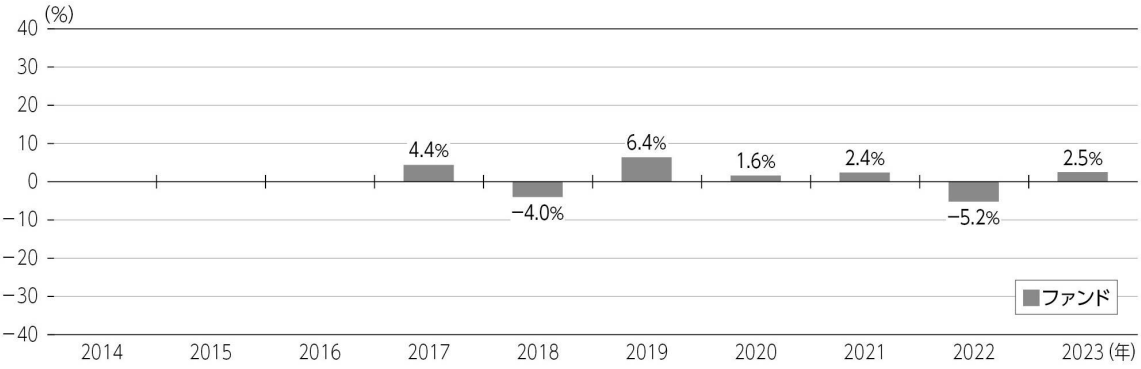

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2017年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2030

●基準価額・純資産の推移

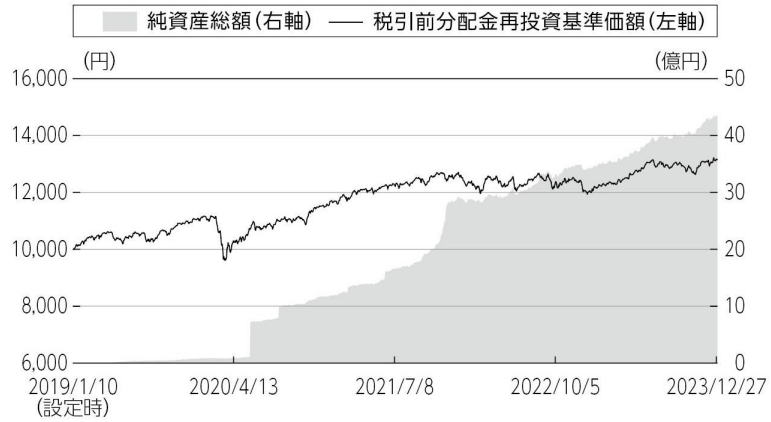

基準価額	13,138円
純資産総額	43億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

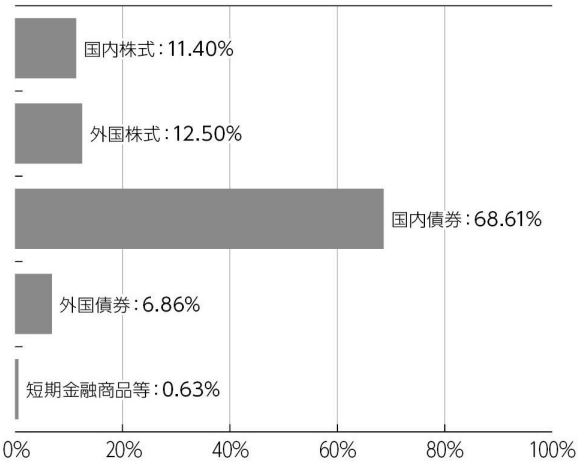

・比率（当ファンドにおける実質組入比率）は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

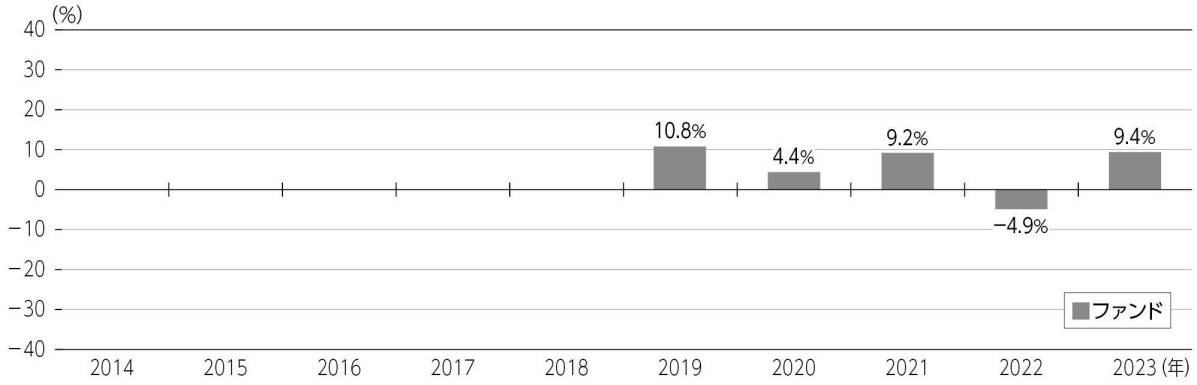

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2019年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2035

●基準価額・純資産の推移

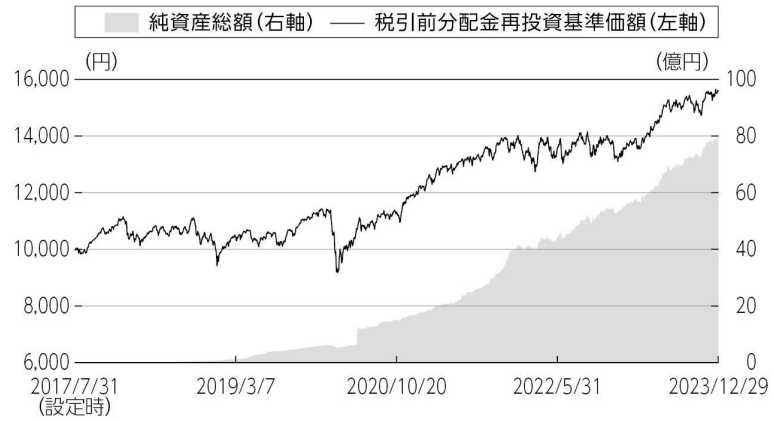

基準価額	15,582円
純資産総額	79億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

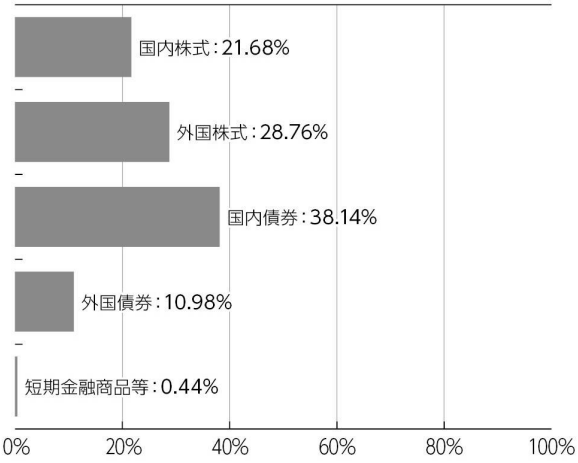

・比率（当ファンドにおける実質組入比率）は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

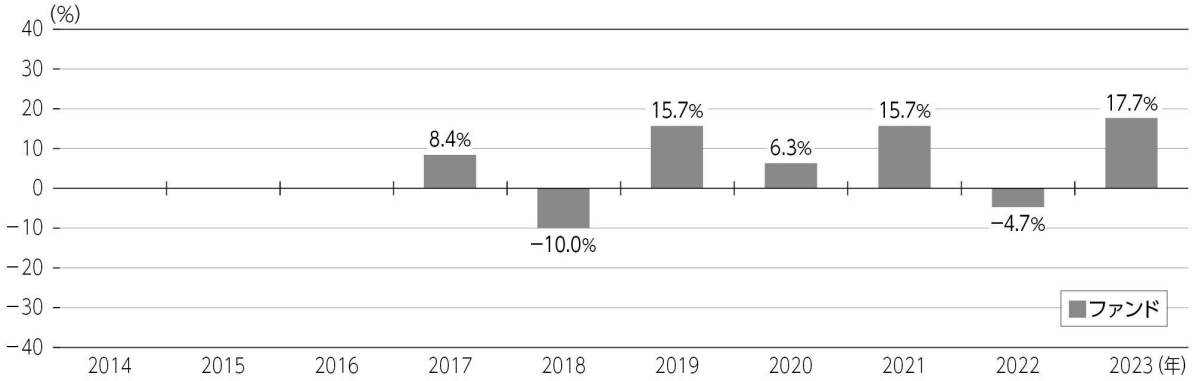

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2017年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2040

●基準価額・純資産の推移

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	16,872円
純資産総額	36億円

●分配の推移　1万口当り(税引前)

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●資産構成比率

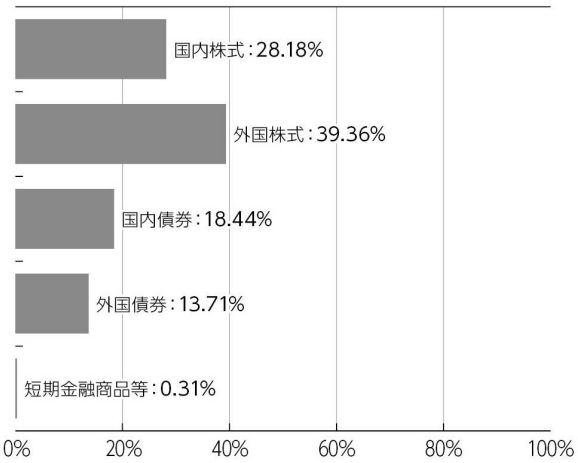

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

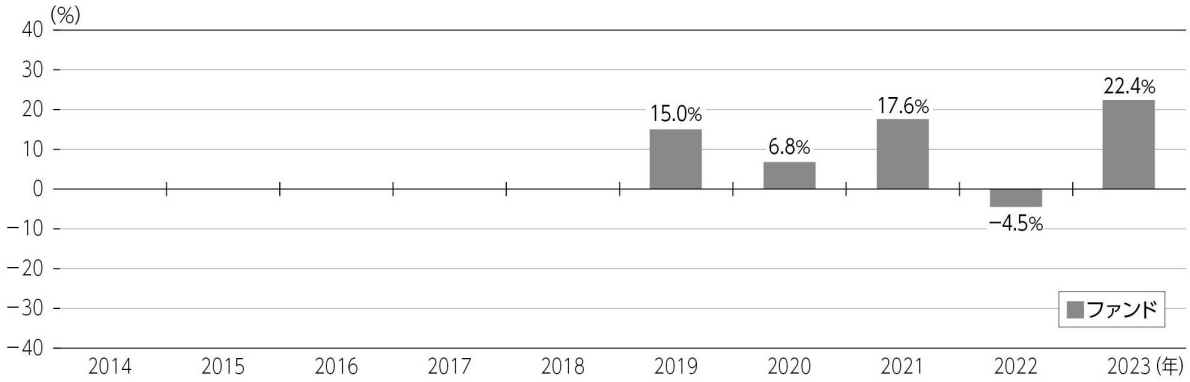

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2019年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2045

●基準価額・純資産の推移

基準価額	17,036円
純資産総額	40億円

●分配の推移　1万口当り(税引前)

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

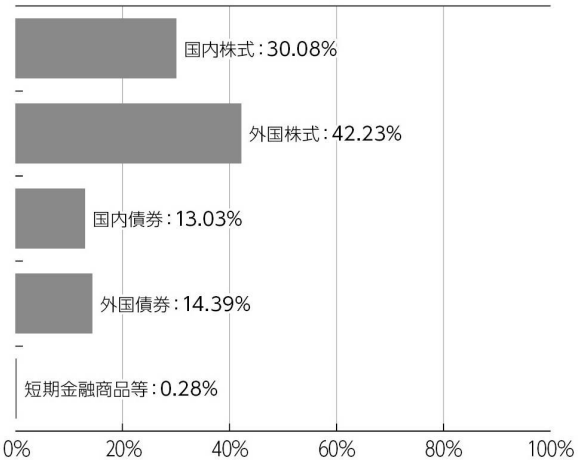

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

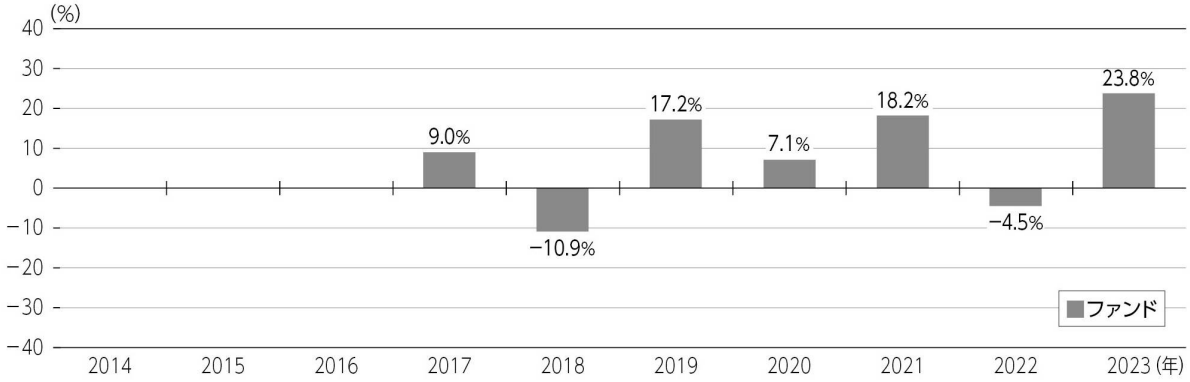

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2017年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2050

●基準価額・純資産の推移

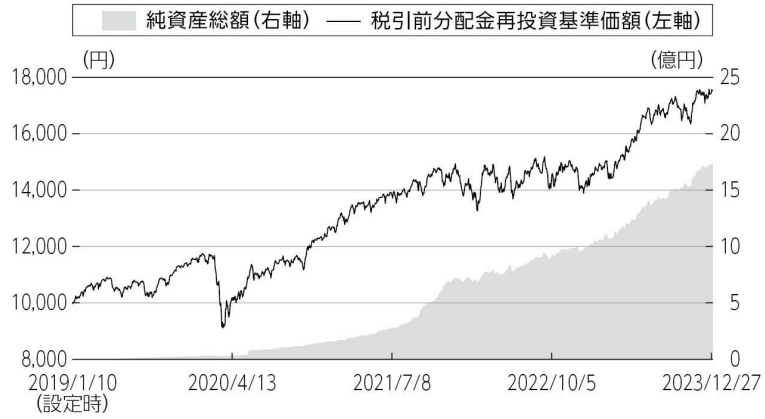

基準価額	17,526円
純資産総額	17億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

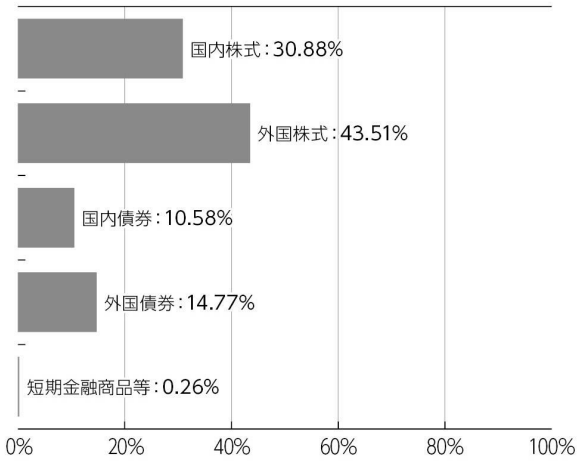

・比率（当ファンドにおける実質組入比率）は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

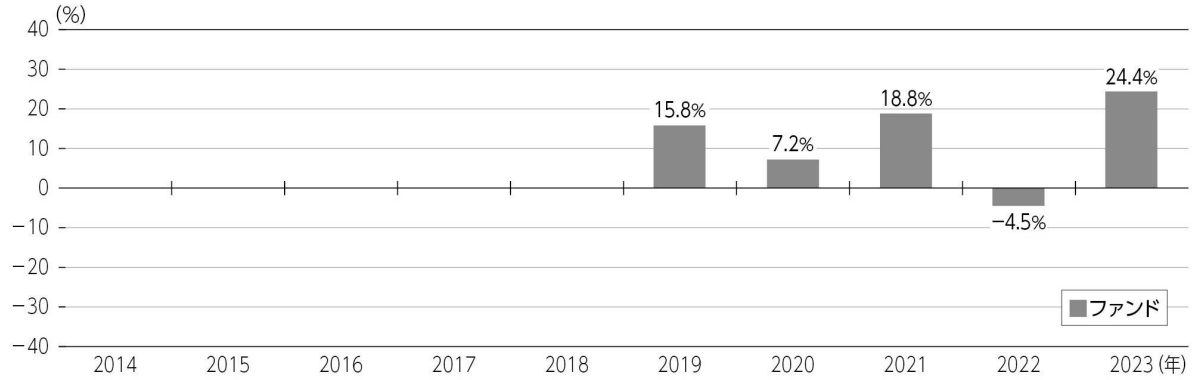

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2019年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2055

●基準価額・純資産の推移

基準価額	21,016円
純資産総額	33億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

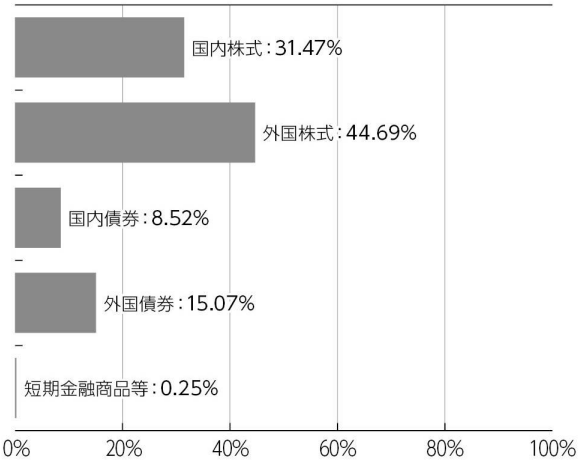

・比率（当ファンドにおける実質組入比率）は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

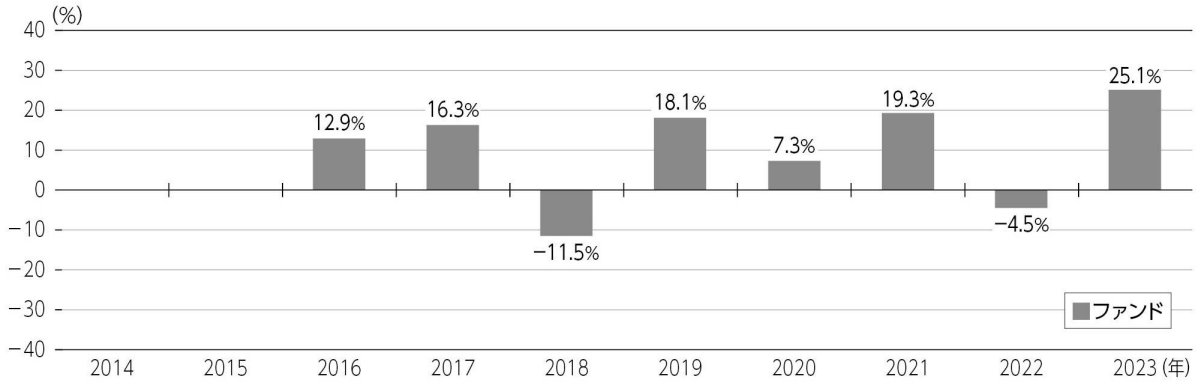

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2016年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2060

●基準価額・純資産の推移

基準価額	18,037円
純資産総額	25億円

●分配の推移　1万口当り(税引前)

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

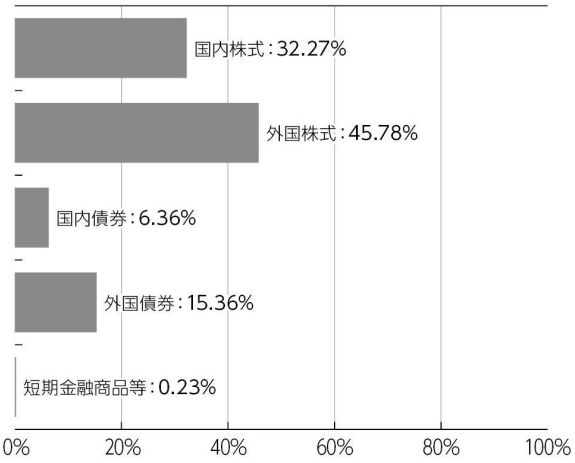

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

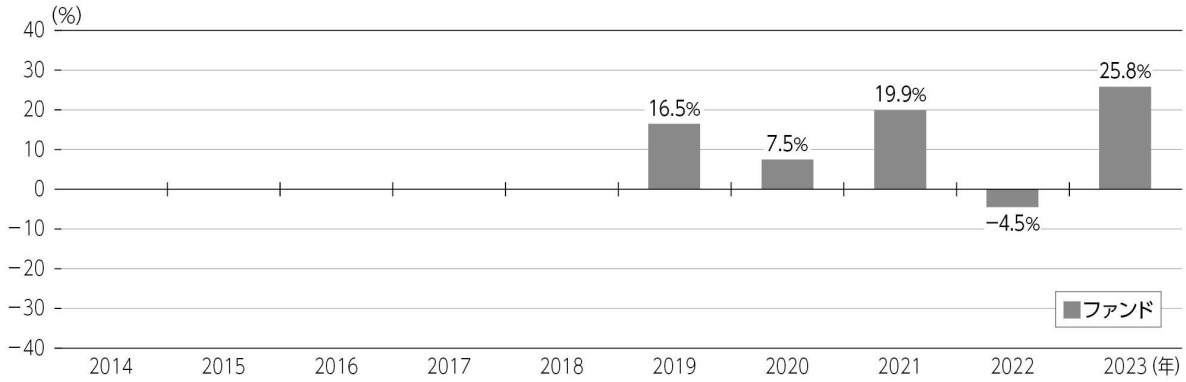

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2019年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

DCニッセイターゲットデートファンド2065

●基準価額・純資産の推移

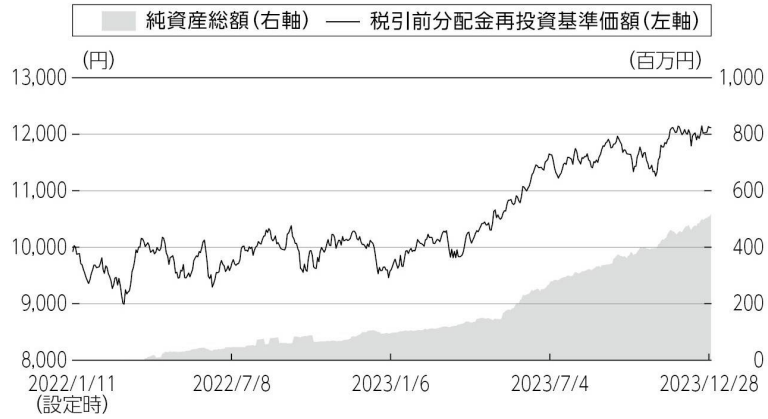

基準価額	12,114円
純資産総額	516百万円

●分配の推移　1万口当り(税引前)

2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

●資産構成比率

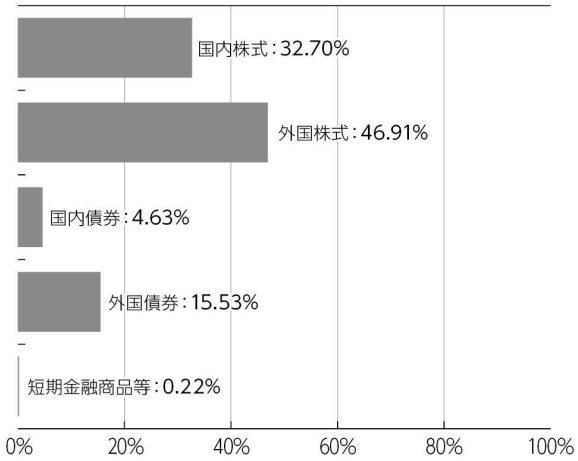

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

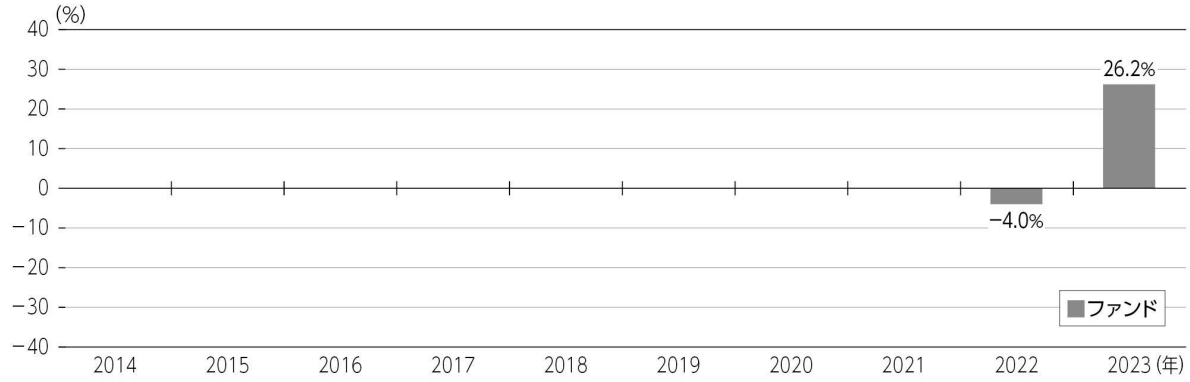

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2022年はファンド設定時から年末まで、2023年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

◉マザーファンドの状況

1.ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	比率
1	トヨタ自動車	4.2%
2	ソニーグループ	2.8%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2.2%
4	キーエンス	1.8%
5	信越化学工業	1.6%

・比率は対組入株式評価額比です。

組入上位業種

	業 種	比率
1	電気機器	17.5%
2	輸送用機器	8.2%
3	情報・通信業	7.7%
4	卸売業	7.0%
5	銀行業	6.9%

・比率は対組入株式評価額比です。

2.ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	業種	比率
1	アップル	情報技術	5.3%
2	マイクロソフト	情報技術	4.7%
3	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	2.5%
4	エヌビディア	情報技術	2.2%
5	アルファベット(A)	コミュニケーション・サービス	1.5%

・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
・比率は対組入株式等評価額比です。

組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	74.5%
2	イギリス	4.2%
3	フランス	3.4%
4	カナダ	3.4%
5	スイス	2.8%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
・比率は対組入株式等評価額比です。

3.ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	償還日	クーポン	比率
1	第340回　利付国債(10年)	2025/09/20	0.400%	0.9%
2	第145回　利付国債(5年)	2025/09/20	0.100%	0.9%
3	第370回　利付国債(10年)	2033/03/20	0.500%	0.9%
4	第149回　利付国債(5年)	2026/09/20	0.005%	0.8%
5	第339回　利付国債(10年)	2025/06/20	0.400%	0.8%

・比率は対組入債券評価額比です。

組入債券種別

種 別	比率
日本国債	80.3%
その他	19.7%

・比率は対組入債券評価額比です。

4.ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	2025/02/15	2.000%	2.2%
2	アメリカ国債	2025/11/15	2.250%	1.5%
3	アメリカ国債	2025/05/15	2.125%	1.5%
4	アメリカ国債	2026/02/15	1.625%	1.4%
5	アメリカ国債	2028/08/15	2.875%	1.3%

・比率は対組入債券評価額比です。

組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	47.0%
2	フランス	8.5%
3	イタリア	7.6%
4	中国	7.1%
5	ドイツ	6.7%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
・比率は対組入債券評価額比です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

5. ニッセイマネーマーケットマザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	種 別	償還日	比率
1	平成26年度第1回　滋賀県公募公債	地方債	2024/11/28	20.9%
2	令和元年度第8回　神戸市公募公債(5年)	地方債	2024/10/25	20.8%
3	第132回　共同発行市場公募地方債	地方債	2024/03/25	16.2%
4	平成26年度第4回　京都府公募公債	地方債	2024/06/20	10.4%
5	平成25年度第11回　埼玉県公募公債	地方債	2024/03/26	9.0%

・比率は対組入債券評価額比です。

組入比率

種 別	比率
債券	68.6%
現金、その他	31.4%

・比率は対純資産総額比です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

②　取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③　申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　申込手数料

ありません。

⑦　その他

１．ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

２．定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。

３．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

２【換金（解約）手続等】

①　換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後３時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

②　換金方法

「解約請求」および「買取請求」の２つの方法があります。

③　換金単位

各販売会社が定める単位とします。

○　販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④　換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○　換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご確認ください。

○　換金手数料はありません。

⑤　信託財産留保額

ありません。

⑥　支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として６営業日目からお支払いします。

⑦　その他

１．受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

２．換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

３．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が１年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内不動産投資信託証券	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
外国不動産投資信託証券	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　０１２０-７６２-５０６

（9:00～17:00　土日祝日・年末年始を除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「ターゲットデート２０２５」

2017年7月31日から2036年12月22日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０３０」

2019年1月10日から2041年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０３５」

2017年7月31日から2046年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０４０」

2019年1月10日から2051年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０４５」

2017年7月31日から2056年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０５０」

2019年1月10日から2061年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０５５」

2016年7月29日から2066年12月20日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０６０」

2019年1月10日から2071年12月21日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「ターゲットデート２０６５」

2022年1月11日から2076年12月21日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

①　繰上償還

１．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ⅰ．受益権の口数が10億口を下回っている場合

ⅱ．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ⅲ．やむを得ない事情が発生したとき

２．委託会社は、前記１．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

４．前記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５．前記２．から４．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記２．から４．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

６．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。

７．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁が

この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　約款の変更等　２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

８．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。

９．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

②　約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「②　約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

３．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。

４．前記２．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

５．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

６．前記２．から５．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

７．前記１．から６．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

８．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記１．から７．までの規定にしたがいます。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「①　繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「②　約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

④　公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。

○　電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付します。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の１ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後※、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後※、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２　換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。

（６）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

①　他の受益者の氏名または名称および住所

②　他の受益者が有する受益権の内容

第３【ファンドの経理状況】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（2022年12月21日から2023年12月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　　瀬　　和　　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

１【財務諸表】

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,059	48,899
コール・ローン	3,284,401	2,099,048
親投資信託受益証券	2,533,274,153	2,722,346,155
未収入金	154,137	4,938,363
流動資産合計	2,536,746,750	2,729,432,465
資産合計	2,536,746,750	2,729,432,465
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,107	4,878,114
未払受託者報酬	337,444	299,810
未払委託者報酬	2,975,316	1,799,088
その他未払費用	111,268	121,389
流動負債合計	3,490,135	7,098,401
負債合計	3,490,135	7,098,401
純資産の部		
元本等		
元本	2,394,816,639	2,516,991,763
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	138,439,976	205,342,301
（分配準備積立金）	57,837,724	47,659,835
元本等合計	2,533,256,615	2,722,334,064
純資産合計	2,533,256,615	2,722,334,064
負債純資産合計	2,536,746,750	2,729,432,465

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	18	13
有価証券売買等損益	△108,772,637	62,231,471
営業収益合計	△108,772,619	62,231,484
営業費用		
支払利息	816	301
受託者報酬	710,792	585,847
委託者報酬	5,962,420	3,515,558
その他費用	214,750	237,881
営業費用合計	6,888,778	4,339,587
営業利益又は営業損失（△）	△115,661,397	57,891,897
経常利益又は経常損失（△）	△115,661,397	57,891,897
当期純利益又は当期純損失（△）	△115,661,397	57,891,897
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,518,473	4,664,206
期首剰余金又は期首欠損金（△）	220,698,528	138,439,976
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,499,075	42,310,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,499,075	42,310,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,614,703	28,636,334
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,614,703	28,636,334
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	138,439,976	205,342,301

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	1,995,581,676円	2,394,816,639円
期中追加設定元本額	692,135,856円	605,456,093円
期中一部解約元本額	292,900,893円	483,280,969円
２．　受益権の総数	2,394,816,639口	2,516,991,763口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（199,880,320円）及び分配準備積立金（57,837,724円）より分配対象収益は257,718,044円（1万口当たり1,076.15円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（223,205,966円）及び分配準備積立金（47,659,835円）より分配対象収益は270,865,801円（1万口当たり1,076.15円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△102,784,388	52,778,329
合計	△102,784,388	52,778,329

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0578円 （10,578円）	1.0816円 （10,816円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	40,986,273	113,724,611	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	63,772,091	106,250,680	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	13,006,318	49,594,391	
	ニッセイマネーマーケットマザーファンド	673,364,480	675,047,891	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	1,883,785,718	1,777,728,582	
親投資信託受益証券　合計		2,674,914,880	2,722,346,155	
合計			2,722,346,155	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	46,142	111,460
コール・ローン	4,449,666	4,784,561
親投資信託受益証券	3,415,784,981	4,360,345,749
未収入金	1,282,641	2,806,679
流動資産合計	3,421,563,430	4,368,048,449
資産合計	3,421,563,430	4,368,048,449
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,163,184	2,659,303
未払受託者報酬	448,505	445,470
未払委託者報酬	4,047,620	4,455,200
その他未払費用	142,810	172,388
流動負債合計	5,802,119	7,732,361
負債合計	5,802,119	7,732,361
純資産の部		
元本等		
元本	2,819,505,262	3,297,966,650
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	596,256,049	1,062,349,438
（分配準備積立金）	145,730,152	347,014,398
元本等合計	3,415,761,311	4,360,316,088
純資産合計	3,415,761,311	4,360,316,088
負債純資産合計	3,421,563,430	4,368,048,449

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	25	35
有価証券売買等損益	△94,082,272	341,564,067
営業収益合計	△94,082,247	341,564,102
営業費用		
支払利息	1,143	796
受託者報酬	926,571	837,547
委託者報酬	8,031,871	8,376,341
その他費用	270,758	325,999
営業費用合計	9,230,343	9,540,683
営業利益又は営業損失（△）	△103,312,590	332,023,419
経常利益又は経常損失（△）	△103,312,590	332,023,419
当期純利益又は当期純損失（△）	△103,312,590	332,023,419
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,709,677	24,289,221
期首剰余金又は期首欠損金（△）	563,882,542	596,256,049
剰余金増加額又は欠損金減少額	189,091,016	249,917,816
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	189,091,016	249,917,816
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,114,596	91,558,625
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,114,596	91,558,625
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	596,256,049	1,062,349,438

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	2,268,236,888円	2,819,505,262円
期中追加設定元本額	777,589,965円	898,037,242円
期中一部解約元本額	226,321,591円	419,575,854円
２．　受益権の総数	2,819,505,262口	3,297,966,650口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（450,527,000円）及び分配準備積立金（145,730,152円）より分配対象収益は596,257,152円（1万口当たり2,114.76円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（220,166,926円）、収益調整金（715,335,762円）及び分配準備積立金（126,847,472円）より分配対象収益は1,062,350,160円（1万口当たり3,221.23円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△96,696,838	290,214,115
合計	△96,696,838	290,214,115

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2115円 （12,115円）	1.3221円 （13,221円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	208,751,823	579,223,683	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	203,647,561	339,297,201	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	182,312,561	695,176,026	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	2,910,510,585	2,746,648,839	
親投資信託受益証券　合計		3,505,222,530	4,360,345,749	
合計			4,360,345,749	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	72,029	198,675
コール・ローン	6,946,059	8,528,365
親投資信託受益証券	5,290,632,155	7,949,766,103
未収入金	572,025	15,060,625
流動資産合計	5,298,222,268	7,973,553,768
資産合計	5,298,222,268	7,973,553,768
負債の部		
流動負債		
未払解約金	385,694	14,793,811
未払受託者報酬	687,641	797,828
未払委託者報酬	6,344,558	7,978,723
その他未払費用	208,992	271,071
流動負債合計	7,626,885	23,841,433
負債合計	7,626,885	23,841,433
純資産の部		
元本等		
元本	3,961,669,398	5,077,721,933
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,328,925,985	2,871,990,402
（分配準備積立金）	365,280,967	1,222,654,443
元本等合計	5,290,595,383	7,949,712,335
純資産合計	5,290,595,383	7,949,712,335
負債純資産合計	5,298,222,268	7,973,553,768

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	40	63
有価証券売買等損益	△82,926,104	1,040,991,150
営業収益合計	△82,926,064	1,040,991,213
営業費用		
支払利息	1,833	1,438
受託者報酬	1,380,653	1,435,214
委託者報酬	12,351,017	14,352,952
その他費用	387,110	501,665
営業費用合計	14,120,613	16,291,269
営業利益又は営業損失（△）	△97,046,677	1,024,699,944
経常利益又は経常損失（△）	△97,046,677	1,024,699,944
当期純利益又は当期純損失（△）	△97,046,677	1,024,699,944
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	895,636	47,365,671
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,040,738,186	1,328,925,985
剰余金増加額又は欠損金減少額	466,924,347	701,705,309
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	466,924,347	701,705,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,794,235	135,975,165
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,794,235	135,975,165
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,328,925,985	2,871,990,402

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	2,917,126,953円	3,961,669,398円
期中追加設定元本額	1,270,427,866円	1,504,116,257円
期中一部解約元本額	225,885,421円	388,063,722円
２．　受益権の総数	3,961,669,398口	5,077,721,933口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（963,646,793円）及び分配準備積立金（365,280,967円）より分配対象収益は1,328,927,760円（1万口当たり3,354.46円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（887,459,276円）、収益調整金（1,649,337,295円）及び分配準備積立金（335,195,167円）より分配対象収益は2,871,991,738円（1万口当たり5,656.06円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△92,184,668	935,504,503
合計	△92,184,668	935,504,503

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3354円 （13,354円）	1.5656円 （15,656円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	658,540,397	1,827,252,039	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	566,150,243	943,262,919	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	668,670,982	2,549,709,321	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	2,786,417,108	2,629,541,824	
親投資信託受益証券　合計		4,679,778,730	7,949,766,103	
合計			7,949,766,103	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,432	90,347
コール・ローン	2,934,641	3,878,264
親投資信託受益証券	2,233,706,992	3,649,689,773
未収入金	179,741	810,351
流動資産合計	2,236,851,806	3,654,468,735
資産合計	2,236,851,806	3,654,468,735
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,486	687,178
未払受託者報酬	289,540	361,202
未払委託者報酬	2,672,154	3,612,457
その他未払費用	98,244	142,888
流動負債合計	3,160,424	4,803,725
負債合計	3,160,424	4,803,725
純資産の部		
元本等		
元本	1,607,104,017	2,155,369,705
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	626,587,365	1,494,295,305
（分配準備積立金）	121,127,630	610,452,949
元本等合計	2,233,691,382	3,649,665,010
純資産合計	2,233,691,382	3,649,665,010
負債純資産合計	2,236,851,806	3,654,468,735

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	14	23
有価証券売買等損益	△28,887,721	564,950,610
営業収益合計	△28,887,707	564,950,633
営業費用		
支払利息	684	561
受託者報酬	574,132	633,939
委託者報酬	5,138,921	6,340,252
その他費用	181,033	254,728
営業費用合計	5,894,770	7,229,480
営業利益又は営業損失（△）	△34,782,477	557,721,153
経常利益又は経常損失（△）	△34,782,477	557,721,153
当期純利益又は当期純損失（△）	△34,782,477	557,721,153
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	368,683	25,600,545
期首剰余金又は期首欠損金（△）	460,912,337	626,587,365
剰余金増加額又は欠損金減少額	245,719,641	405,948,507
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	245,719,641	405,948,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,893,453	70,361,175
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,893,453	70,361,175
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	626,587,365	1,494,295,305

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	1,139,582,522円	1,607,104,017円
期中追加設定元本額	577,964,059円	720,019,772円
期中一部解約元本額	110,442,564円	171,754,084円
２．　受益権の総数	1,607,104,017口	2,155,369,705口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（505,460,401円）及び分配準備積立金（121,127,630円）より分配対象収益は626,588,031円（1万口当たり3,898.86円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（500,095,150円）、収益調整金（883,842,887円）及び分配準備積立金（110,357,799円）より分配対象収益は1,494,295,836円（1万口当たり6,932.90円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△32,518,226	514,340,620
合計	△32,518,226	514,340,620

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3899円 （13,899円）	1.6933円 （16,933円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	371,277,722	1,030,184,295	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	307,887,595	512,971,522	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	387,978,666	1,479,401,451	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	664,546,472	627,132,505	
親投資信託受益証券　合計		1,731,690,455	3,649,689,773	
合計			3,649,689,773	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	31,513	99,237
コール・ローン	3,038,878	4,259,893
親投資信託受益証券	2,343,119,271	4,020,561,265
未収入金	482,785	6,796,658
流動資産合計	2,346,672,447	4,031,717,053
資産合計	2,346,672,447	4,031,717,053
負債の部		
流動負債		
未払解約金	399,516	6,661,187
未払受託者報酬	299,975	396,918
未払委託者報酬	2,768,841	3,969,566
その他未払費用	101,222	155,391
流動負債合計	3,569,554	11,183,062
負債合計	3,569,554	11,183,062
純資産の部		
元本等		
元本	1,688,869,094	2,352,336,829
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	654,233,799	1,668,197,162
（分配準備積立金）	155,813,549	726,511,813
元本等合計	2,343,102,893	4,020,533,991
純資産合計	2,343,102,893	4,020,533,991
負債純資産合計	2,346,672,447	4,031,717,053

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	15	27
有価証券売買等損益	△27,383,427	652,114,306
営業収益合計	△27,383,412	652,114,333
営業費用		
支払利息	715	604
受託者報酬	593,385	691,922
委託者報酬	5,312,194	6,919,939
その他費用	186,067	275,022
営業費用合計	6,092,361	7,887,487
営業利益又は営業損失（△）	△33,475,773	644,226,846
経常利益又は経常損失（△）	△33,475,773	644,226,846
当期純利益又は当期純損失（△）	△33,475,773	644,226,846
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	73,723	29,491,652
期首剰余金又は期首欠損金（△）	475,499,009	654,233,799
剰余金増加額又は欠損金減少額	275,894,265	474,243,362
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	275,894,265	474,243,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,609,979	75,015,193
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,609,979	75,015,193
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	654,233,799	1,668,197,162

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	1,189,551,640円	1,688,869,094円
期中追加設定元本額	657,710,443円	845,600,842円
期中一部解約元本額	158,392,989円	182,133,107円
２．　受益権の総数	1,688,869,094口	2,352,336,829口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（498,420,943円）及び分配準備積立金（155,813,549円）より分配対象収益は654,234,492円（1万口当たり3,873.80円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（584,063,813円）、収益調整金（941,685,916円）及び分配準備積立金（142,448,000円）より分配対象収益は1,668,197,729円（1万口当たり7,091.66円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第7期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△30,940,153	595,397,976
合計	△30,940,153	595,397,976

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第6期 2022年12月20日現在	第7期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3874円 （13,874円）	1.7092円 （17,092円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	430,491,975	1,194,486,083	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	353,565,378	589,075,276	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	453,949,166	1,730,953,564	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	536,236,455	506,046,342	
親投資信託受益証券　合計		1,774,242,974	4,020,561,265	
合計			4,020,561,265	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	13,153	41,858
コール・ローン	1,268,418	1,796,798
親投資信託受益証券	961,500,055	1,732,815,600
未収入金	131,410	2,042,105
流動資産合計	962,913,036	1,736,696,361
資産合計	962,913,036	1,736,696,361
負債の部		
流動負債		
未払解約金	97,021	1,983,426
未払受託者報酬	124,394	166,720
未払委託者報酬	1,148,222	1,667,607
その他未払費用	50,109	74,819
流動負債合計	1,419,746	3,892,572
負債合計	1,419,746	3,892,572
純資産の部		
元本等		
元本	677,029,527	985,587,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,463,763	747,216,162
（分配準備積立金）	31,057,365	268,520,150
元本等合計	961,493,290	1,732,803,789
純資産合計	961,493,290	1,732,803,789
負債純資産合計	962,913,036	1,736,696,361

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	4	8
有価証券売買等損益	△10,477,806	279,011,791
営業収益合計	△10,477,802	279,011,799
営業費用		
支払利息	230	183
受託者報酬	246,134	288,845
委託者報酬	2,203,705	2,889,214
その他費用	90,620	133,887
営業費用合計	2,540,689	3,312,129
営業利益又は営業損失（△）	△13,018,491	275,699,670
経常利益又は経常損失（△）	△13,018,491	275,699,670
当期純利益又は当期純損失（△）	△13,018,491	275,699,670
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	763,552	21,901,646
期首剰余金又は期首欠損金（△）	205,025,337	284,463,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,143,663	268,540,268
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	137,143,663	268,540,268
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,923,194	59,585,893
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,923,194	59,585,893
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,463,763	747,216,162

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	475,426,751円	677,029,527円
期中追加設定元本額	302,826,414円	440,631,664円
期中一部解約元本額	101,223,638円	132,073,564円
２．　受益権の総数	677,029,527口	985,587,627口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（253,406,621円）及び分配準備積立金（31,057,365円）より分配対象収益は284,463,986円（1万口当たり4,201.65円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（242,053,112円）、収益調整金（478,696,184円）及び分配準備積立金（26,467,038円）より分配対象収益は747,216,334円（1万口当たり7,581.43円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△12,675,806	246,454,144
合計	△12,675,806	246,454,144

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4202円 （14,202円）	1.7581円 （17,581円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	189,855,457	526,791,936	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	155,482,057	259,048,655	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	200,686,603	765,238,085	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	192,579,130	181,736,924	
親投資信託受益証券　合計		738,603,247	1,732,815,600	
合計			1,732,815,600	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　　瀬　　和　　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 2022年12月20日現在	第8期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	26,190	82,259
コール・ローン	2,525,599	3,531,086
親投資信託受益証券	1,936,397,467	3,361,116,717
未収入金	5,912,167	4,244,380
流動資産合計	1,944,861,423	3,368,974,442
資産合計	1,944,861,423	3,368,974,442
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,843,197	4,131,480
未払受託者報酬	248,908	328,824
未払委託者報酬	2,298,520	3,288,670
その他未払費用	86,874	131,553
流動負債合計	8,477,499	7,880,527
負債合計	8,477,499	7,880,527
純資産の部		
元本等		
元本	1,143,590,256	1,594,382,095
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	792,793,668	1,766,711,820
（分配準備積立金）	127,911,475	593,104,997
元本等合計	1,936,383,924	3,361,093,915
純資産合計	1,936,383,924	3,361,093,915
負債純資産合計	1,944,861,423	3,368,974,442

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第8期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	11	21
有価証券売買等損益	△17,803,723	560,710,479
営業収益合計	△17,803,712	560,710,500
営業費用		
支払利息	553	485
受託者報酬	483,757	570,350
委託者報酬	4,334,158	5,704,222
その他費用	158,044	232,463
営業費用合計	4,976,512	6,507,520
営業利益又は営業損失（△）	△22,780,224	554,202,980
経常利益又は経常損失（△）	△22,780,224	554,202,980
当期純利益又は当期純損失（△）	△22,780,224	554,202,980
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,891,692	46,941,761
期首剰余金又は期首欠損金（△）	538,878,215	792,793,668
剰余金増加額又は欠損金減少額	407,326,737	647,832,699
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	407,326,737	647,832,699
剰余金減少額又は欠損金増加額	128,739,368	181,175,766
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	128,739,368	181,175,766
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	792,793,668	1,766,711,820

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第8期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第7期 2022年12月20日現在	第8期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	764,717,172円	1,143,590,256円
期中追加設定元本額	560,878,174円	699,384,047円
期中一部解約元本額	182,005,090円	248,592,208円
２．　受益権の総数	1,143,590,256口	1,594,382,095口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第7期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第8期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（664,882,724円）及び分配準備積立金（127,911,475円）より分配対象収益は792,794,199円（1万口当たり6,932.50円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（486,746,782円）、収益調整金（1,173,607,272円）及び分配準備積立金（106,358,215円）より分配対象収益は1,766,712,269円（1万口当たり11,080.86円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第7期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第8期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 2022年12月20日現在	第8期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第7期 2022年12月20日現在	第8期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△22,593,253	493,087,762
合計	△22,593,253	493,087,762

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期 2022年12月20日現在	第8期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6932円 （16,932円）	2.1081円 （21,081円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	376,620,104	1,045,007,802	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	309,631,559	515,877,140	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	400,803,791	1,528,304,935	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	288,149,667	271,926,840	
親投資信託受益証券　合計		1,375,205,121	3,361,116,717	
合計			3,361,116,717	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	18,488	61,635
コール・ローン	1,782,848	2,645,752
親投資信託受益証券	1,380,927,052	2,571,000,344
未収入金	3,196,543	4,486,395
流動資産合計	1,385,924,931	2,578,194,126
資産合計	1,385,924,931	2,578,194,126
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,147,185	4,399,873
未払受託者報酬	175,302	246,208
未払委託者報酬	1,619,024	2,462,505
その他未払費用	66,061	102,634
流動負債合計	5,007,572	7,211,220
負債合計	5,007,572	7,211,220
純資産の部		
元本等		
元本	955,440,216	1,421,187,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	425,477,143	1,149,795,427
（分配準備積立金）	31,304,985	372,705,785
元本等合計	1,380,917,359	2,570,982,906
純資産合計	1,380,917,359	2,570,982,906
負債純資産合計	1,385,924,931	2,578,194,126

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
受取利息	7	14
有価証券売買等損益	△12,235,305	423,147,910
営業収益合計	△12,235,298	423,147,924
営業費用		
支払利息	338	307
受託者報酬	332,387	419,966
委託者報酬	2,980,790	4,200,392
その他費用	118,222	179,815
営業費用合計	3,431,737	4,800,480
営業利益又は営業損失（△）	△15,667,035	418,347,444
経常利益又は経常損失（△）	△15,667,035	418,347,444
当期純利益又は当期純損失（△）	△15,667,035	418,347,444
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,745,459	54,512,314
期首剰余金又は期首欠損金（△）	266,927,251	425,477,143
剰余金増加額又は欠損金減少額	320,956,199	524,543,135
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	320,956,199	524,543,135
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,993,813	164,059,981
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,993,813	164,059,981
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	425,477,143	1,149,795,427

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	588,312,781円	955,440,216円
期中追加設定元本額	680,503,778円	803,872,816円
期中一部解約元本額	313,376,343円	338,125,553円
２．　受益権の総数	955,440,216口	1,421,187,479口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（394,172,478円）及び分配準備積立金（31,304,985円）より分配対象収益は425,477,463円（1万口当たり4,453.21円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（349,355,807円）、収益調整金（777,089,915円）及び分配準備積立金（23,349,978円）より分配対象収益は1,149,795,700円（1万口当たり8,090.39円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自　2021年12月21日 至　2022年12月20日	第5期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△17,987,580	354,677,628
合計	△17,987,580	354,677,628

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4期 2022年12月20日現在	第5期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4453円 （14,453円）	1.8090円 （18,090円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	295,427,186	819,721,812	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	239,915,703	399,723,552	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	314,718,667	1,200,053,749	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	160,539,612	151,501,231	
親投資信託受益証券　合計		1,010,601,168	2,571,000,344	
合計			2,571,000,344	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月15日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　百　瀬　和　政

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５の2022年12月21日から2023年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５の2023年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2022年12月20日現在	第2期 2023年12月20日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	883	10,060
コール・ローン	85,124	431,855
親投資信託受益証券	101,766,612	499,854,859
未収入金	3,638	1,355,523
流動資産合計	101,856,257	501,652,297
資産合計	101,856,257	501,652,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	－	1,338,813
未払受託者報酬	8,346	40,146
未払委託者報酬	78,570	401,871
その他未払費用	3,445	20,014
流動負債合計	90,361	1,800,844
負債合計	90,361	1,800,844
純資産の部		
元本等		
元本	105,141,177	411,452,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,375,281	88,399,102
（分配準備積立金）	－	38,464,327
元本等合計	101,765,896	499,851,453
純資産合計	101,765,896	499,851,453
負債純資産合計	101,856,257	501,652,297

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　2022年1月11日 至　2022年12月20日	第2期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△4,076,830	53,630,035
営業収益合計	△4,076,830	53,630,035
営業費用		
受託者報酬	11,246	55,132
委託者報酬	103,819	552,252
その他費用	4,338	27,445
営業費用合計	119,403	634,829
営業利益又は営業損失（△）	△4,196,233	52,995,206
経常利益又は経常損失（△）	△4,196,233	52,995,206
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,196,233	52,995,206
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△131,833	12,714,156
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△3,375,281
剰余金増加額又は欠損金減少額	689,119	58,693,255
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	393,822	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	295,297	58,693,255
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	7,199,922
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	7,199,922
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,375,281	88,399,102

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 2022年12月20日現在	第2期 2023年12月20日現在
１．　期首元本額	1,000,000円	105,141,177円
期中追加設定元本額	220,837,749円	470,611,031円
期中一部解約元本額	116,696,572円	164,299,857円
２．　受益権の総数	105,141,177口	411,452,351口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,375,281円であります。	－

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自　2022年1月11日 至　2022年12月20日	第2期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は0円（1万口当たり0円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（38,464,327円）、収益調整金（49,934,775円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は88,399,102円（1万口当たり2,148.47円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自　2022年1月11日 至　2022年12月20日	第2期 自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2022年12月20日現在	第2期 2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第1期 2022年12月20日現在	第2期 2023年12月20日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△4,008,479	39,841,894
合計	△4,008,479	39,841,894

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期 2022年12月20日現在	第2期 2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9679円 (9,679円)	1.2148円 (12,148円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド	58,157,727	161,370,245	
	ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド	47,249,648	78,722,638	
	ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド	61,971,526	236,303,625	
	ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド	24,857,848	23,458,351	
親投資信託受益証券　合計		192,236,749	499,854,859	
合計			499,854,859	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）
「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０」、「ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５」は、「ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド」受益証券、「ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド」受益証券、「ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド」受益証券及び「ニッセイマネーマーケット　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における同親投資信託の状況は以下の通りでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	129,921,467
コール・ローン	5,577,049,080
株式	195,426,924,310
派生商品評価勘定	1,653,750
未収入金	5,143,819
未収配当金	25,206,318
前払金	31,280,000
差入委託証拠金	269,409,505
流動資産合計	201,466,588,249
資産合計	201,466,588,249
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	3,190,200
未払解約金	475,516,285
その他未払費用	3,711
流動負債合計	478,710,196
負債合計	478,710,196
純資産の部	
元本等	
元本	72,435,703,357
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	128,552,174,696
元本等合計	200,987,878,053
純資産合計	200,987,878,053
負債純資産合計	201,466,588,249

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年12月20日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	80,706,172,215円
同期中追加設定元本額	18,884,090,103円
同期中一部解約元本額	27,154,558,961円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイＴＯＰＩＸオープン	5,364,531,946円
ニッセイ国内株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）	3,087,645,759円
ニッセイ日本バランス（成長型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	3,157,839円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	2,071,614,774円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	7,641,299,009円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	6,318,871,221円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	2,462,700円
ニッセイインデックスバランス（標準型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	11,022,639円
ニッセイインデックスバランス（成長型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	10,236,759円
ＤＣニッセイ国内株式インデックス	2,811,791,269円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイＴＯＰＩＸインデックスファンド	24,560,353,608円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（４資産均等型）	3,509,410,883円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５	376,620,104円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（安定型）	233,838,742円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５	430,491,975円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５	658,540,397円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	40,986,273円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	126,294,204円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式）	10,369,482円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	13,557,142円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	4,900,277円
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）	10,161,739円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	27,314,506円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０	295,427,186円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０	189,855,457円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０	371,277,722円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０	208,751,823円
ニッセイ国内株式市場連動ＳＡファンド（適格機関投資家限定）	13,903,073,084円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ世界株式ファンド（ＧＤＰ型バスケット）	26,313,222円
ニッセイ　国内３資産　高値参照型　バランスファンド（安定型）	48,644円
ニッセイ　国内３資産　高値参照型　バランスファンド（積極型）	106,346円
ＦＷニッセイ国内株インデックス	57,118,305円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５	58,157,727円
ＤＣニッセイ全世界株式インデックスコレクト	100,594円
計	72,435,703,357円
２．　受益権の総数	72,435,703,357口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	27,934,052,356
合計	27,934,052,356

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年2月21日から2023年12月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2023年12月20日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 先物取引 買建	5,607,150,000	－	5,605,745,000	△1,405,000
合計	5,607,150,000	－	5,605,745,000	△1,405,000

（注）株価指数先物取引

１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

３．評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額	2.7747円
（1万口当たり純資産額）	（27,747円）

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

2023年12月20日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
極洋	3,100	3,730.00	11,563,000	
ニッスイ	82,100	753.00	61,821,300	
マルハニチロ	12,200	2,720.00	33,184,000	
雪国まいたけ	7,000	927.00	6,489,000	
カネコ種苗	3,200	1,396.00	4,467,200	
サカタのタネ	9,300	3,900.00	36,270,000	
ホクト	6,600	1,727.00	11,398,200	
ショーボンドホールディングス	11,200	6,070.00	67,984,000	
ミライト・ワン	27,200	1,835.00	49,912,000	

タマホーム	5,200	3,790.00	19,708,000	
ファーストコーポレーション	1,300	728.00	946,400	
住石ホールディングス	8,300	1,126.00	9,345,800	
日鉄鉱業	3,300	5,150.00	16,995,000	
三井松島ホールディングス	4,900	2,703.00	13,244,700	
ＩＮＰＥＸ	303,600	1,945.50	590,653,800	
石油資源開発	9,500	5,220.00	49,590,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	3,700	2,093.00	7,744,100	
安藤・間	47,600	1,075.00	51,170,000	
東急建設	25,700	783.00	20,123,100	
コムシスホールディングス	26,200	3,108.00	81,429,600	
ビーアールホールディングス	14,900	351.00	5,229,900	
高松コンストラクショングループ	6,100	2,652.00	16,177,200	
東建コーポレーション	2,400	9,050.00	21,720,000	
ソネック	1,500	949.00	1,423,500	
ヤマウラ	4,400	1,373.00	6,041,200	
オリエンタル白石	30,400	332.00	10,092,800	
大成建設	53,700	4,829.00	259,317,300	
大林組	205,400	1,187.50	243,912,500	
清水建設	162,800	912.90	148,620,120	
飛島建設	5,900	1,265.00	7,463,500	
長谷工コーポレーション	52,700	1,785.50	94,095,850	
松井建設	7,000	807.00	5,649,000	
鹿島建設	127,300	2,297.00	292,408,100	
不動テトラ	4,000	2,174.00	8,696,000	
鉄建建設	4,100	1,904.00	7,806,400	
西松建設	11,000	3,819.00	42,009,000	
三井住友建設	42,700	393.00	16,781,100	
大豊建設	2,000	3,680.00	7,360,000	
佐田建設	2,100	616.00	1,293,600	
ナカノフドー建設	12,000	456.00	5,472,000	
奥村組	9,300	4,415.00	41,059,500	
東鉄工業	7,100	3,030.00	21,513,000	
淺沼組	4,200	3,625.00	15,225,000	
戸田建設	77,700	914.80	71,079,960	
熊谷組	9,600	3,495.00	33,552,000	
植木組	900	1,460.00	1,314,000	
矢作建設工業	7,800	1,315.00	10,257,000	
ピーエス三菱	7,300	865.00	6,314,500	
日本ハウスホールディングス	14,600	301.00	4,394,600	
大東建託	21,100	15,995.00	337,494,500	
新日本建設	8,100	1,072.00	8,683,200	
東亜道路工業	2,300	6,750.00	15,525,000	
日本道路	6,700	1,956.00	13,105,200	
東亜建設工業	4,400	3,395.00	14,938,000	
日本国土開発	16,300	563.00	9,176,900	
若築建設	2,000	2,962.00	5,924,000	
東洋建設	14,500	1,207.00	17,501,500	
五洋建設	81,400	778.80	63,394,320	
世紀東急工業	7,400	1,590.00	11,766,000	

福田組	2,200	5,010.00	11,022,000	
住友林業	49,600	4,241.00	210,353,600	
日本基礎技術	8,100	429.00	3,474,900	
巴コーポレーション	6,000	560.00	3,360,000	
大和ハウス工業	158,800	4,150.00	659,020,000	
ライト工業	11,800	1,900.00	22,420,000	
積水ハウス	174,200	2,997.00	522,077,400	
日特建設	5,500	1,019.00	5,604,500	
北陸電気工事	5,400	971.00	5,243,400	
ユアテック	12,700	1,032.00	13,106,400	
日本リーテック	4,500	1,139.00	5,125,500	
四電工	2,400	3,025.00	7,260,000	
中電工	8,900	2,556.00	22,748,400	
関電工	36,000	1,348.00	48,528,000	
きんでん	40,400	2,326.00	93,970,400	
東京エネシス	5,700	1,032.00	5,882,400	
トーエネック	1,900	4,350.00	8,265,000	
住友電設	5,500	2,620.00	14,410,000	
日本電設工業	10,800	1,926.00	20,800,800	
エクシオグループ	28,900	3,061.00	88,462,900	
新日本空調	3,700	2,237.00	8,276,900	
九電工	12,400	4,948.00	61,355,200	
三機工業	12,400	1,705.00	21,142,000	
日揮ホールディングス	56,800	1,605.00	91,164,000	
中外炉工業	2,600	2,183.00	5,675,800	
ヤマト	5,100	912.00	4,651,200	
太平電業	3,600	4,120.00	14,832,000	
高砂熱学工業	15,400	3,210.00	49,434,000	
三晃金属工業	1,000	4,560.00	4,560,000	
ＮＥＣネッツエスアイ	22,900	2,260.00	51,754,000	
朝日工業社	2,700	2,947.00	7,956,900	
明星工業	11,100	1,091.00	12,110,100	
大氣社	6,600	4,140.00	27,324,000	
ダイダン	7,500	1,404.00	10,530,000	
日比谷総合設備	4,200	2,419.00	10,159,800	
ニップン	17,300	2,243.00	38,803,900	
日清製粉グループ本社	53,300	1,882.50	100,337,250	
日東富士製粉	1,100	4,745.00	5,219,500	
昭和産業	5,600	3,080.00	17,248,000	
中部飼料	8,000	1,077.00	8,616,000	
フィード・ワン	8,400	759.00	6,375,600	
日本甜菜製糖	3,400	1,925.00	6,545,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	5,700	2,863.00	16,319,100	
塩水港精糖	12,100	226.00	2,734,600	
ウェルネオシュガー	2,900	2,068.00	5,997,200	
ＬＩＦＵＬＬ	24,900	176.00	4,382,400	
ＭＩＸＩ	12,900	2,330.00	30,057,000	
ジェイエイシーリクルートメント	5,400	2,674.00	14,439,600	
日本M&Aセンターホールディングス	95,900	751.20	72,040,080	
メンバーズ	4,800	917.00	4,401,600	

ＵＴグループ	8,000	2,287.00	18,296,000	
アイティメディア	5,300	936.00	4,960,800	
Ｅ・Ｊホールディングス	3,500	1,571.00	5,498,500	
オープンアップグループ	18,000	2,276.00	40,968,000	
コシダカホールディングス	18,000	1,055.00	18,990,000	
パソナグループ	7,300	2,643.00	19,293,900	
リンクアンドモチベーション	17,300	566.00	9,791,800	
エス・エム・エス	21,100	2,782.00	58,700,200	
パーソルホールディングス	612,800	230.40	141,189,120	
クックパッド	49,100	117.00	5,744,700	
森永製菓	12,300	5,056.00	62,188,800	
中村屋	1,800	3,050.00	5,490,000	
江崎グリコ	16,500	4,086.00	67,419,000	
名糖産業	3,400	1,655.00	5,627,000	
井村屋グループ	3,400	2,331.00	7,925,400	
不二家	4,000	2,490.00	9,960,000	
山崎製パン	38,600	3,156.00	121,821,600	
モロゾフ	1,900	3,745.00	7,115,500	
亀田製菓	3,300	3,915.00	12,919,500	
寿スピリッツ	27,300	2,159.50	58,954,350	
カルビー	26,400	2,774.00	73,233,600	
森永乳業	21,000	2,628.50	55,198,500	
六甲バター	4,200	1,313.00	5,514,600	
ヤクルト本社	82,400	3,141.00	258,818,400	
明治ホールディングス	70,700	3,308.00	233,875,600	
雪印メグミルク	13,900	2,077.00	28,870,300	
プリマハム	7,700	2,261.00	17,409,700	
日本ハム	24,800	4,613.00	114,402,400	
林兼産業	2,300	570.00	1,311,000	
丸大食品	5,800	1,587.00	9,204,600	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	6,400	3,290.00	21,056,000	
柿安本店	2,200	2,402.00	5,284,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	8,800	3,775.00	33,220,000	
学情	3,200	1,718.00	5,497,600	
スタジオアリス	3,000	2,078.00	6,234,000	
クロスキャット	5,400	1,064.00	5,745,600	
シミックホールディングス	3,200	2,646.00	8,467,200	
システナ	88,900	305.00	27,114,500	
ＮＪＳ	2,000	2,791.00	5,582,000	
デジタルアーツ	3,700	4,930.00	18,241,000	
日鉄ソリューションズ	10,000	4,575.00	45,750,000	
綜合警備保障	100,500	800.30	80,430,150	
キューブシステム	5,100	1,085.00	5,533,500	
いちご	66,400	335.00	22,244,000	
日本駐車場開発	61,000	196.00	11,956,000	
コア	3,300	1,729.00	5,705,700	
カカクコム	39,800	1,701.00	67,699,800	
アイロムグループ	3,200	1,976.00	6,323,200	
セントケア・ホールディング	6,500	926.00	6,019,000	
ルネサンス	6,200	854.00	5,294,800	

ディップ	9,200	3,140.00	28,888,000	
ＳＢＳホールディングス	5,200	2,449.00	12,734,800	
デジタルホールディングス	5,300	1,260.00	6,678,000	
新日本科学	5,500	1,722.00	9,471,000	
ベネフィット・ワン	20,900	1,995.50	41,705,950	
エムスリー	118,900	2,291.00	272,399,900	
アウトソーシング	38,600	1,753.00	67,665,800	
ワールドホールディングス	2,700	2,769.00	7,476,300	
ディー・エヌ・エー	21,400	1,379.00	29,510,600	
博報堂ＤＹホールディングス	76,800	1,068.00	82,022,400	
ぐるなび	20,500	273.00	5,596,500	
ジャパンベストレスキューシステム	9,000	999.00	8,991,000	
ファンコミュニケーションズ	13,600	414.00	5,630,400	
ライク	4,000	1,425.00	5,700,000	
エスプール	17,300	422.00	7,300,600	
ＷＤＢホールディングス	3,100	2,202.00	6,826,200	
手間いらず	2,700	2,935.00	7,924,500	
アドウェイズ	10,200	536.00	5,467,200	
バリューコマース	5,300	1,436.00	7,610,800	
インフォマート	62,500	435.00	27,187,500	
サッポロホールディングス	19,000	6,015.00	114,285,000	
アサヒグループホールディングス	133,200	5,378.00	716,349,600	
キリンホールディングス	240,200	2,066.00	496,253,200	
宝ホールディングス	39,400	1,231.50	48,521,100	
オエノンホールディングス	17,200	360.00	6,192,000	
養命酒製造	2,900	1,841.00	5,338,900	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	45,200	2,053.00	92,795,600	
サントリー食品インターナショナル	40,600	4,707.00	191,104,200	
ダイドーグループホールディングス	3,300	5,810.00	19,173,000	
伊藤園	19,500	4,138.00	80,691,000	
キーコーヒー	6,500	2,041.00	13,266,500	
日清オイリオグループ	8,100	4,135.00	33,493,500	
不二製油グループ本社	13,400	2,314.50	31,014,300	
Ｊ－オイルミルズ	6,600	1,900.00	12,540,000	
ローソン	13,200	7,121.00	93,997,200	
サンエー	4,700	4,535.00	21,314,500	
カワチ薬品	4,800	2,495.00	11,976,000	
エービーシー・マート	27,100	2,534.50	68,684,950	
ハードオフコーポレーション	3,700	1,571.00	5,812,700	
高千穂交易	1,700	3,470.00	5,899,000	
アスクル	12,800	2,266.00	29,004,800	
ゲオホールディングス	6,900	2,132.00	14,710,800	
アダストリア	7,500	3,625.00	27,187,500	
伊藤忠食品	1,400	7,870.00	11,018,000	
くら寿司	7,300	3,310.00	24,163,000	
キャンドゥ	2,200	2,617.00	5,757,400	
エレマテック	5,600	1,710.00	9,576,000	
パルグループホールディングス	12,200	2,498.00	30,475,600	
エディオン	24,500	1,504.00	36,848,000	

あらた	4,700	6,190.00	29,093,000	
サーラコーポレーション	13,000	711.00	9,243,000	
トーメンデバイス	1,100	4,965.00	5,461,500	
ハローズ	2,800	4,045.00	11,326,000	
ＪＰホールディングス	15,700	449.00	7,049,300	
フジオフードグループ本社	6,900	1,418.00	9,784,200	
あみやき亭	1,500	3,705.00	5,557,500	
東京エレクトロン　デバイス	6,200	5,300.00	32,860,000	
円谷フィールズホールディングス	10,600	1,219.00	12,921,400	
双日	69,000	3,211.00	221,559,000	
アルフレッサ　ホールディングス	62,200	2,400.50	149,311,100	
大黒天物産	1,900	7,150.00	13,585,000	
ハニーズホールディングス	4,900	1,784.00	8,741,600	
ファーマライズホールディングス	7,000	636.00	4,452,000	
キッコーマン	38,200	8,806.00	336,389,200	
味の素	137,000	5,466.00	748,842,000	
ブルドックソース	3,100	2,121.00	6,575,100	
キユーピー	31,000	2,446.00	75,826,000	
ハウス食品グループ本社	19,900	3,045.00	60,595,500	
カゴメ	24,800	3,082.00	76,433,600	
アリアケジャパン	5,700	4,555.00	25,963,500	
エバラ食品工業	1,900	2,781.00	5,283,900	
ニチレイ	26,400	3,466.00	91,502,400	
横浜冷凍	16,900	1,053.00	17,795,700	
東洋水産	29,100	7,269.00	211,527,900	
イートアンドホールディングス	2,800	2,060.00	5,768,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,300	1,038.00	5,501,400	
日清食品ホールディングス	20,300	14,340.00	291,102,000	
永谷園ホールディングス	2,800	2,109.00	5,905,200	
一正蒲鉾	3,300	734.00	2,422,200	
フジッコ	5,900	1,886.00	11,127,400	
ロック・フィールド	6,500	1,530.00	9,945,000	
日本たばこ産業	350,400	3,715.00	1,301,736,000	
ケンコーマヨネーズ	4,000	1,659.00	6,636,000	
わらべや日洋ホールディングス	3,900	3,410.00	13,299,000	
なとり	3,600	2,040.00	7,344,000	
ファーマフーズ	8,300	1,028.00	8,532,400	
北の達人コーポレーション	27,400	205.00	5,617,000	
ユーグレナ	35,900	720.00	25,848,000	
紀文食品	5,000	1,180.00	5,900,000	
ピックルスホールディングス	4,600	1,198.00	5,510,800	
ＳＲＥホールディングス	2,600	2,802.00	7,285,200	
ＡＤワークスグループ	20,100	231.00	4,643,100	
片倉工業	5,400	1,644.00	8,877,600	
グンゼ	4,200	5,010.00	21,042,000	
ヒューリック	134,500	1,481.50	199,261,750	
アルペン	5,100	1,968.00	10,036,800	
ラクーンホールディングス	7,800	627.00	4,890,600	
クオールホールディングス	8,500	1,672.00	14,212,000	
アルコニックス	8,200	1,286.00	10,545,200	

神戸物産	47,900	4,059.00	194,426,100	
ソリトンシステムズ	5,000	1,402.00	7,010,000	
ジンズホールディングス	3,700	4,660.00	17,242,000	
ビックカメラ	33,000	1,319.00	43,527,000	
ＤＣＭホールディングス	32,700	1,330.00	43,491,000	
ハイパー	4,500	321.00	1,444,500	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	87,800	1,542.50	135,431,500	
東京一番フーズ	8,200	505.00	4,141,000	
あい　ホールディングス	9,900	2,354.00	23,304,600	
ディーブイエックス	4,000	1,043.00	4,172,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	71,100	1,306.00	92,856,600	
ドトール・日レスホールディングス	11,000	2,131.00	23,441,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	112,700	2,466.00	277,918,200	
ブロンコビリー	3,600	3,155.00	11,358,000	
ＺＯＺＯ	40,900	3,181.00	130,102,900	
トレジャー・ファクトリー	4,700	1,329.00	6,246,300	
物語コーポレーション	10,300	4,355.00	44,856,500	
三越伊勢丹ホールディングス	104,300	1,520.50	158,588,150	
東洋紡	25,300	1,037.00	26,236,100	
富士紡ホールディングス	2,600	3,700.00	9,620,000	
日清紡ホールディングス	44,500	1,113.00	49,528,500	
倉敷紡績	4,400	2,706.00	11,906,400	
ダイワボウホールディングス	27,400	2,985.00	81,789,000	
日東紡績	7,400	4,350.00	32,190,000	
トヨタ紡織	24,700	2,263.50	55,908,450	
マクニカホールディングス	14,700	7,770.00	114,219,000	
Ｈａｍｅｅ	5,800	894.00	5,185,200	
ラクト・ジャパン	2,800	1,906.00	5,336,800	
ウエルシアホールディングス	32,100	2,325.50	74,648,550	
クリエイトＳＤホールディングス	10,200	3,020.00	30,804,000	
グリムス	2,700	1,972.00	5,324,400	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	9,400	1,045.00	9,823,000	
八洲電機	5,000	1,252.00	6,260,000	
メディアスホールディングス	7,200	773.00	5,565,600	
レスターホールディングス	5,300	2,733.00	14,484,900	
ジオリーブグループ	3,900	1,273.00	4,964,700	
丸善ＣＨＩホールディングス	12,600	328.00	4,132,800	
ＴＯＫＡＩホールディングス	33,600	945.00	31,752,000	
ミサワ	2,300	657.00	1,511,100	
三洋貿易	7,000	1,200.00	8,400,000	
シュッピン	5,600	1,173.00	6,568,800	
ビューティガレージ	2,400	2,037.00	4,888,800	
オイシックス・ラ・大地	8,300	1,341.00	11,130,300	
ウイン・パートナーズ	5,000	1,130.00	5,650,000	
ネクステージ	14,100	2,550.00	35,955,000	
ジョイフル本田	18,000	1,804.00	32,472,000	
鳥貴族ホールディングス	2,300	3,230.00	7,429,000	
ホットランド	4,700	1,929.00	9,066,300	
すかいらーくホールディングス	84,700	2,057.50	174,270,250	

ＳＦＰホールディングス	3,400	2,097.00	7,129,800	
綿半ホールディングス	4,800	1,373.00	6,590,400	
日本毛織	15,500	1,269.00	19,669,500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	17,300	1,004.00	17,369,200	
野村不動産ホールディングス	32,100	3,669.00	117,774,900	
三重交通グループホールディングス	12,300	564.00	6,937,200	
サムティ	9,200	2,372.00	21,822,400	
ディア・ライフ	9,800	864.00	8,467,200	
コーセーアールイー	3,700	980.00	3,626,000	
地主	4,400	2,235.00	9,834,000	
プレサンスコーポレーション	9,100	1,570.00	14,287,000	
ハウスコム	4,000	886.00	3,544,000	
ＪＰＭＣ	4,900	1,131.00	5,541,900	
サンセイランディック	2,300	1,029.00	2,366,700	
エストラスト	7,500	637.00	4,777,500	
フージャースホールディングス	8,900	1,029.00	9,158,100	
オープンハウスグループ	21,100	4,178.00	88,155,800	
東急不動産ホールディングス	173,400	908.90	157,603,260	
飯田グループホールディングス	55,300	2,152.00	119,005,600	
ムゲンエステート	4,800	1,197.00	5,745,600	
帝国繊維	6,600	2,015.00	13,299,000	
日本コークス工業	59,600	123.00	7,330,800	
ＢＥＥＮＯＳ	3,800	1,406.00	5,342,800	
あさひ	5,700	1,282.00	7,307,400	
日本調剤	4,200	1,333.00	5,598,600	
コスモス薬品	6,100	15,665.00	95,556,500	
シップヘルスケアホールディングス	22,300	2,222.00	49,550,600	
ソフトクリエイトホールディングス	4,800	1,689.00	8,107,200	
セブン＆アイ・ホールディングス	213,500	5,490.00	1,172,115,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	41,900	1,057.00	44,288,300	
明治電機工業	3,900	1,389.00	5,417,100	
ツルハホールディングス	13,000	12,470.00	162,110,000	
サンマルクホールディングス	5,000	2,004.00	10,020,000	
フェリシモ	4,400	923.00	4,061,200	
トリドールホールディングス	17,400	4,099.00	71,322,600	
帝人	56,400	1,306.00	73,658,400	
東レ	393,000	737.60	289,876,800	
クラレ	85,500	1,450.00	123,975,000	
旭化成	396,800	1,023.00	405,926,400	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	18,900	279.00	5,273,100	
稲葉製作所	3,600	1,451.00	5,223,600	
宮地エンジニアリンググループ	3,000	3,165.00	9,495,000	
トーカロ	17,400	1,459.00	25,386,600	
ＳＵＭＣＯ	107,400	2,186.00	234,776,400	
川田テクノロジーズ	1,400	6,210.00	8,694,000	
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	4,000	3,005.00	12,020,000	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	5,600	1,013.00	5,672,800	
シーアールイー	3,500	1,325.00	4,637,500	

ケイアイスター不動産	2,800	3,135.00	8,778,000	
グッドコムアセット	5,900	662.00	3,905,800	
ジェイ・エス・ビー	2,900	2,567.00	7,444,300	
ロードスターキャピタル	3,800	2,082.00	7,911,600	
日本フエルト	5,500	422.00	2,321,000	
イチカワ	3,400	1,590.00	5,406,000	
芦森工業	1,800	2,069.00	3,724,200	
アツギ	10,200	501.00	5,110,200	
ＪＭホールディングス	4,700	2,216.00	10,415,200	
コメダホールディングス	15,200	2,690.00	40,888,000	
アレンザホールディングス	5,500	1,031.00	5,670,500	
バロックジャパンリミテッド	6,900	818.00	5,644,200	
クスリのアオキホールディングス	16,500	3,331.00	54,961,500	
力の源ホールディングス	2,100	1,456.00	3,057,600	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	33,000	2,890.00	95,370,000	
アセンテック	10,700	501.00	5,360,700	
セーレン	11,300	2,480.00	28,024,000	
ソトー	5,700	694.00	3,955,800	
東海染工	1,600	895.00	1,432,000	
小松マテーレ	8,500	737.00	6,264,500	
ワコールホールディングス	12,000	3,341.00	40,092,000	
ホギメディカル	7,800	3,530.00	27,534,000	
ＴＳＩホールディングス	19,700	752.00	14,814,400	
マツオカコーポレーション	3,200	1,575.00	5,040,000	
ワールド	8,300	1,698.00	14,093,400	
ＴＩＳ	64,200	3,036.00	194,911,200	
グリー	15,700	553.00	8,682,100	
コーエーテクモホールディングス	36,800	1,669.50	61,437,600	
三菱総合研究所	2,900	4,660.00	13,514,000	
ブレインパッド	6,700	1,049.00	7,028,300	
ＫＬａｂ	20,500	298.00	6,109,000	
ポールトゥウィンホールディングス	11,700	443.00	5,183,100	
ネクソン	131,200	2,964.50	388,942,400	
アイスタイル	17,400	428.00	7,447,200	
エムアップホールディングス	7,200	1,042.00	7,502,400	
エイチーム	9,100	563.00	5,123,300	
エニグモ	17,000	340.00	5,780,000	
コロプラ	22,800	571.00	13,018,800	
ブロードリーフ	27,900	565.00	15,763,500	
デジタルハーツホールディングス	6,100	955.00	5,825,500	
メディアドゥ	4,200	1,439.00	6,043,800	
じげん	17,100	532.00	9,097,200	
ブイキューブ	15,700	318.00	4,992,600	
フィックスターズ	6,600	1,301.00	8,586,600	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	4,600	1,335.00	6,141,000	
オプティム	6,700	784.00	5,252,800	
セレス	5,900	1,134.00	6,690,600	
ＳＨＩＦＴ	3,900	35,280.00	137,592,000	
特種東海製紙	3,200	3,780.00	12,096,000	

ティーガイア	6,100	1,871.00	11,413,100	
テクマトリックス	10,700	1,711.00	18,307,700	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	15,300	2,323.50	35,549,550	
GMOペイメントゲートウェイ	11,700	9,255.00	108,283,500	
システムリサーチ	2,000	2,968.00	5,936,000	
インターネットイニシアティブ	28,100	2,767.50	77,766,750	
さくらインターネット	6,600	1,953.00	12,889,800	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,200	2,591.00	5,700,200	
ＳＲＡホールディングス	3,000	3,495.00	10,485,000	
朝日ネット	9,000	606.00	5,454,000	
ｅＢＡＳＥ	8,500	748.00	6,358,000	
アバントグループ	7,400	1,369.00	10,130,600	
アドソル日進	3,500	1,544.00	5,404,000	
フリービット	5,400	1,394.00	7,527,600	
コムチュア	8,500	1,783.00	15,155,500	
アステリア	8,100	651.00	5,273,100	
アイル	2,700	3,230.00	8,721,000	
王子ホールディングス	244,300	532.20	130,016,460	
日本製紙	33,100	1,277.00	42,268,700	
三菱製紙	4,900	508.00	2,489,200	
北越コーポレーション	28,800	1,595.00	45,936,000	
大王製紙	25,900	1,122.50	29,072,750	
阿波製紙	3,900	374.00	1,458,600	
マークラインズ	3,200	2,716.00	8,691,200	
メディカル・データ・ビジョン	8,200	608.00	4,985,600	
ｇｕｍｉ	12,700	376.00	4,775,200	
テラスカイ	3,700	1,574.00	5,823,800	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	3,500	1,605.00	5,617,500	
ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	3,500	1,766.00	6,181,000	
ラクス	27,800	2,552.00	70,945,600	
ダブルスタンダード	3,800	1,481.00	5,627,800	
オープンドア	7,300	753.00	5,496,900	
アカツキ	2,800	2,096.00	5,868,800	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	4,800	1,589.00	7,627,200	
カナミックネットワーク	11,700	390.00	4,563,000	
レンゴー	53,400	928.00	49,555,200	
トーモク	3,400	2,112.00	7,180,800	
ザ・パック	4,400	3,200.00	14,080,000	
チェンジホールディングス	12,800	1,432.00	18,329,600	
オークネット	3,100	1,808.00	5,604,800	
マクロミル	11,500	789.00	9,073,500	
ユーザーローカル	3,500	1,851.00	6,478,500	
マネーフォワード	13,100	4,181.00	54,771,100	
レゾナック・ホールディングス	56,700	2,890.50	163,891,350	
住友化学	435,300	334.10	145,433,730	
住友精化	2,800	4,785.00	13,398,000	
日産化学	27,600	5,512.00	152,131,200	

ラサ工業	2,700	2,108.00	5,691,600	
クレハ	4,300	8,560.00	36,808,000	
多木化学	2,300	3,370.00	7,751,000	
テイカ	5,100	1,332.00	6,793,200	
石原産業	9,700	1,334.00	12,939,800	
片倉コープアグリ	1,900	1,032.00	1,960,800	
日本曹達	6,900	5,420.00	37,398,000	
東ソー	78,300	1,793.50	140,431,050	
トクヤマ	18,900	2,327.00	43,980,300	
セントラル硝子	6,300	2,633.00	16,587,900	
東亞合成	29,400	1,312.50	38,587,500	
大阪ソーダ	4,100	9,380.00	38,458,000	
関東電化工業	11,300	855.00	9,661,500	
デンカ	21,300	2,428.00	51,716,400	
イビデン	30,800	7,820.00	240,856,000	
信越化学工業	531,900	5,640.00	2,999,916,000	
日本カーバイド工業	3,100	1,409.00	4,367,900	
プラスアルファ・コンサルティング	3,500	2,820.00	9,870,000	
電算システムホールディングス	2,600	2,715.00	7,059,000	
堺化学工業	4,500	1,848.00	8,316,000	
第一稀元素化学工業	6,400	949.00	6,073,600	
エア・ウォーター	55,300	1,855.00	102,581,500	
日本酸素ホールディングス	56,900	3,795.00	215,935,500	
日本化学工業	2,900	1,869.00	5,420,100	
日本パーカライジング	26,100	1,114.00	29,075,400	
高圧ガス工業	8,500	861.00	7,318,500	
四国化成ホールディングス	7,500	1,623.00	12,172,500	
ステラ　ケミファ	3,200	3,255.00	10,416,000	
保土谷化学工業	1,800	3,460.00	6,228,000	
日本触媒	8,900	5,291.00	47,089,900	
大日精化工業	4,100	2,456.00	10,069,600	
カネカ	14,900	3,510.00	52,299,000	
協和キリン	70,900	2,384.00	169,025,600	
ＡＰＰＩＥＲ　ＧＲＯＵＰ	20,100	1,692.00	34,009,200	
三菱瓦斯化学	43,800	2,225.00	97,455,000	
三井化学	48,400	4,310.00	208,604,000	
ＪＳＲ	63,900	4,019.00	256,814,100	
東京応化工業	9,300	9,205.00	85,606,500	
大阪有機化学工業	4,900	2,639.00	12,931,100	
三菱ケミカルグループ	428,800	938.50	402,428,800	
ＫＨネオケム	8,900	2,257.00	20,087,300	
ダイセル	75,400	1,338.00	100,885,200	
住友ベークライト	8,700	7,255.00	63,118,500	
積水化学工業	118,900	2,024.50	240,713,050	
日本ゼオン	40,200	1,323.50	53,204,700	
アイカ工業	14,800	3,301.00	48,854,800	
ＵＢＥ	27,900	2,241.50	62,537,850	
積水樹脂	8,800	2,452.00	21,577,600	
タキロンシーアイ	15,000	632.00	9,480,000	
旭有機材	3,900	3,835.00	14,956,500	

ニチバン	3,200	1,718.00	5,497,600	
リケンテクノス	12,600	823.00	10,369,800	
大倉工業	2,700	2,682.00	7,241,400	
積水化成品工業	12,300	478.00	5,879,400	
群栄化学工業	1,700	2,991.00	5,084,700	
ダイキョーニシカワ	12,900	711.00	9,171,900	
森六ホールディングス	3,300	2,812.00	9,279,600	
恵和	4,200	1,212.00	5,090,400	
日本化薬	44,800	1,353.50	60,636,800	
カーリットホールディングス	6,300	916.00	5,770,800	
ＣＬホールディングス	6,800	849.00	5,773,200	
プレステージ・インターナショナル	28,200	586.00	16,525,200	
プロトコーポレーション	6,400	1,345.00	8,608,000	
ハイマックス	4,000	1,390.00	5,560,000	
アミューズ	3,700	1,468.00	5,431,600	
野村総合研究所	130,100	4,068.00	529,246,800	
ドリームインキュベータ	2,100	2,885.00	6,058,500	
サイバネットシステム	7,000	1,091.00	7,637,000	
クイック	4,200	2,412.00	10,130,400	
電通グループ	59,200	3,684.00	218,092,800	
インテージホールディングス	6,600	1,570.00	10,362,000	
ぴあ	2,100	3,360.00	7,056,000	
イオンファンタジー	2,200	2,454.00	5,398,800	
ソースネクスト	31,000	163.00	5,053,000	
シーティーエス	8,200	632.00	5,182,400	
インフォコム	7,600	2,337.00	17,761,200	
メディカルシステムネットワーク	12,200	649.00	7,917,800	
日本精化	3,900	2,898.00	11,302,200	
扶桑化学工業	6,200	4,120.00	25,544,000	
トリケミカル研究所	7,100	3,595.00	25,524,500	
シンプレクス・ホールディングス	8,800	2,566.00	22,580,800	
ＨＥＲＯＺ	3,900	1,843.00	7,187,700	
ラクスル	14,100	1,224.00	17,258,400	
メルカリ	35,600	2,659.50	94,678,200	
ＡＤＥＫＡ	20,500	2,797.50	57,348,750	
日油	18,100	6,899.00	124,871,900	
新日本理化	5,700	180.00	1,026,000	
ハリマ化成グループ	6,800	785.00	5,338,000	
イーソル	7,900	555.00	4,384,500	
ウイングアーク１ｓｔ	6,100	3,015.00	18,391,500	
サーバーワークス	1,800	3,190.00	5,742,000	
Ｓａｎｓａｎ	19,200	1,616.00	31,027,200	
ギフティ	5,100	1,813.00	9,246,300	
花王	132,600	5,852.00	775,975,200	
第一工業製薬	3,300	1,781.00	5,877,300	
石原ケミカル	3,300	1,898.00	6,263,400	
三洋化成工業	3,600	4,245.00	15,282,000	
メドレー	7,900	4,705.00	37,169,500	
ベース	2,000	3,505.00	7,010,000	
ＪＭＤＣ	10,000	4,199.00	41,990,000	

武田薬品工業	519,800	3,996.00	2,077,120,800	
アステラス製薬	515,200	1,672.00	861,414,400	
住友ファーマ	43,600	451.00	19,663,600	
塩野義製薬	74,100	6,955.00	515,365,500	
わかもと製薬	3,100	193.00	598,300	
日本新薬	15,400	4,951.00	76,245,400	
中外製薬	183,900	5,450.00	1,002,255,000	
科研製薬	10,100	3,216.00	32,481,600	
エーザイ	71,500	7,070.00	505,505,000	
理研ビタミン	5,000	2,196.00	10,980,000	
ロート製薬	56,900	2,828.50	160,941,650	
小野薬品工業	124,600	2,503.50	311,936,100	
久光製薬	13,100	4,281.00	56,081,100	
有機合成薬品工業	12,400	277.00	3,434,800	
持田製薬	6,700	3,255.00	21,808,500	
参天製薬	107,000	1,380.00	147,660,000	
扶桑薬品工業	2,800	1,864.00	5,219,200	
ツムラ	18,500	2,631.50	48,682,750	
テルモ	163,700	4,737.00	775,446,900	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	17,600	2,622.00	46,147,200	
キッセイ薬品工業	9,700	3,205.00	31,088,500	
生化学工業	10,000	739.00	7,390,000	
栄研化学	11,400	1,713.00	19,528,200	
鳥居薬品	3,200	3,540.00	11,328,000	
ＪＣＲファーマ	19,900	1,141.00	22,705,900	
東和薬品	9,000	2,330.00	20,970,000	
富士製薬工業	4,700	1,636.00	7,689,200	
ゼリア新薬工業	8,200	1,975.00	16,195,000	
そーせいグループ	18,900	1,423.00	26,894,700	
第一三共	511,700	3,911.00	2,001,258,700	
杏林製薬	12,700	1,760.00	22,352,000	
ダイト	4,500	1,853.00	8,338,500	
大塚ホールディングス	122,200	5,273.00	644,360,600	
大正製薬ホールディングス	13,100	8,626.00	113,000,600	
ペプチドリーム	28,500	1,200.50	34,214,250	
大日本塗料	6,500	998.00	6,487,000	
日本ペイントホールディングス	311,500	1,111.00	346,076,500	
関西ペイント	57,500	2,360.00	135,700,000	
中国塗料	12,000	1,639.00	19,668,000	
藤倉化成	12,300	421.00	5,178,300	
太陽ホールディングス	10,200	3,125.00	31,875,000	
ＤＩＣ	22,900	2,554.00	58,486,600	
サカタインクス	13,000	1,310.00	17,030,000	
東洋インキＳＣホールディングス	12,800	2,663.00	34,086,400	
Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ	5,600	1,443.00	8,080,800	
アルプス技研	5,700	2,730.00	15,561,000	
日本空調サービス	7,100	788.00	5,594,800	
オリエンタルランド	318,600	5,309.00	1,691,447,400	
フォーカスシステムズ	5,600	979.00	5,482,400	
ダスキン	13,400	3,313.00	44,394,200	

パーク２４	37,500	1,871.00	70,162,500	
明光ネットワークジャパン	7,800	727.00	5,670,600	
ファルコホールディングス	2,700	2,088.00	5,637,600	
クレスコ	4,800	1,832.00	8,793,600	
フジ・メディア・ホールディングス	56,400	1,655.00	93,342,000	
ラウンドワン	56,600	569.00	32,205,400	
リゾートトラスト	26,100	2,407.50	62,835,750	
オービック	19,600	23,470.00	460,012,000	
ジャストシステム	8,400	3,005.00	25,242,000	
ＴＤＣソフト	5,500	2,062.00	11,341,000	
ＬＩＮＥヤフー	836,000	478.30	399,858,800	
ビー・エム・エル	7,400	2,962.00	21,918,800	
トレンドマイクロ	27,800	8,102.00	225,235,600	
ＩＤホールディングス	4,000	1,671.00	6,684,000	
リソー教育	30,800	215.00	6,622,000	
日本オラクル	11,200	11,530.00	129,136,000	
早稲田アカデミー	3,900	1,817.00	7,086,300	
アルファシステムズ	2,000	2,941.00	5,882,000	
フューチャー	12,500	1,679.00	20,987,500	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	3,100	1,758.00	5,449,800	
ＳＢテクノロジー	2,600	2,465.00	6,409,000	
ユー・エス・エス	67,500	2,796.50	188,763,750	
オービックビジネスコンサルタント	8,300	6,467.00	53,676,100	
アイティフォー	7,500	1,179.00	8,842,500	
東京個別指導学院	10,900	440.00	4,796,000	
サイバーエージェント	133,000	864.50	114,978,500	
楽天グループ	515,500	576.60	297,237,300	
クリーク・アンド・リバー社	3,000	2,046.00	6,138,000	
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	11,800	585.00	6,903,000	
テー・オー・ダブリュー	17,500	324.00	5,670,000	
大塚商会	29,100	5,957.00	173,348,700	
サイボウズ	8,100	2,147.00	17,390,700	
山田コンサルティンググループ	3,500	1,776.00	6,216,000	
セントラルスポーツ	2,300	2,417.00	5,559,100	
電通国際情報サービス	7,100	5,640.00	40,044,000	
ＡＣＣＥＳＳ	7,400	777.00	5,749,800	
デジタルガレージ	9,400	3,640.00	34,216,000	
イーエムシステムズ	9,800	686.00	6,722,800	
ウェザーニューズ	1,800	5,460.00	9,828,000	
ＣＩＪ	10,300	644.00	6,633,200	
WOWOW	5,000	1,044.00	5,220,000	
スカラ	7,200	758.00	5,457,600	
フルキャストホールディングス	5,700	1,788.00	10,191,600	
エン・ジャパン	9,800	2,588.00	25,362,400	
あすか製薬ホールディングス	6,000	1,744.00	10,464,000	
サワイグループホールディングス	13,500	4,969.00	67,081,500	
富士フイルムホールディングス	109,000	8,705.00	948,845,000	
コニカミノルタ	132,100	415.30	54,861,130	
資生堂	122,600	4,073.00	499,349,800	

ライオン	76,900	1,317.50	101,315,750	
高砂香料工業	4,400	3,350.00	14,740,000	
マンダム	12,700	1,267.00	16,090,900	
ミルボン	8,000	3,627.00	29,016,000	
ファンケル	25,700	2,344.00	60,240,800	
コーセー	11,900	10,375.00	123,462,500	
コタ	5,400	1,527.00	8,245,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	30,100	1,593.50	47,964,350	
ノエビアホールディングス	5,200	5,070.00	26,364,000	
アジュバンホールディングス	3,300	921.00	3,039,300	
新日本製薬	3,700	1,662.00	6,149,400	
エステー	4,500	1,506.00	6,777,000	
アグロ　カネショウ	4,100	1,562.00	6,404,200	
コニシ	9,800	2,582.00	25,303,600	
長谷川香料	11,200	3,135.00	35,112,000	
小林製薬	17,100	6,530.00	111,663,000	
荒川化学工業	5,400	1,006.00	5,432,400	
メック	4,800	4,325.00	20,760,000	
日本高純度化学	2,100	2,388.00	5,014,800	
タカラバイオ	15,800	1,207.00	19,070,600	
ＪＣＵ	6,600	3,640.00	24,024,000	
新田ゼラチン	500	740.00	370,000	
ＯＡＴアグリオ	2,900	1,780.00	5,162,000	
デクセリアルズ	14,700	4,283.00	62,960,100	
アース製薬	5,300	4,660.00	24,698,000	
北興化学工業	5,900	975.00	5,752,500	
大成ラミック	1,800	2,798.00	5,036,400	
クミアイ化学工業	23,300	788.00	18,360,400	
日本農薬	10,800	637.00	6,879,600	
ニチレキ	7,700	2,402.00	18,495,400	
ユシロ化学工業	3,700	1,639.00	6,064,300	
富士石油	17,400	351.00	6,107,400	
出光興産	65,300	3,861.00	252,123,300	
ＥＮＥＯＳホールディングス	929,800	562.30	522,826,540	
コスモエネルギーホールディングス	17,500	5,538.00	96,915,000	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	2,100	3,295.00	6,919,500	
テスホールディングス	12,400	409.00	5,071,600	
インフロニア・ホールディングス	66,200	1,397.50	92,514,500	
横浜ゴム	29,700	3,219.00	95,604,300	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	33,700	2,383.50	80,323,950	
ブリヂストン	171,900	5,940.00	1,021,086,000	
住友ゴム工業	57,600	1,592.50	91,728,000	
藤倉コンポジット	4,700	1,347.00	6,330,900	
オカモト	2,800	5,030.00	14,084,000	
アキレス	3,700	1,554.00	5,749,800	
フコク	2,600	1,350.00	3,510,000	
ニッタ	6,000	3,555.00	21,330,000	
住友理工	9,100	1,031.00	9,382,100	
三ツ星ベルト	7,100	4,355.00	30,920,500	
バンドー化学	8,700	1,562.00	13,589,400	

ＡＧＣ	54,800	5,317.00	291,371,600	
日本板硝子	28,000	549.00	15,372,000	
有沢製作所	10,300	1,031.00	10,619,300	
日本電気硝子	24,000	3,061.00	73,464,000	
オハラ	4,200	1,084.00	4,552,800	
住友大阪セメント	9,800	3,653.00	35,799,400	
太平洋セメント	34,700	2,699.00	93,655,300	
日本ヒューム	6,200	871.00	5,400,200	
日本コンクリート工業	17,700	316.00	5,593,200	
三谷セキサン	2,500	4,545.00	11,362,500	
アジアパイルホールディングス	8,300	676.00	5,610,800	
東海カーボン	54,200	1,033.00	55,988,600	
日本カーボン	3,100	4,570.00	14,167,000	
東洋炭素	4,100	4,890.00	20,049,000	
ノリタケカンパニーリミテド	3,300	6,630.00	21,879,000	
ＴＯＴＯ	38,800	3,689.00	143,133,200	
日本碍子	68,300	1,667.00	113,856,100	
日本特殊陶業	49,200	3,293.00	162,015,600	
ＭＡＲＵＷＡ	2,200	29,100.00	64,020,000	
品川リフラクトリーズ	7,200	1,690.00	12,168,000	
黒崎播磨	1,200	11,310.00	13,572,000	
ヨータイ	3,800	1,534.00	5,829,200	
ニッカトー	3,400	553.00	1,880,200	
フジミインコーポレーテッド	15,800	3,060.00	48,348,000	
クニミネ工業	900	980.00	882,000	
ニチアス	14,800	3,260.00	48,248,000	
日本製鉄	270,500	3,199.00	865,329,500	
神戸製鋼所	121,500	1,722.00	209,223,000	
中山製鋼所	13,800	795.00	10,971,000	
合同製鐵	3,400	4,370.00	14,858,000	
ＪＦＥホールディングス	168,000	2,166.00	363,888,000	
東京製鐵	17,000	1,739.00	29,563,000	
共英製鋼	6,900	1,923.00	13,268,700	
大和工業	11,400	7,369.00	84,006,600	
東京鐵鋼	2,700	3,890.00	10,503,000	
大阪製鐵	3,100	2,089.00	6,475,900	
淀川製鋼所	6,900	3,760.00	25,944,000	
中部鋼鈑	4,000	2,064.00	8,256,000	
丸一鋼管	18,400	3,709.00	68,245,600	
大同特殊鋼	7,600	7,200.00	54,720,000	
日本冶金工業	4,400	4,105.00	18,062,000	
山陽特殊製鋼	6,000	2,603.00	15,618,000	
愛知製鋼	3,500	3,055.00	10,692,500	
大平洋金属	5,100	1,203.00	6,135,300	
新日本電工	30,000	276.00	8,280,000	
栗本鐵工所	2,800	3,075.00	8,610,000	
日本製鋼所	16,300	2,461.50	40,122,450	
三菱製鋼	4,500	1,437.00	6,466,500	
日亜鋼業	10,400	320.00	3,328,000	
日本精線	1,100	4,790.00	5,269,000	

エンビプロ・ホールディングス	8,400	593.00	4,981,200	
大紀アルミニウム工業所	7,600	1,157.00	8,793,200	
日本軽金属ホールディングス	17,600	1,691.00	29,761,600	
三井金属鉱業	17,600	4,340.00	76,384,000	
東邦亜鉛	3,900	1,097.00	4,278,300	
三菱マテリアル	43,200	2,438.50	105,343,200	
住友金属鉱山	70,000	4,279.00	299,530,000	
ＤＯＷＡホールディングス	14,900	5,078.00	75,662,200	
古河機械金属	8,000	1,865.00	14,920,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	10,500	2,831.00	29,725,500	
東邦チタニウム	12,500	1,910.00	23,875,000	
ＵＡＣＪ	8,500	3,780.00	32,130,000	
ＣＫサンエツ	1,500	3,775.00	5,662,500	
古河電気工業	20,100	2,217.50	44,571,750	
住友電気工業	226,000	1,798.00	406,348,000	
フジクラ	71,300	1,087.50	77,538,750	
ＳＷＣＣ	6,800	2,698.00	18,346,400	
タツタ電線	10,800	679.00	7,333,200	
平河ヒューテック	3,900	1,256.00	4,898,400	
いよぎんホールディングス	68,600	903.70	61,993,820	
しずおかフィナンシャルグループ	128,100	1,136.50	145,585,650	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	48,600	985.00	47,871,000	
楽天銀行	20,100	2,057.00	41,345,700	
京都フィナンシャルグループ	18,300	8,600.00	157,380,000	
リョービ	6,400	2,691.00	17,222,400	
アーレスティ	5,200	715.00	3,718,000	
ＡＲＥホールディングス	22,700	1,898.00	43,084,600	
東洋製罐グループホールディングス	36,000	2,235.50	80,478,000	
ホッカンホールディングス	3,400	1,599.00	5,436,600	
コロナ	5,900	948.00	5,593,200	
横河ブリッジホールディングス	9,500	2,516.00	23,902,000	
三和ホールディングス	60,700	2,167.00	131,536,900	
文化シヤッター	15,800	1,356.00	21,424,800	
三協立山	6,900	770.00	5,313,000	
アルインコ	5,700	979.00	5,580,300	
ＬＩＸＩＬ	94,300	1,726.00	162,761,800	
日本フイルコン	3,000	466.00	1,398,000	
ノーリツ	10,000	1,509.00	15,090,000	
長府製作所	6,000	2,016.00	12,096,000	
リンナイ	29,600	3,194.00	94,542,400	
ユニプレス	10,500	947.00	9,943,500	
日東精工	9,300	532.00	4,947,600	
三洋工業	400	2,526.00	1,010,400	
岡部	10,800	716.00	7,732,800	
ジーテクト	7,700	1,664.00	12,812,800	
東プレ	10,600	1,906.00	20,203,600	
高周波熱錬	9,300	962.00	8,946,600	
東京製綱	4,000	1,301.00	5,204,000	
サンコール	11,000	441.00	4,851,000	
モリテックスチール	7,100	285.00	2,023,500	

パイオラックス	7,500	2,190.00	16,425,000	
エイチワン	6,900	760.00	5,244,000	
日本発条	53,400	1,096.50	58,553,100	
中央発條	7,300	693.00	5,058,900	
三浦工業	24,700	2,808.00	69,357,600	
タクマ	20,000	1,719.00	34,380,000	
テクノプロ・ホールディングス	35,600	3,658.00	130,224,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	4,000	1,499.00	5,996,000	
ＫｅｅＰｅｒ技研	3,700	7,020.00	25,974,000	
イー・ガーディアン	3,400	1,580.00	5,372,000	
ジャパンマテリアル	18,400	2,430.00	44,712,000	
ベクトル	7,400	1,098.00	8,125,200	
チャーム・ケア・コーポレーション	5,000	1,189.00	5,945,000	
キャリアリンク	2,200	2,258.00	4,967,600	
ＩＢＪ	8,600	713.00	6,131,800	
アサンテ	3,400	1,636.00	5,562,400	
バリューＨＲ	5,300	1,563.00	8,283,900	
Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	4,900	2,371.00	11,617,900	
ライドオンエクスプレスホールディングス	5,300	1,014.00	5,374,200	
シグマクシス・ホールディングス	8,100	1,366.00	11,064,600	
ウィルグループ	5,000	1,105.00	5,525,000	
メドピア	6,000	723.00	4,338,000	
リクルートホールディングス	445,600	5,919.00	2,637,506,400	
エラン	8,000	1,112.00	8,896,000	
ツガミ	13,100	1,218.00	15,955,800	
オークマ	5,200	6,057.00	31,496,400	
芝浦機械	5,900	3,560.00	21,004,000	
アマダ	94,400	1,482.50	139,948,000	
アイダエンジニアリング	13,700	823.00	11,275,100	
ＦＵＪＩ	27,800	2,459.00	68,360,200	
牧野フライス製作所	6,500	5,970.00	38,805,000	
オーエスジー	26,100	1,970.00	51,417,000	
ダイジェット工業	2,000	840.00	1,680,000	
旭ダイヤモンド工業	14,200	828.00	11,757,600	
ＤＭＧ森精機	35,900	2,671.50	95,906,850	
ソディック	14,400	722.00	10,396,800	
ディスコ	28,500	33,620.00	958,170,000	
日東工器	2,900	1,834.00	5,318,600	
日進工具	5,500	997.00	5,483,500	
パンチ工業	3,300	401.00	1,323,300	
日本郵政	707,400	1,256.50	888,848,100	
ベルシステム２４ホールディングス	6,500	1,685.00	10,952,500	
鎌倉新書	9,400	536.00	5,038,400	
エアトリ	4,400	1,783.00	7,845,200	
アトラエ	4,200	640.00	2,688,000	
ストライク	2,500	4,375.00	10,937,500	
ソラスト	16,600	575.00	9,545,000	
インソース	13,100	860.00	11,266,000	

豊田自動織機	49,900	11,655.00	581,584,500	
リケンＮＰＲ	6,400	1,949.00	12,473,600	
東洋機械金属	4,900	660.00	3,234,000	
エンシュウ	4,500	675.00	3,037,500	
島精機製作所	9,400	1,489.00	13,996,600	
オプトラン	9,700	1,714.00	16,625,800	
ＮＣホールディングス	2,200	1,636.00	3,599,200	
イワキ	3,900	2,136.00	8,330,400	
フリュー	5,600	1,424.00	7,974,400	
ヤマシンフィルタ	17,900	310.00	5,549,000	
日阪製作所	6,500	911.00	5,921,500	
やまびこ	9,700	1,488.00	14,433,600	
野村マイクロ・サイエンス	2,000	13,480.00	26,960,000	
平田機工	2,800	6,120.00	17,136,000	
ＰＥＧＡＳＵＳ	10,600	439.00	4,653,400	
マルマエ	4,000	1,867.00	7,468,000	
タツモ	3,600	2,950.00	10,620,000	
ナブテスコ	37,100	2,831.00	105,030,100	
三井海洋開発	7,500	1,867.00	14,002,500	
レオン自動機	6,800	1,466.00	9,968,800	
ＳＭＣ	17,700	76,960.00	1,362,192,000	
ホソカワミクロン	3,800	4,010.00	15,238,000	
ユニオンツール	2,600	3,435.00	8,931,000	
オイレス工業	8,000	1,915.00	15,320,000	
日精エー・エス・ビー機械	2,400	4,680.00	11,232,000	
サトーホールディングス	8,400	2,032.00	17,068,800	
技研製作所	5,600	1,784.00	9,990,400	
日本エアーテック	4,000	1,338.00	5,352,000	
カワタ	3,900	1,051.00	4,098,900	
日精樹脂工業	5,200	1,110.00	5,772,000	
ワイエイシイホールディングス	2,300	2,226.00	5,119,800	
小松製作所	277,200	3,756.00	1,041,163,200	
住友重機械工業	35,000	3,606.00	126,210,000	
日立建機	23,600	3,756.00	88,641,600	
日工	8,800	663.00	5,834,400	
巴工業	2,300	4,105.00	9,441,500	
井関農機	5,500	1,100.00	6,050,000	
ＴＯＷＡ	6,600	7,160.00	47,256,000	
北川鉄工所	3,800	1,235.00	4,693,000	
シンニッタン	14,300	253.00	3,617,900	
ローツェ	3,100	14,910.00	46,221,000	
クボタ	310,400	2,125.50	659,755,200	
荏原実業	3,100	2,834.00	8,785,400	
三菱化工機	2,100	3,160.00	6,636,000	
月島ホールディングス	8,000	1,298.00	10,384,000	
帝国電機製作所	4,200	3,045.00	12,789,000	
新東工業	12,000	1,072.00	12,864,000	
澁谷工業	5,500	2,451.00	13,480,500	
アイチコーポレーション	8,200	1,077.00	8,831,400	
小森コーポレーション	14,900	1,110.00	16,539,000	

鶴見製作所	4,500	3,695.00	16,627,500	
荏原製作所	24,300	8,609.00	209,198,700	
酉島製作所	5,100	2,163.00	11,031,300	
北越工業	5,900	2,610.00	15,399,000	
ダイキン工業	70,600	22,930.00	1,618,858,000	
オルガノ	7,100	5,790.00	41,109,000	
トーヨーカネツ	2,200	3,755.00	8,261,000	
栗田工業	33,100	5,472.00	181,123,200	
椿本チエイン	8,400	3,985.00	33,474,000	
大同工業	3,900	729.00	2,843,100	
日機装	13,600	965.00	13,124,000	
木村化工機	7,700	745.00	5,736,500	
レイズネクスト	8,300	1,446.00	12,001,800	
アネスト岩田	9,100	1,083.00	9,855,300	
ダイフク	99,800	2,892.50	288,671,500	
サムコ	1,600	3,995.00	6,392,000	
タダノ	34,000	1,122.50	38,165,000	
フジテック	13,800	3,547.00	48,948,600	
ＣＫＤ	16,400	2,481.00	40,688,400	
平和	17,500	2,048.00	35,840,000	
理想科学工業	4,700	2,683.00	12,610,100	
ＳＡＮＫＹＯ	14,500	8,041.00	116,594,500	
日本金銭機械	7,100	1,310.00	9,301,000	
マースグループホールディングス	3,000	2,440.00	7,320,000	
フクシマガリレイ	3,900	4,860.00	18,954,000	
ダイコク電機	2,900	3,270.00	9,483,000	
竹内製作所	10,700	4,275.00	45,742,500	
アマノ	16,800	3,261.00	54,784,800	
ＪＵＫＩ	9,200	477.00	4,388,400	
ジャノメ	7,500	662.00	4,965,000	
ブラザー工業	79,000	2,356.00	186,124,000	
マックス	8,300	3,015.00	25,024,500	
モリタホールディングス	10,300	1,500.00	15,450,000	
グローリー	14,200	2,811.50	39,923,300	
新晃工業	6,000	2,610.00	15,660,000	
大和冷機工業	9,100	1,487.00	13,531,700	
セガサミーホールディングス	52,800	1,954.50	103,197,600	
ＴＰＲ	7,500	1,575.00	11,812,500	
ツバキ・ナカシマ	11,800	717.00	8,460,600	
ホシザキ	34,900	5,048.00	176,175,200	
大豊工業	6,600	814.00	5,372,400	
日本精工	109,500	759.50	83,165,250	
ＮＴＮ	128,300	263.10	33,755,730	
ジェイテクト	52,600	1,219.00	64,119,400	
不二越	4,400	3,620.00	15,928,000	
ミネベアミツミ	102,900	2,919.00	300,365,100	
日本トムソン	16,100	582.00	9,370,200	
ＴＨＫ	34,100	2,837.00	96,741,700	
ユーシン精機	8,200	663.00	5,436,600	
前澤給装工業	4,500	1,256.00	5,652,000	

イーグル工業	6,500	1,584.00	10,296,000	
日本ピラー工業	5,500	4,360.00	23,980,000	
キッツ	19,800	1,168.00	23,126,400	
日立製作所	287,600	9,933.00	2,856,730,800	
三菱電機	658,300	2,036.50	1,340,627,950	
富士電機	36,000	6,126.00	220,536,000	
安川電機	64,200	5,860.00	376,212,000	
シンフォニア　テクノロジー	6,500	2,101.00	13,656,500	
明電舎	11,000	2,372.00	26,092,000	
オリジン	1,600	1,204.00	1,926,400	
山洋電気	2,600	6,090.00	15,834,000	
デンヨー	4,500	2,220.00	9,990,000	
ＰＨＣホールディングス	11,000	1,422.00	15,642,000	
ソシオネクスト	8,600	11,840.00	101,824,000	
ベイカレント・コンサルティング	44,200	4,941.00	218,392,200	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	5,800	1,023.00	5,933,400	
アイモバイル	11,700	445.00	5,206,500	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	19,500	2,325.00	45,337,500	
ミダックホールディングス	3,600	1,945.00	7,002,000	
キュービーネットホールディングス	3,300	1,448.00	4,778,400	
ＲＰＡホールディングス	18,800	269.00	5,057,200	
三櫻工業	8,900	780.00	6,942,000	
マキタ	67,400	3,939.00	265,488,600	
東芝テック	7,600	2,879.00	21,880,400	
芝浦メカトロニクス	3,400	6,650.00	22,610,000	
マブチモーター	14,700	4,689.00	68,928,300	
ニデック	130,600	5,627.00	734,886,200	
トレックス・セミコンダクター	3,000	1,746.00	5,238,000	
東光高岳	3,600	2,060.00	7,416,000	
ダブル・スコープ	16,900	912.00	15,412,800	
ダイヘン	5,900	6,140.00	36,226,000	
ヤーマン	10,200	999.00	10,189,800	
ＪＶＣケンウッド	46,700	745.00	34,791,500	
Ｉ－ＰＥＸ	4,100	1,495.00	6,129,500	
大崎電気工業	12,900	631.00	8,139,900	
オムロン	45,200	6,392.00	288,918,400	
日東工業	8,000	3,480.00	27,840,000	
ＩＤＥＣ	8,700	2,785.00	24,229,500	
不二電機工業	300	1,157.00	347,100	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	19,400	1,979.00	38,392,600	
メルコホールディングス	1,900	3,435.00	6,526,500	
テクノメディカ	2,400	2,284.00	5,481,600	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	6,600	675.00	4,455,000	
日本電気	77,700	8,183.00	635,819,100	
富士通	54,400	20,680.00	1,124,992,000	
沖電気工業	26,700	898.00	23,976,600	
電気興業	2,600	2,274.00	5,912,400	

サンケン電気	5,500	7,805.00	42,927,500	
アイホン	3,200	2,634.00	8,428,800	
ルネサスエレクトロニクス	386,000	2,579.50	995,687,000	
セイコーエプソン	75,900	2,072.00	157,264,800	
ワコム	44,900	678.00	30,442,200	
アルバック	14,100	6,746.00	95,118,600	
ＥＩＺＯ	4,300	4,810.00	20,683,000	
日本信号	13,500	935.00	12,622,500	
京三製作所	12,400	455.00	5,642,000	
能美防災	8,000	2,007.00	16,056,000	
ホーチキ	4,400	1,600.00	7,040,000	
エレコム	14,100	1,735.00	24,463,500	
パナソニック　ホールディングス	698,700	1,390.50	971,542,350	
シャープ	99,700	1,011.50	100,846,550	
アンリツ	41,700	1,301.00	54,251,700	
富士通ゼネラル	16,800	2,191.00	36,808,800	
ソニーグループ	414,200	13,155.00	5,448,801,000	
ＴＤＫ	93,600	6,805.00	636,948,000	
帝国通信工業	3,000	1,868.00	5,604,000	
タムラ製作所	23,600	531.00	12,531,600	
アルプスアルパイン	52,800	1,231.50	65,023,200	
日本電波工業	7,100	1,159.00	8,228,900	
鈴木	4,800	1,112.00	5,337,600	
メイコー	5,900	4,080.00	24,072,000	
ローランド　ディー．ジー．	3,200	3,705.00	11,856,000	
フォスター電機	6,100	1,003.00	6,118,300	
ＳＭＫ	2,200	2,512.00	5,526,400	
ヨコオ	5,200	1,424.00	7,404,800	
ホシデン	13,400	1,650.00	22,110,000	
ヒロセ電機	8,700	16,260.00	141,462,000	
日本航空電子工業	14,100	3,105.00	43,780,500	
ＴＯＡ	6,700	1,010.00	6,767,000	
マクセル	13,100	1,568.00	20,540,800	
古野電気	7,700	1,775.00	13,667,500	
スミダコーポレーション	7,900	1,172.00	9,258,800	
アイコム	2,300	3,395.00	7,808,500	
リオン	2,400	2,292.00	5,500,800	
横河電機	64,700	2,764.00	178,830,800	
新電元工業	2,300	3,010.00	6,923,000	
アズビル	40,900	4,707.00	192,516,300	
日本光電工業	25,100	3,757.00	94,300,700	
チノー	2,700	2,066.00	5,578,200	
共和電業	11,800	409.00	4,826,200	
日本電子材料	3,900	1,808.00	7,051,200	
堀場製作所	11,200	10,615.00	118,888,000	
アドバンテスト	167,800	4,986.00	836,650,800	
エスペック	4,700	2,283.00	10,730,100	
キーエンス	58,600	62,580.00	3,667,188,000	
日置電機	2,800	6,180.00	17,304,000	
シスメックス	50,500	7,931.00	400,515,500	

日本マイクロニクス	10,500	3,585.00	37,642,500	
メガチップス	4,600	4,655.00	21,413,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	3,200	3,715.00	11,888,000	
澤藤電機	3,300	1,195.00	3,943,500	
デンソー	483,100	2,136.00	1,031,901,600	
原田工業	4,500	758.00	3,411,000	
コーセル	7,000	1,263.00	8,841,000	
イリソ電子工業	5,400	3,685.00	19,899,000	
オプテックスグループ	10,700	1,739.00	18,607,300	
千代田インテグレ	2,300	2,912.00	6,697,600	
レーザーテック	26,800	35,150.00	942,020,000	
スタンレー電気	37,500	2,641.50	99,056,250	
ウシオ電機	29,700	2,076.00	61,657,200	
岡谷電機産業	100	281.00	28,100	
日本セラミック	4,800	2,825.00	13,560,000	
古河電池	6,000	844.00	5,064,000	
山一電機	5,300	1,850.00	9,805,000	
図研	5,100	3,935.00	20,068,500	
日本電子	14,700	6,083.00	89,420,100	
カシオ計算機	42,300	1,205.50	50,992,650	
ファナック	285,500	4,187.00	1,195,388,500	
日本シイエムケイ	12,400	727.00	9,014,800	
エンプラス	1,700	12,590.00	21,403,000	
大真空	8,700	813.00	7,073,100	
ローム	108,300	2,804.50	303,727,350	
浜松ホトニクス	47,000	5,843.00	274,621,000	
三井ハイテック	5,200	7,781.00	40,461,200	
新光電気工業	20,700	5,520.00	114,264,000	
京セラ	91,000	8,196.00	745,836,000	
太陽誘電	28,500	3,662.00	104,367,000	
村田製作所	532,800	2,833.00	1,509,422,400	
双葉電子工業	11,100	499.00	5,538,900	
日東電工	37,700	10,610.00	399,997,000	
北陸電気工業	2,800	1,331.00	3,726,800	
東海理化電機製作所	16,500	2,220.00	36,630,000	
ニチコン	15,400	1,327.00	20,435,800	
日本ケミコン	6,200	1,303.00	8,078,600	
ＫＯＡ	8,900	1,524.00	13,563,600	
三井Ｅ＆Ｓ	28,000	607.00	16,996,000	
日立造船	52,200	913.00	47,658,600	
三菱重工業	103,400	7,881.00	814,895,400	
川崎重工業	47,800	3,064.00	146,459,200	
ＩＨＩ	44,000	2,617.00	115,148,000	
名村造船所	12,800	1,277.00	16,345,600	
マネジメントソリューションズ	2,600	3,215.00	8,359,000	
プロレド・パートナーズ	13,500	355.00	4,792,500	
アンビスホールディングス	6,400	3,170.00	20,288,000	
カーブスホールディングス	16,400	624.00	10,233,600	
フォーラムエンジニアリング	8,200	843.00	6,912,600	
日本車輌製造	2,700	2,065.00	5,575,500	

三菱ロジスネクスト	9,300	1,371.00	12,750,300	
フルサト・マルカホールディングス	5,500	2,546.00	14,003,000	
ヤマエグループホールディングス	3,500	3,915.00	13,702,500	
ＦＰＧ	19,500	1,675.00	32,662,500	
島根銀行	6,000	505.00	3,030,000	
じもとホールディングス	3,600	554.00	1,994,400	
全国保証	15,100	5,212.00	78,701,200	
めぶきフィナンシャルグループ	286,200	428.50	122,636,700	
ジャパンインベストメントアドバイザー	4,700	1,530.00	7,191,000	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	7,400	3,975.00	29,415,000	
九州フィナンシャルグループ	111,600	765.10	85,385,160	
かんぽ生命保険	58,800	2,437.00	143,295,600	
ゆうちょ銀行	633,700	1,407.50	891,932,750	
富山第一銀行	18,300	758.00	13,871,400	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	309,400	636.90	197,056,860	
ジェイリース	2,900	2,094.00	6,072,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	32,500	1,576.00	51,220,000	
イントラスト	1,800	799.00	1,438,200	
アルヒ	6,600	800.00	5,280,000	
プレミアグループ	9,700	1,735.00	16,829,500	
日産自動車	831,800	579.30	481,861,740	
いすゞ自動車	170,200	1,829.00	311,295,800	
トヨタ自動車	3,215,300	2,644.00	8,501,253,200	
日野自動車	88,100	455.30	40,111,930	
三菱自動車工業	228,400	444.40	101,500,960	
エフテック	1,400	628.00	879,200	
武蔵精密工業	14,300	1,426.00	20,391,800	
日産車体	6,900	920.00	6,348,000	
新明和工業	16,900	1,129.00	19,080,100	
極東開発工業	9,700	1,917.00	18,594,900	
トピー工業	4,700	2,530.00	11,891,000	
ティラド	2,500	3,045.00	7,612,500	
タチエス	10,800	1,691.00	18,262,800	
ＮＯＫ	22,700	1,856.00	42,131,200	
フタバ産業	15,700	797.00	12,512,900	
カヤバ	5,600	4,815.00	26,964,000	
市光工業	10,500	538.00	5,649,000	
大同メタル工業	11,400	544.00	6,201,600	
プレス工業	23,400	583.00	13,642,200	
ミクニ	3,600	443.00	1,594,800	
太平洋工業	13,400	1,297.00	17,379,800	
アイシン	45,200	5,011.00	226,497,200	
マツダ	193,700	1,598.00	309,532,600	
今仙電機製作所	2,500	641.00	1,602,500	
本田技研工業	1,428,000	1,485.50	2,121,294,000	
スズキ	107,500	5,773.00	620,597,500	
ＳＵＢＡＲＵ	185,300	2,655.00	491,971,500	

ヤマハ発動機	84,400	3,906.00	329,666,400	
小糸製作所	63,400	2,253.00	142,840,200	
エクセディ	9,600	2,452.00	23,539,200	
ミツバ	11,000	942.00	10,362,000	
豊田合成	17,100	2,663.00	45,537,300	
愛三工業	9,700	1,156.00	11,213,200	
盟和産業	4,600	981.00	4,512,600	
ヨロズ	6,100	852.00	5,197,200	
エフ・シー・シー	10,400	1,730.00	17,992,000	
シマノ	23,800	22,070.00	525,266,000	
テイ・エス　テック	20,800	1,687.00	35,089,600	
三十三フィナンシャルグループ	5,200	1,792.00	9,318,400	
第四北越フィナンシャルグループ	9,100	3,865.00	35,171,500	
ひろぎんホールディングス	82,100	886.40	72,773,440	
マーキュリアホールディングス	1,400	736.00	1,030,400	
おきなわフィナンシャルグループ	4,900	2,274.00	11,142,600	
ダイレクトマーケティングミックス	14,100	426.00	6,006,600	
ポピンズ	4,500	1,112.00	5,004,000	
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	4,700	2,048.00	9,625,600	
十六フィナンシャルグループ	7,500	3,670.00	27,525,000	
北國フィナンシャルホールディングス	6,100	4,540.00	27,694,000	
ネットプロテクションズホールディングス	20,700	180.00	3,726,000	
プロクレアホールディングス	6,600	1,811.00	11,952,600	
あいちフィナンシャルグループ	8,900	2,250.00	20,025,000	
ジャムコ	3,700	1,498.00	5,542,600	
小野建	6,100	1,666.00	10,162,600	
はるやまホールディングス	5,300	590.00	3,127,000	
南陽	1,400	2,048.00	2,867,200	
ノジマ	18,000	1,711.00	30,798,000	
佐鳥電機	3,000	1,899.00	5,697,000	
カッパ・クリエイト	9,700	1,625.00	15,762,500	
伯東	3,500	5,390.00	18,865,000	
コンドーテック	4,900	1,140.00	5,586,000	
中山福	13,500	360.00	4,860,000	
ライトオン	6,600	446.00	2,943,600	
ナガイレーベン	7,800	2,333.00	18,197,400	
三菱食品	5,700	4,765.00	27,160,500	
良品計画	67,600	2,341.00	158,251,600	
松田産業	4,700	2,385.00	11,209,500	
第一興商	24,000	2,064.00	49,536,000	
メディパルホールディングス	64,200	2,258.00	144,963,600	
アドヴァングループ	5,900	1,055.00	6,224,500	
ＳＰＫ	2,900	1,838.00	5,330,200	
萩原電気ホールディングス	2,600	4,660.00	12,116,000	
アルビス	2,200	2,561.00	5,634,200	
アズワン	9,700	5,373.00	52,118,100	
スズデン	2,500	2,266.00	5,665,000	
シモジマ	4,800	1,261.00	6,052,800	
ドウシシャ	5,700	2,010.00	11,457,000	

小津産業	2,300	1,566.00	3,601,800	
高速	3,700	2,032.00	7,518,400	
ハウス　オブ　ローゼ	2,800	1,600.00	4,480,000	
Ｇ－７ホールディングス	6,800	1,154.00	7,847,200	
イオン北海道	18,300	907.00	16,598,100	
コジマ	10,200	751.00	7,660,200	
ヒマラヤ	400	923.00	369,200	
コーナン商事	7,600	3,860.00	29,336,000	
ネットワンシステムズ	23,700	2,367.50	56,109,750	
エコス	2,500	2,320.00	5,800,000	
ワタミ	6,500	1,024.00	6,656,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	125,100	3,356.00	419,835,600	
丸文	5,500	1,561.00	8,585,500	
西松屋チェーン	12,200	2,120.00	25,864,000	
ゼンショーホールディングス	30,500	7,261.00	221,460,500	
ハピネット	5,300	2,640.00	13,992,000	
橋本総業ホールディングス	4,500	1,279.00	5,755,500	
日本ライフライン	18,200	1,208.00	21,985,600	
サイゼリヤ	9,200	4,970.00	45,724,000	
ＶＴホールディングス	23,500	507.00	11,914,500	
アルゴグラフィックス	5,400	3,550.00	19,170,000	
魚力	2,500	2,261.00	5,652,500	
ＩＤＯＭ	16,400	938.00	15,383,200	
日本エム・ディ・エム	7,600	749.00	5,692,400	
フジ・コーポレーション	3,100	1,612.00	4,997,200	
ユナイテッドアローズ	7,300	1,933.00	14,110,900	
進和	3,800	2,330.00	8,854,000	
ダイトロン	2,400	2,815.00	6,756,000	
ハイデイ日高	9,200	2,732.00	25,134,400	
シークス	8,800	1,430.00	12,584,000	
コロワイド	26,600	2,170.00	57,722,000	
田中商事	7,100	742.00	5,268,200	
オーハシテクニカ	3,300	1,792.00	5,913,600	
壱番屋	4,900	5,170.00	25,333,000	
白銅	2,500	2,231.00	5,577,500	
スギホールディングス	12,500	6,128.00	76,600,000	
薬王堂ホールディングス	3,000	2,646.00	7,938,000	
島津製作所	77,800	3,956.00	307,776,800	
ＪＭＳ	10,300	499.00	5,139,700	
長野計器	4,300	1,986.00	8,539,800	
ブイ・テクノロジー	3,100	2,659.00	8,242,900	
スター精密	11,000	1,767.00	19,437,000	
東京計器	4,500	1,693.00	7,618,500	
愛知時計電機	2,600	2,298.00	5,974,800	
インターアクション	5,400	944.00	5,097,600	
東京精密	12,000	8,532.00	102,384,000	
マニー	23,400	2,173.00	50,848,200	
ニコン	84,700	1,396.00	118,241,200	
トプコン	28,500	1,500.00	42,750,000	

オリンパス	360,400	2,121.50	764,588,600	
理研計器	4,100	7,030.00	28,823,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	20,000	11,720.00	234,400,000	
キヤノン電子	6,500	2,023.00	13,149,500	
タムロン	3,600	5,120.00	18,432,000	
ＨＯＹＡ	116,300	17,255.00	2,006,756,500	
ノーリツ鋼機	5,500	2,959.00	16,274,500	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	8,500	1,790.00	15,215,000	
朝日インテック	65,400	2,850.00	186,390,000	
キヤノン	292,100	3,681.00	1,075,220,100	
リコー	146,800	1,069.50	157,002,600	
シチズン時計	53,900	841.00	45,329,900	
メニコン	20,100	2,378.00	47,797,800	
スノーピーク	8,400	936.00	7,862,400	
パラマウントベッドホールディングス	12,200	2,732.00	33,330,400	
トランザクション	3,900	2,147.00	8,373,300	
ニホンフラッシュ	6,200	898.00	5,567,600	
前田工繊	4,900	3,030.00	14,847,000	
アートネイチャー	6,700	782.00	5,239,400	
バンダイナムコホールディングス	160,400	2,830.50	454,012,200	
ＳＨＯＥＩ	13,200	1,848.00	24,393,600	
フランスベッドホールディングス	7,600	1,299.00	9,872,400	
マーベラス	9,500	692.00	6,574,000	
パイロットコーポレーション	8,200	4,219.00	34,595,800	
萩原工業	3,900	1,428.00	5,569,200	
エイベックス	10,000	1,354.00	13,540,000	
フジシールインターナショナル	11,900	1,677.00	19,956,300	
タカラトミー	26,600	2,241.00	59,610,600	
広済堂ホールディングス	13,000	767.00	9,971,000	
レック	7,500	1,025.00	7,687,500	
プロネクサス	6,100	1,261.00	7,692,100	
きもと	5,500	186.00	1,023,000	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	72,000	4,043.00	291,096,000	
大日本印刷	64,000	4,270.00	273,280,000	
共同印刷	1,700	3,200.00	5,440,000	
ＮＩＳＳＨＡ	10,000	1,455.00	14,550,000	
藤森工業	4,600	3,715.00	17,089,000	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	3,700	2,550.00	9,435,000	
前澤化成工業	3,800	1,518.00	5,768,400	
未来工業	2,100	3,055.00	6,415,500	
アシックス	49,900	4,861.00	242,563,900	
ツツミ	2,300	2,310.00	5,313,000	
ＪＳＰ	4,100	1,762.00	7,224,200	
ニチハ	7,400	2,903.00	21,482,200	
ローランド	4,300	4,365.00	18,769,500	
エフピコ	11,100	2,886.00	32,034,600	
小松ウオール工業	2,400	2,852.00	6,844,800	
ヤマハ	36,900	3,261.00	120,330,900	
河合楽器製作所	1,800	3,770.00	6,786,000	
クリナップ	7,800	666.00	5,194,800	

ピジョン	37,300	1,637.50	61,078,750	
天馬	4,300	2,172.00	9,339,600	
キングジム	6,100	863.00	5,264,300	
象印マホービン	15,900	1,521.00	24,183,900	
リンテック	11,800	2,709.00	31,966,200	
信越ポリマー	12,700	1,572.00	19,964,400	
東リ	11,300	325.00	3,672,500	
イトーキ	12,000	1,299.00	15,588,000	
任天堂	369,700	6,965.00	2,574,960,500	
三菱鉛筆	8,300	2,083.00	17,288,900	
松風	2,600	2,690.00	6,994,000	
タカラスタンダード	12,300	1,666.00	20,491,800	
コクヨ	24,000	2,277.50	54,660,000	
ナカバヤシ	10,600	540.00	5,724,000	
ニフコ	17,600	3,524.00	62,022,400	
グローブライド	5,300	1,935.00	10,255,500	
オカムラ	17,600	2,030.00	35,728,000	
バルカー	4,900	3,955.00	19,379,500	
ＭＵＴＯＨホールディングス	1,800	1,916.00	3,448,800	
伊藤忠商事	416,500	5,834.00	2,429,861,000	
丸紅	516,500	2,249.50	1,161,866,750	
スクロール	9,200	962.00	8,850,400	
ヨンドシーホールディングス	5,900	1,990.00	11,741,000	
長瀬産業	28,400	2,247.00	63,814,800	
蝶理	3,900	2,781.00	10,845,900	
豊田通商	54,300	8,604.00	467,197,200	
オンワードホールディングス	34,600	500.00	17,300,000	
三共生興	8,600	715.00	6,149,000	
兼松	25,900	2,054.00	53,198,600	
美津濃	5,800	3,910.00	22,678,000	
三井物産	466,800	5,195.00	2,425,026,000	
日本紙パルプ商事	3,000	4,930.00	14,790,000	
東京エレクトロン	123,900	25,255.00	3,129,094,500	
カメイ	6,600	1,698.00	11,206,800	
ＯＵＧホールディングス	1,700	2,396.00	4,073,200	
スターゼン	4,300	2,465.00	10,599,500	
セイコーグループ	8,200	2,627.00	21,541,400	
山善	18,800	1,200.00	22,560,000	
椿本興業	1,300	6,550.00	8,515,000	
住友商事	375,000	3,061.00	1,147,875,000	
ＢＩＰＲＯＧＹ	19,200	4,234.00	81,292,800	
内田洋行	2,500	6,900.00	17,250,000	
三菱商事	409,200	6,713.00	2,746,959,600	
第一実業	5,800	1,866.00	10,822,800	
キヤノンマーケティングジャパン	14,400	4,046.00	58,262,400	
西華産業	2,500	2,848.00	7,120,000	
佐藤商事	4,300	1,445.00	6,213,500	
菱洋エレクトロ	5,900	3,590.00	21,181,000	
東京産業	6,600	816.00	5,385,600	
ユアサ商事	4,800	4,600.00	22,080,000	

神鋼商事	1,600	5,800.00	9,280,000	
阪和興業	11,100	4,795.00	53,224,500	
正栄食品工業	4,100	4,830.00	19,803,000	
カナデン	4,700	1,551.00	7,289,700	
ＲＹＯＤＥＮ	5,000	2,482.00	12,410,000	
ニプロ	48,800	1,097.50	53,558,000	
岩谷産業	14,100	6,363.00	89,718,300	
ナイス	2,900	1,562.00	4,529,800	
極東貿易	3,700	1,877.00	6,944,900	
アステナホールディングス	11,600	472.00	5,475,200	
三愛オブリ	14,900	1,627.00	24,242,300	
稲畑産業	12,200	3,085.00	37,637,000	
ＧＳＩクレオス	3,300	2,142.00	7,068,600	
明和産業	8,400	633.00	5,317,200	
ゴールドウイン	10,400	10,735.00	111,644,000	
ユニ・チャーム	122,400	4,938.00	604,411,200	
デサント	10,100	3,785.00	38,228,500	
ワキタ	10,300	1,593.00	16,407,900	
ヤマトインターナショナル	14,100	297.00	4,187,700	
東邦ホールディングス	17,100	3,260.00	55,746,000	
サンゲツ	14,300	3,030.00	43,329,000	
ミツウロコグループホールディングス	7,900	1,542.00	12,181,800	
シナネンホールディングス	1,700	4,130.00	7,021,000	
伊藤忠エネクス	15,400	1,568.00	24,147,200	
サンリオ	17,600	5,600.00	98,560,000	
サンワ　テクノス	3,200	2,180.00	6,976,000	
リョーサン	4,400	4,880.00	21,472,000	
新光商事	8,300	1,133.00	9,403,900	
トーホー	2,400	2,694.00	6,465,600	
三信電気	2,500	2,126.00	5,315,000	
東陽テクニカ	6,300	1,335.00	8,410,500	
モスフードサービス	9,100	3,225.00	29,347,500	
加賀電子	5,700	6,270.00	35,739,000	
三益半導体工業	4,700	2,772.00	13,028,400	
都築電気	3,100	2,171.00	6,730,100	
立花エレテック	4,100	2,764.00	11,332,400	
木曽路	9,400	2,498.00	23,481,200	
ＳＲＳホールディングス	10,200	1,055.00	10,761,000	
リテールパートナーズ	9,200	1,610.00	14,812,000	
上新電機	6,100	2,378.00	14,505,800	
日本瓦斯	32,800	2,277.50	74,702,000	
ロイヤルホールディングス	10,900	2,524.00	27,511,600	
東天紅	5,400	824.00	4,449,600	
いなげや	6,000	1,218.00	7,308,000	
チヨダ	6,500	840.00	5,460,000	
ライフコーポレーション	6,500	3,350.00	21,775,000	
リンガーハット	8,000	2,334.00	18,672,000	
ＭｒＭａｘＨＤ	8,900	612.00	5,446,800	
ＡＯＫＩホールディングス	13,300	1,131.00	15,042,300	
オークワ	8,900	807.00	7,182,300	

コメリ	9,500	3,100.00	29,450,000	
青山商事	13,200	1,507.00	19,892,400	
しまむら	7,300	15,950.00	116,435,000	
高島屋	42,800	1,925.00	82,390,000	
松屋	10,500	926.00	9,723,000	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	27,400	1,543.00	42,278,200	
近鉄百貨店	2,700	2,647.00	7,146,900	
丸井グループ	41,100	2,373.00	97,530,300	
クレディセゾン	36,500	2,535.00	92,527,500	
アクシアル　リテイリング	4,200	4,135.00	17,367,000	
イオン	210,000	3,143.00	660,030,000	
イズミ	11,000	3,579.00	39,369,000	
平和堂	10,400	2,201.00	22,890,400	
フジ	9,500	1,887.00	17,926,500	
ヤオコー	7,000	8,077.00	56,539,000	
ゼビオホールディングス	8,400	941.00	7,904,400	
ケーズホールディングス	43,800	1,317.00	57,684,600	
ＰＡＬＴＡＣ	8,400	4,485.00	37,674,000	
三谷産業	16,800	324.00	5,443,200	
日産東京販売ホールディングス	4,800	439.00	2,107,200	
あおぞら銀行	41,400	3,086.00	127,760,400	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	3,611,800	1,187.50	4,289,012,500	
りそなホールディングス	672,500	708.40	476,399,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	103,600	5,256.00	544,521,600	
三井住友フィナンシャルグループ	410,000	6,703.00	2,748,230,000	
千葉銀行	160,700	1,006.00	161,664,200	
群馬銀行	111,900	682.40	76,360,560	
武蔵野銀行	8,000	2,651.00	21,208,000	
千葉興業銀行	9,500	773.00	7,343,500	
筑波銀行	25,300	245.00	6,198,500	
七十七銀行	16,800	3,360.00	56,448,000	
秋田銀行	3,900	1,888.00	7,363,200	
山形銀行	6,400	1,057.00	6,764,800	
岩手銀行	3,600	2,363.00	8,506,800	
東邦銀行	45,600	291.00	13,269,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	50,200	3,209.00	161,091,800	
スルガ銀行	50,900	780.00	39,702,000	
八十二銀行	123,800	769.60	95,276,480	
山梨中央銀行	6,500	1,685.00	10,952,500	
大垣共立銀行	11,000	1,812.00	19,932,000	
福井銀行	5,200	1,572.00	8,174,400	
清水銀行	3,400	1,476.00	5,018,400	
富山銀行	1,100	1,696.00	1,865,600	
滋賀銀行	9,600	3,390.00	32,544,000	
南都銀行	8,700	2,399.00	20,871,300	
百五銀行	54,300	527.00	28,616,100	
紀陽銀行	20,600	1,510.00	31,106,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	35,700	1,521.00	54,299,700	
山陰合同銀行	36,100	976.00	35,233,600	
百十四銀行	5,700	2,330.00	13,281,000	

四国銀行	8,500	941.00	7,998,500	
阿波銀行	8,100	2,310.00	18,711,000	
大分銀行	3,500	2,444.00	8,554,000	
宮崎銀行	3,500	2,475.00	8,662,500	
佐賀銀行	3,400	1,788.00	6,079,200	
琉球銀行	12,300	1,077.00	13,247,100	
セブン銀行	180,800	292.90	52,956,320	
みずほフィナンシャルグループ	778,400	2,350.00	1,829,240,000	
山口フィナンシャルグループ	56,500	1,242.50	70,201,250	
芙蓉総合リース	5,300	11,810.00	62,593,000	
みずほリース	9,700	4,765.00	46,220,500	
東京センチュリー	10,800	6,033.00	65,156,400	
ＳＢＩホールディングス	84,400	3,066.00	258,770,400	
日本証券金融	21,200	1,487.00	31,524,400	
アイフル	84,900	373.00	31,667,700	
名古屋銀行	3,700	5,520.00	20,424,000	
北洋銀行	87,400	351.00	30,677,400	
大光銀行	1,200	1,253.00	1,503,600	
愛媛銀行	7,800	950.00	7,410,000	
京葉銀行	24,200	676.00	16,359,200	
栃木銀行	28,800	303.00	8,726,400	
北日本銀行	2,400	2,033.00	4,879,200	
東和銀行	10,600	585.00	6,201,000	
リコーリース	5,500	4,700.00	25,850,000	
イオンフィナンシャルサービス	33,100	1,229.50	40,696,450	
アコム	102,900	344.50	35,449,050	
ジャックス	6,100	5,100.00	31,110,000	
オリエントコーポレーション	18,800	1,056.00	19,852,800	
オリックス	351,500	2,678.00	941,317,000	
三菱ＨＣキャピタル	257,000	937.20	240,860,400	
ジャフコ　グループ	17,200	1,678.50	28,870,200	
トモニホールディングス	46,600	386.00	17,987,600	
大和証券グループ本社	446,800	966.80	431,966,240	
野村ホールディングス	969,800	645.40	625,908,920	
岡三証券グループ	50,600	706.00	35,723,600	
丸三証券	19,200	834.00	16,012,800	
東洋証券	17,400	295.00	5,133,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	68,500	525.00	35,962,500	
光世証券	3,400	480.00	1,632,000	
水戸証券	17,000	421.00	7,157,000	
いちよし証券	10,800	700.00	7,560,000	
松井証券	28,400	714.00	20,277,600	
ＳＯＭＰＯホールディングス	91,400	6,831.00	624,353,400	
日本取引所グループ	150,500	2,993.00	450,446,500	
マネックスグループ	56,500	684.00	38,646,000	
極東証券	7,900	954.00	7,536,600	
岩井コスモホールディングス	6,600	1,769.00	11,675,400	
アイザワ証券グループ	8,300	1,195.00	9,918,500	
フィデアホールディングス	6,000	1,462.00	8,772,000	

池田泉州ホールディングス	80,000	317.00	25,360,000	
アニコム　ホールディングス	19,600	524.00	10,270,400	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	129,200	5,440.00	702,848,000	
スパークス・グループ	6,400	1,550.00	9,920,000	
第一生命ホールディングス	281,800	2,939.50	828,351,100	
東京海上ホールディングス	570,100	3,521.00	2,007,322,100	
イー・ギャランティ	9,400	1,888.00	17,747,200	
ＮＥＣキャピタルソリューション	2,800	3,255.00	9,114,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	167,700	2,180.00	365,586,000	
アドバンスクリエイト	5,700	975.00	5,557,500	
三井不動産	266,700	3,491.00	931,049,700	
三菱地所	377,000	1,984.00	747,968,000	
平和不動産	9,400	3,745.00	35,203,000	
東京建物	50,400	2,065.50	104,101,200	
京阪神ビルディング	10,800	1,400.00	15,120,000	
住友不動産	83,400	4,341.00	362,039,400	
テーオーシー	10,300	685.00	7,055,500	
東京楽天地	1,300	6,780.00	8,814,000	
レオパレス２１	57,800	422.00	24,391,600	
スターツコーポレーション	8,300	2,796.00	23,206,800	
フジ住宅	7,600	692.00	5,259,200	
空港施設	9,700	577.00	5,596,900	
ゴールドクレスト	4,700	2,147.00	10,090,900	
リログループ	30,200	1,571.50	47,459,300	
エスリード	2,700	3,235.00	8,734,500	
日神グループホールディングス	10,700	488.00	5,221,600	
日本エスコン	10,800	923.00	9,968,400	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	26,500	451.00	11,951,500	
ＡＶＡＮＴＩＡ	5,600	851.00	4,765,600	
イオンモール	29,900	1,738.00	51,966,200	
ファースト住建	1,500	1,017.00	1,525,500	
カチタス	15,500	2,149.00	33,309,500	
東祥	5,500	780.00	4,290,000	
トーセイ	9,600	1,836.00	17,625,600	
サンフロンティア不動産	8,500	1,577.00	13,404,500	
ＦＪネクストホールディングス	6,100	1,085.00	6,618,500	
グランディハウス	8,700	595.00	5,176,500	
東武鉄道	64,300	3,719.00	239,131,700	
相鉄ホールディングス	21,000	2,696.50	56,626,500	
東急	164,200	1,680.00	275,856,000	
京浜急行電鉄	72,500	1,261.00	91,422,500	
小田急電鉄	96,800	2,158.00	208,894,400	
京王電鉄	28,100	4,263.00	119,790,300	
京成電鉄	37,800	6,512.00	246,153,600	
富士急行	7,200	4,125.00	29,700,000	
東日本旅客鉄道	107,600	8,003.00	861,122,800	
西日本旅客鉄道	69,500	5,746.00	399,347,000	
東海旅客鉄道	225,500	3,544.00	799,172,000	
西武ホールディングス	70,800	1,910.00	135,228,000	

鴻池運輸	10,000	1,884.00	18,840,000	
西日本鉄道	15,600	2,368.00	36,940,800	
ハマキョウレックス	5,000	4,010.00	20,050,000	
サカイ引越センター	6,500	2,687.00	17,465,500	
近鉄グループホールディングス	58,500	4,337.00	253,714,500	
阪急阪神ホールディングス	78,000	4,454.00	347,412,000	
南海電気鉄道	26,100	2,808.00	73,288,800	
京阪ホールディングス	32,200	3,641.00	117,240,200	
神戸電鉄	2,000	2,867.00	5,734,000	
名古屋鉄道	60,300	2,194.50	132,328,350	
山陽電気鉄道	4,400	2,119.00	9,323,600	
アルプス物流	4,700	1,625.00	7,637,500	
トランコム	1,700	7,340.00	12,478,000	
ヤマトホールディングス	74,900	2,649.00	198,410,100	
山九	14,900	5,061.00	75,408,900	
日新	4,400	2,445.00	10,758,000	
丸全昭和運輸	3,600	3,790.00	13,644,000	
センコーグループホールディングス	31,000	1,099.00	34,069,000	
トナミホールディングス	1,300	4,695.00	6,103,500	
ニッコンホールディングス	18,700	2,991.00	55,931,700	
福山通運	6,700	3,870.00	25,929,000	
セイノーホールディングス	32,900	2,090.00	68,761,000	
神奈川中央交通	1,800	2,978.00	5,360,400	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	14,100	1,481.00	20,882,100	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	5,600	1,451.00	8,125,600	
日本郵船	167,600	4,333.00	726,210,800	
商船三井	126,900	4,493.00	570,161,700	
川崎汽船	49,400	6,115.00	302,081,000	
ＮＳユナイテッド海運	3,100	4,920.00	15,252,000	
明海グループ	3,400	734.00	2,495,600	
飯野海運	21,500	1,240.00	26,660,000	
共栄タンカー	600	821.00	492,600	
九州旅客鉄道	41,300	3,081.00	127,245,300	
ＳＧホールディングス	98,200	2,018.50	198,216,700	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	19,800	7,912.00	156,657,600	
ＩＤ＆Ｅ　ホールディングス	3,600	3,275.00	11,790,000	
日本航空	143,600	2,765.00	397,054,000	
ＡＮＡホールディングス	159,100	3,054.00	485,891,400	
パスコ	600	1,686.00	1,011,600	
ＴＲＥホールディングス	11,500	1,040.00	11,960,000	
人・夢・技術グループ	3,300	1,700.00	5,610,000	
西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	1,600	5,890.00	9,424,000	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	2,700	5,140.00	13,878,000	
ＫＰＰグループホールディングス	16,000	695.00	11,120,000	
ナルミヤ・インターナショナル	3,300	1,144.00	3,775,200	
ギフトホールディングス	2,600	2,289.00	5,951,400	
三菱倉庫	14,400	4,275.00	61,560,000	
三井倉庫ホールディングス	5,500	4,665.00	25,657,500	

住友倉庫	15,800	2,424.00	38,299,200	
澁澤倉庫	2,700	2,838.00	7,662,600	
ヤマタネ	2,700	2,368.00	6,393,600	
乾汽船	6,900	1,104.00	7,617,600	
日本トランスシティ	11,800	612.00	7,221,600	
中央倉庫	5,100	1,094.00	5,579,400	
安田倉庫	4,300	1,116.00	4,798,800	
大栄環境	10,900	2,318.00	25,266,200	
日本管財ホールディングス	6,300	2,497.00	15,731,100	
上組	28,000	3,278.00	91,784,000	
キユーソー流通システム	5,700	890.00	5,073,000	
エーアイテイー	3,700	1,661.00	6,145,700	
内外トランスライン	2,300	2,484.00	5,713,200	
日本コンセプト	3,200	1,647.00	5,270,400	
ＴＢＳホールディングス	30,100	2,990.00	89,999,000	
日本テレビホールディングス	52,000	1,515.00	78,780,000	
朝日放送グループホールディングス	8,200	649.00	5,321,800	
テレビ朝日ホールディングス	14,300	1,632.00	23,337,600	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	45,600	653.00	29,776,800	
テレビ東京ホールディングス	4,200	3,000.00	12,600,000	
ビジョン	8,800	1,203.00	10,586,400	
ＵＳＥＮ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	6,600	3,755.00	24,783,000	
日本通信	57,800	228.00	13,178,400	
日本電信電話	17,469,200	169.30	2,957,535,560	
ＫＤＤＩ	453,800	4,434.00	2,012,149,200	
ソフトバンク	944,800	1,715.50	1,620,804,400	
光通信	5,900	23,410.00	138,119,000	
エムティーアイ	5,200	619.00	3,218,800	
ＧＭＯインターネットグループ	21,700	2,469.50	53,588,150	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	31,000	2,795.50	86,660,500	
学研ホールディングス	9,800	979.00	9,594,200	
ゼンリン	10,000	856.00	8,560,000	
東京電力ホールディングス	527,800	725.80	383,077,240	
中部電力	215,800	1,792.00	386,713,600	
関西電力	226,100	1,815.00	410,371,500	
中国電力	101,700	978.30	99,493,110	
北陸電力	59,900	710.00	42,529,000	
東北電力	154,200	931.80	143,683,560	
四国電力	54,500	989.00	53,900,500	
九州電力	135,000	985.60	133,056,000	
北海道電力	56,600	612.10	34,644,860	
沖縄電力	15,000	1,079.00	16,185,000	
電源開発	48,100	2,237.50	107,623,750	
エフオン	2,400	451.00	1,082,400	
イーレックス	10,400	746.00	7,758,400	
レノバ	15,600	1,079.00	16,832,400	
東京瓦斯	123,800	3,346.00	414,234,800	
大阪瓦斯	118,600	2,921.00	346,430,600	
東邦瓦斯	25,400	2,699.50	68,567,300	

北海道瓦斯	3,500	2,178.00	7,623,000	
広島ガス	13,900	370.00	5,143,000	
西部ガスホールディングス	6,100	1,885.00	11,498,500	
静岡ガス	11,700	1,000.00	11,700,000	
メタウォーター	7,000	2,044.00	14,308,000	
M&A総研ホールディングス	2,900	4,400.00	12,760,000	
アイネット	3,600	1,701.00	6,123,600	
松竹	3,100	9,247.00	28,665,700	
東宝	32,700	4,788.00	156,567,600	
エイチ・アイ・エス	17,500	1,896.00	33,180,000	
東映	1,900	20,800.00	39,520,000	
ラックランド	2,700	2,565.00	6,925,500	
ＮＴＴデータグループ	153,600	1,937.50	297,600,000	
共立メンテナンス	9,400	5,565.00	52,311,000	
イチネンホールディングス	6,400	1,538.00	9,843,200	
建設技術研究所	3,100	5,070.00	15,717,000	
スペース	6,000	969.00	5,814,000	
アインホールディングス	8,500	4,454.00	37,859,000	
燦ホールディングス	5,600	1,096.00	6,137,600	
ピー・シー・エー	5,000	1,069.00	5,345,000	
ビジネスブレイン太田昭和	2,600	2,124.00	5,522,400	
ナガワ	1,900	6,890.00	13,091,000	
東京都競馬	5,000	4,435.00	22,175,000	
カナモト	9,300	2,808.00	26,114,400	
ＤＴＳ	12,500	3,455.00	43,187,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,800	4,760.00	127,568,000	
シーイーシー	7,400	1,595.00	11,803,000	
カプコン	52,500	4,595.00	241,237,500	
ニシオホールディングス	5,600	3,790.00	21,224,000	
アイ・エス・ビー	4,200	1,524.00	6,400,800	
日本空港ビルデング	20,400	6,231.00	127,112,400	
トランス・コスモス	7,500	2,988.00	22,410,000	
乃村工藝社	26,300	842.00	22,144,600	
ジャステック	3,600	1,420.00	5,112,000	
ＳＣＳＫ	41,100	2,736.50	112,470,150	
藤田観光	2,400	4,895.00	11,748,000	
トーカイ	5,300	2,053.00	10,880,900	
セコム	61,300	10,190.00	624,647,000	
ＮＳＷ	2,600	2,787.00	7,246,200	
セントラル警備保障	3,200	2,465.00	7,888,000	
アイネス	4,600	1,600.00	7,360,000	
丹青社	11,700	830.00	9,711,000	
メイテックグループホールディングス	21,700	2,829.50	61,400,150	
ＴＫＣ	9,300	3,565.00	33,154,500	
富士ソフト	11,800	5,750.00	67,850,000	
応用地質	5,600	2,007.00	11,239,200	
船井総研ホールディングス	12,500	2,533.00	31,662,500	
ＮＳＤ	21,000	2,664.00	55,944,000	
コナミグループ	22,000	7,468.00	164,296,000	

学究社	2,700	1,959.00	5,289,300	
ベネッセホールディングス	20,200	2,630.00	53,126,000	
イオンディライト	6,700	3,565.00	23,885,500	
ナック	5,700	977.00	5,568,900	
福井コンピュータホールディングス	3,600	2,551.00	9,183,600	
ダイセキ	12,300	3,900.00	47,970,000	
ステップ	3,200	1,864.00	5,964,800	
泉州電業	3,100	3,525.00	10,927,500	
元気寿司	3,500	3,150.00	11,025,000	
トラスコ中山	13,000	2,421.00	31,473,000	
ヤマダホールディングス	190,500	428.10	81,553,050	
オートバックスセブン	21,600	1,541.50	33,296,400	
モリト	4,400	1,274.00	5,605,600	
アークランズ	18,400	1,683.00	30,967,200	
ニトリホールディングス	22,600	18,345.00	414,597,000	
愛眼	1,400	175.00	245,000	
ケーユーホールディングス	5,000	1,073.00	5,365,000	
吉野家ホールディングス	22,800	3,134.00	71,455,200	
加藤産業	7,700	4,510.00	34,727,000	
イノテック	3,900	1,596.00	6,224,400	
イエローハット	9,800	1,752.00	17,169,600	
松屋フーズホールディングス	2,900	5,120.00	14,848,000	
ＪＢＣＣホールディングス	3,900	3,570.00	13,923,000	
ＪＫホールディングス	5,700	1,012.00	5,768,400	
サガミホールディングス	9,300	1,378.00	12,815,400	
日伝	4,200	2,851.00	11,974,200	
関西フードマーケット	4,200	1,373.00	5,766,600	
ミロク情報サービス	5,300	1,648.00	8,734,400	
北沢産業	10,100	276.00	2,787,600	
杉本商事	3,000	2,184.00	6,552,000	
因幡電機産業	16,100	3,385.00	54,498,500	
王将フードサービス	4,600	7,910.00	36,386,000	
ミニストップ	4,500	1,500.00	6,750,000	
アークス	11,400	2,718.00	30,985,200	
バローホールディングス	11,800	2,335.00	27,553,000	
東テク	2,100	4,770.00	10,017,000	
ミスミグループ本社	93,500	2,164.00	202,334,000	
ベルク	3,100	6,180.00	19,158,000	
大　庄	4,400	1,199.00	5,275,600	
ファーストリテイリング	27,900	37,340.00	1,041,786,000	
ソフトバンクグループ	289,700	6,073.00	1,759,348,100	
スズケン	23,600	4,830.00	113,988,000	
サンドラッグ	20,900	4,341.00	90,726,900	
サックスバー　ホールディングス	6,300	812.00	5,115,600	
ジェコス	5,700	1,032.00	5,882,400	
ヤマザワ	3,400	1,250.00	4,250,000	
ベルーナ	14,900	598.00	8,910,200	
合計	88,256,600		195,426,924,310	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	3,792,301,747
金銭信託	131,022,254
コール・ローン	5,624,301,805
株式	807,562,420,348
投資証券	16,695,188,753
派生商品評価勘定	432,520,093
未収入金	498,616,352
未収配当金	739,704,964
差入委託証拠金	11,865,302,116
流動資産合計	847,341,378,432
資産合計	847,341,378,432
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	9,714,192
未払金	809,933,259
未払解約金	2,136,300,800
その他未払費用	3,826
流動負債合計	2,955,952,077
負債合計	2,955,952,077
純資産の部	
元本等	
元本	221,443,667,470
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	622,941,758,885
元本等合計	844,385,426,355
純資産合計	844,385,426,355
負債純資産合計	847,341,378,432

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。
４．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年12月20日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	195,884,516,034円
同期中追加設定元本額	49,748,926,842円
同期中一部解約元本額	24,189,775,406円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	767,105,651円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	3,697,873,671円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	3,440,071,885円
ニッセイ外国株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）	2,175,336,962円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	911,861円
ニッセイインデックスバランス（標準型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	5,442,667円
ニッセイインデックスバランス（成長型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	5,594,298円
ニッセイ外国株式インデックスファンドⅡ（適格機関投資家限定）	328,490,504円

＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ外国株式インデックスファンド	157,829,997,552円
ＤＣニッセイ外国株式インデックス	39,640,064,929円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（４資産均等型）	2,599,623,513円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５	400,803,791円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（安定型）	173,178,572円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５	453,949,166円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５	668,670,982円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	13,006,318円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	93,565,337円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式）	7,749,290円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート）	10,130,811円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	3,662,310円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	20,418,946円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０	314,718,667円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０	200,686,603円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０	387,978,666円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０	182,312,561円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド２０２０－０２（適格機関投資家限定）	161,270,102円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ世界株式ファンド（ＧＤＰ型バスケット）	265,567,800円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	162,439,110円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド２０２１－０１（適格機関投資家限定）	159,127,094円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド２０２１－０５（適格機関投資家限定）	158,467,533円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンド２０２１－０８（適格機関投資家限定）	141,570,166円
ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（ラップ専用）	30,844,007円
ニッセイ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（ラップ専用）	6,722,857,266円
ＦＷニッセイ先進国株インデックス	56,784,984円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５	61,971,526円
ニッセイ海外資産インデックス・バランスファンドⅡ２０２３－０５（適格機関投資家限定）	100,277,210円
ＤＣニッセイ全世界株式インデックスコレクト	1,145,159円
計	221,443,667,470円
２．　受益権の総数	221,443,667,470口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	40,323,732,925
投資証券	1,603,748,503
合計	41,927,481,428

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年11月21日から2023年12月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2023年12月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,434,861,586	－	1,458,948,691	24,087,105
アメリカ・ドル	514,596,171	－	520,703,924	6,107,753
イギリス・ポンド	495,731,673	－	505,260,201	9,528,528
ユーロ	424,533,742	－	432,984,566	8,450,824
合計	1,434,861,586	－	1,458,948,691	24,087,105

（注）為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

株式関連

種類	2023年12月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
先物取引				
買建	19,258,748,058	－	19,657,466,855	398,718,797
合計	19,258,748,058	－	19,657,466,855	398,718,797

（注）株価指数先物取引

１．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

３．評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.8131円 （38,131円）

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式

2023年12月20日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	3M CO	56,060	106.250	5,956,375.00	
	ABBOTT LABORATORIES	176,180	108.420	19,101,435.60	
	ABBVIE INC	179,201	153.600	27,525,273.60	
	ACCENTURE PLC	63,716	341.510	21,759,651.16	
	ADOBE INC	46,219	604.640	27,945,856.16	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	164,024	140.150	22,987,963.60	
	AECOM	13,377	93.450	1,250,080.65	
	AERCAP HOLDINGS NV	20,290	73.200	1,485,228.00	
	AES CORP	68,024	19.360	1,316,944.64	
	AFLAC INC	57,276	82.100	4,702,359.60	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	29,717	139.790	4,154,139.43	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	22,558	272.520	6,147,506.16	
	AIRBNB INC-CLASS A	43,282	146.910	6,358,558.62	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	15,388	120.180	1,849,329.84	
	ALBEMARLE CORP	11,916	148.930	1,774,649.88	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	35,030	22.620	792,378.60	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	7,382	268.310	1,980,664.42	
	ALLEGION PLC	8,911	119.520	1,065,042.72	
	ALLIANT ENERGY CORP	25,623	51.240	1,312,922.52	
	ALLSTATE CORP	26,554	138.250	3,671,090.50	
	ALLY FINANCIAL INC	27,543	34.750	957,119.25	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	12,699	187.500	2,381,062.50	
	ALPHABET INC-CL A	601,929	136.650	82,253,597.85	
	ALPHABET INC-CL C	530,388	138.100	73,246,582.80	
	ALTRIA GROUP INC	180,212	42.440	7,648,197.28	
	AMAZON.COM INC	942,706	153.790	144,978,755.74	
	AMCOR PLC	147,058	9.740	1,432,344.92	
	AMEREN CORPORATION	26,655	72.350	1,928,489.25	
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	52,292	82.130	4,294,741.96	
	AMERICAN EXPRESS CO	63,555	185.750	11,805,341.25	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP	7,329	120.610	883,950.69	

INC				
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	72,214	67.440	4,870,112.16	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	19,762	132.620	2,620,836.44	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	10,412	381.620	3,973,427.44	
AMETEK INC	23,424	163.390	3,827,247.36	
AMGEN INC	54,304	278.440	15,120,405.76	
AMPHENOL CORP-CL A	60,563	98.550	5,968,483.65	
ANALOG DEVICES INC	50,601	197.830	10,010,395.83	
ANSYS INC	8,810	298.440	2,629,256.40	
AON PLC	20,593	313.010	6,445,814.93	
APA CORP	31,087	36.010	1,119,442.87	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	40,299	94.760	3,818,733.24	
APPLE INC	1,587,177	196.940	312,578,638.38	
APPLIED MATERIALS INC	84,915	162.330	13,784,251.95	
APTIV PLC	28,721	88.840	2,551,573.64	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	37,831	74.830	2,830,893.73	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	54,435	73.940	4,024,923.90	
ARES MANAGEMENT CORP - A	16,577	117.200	1,942,824.40	
ARISTA NETWORKS INC	26,718	236.700	6,324,150.60	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	21,884	224.590	4,914,927.56	
ASPEN TECHNOLOGY INC	2,946	214.900	633,095.40	
ASSURANT INC	5,376	167.400	899,942.40	
AT&T INC	727,029	16.610	12,075,951.69	
ATLASSIAN CORP-CL A	15,752	233.070	3,671,318.64	
ATMOS ENERGY CORP	15,066	115.150	1,734,849.90	
AUTODESK INC	21,697	238.160	5,167,357.52	
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	41,831	233.700	9,775,904.70	
AUTOZONE INC	1,813	2,649.320	4,803,217.16	
AVANTOR INC	68,626	23.080	1,583,888.08	
AVERY DENNISON CORP	8,183	200.480	1,640,527.84	
AXON ENTERPRISE INC	7,214	255.920	1,846,206.88	
BAKER HUGHES COMPANY	102,495	34.070	3,492,004.65	
BALL CORP	31,987	57.390	1,835,733.93	
BANK OF AMERICA CORP	726,022	33.510	24,328,997.22	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	79,017	51.710	4,085,969.07	
BATH & BODY WORKS INC	21,922	42.490	931,465.78	
BAXTER INTERNATIONAL INC	51,421	38.690	1,989,478.49	
BECTON DICKINSON & CO	29,450	240.620	7,086,259.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	21,580	51.120	1,103,169.60	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	132,789	361.800	48,043,060.20	
BEST BUY CO INC	19,883	77.440	1,539,739.52	
BILL HOLDINGS, INC.	9,745	83.560	814,292.20	

BIO-RAD LABORATORIES-CL A	2,196	315.170	692,113.32	
BIO-TECHNE CORP	16,083	77.420	1,245,145.86	
BIOGEN INC	14,698	251.690	3,699,339.62	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	19,111	96.540	1,844,975.94	
BLACKROCK INC	15,157	801.380	12,146,516.66	
BLACKSTONE INC	72,059	128.290	9,244,449.11	
BLOCK INC	55,791	77.310	4,313,202.21	
BOEING CO	58,174	263.510	15,329,430.74	
BOOKING HOLDINGS INC	3,624	3,515.290	12,739,410.96	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	13,299	125.770	1,672,615.23	
BORGWARNER INC	23,863	35.360	843,795.68	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	148,622	55.820	8,296,080.04	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	212,099	52.110	11,052,478.89	
BROADCOM INC	45,052	1,139.580	51,340,358.16	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	11,991	197.020	2,362,466.82	
BROWN & BROWN INC	24,467	70.930	1,735,444.31	
BROWN-FORMAN CORP -CL B	31,513	59.090	1,862,103.17	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	12,689	164.680	2,089,624.52	
BUNGE GLOBAL SA	15,288	105.270	1,609,367.76	
BURLINGTON STORES INC	6,584	186.640	1,228,837.76	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	11,811	85.060	1,004,643.66	
CADENCE DESIGN SYSTEMS INC	27,591	274.330	7,569,039.03	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	21,861	49.160	1,074,686.76	
CAMPBELL SOUP CO	19,675	43.680	859,404.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	38,716	131.520	5,091,928.32	
CARDINAL HEALTH INC	25,004	101.150	2,529,154.60	
CARLISLE COS INC	5,067	313.080	1,586,376.36	
CARLYLE GROUP INC/THE	21,920	41.470	909,022.40	
CARMAX INC	16,104	76.640	1,234,210.56	
CARNIVAL CORP	102,267	18.710	1,913,415.57	
CARRIER GLOBAL CORP	85,040	56.990	4,846,429.60	
CATALENT INC	18,309	44.640	817,313.76	
CATERPILLAR INC	51,789	292.960	15,172,105.44	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	10,701	176.990	1,893,969.99	
CBRE GROUP INC	31,458	90.410	2,844,117.78	
CDW CORP/DE	13,608	223.950	3,047,511.60	
CELANESE CORP-SERIES A	10,491	151.980	1,594,422.18	
CELSIUS HOLDINGS INC	15,231	50.990	776,628.69	
CENCORA, INC.	17,327	201.880	3,497,974.76	
CENTENE CORP	54,981	74.530	4,097,733.93	
CENTERPOINT ENERGY INC	64,006	28.970	1,854,253.82	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	15,011	67.630	1,015,193.93	

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	19,576	78.310	1,532,996.56	
CHARLES RIVER LABORATORIES	5,209	235.650	1,227,500.85	
CHARLES SCHWAB CORP	152,759	69.740	10,653,412.66	
CHARTER COMMUNICATIONS-CL A	9,874	386.360	3,814,918.64	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	9,485	150.600	1,428,441.00	
CHENIERE ENERGY INC	24,414	173.380	4,232,899.32	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	11,398	76.920	876,734.16	
CHEVRON CORP	184,199	151.640	27,931,936.36	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	2,801	2,327.030	6,518,011.03	
CHUBB LTD	41,691	221.810	9,247,480.71	
CHURCH & DWIGHT CO INC	24,984	92.720	2,316,516.48	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	15,923	102.330	1,629,400.59	
CINTAS CORP	9,305	560.290	5,213,498.45	
CISCO SYSTEMS INC	411,218	50.180	20,634,919.24	
CITIGROUP INC	195,473	50.930	9,955,439.89	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	47,925	33.550	1,607,883.75	
CLEVELAND-CLIFFS INC	51,641	21.150	1,092,207.15	
CLOROX CO	12,596	142.520	1,795,181.92	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	28,216	85.510	2,412,750.16	
CME GROUP INC	36,521	212.950	7,777,146.95	
CMS ENERGY CORP	29,580	58.040	1,716,823.20	
CNH INDUSTRIAL NV	101,405	11.910	1,207,733.55	
COCA-COLA CO	417,105	58.830	24,538,287.15	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	20,924	65.170	1,363,617.08	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	51,252	75.430	3,865,938.36	
COINBASE GLOBAL INC - CLASS A	17,356	161.160	2,797,092.96	
COLGATE-PALMOLIVE CO	79,749	78.130	6,230,789.37	
COMCAST CORP	417,819	44.700	18,676,509.30	
CONAGRA BRANDS INC	48,579	29.400	1,428,222.60	
CONFLUENT INC-CLASS A	18,410	24.820	456,936.20	
CONOCOPHILLIPS	121,560	116.490	14,160,524.40	
CONSOLIDATED EDISON INC	35,003	90.310	3,161,120.93	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	16,779	241.090	4,045,249.11	
CONSTELLATION ENERGY	32,640	120.810	3,943,238.40	
COOPER COS INC/THE	5,024	365.400	1,835,769.60	
COPART INC	87,478	48.560	4,247,931.68	
CORNING INC	82,312	30.380	2,500,638.56	
CORTEVA INC	72,068	47.860	3,449,174.48	
COSTAR GROUP INC	41,464	88.020	3,649,661.28	
COSTCO WHOLESALE CORP	44,947	677.740	30,462,379.78	

COTERRA ENERGY INC	76,631	25.660	1,966,351.46	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	22,949	258.330	5,928,415.17	
CROWN HOLDINGS INC	12,237	92.540	1,132,411.98	
CSX CORP	203,625	34.580	7,041,352.50	
CUMMINS INC	14,384	244.520	3,517,175.68	
CVS HEALTH CORP	130,406	76.260	9,944,761.56	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	4,237	214.200	907,565.40	
DANAHER CORP	71,215	229.140	16,318,205.10	
DARDEN RESTAURANTS INC	12,221	165.460	2,022,086.66	
DARLING INTERNATIONAL INC	16,199	50.540	818,697.46	
DATADOG INC - CLASS A	25,809	122.410	3,159,279.69	
DAVITA INC	5,556	106.430	591,325.08	
DECKERS OUTDOOR CORP	2,653	714.930	1,896,709.29	
DEERE & CO	27,776	393.940	10,942,077.44	
DELL TECHNOLOGIES -C	25,985	73.530	1,910,677.05	
DELTA AIR LINES INC	16,279	41.150	669,880.85	
DEVON ENERGY CORPORATION	65,039	45.680	2,970,981.52	
DEXCOM INC	39,381	123.290	4,855,283.49	
DIAMONDBACK ENERGY INC	17,227	157.150	2,707,223.05	
DICK'S SPORTING GOODS INC	6,238	145.930	910,311.34	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	25,371	108.960	2,764,424.16	
DOCUSIGN INC	20,621	62.430	1,287,369.03	
DOLLAR GENERAL CORP	22,286	130.020	2,897,625.72	
DOLLAR TREE INC	21,218	133.600	2,834,724.80	
DOMINION ENERGY INC	84,976	48.010	4,079,697.76	
DOMINO'S PIZZA INC	3,541	406.550	1,439,593.55	
DOORDASH INC - A	26,001	101.460	2,638,061.46	
DOVER CORP	14,198	153.300	2,176,553.40	
DOW INC	71,397	54.920	3,921,123.24	
DR HORTON INC	30,902	150.240	4,642,716.48	
DRAFTKINGS INC	42,388	35.750	1,515,371.00	
DROPBOX INC-CLASS A	26,243	30.110	790,176.73	
DTE ENERGY COMPANY	20,927	110.790	2,318,502.33	
DUKE ENERGY CORP	78,243	96.810	7,574,704.83	
DUPONT DE NEMOURS INC	46,572	74.120	3,451,916.64	
DYNATRACE INC	25,297	55.180	1,395,888.46	
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	12,038	88.820	1,069,215.16	
EATON CORP PLC	40,508	238.150	9,646,980.20	
EBAY INC	53,976	43.670	2,357,131.92	
ECOLAB INC	26,043	196.840	5,126,304.12	
EDISON INTERNATIONAL	38,899	70.010	2,723,318.99	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	61,708	75.310	4,647,229.48	
ELECTRONIC ARTS INC	26,122	138.550	3,619,203.10	
ELEVANCE HEALTH, INC	23,925	465.780	11,143,786.50	

ELI LILLY & CO	81,917	579.810	47,496,295.77	
EMERSON ELECTRIC CO	58,027	95.740	5,555,504.98	
ENPHASE ENERGY INC	13,849	135.320	1,874,046.68	
ENTEGRIS INC	15,243	119.230	1,817,422.89	
ENTERGY CORP	21,463	101.550	2,179,567.65	
EOG RESOURCES INC	59,105	122.530	7,242,135.65	
EPAM SYSTEMS INC	5,886	295.400	1,738,724.40	
EQT CORP	39,646	38.840	1,539,850.64	
EQUIFAX INC	12,459	246.440	3,070,395.96	
EQUITABLE HOLDINGS INC	35,179	34.000	1,196,086.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	2,581	328.210	847,110.01	
ESSENTIAL UTILITIES INC	25,557	36.760	939,475.32	
ESTEE LAUDER COS INC	23,583	149.020	3,514,338.66	
ETSY INC	12,493	87.030	1,087,265.79	
EVEREST GROUP LTD	4,402	364.990	1,606,685.98	
EVERGY INC	23,311	51.850	1,208,675.35	
EVERSOURCE ENERGY	35,458	61.600	2,184,212.80	
EXACT SCIENCES CORP	18,347	69.430	1,273,832.21	
EXELON CORP	100,985	35.410	3,575,878.85	
EXPEDIA GROUP INC	13,988	151.520	2,119,461.76	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASHINGTON INC	15,000	126.490	1,897,350.00	
EXXON MOBIL CORP	406,712	102.990	41,887,268.88	
F5 INC	6,015	178.940	1,076,324.10	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	3,871	448.650	1,736,724.15	
FAIR ISAAC CORP	2,522	1,152.510	2,906,630.22	
FASTENAL CO	58,000	64.690	3,752,020.00	
FEDEX CORP	24,241	280.000	6,787,480.00	
FERGUSON PLC	20,707	189.130	3,916,314.91	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	26,261	49.610	1,302,808.21	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	60,175	59.920	3,605,686.00	
FIFTH THIRD BANCORP	69,127	35.120	2,427,740.24	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,097	1,441.340	1,581,149.98	
FIRST SOLAR INC	10,305	172.660	1,779,261.30	
FIRSTENERGY CORP	55,297	36.920	2,041,565.24	
FISERV INC	61,890	134.180	8,304,400.20	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	7,128	278.600	1,985,860.80	
FMC CORP	12,696	60.980	774,202.08	
FORD MOTOR CO	399,137	12.020	4,797,626.74	
FORTINET INC	67,768	57.760	3,914,279.68	
FORTIVE CORP	35,730	72.790	2,600,786.70	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS, INC	12,869	78.780	1,013,819.82	
FOX CORP - CLASS A	25,034	29.950	749,768.30	

FOX CORP- CLASS B	14,715	27.900	410,548.50	
FRANKLIN RESOURCES INC	30,386	29.720	903,071.92	
FREEPORT-MCMORAN INC	145,521	42.180	6,138,075.78	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	5,600	52.830	295,848.00	
GARMIN LTD	15,556	127.040	1,976,234.24	
GARTNER INC	8,003	450.480	3,605,191.44	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	41,550	75.690	3,144,919.50	
GEN DIGITAL INC	58,402	23.290	1,360,182.58	
GENERAL DYNAMICS CORP	23,564	253.890	5,982,663.96	
GENERAL ELECTRIC CO	110,480	125.940	13,913,851.20	
GENERAL MILLS INC	59,039	66.710	3,938,491.69	
GENERAL MOTORS CO	139,626	35.870	5,008,384.62	
GENUINE PARTS CO	14,266	138.950	1,982,260.70	
GILEAD SCIENCES INC	126,499	79.490	10,055,405.51	
GLOBAL PAYMENTS INC	26,395	128.420	3,389,645.90	
GLOBAL-E ONLINE LTD	9,179	40.340	370,280.86	
GLOBE LIFE INC	9,595	123.500	1,184,982.50	
GODADDY INC - CLASS A	14,145	107.410	1,519,314.45	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	33,465	382.450	12,798,689.25	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	192,551	3.250	625,790.75	
GRACO INC	17,162	85.630	1,469,582.06	
HALLIBURTON CO	91,207	36.820	3,358,241.74	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP INC	31,007	81.040	2,512,807.28	
HASBRO INC	13,400	51.380	688,492.00	
HCA HEALTHCARE INC	20,709	269.180	5,574,448.62	
HEICO CORP	4,418	183.850	812,249.30	
HEICO CORP-CLASS A	7,669	145.280	1,114,152.32	
HENRY SCHEIN INC	13,250	74.120	982,090.00	
HERSHEY CO/THE	15,222	182.550	2,778,776.10	
HESS CORP	28,054	147.080	4,126,182.32	
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	130,183	16.830	2,190,979.89	
HF SINCLAIR CORP	14,926	57.700	861,230.20	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	26,544	179.740	4,771,018.56	
HOLOGIC INC	24,858	71.150	1,768,646.70	
HOME DEPOT INC	101,531	352.070	35,746,019.17	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	67,412	204.600	13,792,495.20	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	112,300	3.330	373,959.00	
HORMEL FOODS CORP	30,568	31.730	969,922.64	
HOWMET AEROSPACE INC	39,734	53.650	2,131,729.10	
HP INC	90,267	30.280	2,733,284.76	
HUBBELL INC	5,445	323.690	1,762,492.05	
HUBSPOT INC	4,824	567.350	2,736,896.40	
HUMANA INC	12,580	463.580	5,831,836.40	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	147,113	12.780	1,880,104.14	

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	4,049	257.010	1,040,633.49	
HYATT HOTELS CORP - CL A	4,658	130.530	608,008.74	
IDEX CORP	7,680	213.440	1,639,219.20	
IDEXX LABORATORIES INC	8,428	545.700	4,599,159.60	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	30,704	258.590	7,939,747.36	
ILLUMINA INC	16,081	139.530	2,243,781.93	
INCYTE CORP	19,331	61.900	1,196,588.90	
INGERSOLL-RAND INC	41,073	76.330	3,135,102.09	
INSULET CORP	7,092	214.610	1,522,014.12	
INTEL CORP	425,153	46.660	19,837,638.98	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	58,087	123.770	7,189,427.99	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	92,487	161.560	14,942,199.72	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES INC	25,933	79.990	2,074,380.67	
INTERNATIONAL PAPER CO	33,364	36.860	1,229,797.04	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	39,126	32.980	1,290,375.48	
INTUIT INC	28,452	621.460	17,681,779.92	
INTUITIVE SURGICAL INC	35,671	335.720	11,975,468.12	
IQVIA HOLDINGS INC	18,593	228.860	4,255,193.98	
JABIL CIRCUIT INC	13,279	131.230	1,742,603.17	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	7,395	165.250	1,222,023.75	
JACOBS SOLUTIONS INC	12,777	128.740	1,644,910.98	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	16,100	39.780	640,458.00	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	6,076	122.150	742,183.40	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	8,388	198.860	1,668,037.68	
JM SMUCKER CO	10,783	124.320	1,340,542.56	
JOHNSON & JOHNSON	244,468	156.460	38,249,463.28	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	69,082	54.120	3,738,717.84	
JPMORGAN CHASE & CO	295,014	168.450	49,695,108.30	
JUNIPER NETWORKS INC	32,653	29.420	960,651.26	
KELLANOVA	27,846	53.640	1,493,659.44	
KENVUE INC	175,033	21.470	3,757,958.51	
KEURIG DR PEPPER INC	106,425	32.540	3,463,069.50	
KEYCORP	95,100	14.360	1,365,636.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	18,036	159.200	2,871,331.20	
KIMBERLY-CLARK CORP	34,350	120.770	4,148,449.50	
KINDER MORGAN INC	203,601	17.640	3,591,521.64	
KKR & CO INC -A	58,378	84.690	4,944,032.82	
KLA CORPORATION	13,838	578.110	7,999,886.18	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	16,354	58.420	955,400.68	
KRAFT HEINZ CO/THE	87,306	36.490	3,185,795.94	

KROGER CO	69,357	45.070	3,125,919.99	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	19,210	210.120	4,036,405.20	
LABORATORY CORP OF AMERICA HOLDINGS	8,981	224.050	2,012,193.05	
LAM RESEARCH CORP	13,423	781.010	10,483,497.23	
LAMB WESTON HOLDING INC	14,716	105.920	1,558,718.72	
LAS VEGAS SANDS CORP	34,914	49.260	1,719,863.64	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	14,001	70.960	993,510.96	
LEAR CORP	5,967	140.460	838,124.82	
LEIDOS HOLDINGS INC	13,244	107.710	1,426,511.24	
LENNAR CORP-CL A	25,384	148.650	3,773,331.60	
LENNOX INTERNATIONAL INC	3,242	440.810	1,429,106.02	
LIBERTY BROADBAND-C	12,140	78.560	953,718.40	
LIBERTY GLOBAL LTD-C	23,924	17.050	407,904.20	
LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	16,618	28.330	470,787.94	
LIBERTY MEDIA GROUP-C	20,016	65.920	1,319,454.72	
LINDE PLC	49,538	412.090	20,414,114.42	
LIVE NATION INC	16,356	94.910	1,552,347.96	
LKQ CORP	27,165	47.750	1,297,128.75	
LOCKHEED MARTIN CORP	22,671	447.790	10,151,847.09	
LOEWS CORP	19,370	68.900	1,334,593.00	
LOWE'S COS INC	58,588	225.420	13,206,906.96	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	7,680	222.600	1,709,568.00	
LUCID GROUP INC	92,996	4.720	438,941.12	
LULULEMON ATHLETICA INC	11,711	506.860	5,935,837.46	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	26,326	96.940	2,552,042.44	
M&T BANK CORP	16,842	139.360	2,347,101.12	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	6,255	221.930	1,388,172.15	
MARATHON OIL CORP	61,312	24.840	1,522,990.08	
MARATHON PETROLEUM CORP	40,554	153.770	6,235,988.58	
MARKEL GROUP INC	1,278	1,410.250	1,802,299.50	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	3,824	281.900	1,077,985.60	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	25,732	221.390	5,696,807.48	
MARSH & MCLENNAN COS INC	50,149	187.760	9,415,976.24	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	6,274	492.850	3,092,140.90	
MARVELL TECHNOLOGY INC	87,601	59.660	5,226,275.66	
MASCO CORP	22,816	68.100	1,553,769.60	
MASTERCARD INC-CLASS A	85,417	425.470	36,342,370.99	
MATCH GROUP INC	28,223	34.680	978,773.64	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	25,525	68.210	1,741,060.25	
MCDONALD'S CORP	73,992	290.730	21,511,694.16	
MCKESSON CORP	13,693	448.030	6,134,874.79	
MEDTRONIC PLC	135,086	82.070	11,086,508.02	

	MERCADOLIBRE INC	4,577	1,629.990	7,460,464.23	
	MERCK & CO INC	257,618	106.490	27,433,740.82	
	META PLATFORMS INC-A	225,631	350.360	79,052,077.16	
	METLIFE INC	64,898	66.400	4,309,227.20	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,221	1,201.770	2,669,131.17	
	MGM MIRAGE	28,473	45.020	1,281,854.46	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	55,262	91.390	5,050,394.18	
	MICRON TECHNOLOGY INC	111,472	82.170	9,159,654.24	
	MICROSOFT CORP	716,549	373.260	267,459,079.74	
	MODERNA INC	32,862	89.090	2,927,675.58	
	MOLINA HEALTHCARE INC	5,920	359.250	2,126,760.00	
	MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	19,266	62.330	1,200,849.78	
	MONDAY.COM LTD	2,696	194.360	523,994.56	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	138,120	71.050	9,813,426.00	
	MONGODB INC	7,242	409.780	2,967,626.76	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	4,610	635.260	2,928,548.60	
	MONSTER BEVERAGE CORP	79,769	55.580	4,433,561.02	
	MOODY'S CORP	16,763	390.530	6,546,454.39	
	MORGAN STANLEY	126,174	91.920	11,597,914.08	
	MOSAIC CO/THE	33,713	38.150	1,286,150.95	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	16,960	312.970	5,307,971.20	
	MSCI INC	8,029	542.530	4,355,973.37	
	NASDAQ INC	34,906	55.760	1,946,358.56	
	NETAPP INC	21,191	90.630	1,920,540.33	
	NETFLIX INC	44,989	495.020	22,270,454.78	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	9,914	121.500	1,204,551.00	
	NEWMONT CORP	116,932	41.770	4,884,249.64	
	NEWS CORP - CLASS A	38,684	23.740	918,358.16	
	NEXTERA ENERGY INC	208,232	61.570	12,820,844.24	
	NIKE INC	124,266	122.640	15,239,982.24	
	NISOURCE INC	41,878	26.540	1,111,442.12	
	NORDSON CORP	5,211	255.720	1,332,556.92	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	23,046	233.620	5,384,006.52	
	NORTHERN TRUST CORP	21,016	85.860	1,804,433.76	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	14,593	464.160	6,773,486.88	
	NRG ENERGY INC	23,246	50.040	1,163,229.84	
	NUCOR CORP	25,250	177.860	4,490,965.00	
	NVIDIA CORP	250,753	496.040	124,383,518.12	
	NVR INC	331	6,936.650	2,296,031.15	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	26,169	229.380	6,002,645.22	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	6,116	964.260	5,897,414.16	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	67,356	60.300	4,061,566.80	
	OKTA INC	15,912	86.680	1,379,252.16	
	OLD DOMINION FREIGHT	9,982	401.070	4,003,480.74	

LINE				
OMNICOM GROUP	20,069	86.680	1,739,580.92	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	43,810	84.740	3,712,459.40	
ONEOK INC	59,126	69.140	4,087,971.64	
ORACLE CORP	166,858	106.250	17,728,662.50	
OTIS WORLDWIDE CORP	41,805	89.820	3,754,925.10	
OVINTIV INC	26,261	44.140	1,159,160.54	
OWENS CORNING	9,108	149.930	1,365,562.44	
PACCAR INC	53,078	96.760	5,135,827.28	
PACKAGING CORP OF AMERICA	9,123	164.430	1,500,094.89	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	187,363	17.950	3,363,165.85	
PALO ALTO NETWORKS INC	31,327	308.610	9,667,825.47	
PARAMOUNT GLOBAL	49,644	15.820	785,368.08	
PARKER HANNIFIN CORP	13,039	460.260	6,001,330.14	
PAYCHEX INC	33,016	128.790	4,252,130.64	
PAYCOM SOFTWARE INC	5,529	207.980	1,149,921.42	
PAYLOCITY HOLDING CORP	4,566	166.860	761,882.76	
PAYPAL HOLDINGS INC	105,901	63.010	6,672,822.01	
PENTAIR PLC	16,750	71.280	1,193,940.00	
PEPSICO INC	139,592	167.950	23,444,476.40	
PFIZER INC	573,221	28.160	16,141,903.36	
PG&E CORP	205,674	17.620	3,623,975.88	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	157,622	95.270	15,016,647.94	
PHILLIPS 66	45,183	133.800	6,045,485.40	
PINTEREST INC- CLASS A	59,058	38.040	2,246,566.32	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	23,686	231.480	5,482,835.28	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	40,443	154.600	6,252,487.80	
POOL CORP	3,965	391.530	1,552,416.45	
PPG INDUSTRIES INC	23,913	149.510	3,575,232.63	
PPL CORPORATION	74,752	26.880	2,009,333.76	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	24,529	79.480	1,949,564.92	
PROCTER & GAMBLE CO	239,282	146.170	34,975,849.94	
PROGRESSIVE CORP	59,420	157.680	9,369,345.60	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	36,856	104.340	3,845,555.04	
PTC INC	12,060	171.980	2,074,078.80	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	50,639	62.170	3,148,226.63	
PULTE GROUP INC	22,254	102.940	2,290,826.76	
QORVO INC	9,926	111.490	1,106,649.74	
QUALCOMM INC	113,295	143.230	16,227,242.85	
QUANTA SERVICES INC	14,745	217.710	3,210,133.95	
QUEST DIAGNOSTICS	11,393	136.450	1,554,574.85	
RAYMOND JAMES FINANCIAL	20,131	113.670	2,288,290.77	

INC				
REGENERON PHARMACEUTICALS	10,836	848.390	9,193,154.04	
REGIONS FINANCIAL CORP	95,227	19.360	1,843,594.72	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	5,942	277.130	1,646,706.46	
REPLIGEN CORP	5,382	182.100	980,062.20	
REPUBLIC SERVICES INC	22,476	162.800	3,659,092.80	
RESMED INC	14,939	173.580	2,593,111.62	
REVVITY INC	12,615	104.730	1,321,168.95	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	66,888	24.350	1,628,722.80	
ROBERT HALF INC	10,870	87.370	949,711.90	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	43,807	13.170	576,938.19	
ROBLOX CORP -CLASS A	43,158	44.730	1,930,457.34	
ROCKWELL AUTOMATION INC	11,662	310.480	3,620,817.76	
ROKU INC	12,602	94.420	1,189,880.84	
ROLLINS INC	29,551	42.520	1,256,508.52	
ROPER TECHNOLOGIES INC	10,832	541.560	5,866,177.92	
ROSS STORES INC	34,375	135.870	4,670,531.25	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	24,699	123.880	3,059,712.12	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	38,744	27.780	1,076,308.32	
RPM INTERNATIONAL INC	13,084	112.770	1,475,482.68	
RTX CORPORATION	147,788	82.620	12,210,244.56	
S&P GLOBAL INC	33,037	436.660	14,425,936.42	
SALESFORCE INC	98,777	264.340	26,110,712.18	
SCHLUMBERGER LTD	144,282	52.980	7,644,060.36	
SEA LTD-ADR	37,195	36.940	1,373,983.30	
SEAGATE TECHNOLOGY	20,045	83.900	1,681,775.50	
SEI INVESTMENTS COMPANY	11,370	63.660	723,814.20	
SEMPRA	63,883	75.000	4,791,225.00	
SERVICENOW INC	20,739	707.710	14,677,197.69	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	24,801	307.210	7,619,115.21	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	78,142	5.450	425,873.90	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	16,176	111.610	1,805,403.36	
SMITH (A.O.) CORP	12,641	80.900	1,022,656.90	
SNAP INC - A	104,193	17.180	1,790,035.74	
SNAP-ON INC	5,370	288.550	1,549,513.50	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	28,450	199.020	5,662,119.00	
SOUTHERN CO	110,705	71.260	7,888,838.30	
SOUTHWEST AIRLINES CO	15,198	29.520	448,644.96	
SPLUNK INC	16,247	151.970	2,469,056.59	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	22,650	60.610	1,372,816.50	
STANLEY BLACK & DECKER INC	15,558	97.100	1,510,681.80	
STARBUCKS CORP	116,285	97.720	11,363,370.20	
STATE STREET CORP	32,338	77.680	2,512,015.84	
STEEL DYNAMICS INC	15,973	123.320	1,969,790.36	

	STERIS PLC	10,029	219.050	2,196,852.45	
	STRYKER CORP	34,699	291.980	10,131,414.02	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	4,834	315.940	1,527,253.96	
	SYNCHRONY FINANCIAL	42,398	38.230	1,620,875.54	
	SYNOPSYS INC	15,438	558.650	8,624,438.70	
	SYSCO CORP	51,205	73.300	3,753,326.50	
	T ROWE PRICE GROUP INC	22,770	108.220	2,464,169.40	
	T-MOBILE US INC	54,009	155.870	8,418,382.83	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	17,241	159.400	2,748,215.40	
	TARGA RESOURCES CORP	21,540	86.270	1,858,255.80	
	TARGET CORP	46,870	139.580	6,542,114.60	
	TE CONNECTIVITY LTD	31,876	141.120	4,498,341.12	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	4,782	428.820	2,050,617.24	
	TELEFLEX INC	4,768	253.830	1,210,261.44	
	TERADYNE INC	15,632	105.880	1,655,116.16	
	TESLA, INC.	290,003	257.220	74,594,571.66	
	TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	113,699	10.630	1,208,620.37	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	92,191	168.500	15,534,183.50	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	624	1,627.370	1,015,478.88	
	TEXTRON INC	20,096	80.010	1,607,880.96	
	THE CIGNA GROUP	30,047	294.320	8,843,433.04	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	39,184	528.140	20,694,637.76	
	TJX COS INC	116,144	91.280	10,601,624.32	
	TOAST INC-CLASS A	33,407	18.170	607,005.19	
	TORO CO	10,553	89.230	941,644.19	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	11,048	216.140	2,387,914.72	
	TRADE DESK INC/THE - CLASS A	45,307	77.650	3,518,088.55	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	11,049	90.410	998,940.09	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	23,187	241.790	5,606,384.73	
	TRANSDIGM GROUP INC	5,603	998.390	5,593,979.17	
	TRANSUNION	19,629	68.670	1,347,923.43	
	TRAVELERS COS INC/THE	23,238	186.180	4,326,450.84	
	TRIMBLE INC	25,216	52.440	1,322,327.04	
	TRUIST FINANCIAL CORP	135,232	36.720	4,965,719.04	
	TWILIO INC - A	17,467	77.850	1,359,805.95	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	4,272	414.590	1,771,128.48	
	TYSON FOODS INC-CL A	29,017	51.770	1,502,210.09	
	U-HAUL HOLDING CO	9,852	66.460	654,763.92	
	UBER TECHNOLOGIES INC	186,708	62.120	11,598,300.96	
	UIPATH INC - CLASS A	39,336	26.260	1,032,963.36	
	ULTA BEAUTY INC	4,995	489.430	2,444,702.85	
	UNION PACIFIC CORP	61,868	242.650	15,012,270.20	
	UNITED PARCEL SERVICE INC	73,431	161.620	11,867,918.22	

UNITED RENTALS INC	6,930	574.200	3,979,206.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	4,763	240.260	1,144,358.38	
UNITEDHEALTH GROUP INC	94,041	524.040	49,281,245.64	
UNITY SOFTWARE INC	25,317	40.940	1,036,477.98	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	6,304	150.890	951,210.56	
US BANCORP	155,642	44.210	6,880,932.82	
VAIL RESORTS INC	3,876	229.740	890,472.24	
VALERO ENERGY CORP	35,827	133.600	4,786,487.20	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	15,497	183.400	2,842,149.80	
VERALTO CORP	23,741	83.440	1,980,949.04	
VERISIGN INC	9,413	205.140	1,930,982.82	
VERISK ANALYTICS INC	14,719	234.455	3,450,943.14	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	427,380	37.570	16,056,666.60	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	26,202	403.140	10,563,074.28	
VERTIV HOLDINGS CO	34,772	49.220	1,711,477.84	
VF CORP	33,588	18.740	629,439.12	
VIATRIS INC	121,679	10.390	1,264,244.81	
VISA INC-CLASS A SHARES	163,121	259.990	42,409,828.79	
VISTRA CORP	33,532	37.720	1,264,827.04	
VULCAN MATERIALS CO	13,489	224.690	3,030,843.41	
WABTEC CORP	18,190	125.870	2,289,575.30	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	74,638	26.030	1,942,827.14	
WALMART INC	150,286	155.530	23,373,981.58	
WALT DISNEY CO	185,764	93.930	17,448,812.52	
WARNER BROS DISCOVERY INC	235,170	12.360	2,906,701.20	
WASTE CONNECTIONS INC	26,156	147.340	3,853,825.04	
WASTE MANAGEMENT INC	41,122	176.780	7,269,547.16	
WATERS CORP	6,000	328.970	1,973,820.00	
WATSCO INC	3,407	423.300	1,442,183.10	
WEC ENERGY GROUP INC	32,012	83.260	2,665,319.12	
WELLS FARGO & CO	371,419	50.090	18,604,377.71	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	7,499	358.310	2,686,966.69	
WESTERN DIGITAL CORP	32,906	50.940	1,676,231.64	
WESTLAKE CHEMICAL CORP	3,887	142.510	553,936.37	
WESTROCK CO-WHEN ISSUED	26,050	43.280	1,127,444.00	
WEYERHAEUSER CO	74,137	34.450	2,554,019.65	
WILLIAMS COS INC	123,472	35.070	4,330,163.04	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	10,638	238.470	2,536,843.86	
WIX.COM LTD	5,507	118.790	654,176.53	
WORKDAY INC-CLASS A	21,010	273.980	5,756,319.80	
WR BERKLEY CORP	20,895	70.150	1,465,784.25	
WW GRAINGER INC	4,568	830.190	3,792,307.92	
WYNN RESORTS LTD	10,404	91.720	954,254.88	

	XCEL ENERGY INC	55,971	62.120	3,476,918.52	
	XYLEM INC	24,454	111.580	2,728,577.32	
	YUM! BRANDS INC	28,450	130.240	3,705,328.00	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	5,212	269.420	1,404,217.04	
	ZILLOW GROUP INC - C W/I	15,526	57.850	898,179.10	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	21,203	119.970	2,543,723.91	
	ZOETIS INC	46,736	198.080	9,257,466.88	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	24,186	72.420	1,751,550.12	
	ZSCALER INC	8,964	224.040	2,008,294.56	
アメリカ・ドル	小計	34,528,546		4,184,682,879.25 (602,719,875,098)	
イギリス・ポンド	3I GROUP PLC	98,613	23.840	2,350,933.92	
	ABRDN PLC	192,013	1.826	350,615.73	
	ADMIRAL GROUP PLC	26,429	26.800	708,297.20	
	ANGLO AMERICAN PLC	128,982	18.916	2,439,823.51	
	ANTOFAGASTA PLC	39,990	16.850	673,831.50	
	ASHTEAD GROUP PLC	44,451	54.280	2,412,800.28	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	34,965	23.790	831,817.35	
	ASTRAZENECA PLC	157,348	103.460	16,279,224.08	
	AUTO TRADER GROUP PLC-WI	92,806	7.108	659,665.04	
	AVIVA PLC	278,344	4.272	1,189,085.56	
	BAE SYSTEMS PLC	308,611	10.650	3,286,707.15	
	BARCLAYS PLC	1,532,683	1.476	2,262,240.10	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	99,076	5.562	551,060.71	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS-UNIT	10,785	47.770	515,199.45	
	BP PLC	1,731,921	4.636	8,029,185.75	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	215,730	23.215	5,008,171.95	
	BT GROUP PLC	661,688	1.235	817,184.68	
	BUNZL PLC	34,285	31.610	1,083,748.85	
	BURBERRY GROUP PLC	36,912	14.835	547,589.52	
	CENTRICA PLC	555,104	1.413	784,361.95	
	COCA-COLA HBC AG-CDI	22,426	22.840	512,209.84	
	COMPASS GROUP PLC	173,977	20.840	3,625,680.68	
	CRH PLC	71,799	53.260	3,824,014.74	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	14,186	50.420	715,258.12	
	DCC PLC	10,022	56.900	570,251.80	
	DIAGEO PLC	228,207	28.385	6,477,655.69	
	ENDEAVOUR MINING PLC	18,674	18.170	339,306.58	
	ENTAIN PLC	64,884	10.120	656,626.08	
	EXPERIAN PLC	93,371	32.030	2,990,673.13	
	GLENCORE PLC	1,062,384	4.678	4,969,832.35	
	GSK PLC	415,616	14.328	5,954,946.04	
	HALEON PLC	562,409	3.202	1,800,833.61	

HALMA PLC	38,554	22.920	883,657.68	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	36,110	7.206	260,208.66	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	16,787	17.650	296,290.55	
HSBC HOLDINGS PLC	1,977,771	6.131	12,125,714.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	86,468	18.050	1,560,747.40	
INFORMA PLC	140,516	7.706	1,082,816.29	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	16,762	70.960	1,189,431.52	
INTERTEK GROUP PLC	16,363	40.990	670,719.37	
JD SPORTS FASHION PLC	263,056	1.725	453,771.60	
KINGFISHER PLC	192,045	2.417	464,172.76	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	607,799	2.457	1,493,362.14	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,445,775	0.467	3,010,176.92	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	42,270	92.460	3,908,284.20	
M&G PLC	228,750	2.194	501,877.50	
MELROSE INDUSTRIES PLC	136,607	5.588	763,359.91	
MONDI PLC/WI	49,264	15.285	753,000.24	
NATIONAL GRID PLC	374,296	10.545	3,946,951.32	
NATWEST GROUP PLC	584,848	2.190	1,280,817.12	
NEXT PLC	12,219	81.060	990,472.14	
NMC HEALTH PLC	4,758	0.001	4.75	
OCADO GROUP PLC	58,882	7.668	451,507.17	
PEARSON PLC	64,847	9.486	615,138.64	
PERSIMMON PLC	32,469	13.595	441,416.05	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	77,163	5.234	403,871.14	
PRUDENTIAL PLC	279,396	8.636	2,412,863.85	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	72,836	54.320	3,956,451.52	
RELX PLC	191,759	30.700	5,887,001.30	
RENTOKIL INITIAL PLC	256,209	4.360	1,117,071.24	
RIO TINTO PLC	114,272	57.860	6,611,777.92	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	854,283	2.950	2,520,134.85	
SAGE GROUP PLC	104,168	11.720	1,220,848.96	
SAINSBURY (J) PLC	168,093	2.949	495,706.25	
SCHRODERS PLC	81,699	4.351	355,472.34	
SEVERN TRENT PLC	27,296	26.410	720,887.36	
SHELL PLC-NEW	671,756	25.425	17,079,396.30	
SMITH & NEPHEW PLC	88,602	10.485	928,991.97	
SMITHS GROUP PLC	35,216	17.325	610,117.20	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	7,498	103.400	775,293.20	
SSE PLC	110,795	18.405	2,039,181.97	
ST JAMES'S PLACE PLC	55,883	6.738	376,539.65	
STANDARD CHARTERED PLC	232,460	6.580	1,529,586.80	
TAYLOR WIMPEY PLC	359,336	1.441	517,803.17	
TESCO PLC	720,785	2.861	2,062,165.88	

	UNILEVER PLC	253,843	37.625	9,550,842.87	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	69,124	10.920	754,834.08	
	VODAFONE GROUP PLC	2,370,413	0.668	1,583,435.88	
	WHITBREAD PLC	19,581	36.010	705,111.81	
	WISE PLC - A	62,463	8.612	537,931.35	
	WPP PLC	109,133	7.492	817,624.43	
イギリス・ポンド　小計		27,839,969		185,933,674.16 (34,077,923,800)	
イスラエル・シュケル	AZRIELI GROUP	4,344	227.500	988,260.00	
	BANK HAPOALIM BM	128,890	31.850	4,105,146.50	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	154,726	28.320	4,381,840.32	
	ELBIT SYSTEMS LTD	2,707	786.400	2,128,784.80	
	ICL GROUP LTD	78,651	18.330	1,441,672.83	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	125,515	17.940	2,251,739.10	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	15,690	135.300	2,122,857.00	
	NICE LTD	6,427	731.400	4,700,707.80	
イスラエル・シュケル　小計		516,950		22,121,008.35 (872,330,904)	
オーストラリア・ドル	AMPOL LTD	24,132	35.530	857,409.96	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	305,029	25.630	7,817,893.27	
	APA GROUP	130,491	8.730	1,139,186.43	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	59,246	41.800	2,476,482.80	
	ASX LTD	19,657	62.460	1,227,776.22	
	AURIZON HOLDINGS LTD	186,458	3.730	695,488.34	
	BHP GROUP LIMITED	514,521	49.620	25,530,532.02	
	BLUESCOPE STEEL LTD	45,748	23.060	1,054,948.88	
	BRAMBLES LTD	140,900	13.180	1,857,062.00	
	CARSALES.COM LTD	36,380	30.990	1,127,416.20	
	COCHLEAR LTD	6,648	299.190	1,989,015.12	
	COLES GROUP LTD	135,813	15.930	2,163,501.09	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	170,165	110.600	18,820,249.00	
	COMPUTERSHARE LIMITED	55,160	23.830	1,314,462.80	
	CSL LIMITED	49,048	281.090	13,786,902.32	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	145,555	5.090	740,874.95	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	171,935	28.090	4,829,654.15	
	IDP EDUCATION LTD	26,879	20.500	551,019.50	
	IGO LTD	69,265	8.880	615,073.20	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	247,009	5.650	1,395,600.85	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	44,670	52.730	2,355,449.10	
	LOTTERY CORP LTD/THE	225,580	4.800	1,082,784.00	
	MACQUARIE GROUP LTD	37,275	181.350	6,759,821.25	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	279,175	3.560	993,863.00	

	MINERAL RESOURCES LTD	17,847	67.940	1,212,525.18	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	317,684	30.350	9,641,709.40	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	116,315	13.400	1,558,621.00	
	ORICA LTD	46,176	16.630	767,906.88	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	174,689	8.280	1,446,424.92	
	PILBARA MINERALS LTD	290,166	3.850	1,117,139.10	
	QANTAS AIRWAYS LTD	85,178	5.370	457,405.86	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	151,542	14.660	2,221,605.72	
	RAMSAY HEALTH CARE LIMITED	18,638	51.040	951,283.52	
	REA GROUP LTD	5,364	175.460	941,167.44	
	REECE LTD	22,976	22.040	506,391.04	
	RIO TINTO LTD	37,633	134.240	5,051,853.92	
	SANTOS LTD	329,395	7.630	2,513,283.85	
	SEEK LTD	36,149	25.750	930,836.75	
	SONIC HEALTHCARE LTD	45,768	31.370	1,435,742.16	
	SOUTH32 LTD	459,947	3.250	1,494,827.75	
	SUNCORP GROUP LTD	128,853	13.760	1,773,017.28	
	TELSTRA GROUP LTD	420,984	3.890	1,637,627.76	
	TRANSURBAN GROUP	313,623	13.870	4,349,951.01	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	81,048	10.620	860,729.76	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	23,767	33.200	789,064.40	
	WESFARMERS LIMITED	115,180	55.530	6,395,945.40	
	WESTPAC BANKING CORP	356,262	22.650	8,069,334.30	
	WISETECH GLOBAL LTD	16,938	74.390	1,260,017.82	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	192,777	31.010	5,978,014.77	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	123,955	36.510	4,525,597.05	
	XERO LTD	14,603	111.860	1,633,491.58	
オーストラリア・ドル　小計		7,070,196		170,703,982.07 (16,602,669,296)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	50,343	73.930	3,721,857.99	
	AIR CANADA	18,039	18.660	336,607.74	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	67,324	8.650	582,352.60	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	78,595	76.040	5,976,363.80	
	ALTAGAS LTD	28,902	27.180	785,556.36	
	ARC RESOURCES LTD	61,797	19.720	1,218,636.84	
	BANK OF MONTREAL	73,415	128.170	9,409,600.55	
	BANK OF NOVA SCOTIA	122,757	62.990	7,732,463.43	
	BARRICK GOLD CORP	178,320	24.120	4,301,078.40	
	BCE INC	9,057	51.350	465,076.95	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	35,792	52.160	1,866,910.72	
	BROOKFIELD CORPORATION-A	141,636	52.460	7,430,224.56	
	BROOKFIELD RENEWABLE	13,940	38.620	538,362.80	

COR-A				
BRP INC/CA- SUB VOTING	3,525	87.270	307,626.75	
CAE INC	32,476	28.580	928,164.08	
CAMECO CORP	44,035	58.370	2,570,322.95	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	94,264	62.120	5,855,679.68	
CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	56,700	163.890	9,292,563.00	
CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	110,866	85.760	9,507,868.16	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LIMITED	94,708	103.660	9,817,431.28	
CANADIAN TIRE CORP -CL A	5,395	144.110	777,473.45	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	13,833	31.570	436,707.81	
CCL INDUSTRIES INC - CL B	15,322	59.730	915,183.06	
CENOVUS ENERGY INC	144,777	22.480	3,254,586.96	
CGI INC	21,311	144.550	3,080,505.05	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,047	3,153.390	6,454,989.33	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	8,728	110.160	961,476.48	
DOLLARAMA INC	28,814	93.140	2,683,735.96	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	39,850	21.270	847,609.50	
EMERA INC	28,119	49.790	1,400,045.01	
EMPIRE CO LTD 'A'	14,934	33.470	499,840.98	
ENBRIDGE INC	216,400	47.900	10,365,560.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	2,168	1,187.440	2,574,369.92	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	59,932	10.830	649,063.56	
FIRSTSERVICE CORP	4,127	219.960	907,774.92	
FORTIS INC	49,726	54.510	2,710,564.26	
FRANCO-NEVADA CORP	19,538	148.920	2,909,598.96	
GEORGE WESTON LTD	6,379	159.370	1,016,621.23	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	23,729	43.890	1,041,465.81	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	17,959	46.030	826,652.77	
GREAT-WEST LIFECO INC	28,730	43.280	1,243,434.40	
HYDRO ONE LTD	33,995	39.230	1,333,623.85	
IA FINANCIAL CORP INC	10,434	92.710	967,336.14	
IGM FINANCIAL INC	8,941	35.900	320,981.90	
IMPERIAL OIL LTD	20,261	76.410	1,548,143.01	
INTACT FINANCIAL CORP	18,160	203.450	3,694,652.00	
IVANHOE MINES LTD-CL A	62,210	13.150	818,061.50	
KEYERA CORP	23,584	31.490	742,660.16	
KINROSS GOLD CORP	124,626	8.240	1,026,918.24	
LOBLAW COS LTD	16,070	122.240	1,964,396.80	
LUNDIN MINING CORP	67,181	10.970	736,975.57	

	MAGNA INTERNATIONAL INC	27,743	77.560	2,151,747.08	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	185,325	28.950	5,365,158.75	
	MEG ENERGY CORP	29,083	24.190	703,517.77	
	METRO INC	23,574	66.440	1,566,256.56	
	NATIONAL BANK OF CANADA	34,496	100.970	3,483,061.12	
	NORTHLAND POWER INC	26,125	24.130	630,396.25	
	NUTRIEN LTD	50,276	76.020	3,821,981.52	
	ONEX CORPORATION	6,889	91.890	633,030.21	
	OPEN TEXT CORP	27,670	54.960	1,520,743.20	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	37,026	21.540	797,540.04	
	PARKLAND CORP	14,360	43.360	622,649.60	
	PEMBINA PIPELINE CORP	56,195	44.860	2,520,907.70	
	POWER CORP OF CANADA	58,958	37.680	2,221,537.44	
	QUEBECOR INC -CL B	16,334	30.640	500,473.76	
	RB GLOBAL INC	18,521	86.360	1,599,473.56	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	29,289	102.480	3,001,536.72	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC	36,542	61.070	2,231,619.94	
	ROYAL BANK OF CANADA	141,884	133.380	18,924,487.92	
	SAPUTO INC	25,995	26.650	692,766.75	
	SHOPIFY INC - CLASS A	122,178	104.500	12,767,601.00	
	STANTEC INC	11,377	103.050	1,172,399.85	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	59,884	68.260	4,087,681.84	
	SUNCOR ENERGY INC	132,245	42.850	5,666,698.25	
	TC ENERGY CORP	104,692	52.550	5,501,564.60	
	TECK RESOURCES LTD-CL B	46,836	56.610	2,651,385.96	
	TFI INTERNATIONAL INC	8,297	162.550	1,348,677.35	
	THOMSON REUTERS CORP	16,255	188.230	3,059,678.65	
	TMX GROUP LTD	28,616	30.980	886,523.68	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	8,448	115.670	977,180.16	
	TORONTO-DOMINION BANK	184,951	84.620	15,650,553.62	
	TOURMALINE OIL CORP	32,867	60.000	1,972,020.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	5,813	113.530	659,949.89	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	46,053	66.630	3,068,511.39	
	WSP GLOBAL INC	12,741	187.060	2,383,331.46	
カナダ・ドル　小計		4,121,309		256,198,400.82 (27,654,055,385)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	264,000	2.950	778,800.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	50,400	6.380	321,552.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	183,800	31.660	5,819,108.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	613,000	0.980	600,740.00	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,000	28.450	284,500.00	
	KEPPEL CORP LTD	148,000	6.810	1,007,880.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	343,600	12.480	4,288,128.00	
	SEATRIUM LTD	4,496,352	0.108	485,606.01	

	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	90,300	5.090	459,627.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	150,900	6.370	961,233.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	86,800	9.520	826,336.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD	158,400	3.720	589,248.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	848,300	2.420	2,052,886.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	128,300	27.680	3,551,344.00	
	UOL Group Limited	46,800	6.130	286,884.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	194,800	3.460	674,008.00	
シンガポール・ドル　小計		7,813,752		22,987,880.01 (2,491,886,193)	
スイス・フラン	ABB LTD	162,355	37.570	6,099,677.35	
	ADECCO GROUP AG-REG	16,239	42.230	685,772.97	
	ALCON INC	50,710	65.260	3,309,334.60	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	3,436	62.500	214,750.00	
	BALOISE HOLDING AG	4,641	132.000	612,612.00	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,050	106.300	324,215.00	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	362	1,407.000	509,334.00	
	BKW AG	2,134	153.900	328,422.60	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	97	10,760.000	1,043,720.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	11	107,200.000	1,179,200.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	52,999	119.000	6,306,881.00	
	CLARIANT AG	21,886	12.670	277,295.62	
	DUFRY AG-REG	9,888	32.690	323,238.72	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	715	688.000	491,920.00	
	GEBERIT AG-REG	3,393	538.800	1,828,148.40	
	GIVAUDAN-REG	937	3,483.000	3,263,571.00	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	3,761	116.200	437,028.20	
	HOLCIM LTD	52,879	67.000	3,542,893.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	20,905	47.120	985,043.60	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	5,515	286.600	1,580,599.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	16,687	81.140	1,353,983.18	
	LONZA GROUP AG	7,562	350.700	2,651,993.40	
	NESTLE SA	271,054	96.570	26,175,684.78	
	NOVARTIS AG	208,063	84.620	17,606,291.06	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,303	1,230.500	2,833,841.50	
	ROCHE HOLDING AG	71,310	244.050	17,403,205.50	
	ROCHE HOLDING AG-BR	3,264	260.000	848,640.00	
	SANDOZ GROUP AG	41,555	27.040	1,123,647.20	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	2,419	196.500	475,333.50	
	SCHINDLER HOLDING-PART	4,099	208.000	852,592.00	

	CERT				
	SGS SOCIETE GENERALE SURVEILLANCE	15,216	73.580	1,119,593.28	
	SIG GROUP AG	31,061	19.240	597,613.64	
	SIKA AG-BEARER	15,481	270.500	4,187,610.50	
	SONOVA HOLDING AG-REG	5,144	275.300	1,416,143.20	
	STRAUMANN HOLDING AG	11,335	135.750	1,538,726.25	
	SWATCH GROUP AG	2,926	231.800	678,246.80	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,994	586.200	1,755,082.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	7,775	90.150	700,916.25	
	SWISS RE AG	30,605	95.960	2,936,855.80	
	SWISSCOM AG	2,679	507.400	1,359,324.60	
	TEMENOS GROUP AG-REG	6,482	77.340	501,317.88	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	5,388	44.500	239,766.00	
	UBS GROUP AG	333,762	26.200	8,744,564.40	
	VAT GROUP AG	2,743	415.700	1,140,265.10	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	14,857	443.400	6,587,593.80	
スイス・フラン　小計		1,532,677		138,172,489.48 (23,130,074,739)	
スウェーデン・クローナ	ALFA LAVAL AB	29,333	401.100	11,765,466.30	
	ASSA ABLOY AB	101,654	283.200	28,788,412.80	
	ATLAS COPCO AB	158,545	146.300	23,195,133.50	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	272,562	171.350	46,703,498.70	
	BEIJER REF AB	39,146	133.700	5,233,820.20	
	BIOVITRUM	19,706	258.400	5,092,030.40	
	BOLIDEN AB	27,716	321.850	8,920,394.60	
	EPIROC AB-A	66,819	203.100	13,570,938.90	
	EPIROC AB-B	39,664	176.000	6,980,864.00	
	EQT AB	36,110	286.100	10,331,071.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	61,776	253.500	15,660,216.00	
	EVOLUTION AB	18,611	1,202.000	22,370,422.00	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	66,149	69.620	4,605,293.38	
	GETINGE AB-B SHS	23,193	224.800	5,213,786.40	
	HENNES & MAURITZ AB	65,536	182.000	11,927,552.00	
	HEXAGON AB-B SHS	210,768	120.050	25,302,698.40	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,708	435.000	3,352,980.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	35,432	85.420	3,026,601.44	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	13,351	329.500	4,399,154.50	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	14,543	329.900	4,797,735.70	
	INDUTRADE AB	27,781	264.900	7,359,186.90	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	15,060	262.600	3,954,756.00	
	INVESTOR AB	175,580	231.850	40,708,223.00	
	LIFCO AB-B SHS	23,662	252.100	5,965,190.20	
	LUNDBERGS AB-B SHS	7,639	552.000	4,216,728.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	153,937	74.180	11,419,046.66	

	SAAB AB-B	8,116	584.400	4,742,990.40	
	SAGAX AB-B	20,082	276.300	5,548,656.60	
	SANDVIK AB	108,145	219.900	23,781,085.50	
	SECURITAS AB	49,811	97.880	4,875,500.68	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	160,900	136.250	21,922,625.00	
	SKANSKA AB-B SHS	34,491	179.800	6,201,481.80	
	SKF AB	34,535	206.600	7,134,931.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB	61,401	154.500	9,486,454.50	
	SVENSKA HANDELSBANKEN	147,855	107.950	15,960,947.25	
	SWEDBANK AB - A SHARES	86,104	200.400	17,255,241.60	
	TELE2 AB	56,411	84.700	4,778,011.70	
	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON	297,160	61.600	18,305,056.00	
	TELIA CO AB	249,402	25.330	6,317,352.66	
	VOLVO AB	152,689	259.700	39,653,333.30	
	VOLVO AB-A SHS	20,739	265.200	5,499,982.80	
	VOLVO CAR AB-B	60,370	33.810	2,041,109.70	
スウェーデン・クローナ　小計		3,260,192		528,365,961.47 (7,486,945,674)	
デンマーク・クローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S	488	11,755.000	5,736,440.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S	312	11,590.000	3,616,080.00	
	CARLSBERG AS-B	9,988	837.600	8,365,948.80	
	CHR HANSEN HOLDING A/S	10,706	554.000	5,931,124.00	
	COLOPLAST-B	13,874	760.800	10,555,339.20	
	DANSKE BANK A/S	69,967	178.850	12,513,597.95	
	DEMANT A/S	10,214	299.300	3,057,050.20	
	DSV A/S	18,893	1,170.500	22,114,256.50	
	GENMAB A/S	6,710	2,131.000	14,299,010.00	
	NOVO-NORDISK A/S	331,293	682.300	226,041,213.90	
	NOVOZYMES A/S	20,766	363.000	7,538,058.00	
	ORSTED A/S	19,227	360.100	6,923,642.70	
	PANDORA A/S	8,575	940.200	8,062,215.00	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	933	1,973.000	1,840,809.00	
	TRYGVESTA AS	35,513	146.250	5,193,776.25	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	102,529	193.140	19,802,451.06	
デンマーク・クローネ　小計		659,988		361,591,012.56 (7,665,729,466)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	133,749	8.600	1,150,241.40	
	EBOS GROUP LTD	15,569	36.100	562,040.90	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	58,983	24.100	1,421,490.30	
	MERCURY NZ LTD	70,246	6.600	463,623.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	130,900	5.340	699,006.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	191,016	5.130	979,912.08	
ニュージーランド・ドル　小計		600,463		5,276,314.28 (476,187,364)	
ノルウェー・ク	ADEVINTA ASA-B	35,506	112.600	3,997,975.60	

ローネ					
	AKER BP ASA	32,035	295.100	9,453,528.50	
	DNB BANK ASA	93,748	210.900	19,771,453.20	
	EQUINOR ASA	91,374	324.400	29,641,725.60	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	20,217	182.600	3,691,624.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	8,909	463.400	4,128,430.60	
	MOWI ASA	47,177	184.400	8,699,438.80	
	NORSK HYDRO ASA	134,553	67.240	9,047,343.72	
	ORKLA ASA	70,763	78.000	5,519,514.00	
	SALMAR ASA	7,361	571.000	4,203,131.00	
	TELENOR ASA	65,886	116.800	7,695,484.80	
	YARA INTERNATIONAL ASA	16,744	366.600	6,138,350.40	
ノルウェー・クローネ　小計		624,273		111,988,000.42 (1,568,951,886)	
ユーロ	ABN AMRO BANK NV	48,205	13.495	650,526.47	
	ACCIONA SA	2,506	133.000	333,298.00	
	ACCOR	20,104	34.800	699,619.20	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	21,149	39.350	832,213.15	
	ADIDAS AG	16,443	193.400	3,180,076.20	
	ADP	3,512	117.400	412,308.80	
	ADYEN NV	2,205	1,185.600	2,614,248.00	
	AEGON LTD	164,722	5.254	865,449.38	
	AENA SME SA	7,604	164.300	1,249,337.20	
	AGEAS	16,190	39.560	640,476.40	
	AIB GROUP PLC	159,180	3.812	606,794.16	
	AIR LIQUIDE	53,163	176.520	9,384,332.76	
	AIRBUS SE	60,177	139.880	8,417,558.76	
	AKZO NOBEL NV	17,295	74.880	1,295,049.60	
	ALLIANZ SE	40,936	242.500	9,926,980.00	
	ALSTOM RGPT	29,275	12.225	357,886.87	
	AMADEUS IT GROUP SA	45,719	65.740	3,005,567.06	
	AMPLIFON SPA	12,641	31.650	400,087.65	
	AMUNDI SA	6,244	61.300	382,757.20	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	88,158	57.760	5,092,006.08	
	ARCELORMITTAL	51,763	26.180	1,355,155.34	
	ARGENX SE	5,999	415.100	2,490,184.90	
	ARKEMA	6,081	101.900	619,653.90	
	ASM INTERNATIONAL NV	4,765	479.700	2,285,770.50	
	ASML HOLDING NV	40,925	676.800	27,698,040.00	
	ASR NEDERLAND NV	16,085	42.780	688,116.30	
	ASSICURAZIONI GENERALI SPA	102,793	19.190	1,972,597.67	
	AXA SA	183,134	29.330	5,371,320.22	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	605,295	8.262	5,000,947.29	
	BANCO BPM SPA	122,757	4.814	590,952.19	
	BANCO SANTANDER SA	1,641,828	3.792	6,225,811.77	

BANK OF IRELAND GROUP PLC	107,147	8.300	889,320.10	
BASF SE	90,640	48.565	4,401,931.60	
BAYER AG	99,732	32.195	3,210,871.74	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	32,330	100.880	3,261,450.40	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	6,013	90.050	541,470.65	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	7,823	137.750	1,077,618.25	
BECHTLE AG	8,308	45.010	373,943.08	
BEIERSDORF AG	10,218	134.250	1,371,766.50	
BIOMERIEUX	4,200	100.900	423,780.00	
BNP PARIBAS	106,614	62.290	6,640,986.06	
BOLLORE SE	74,922	5.610	420,312.42	
BOUYGUES	19,359	34.210	662,271.39	
BRENNTAG SE	14,108	82.120	1,158,548.96	
BUREAU VERITAS SA	29,937	22.340	668,792.58	
CAIXABANK	418,779	3.730	1,562,045.67	
CAPGEMINI SA	15,857	191.000	3,028,687.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	4,092	100.800	412,473.60	
CARREFOUR SA	58,329	16.540	964,761.66	
CELLNEX TELECOM SAU	57,662	35.750	2,061,416.50	
CIE DE SAINT-GOBAIN	46,241	65.620	3,034,334.42	
COMMERZBANK AG	106,875	10.545	1,126,996.87	
CONTINENTAL AG	11,152	76.020	847,775.04	
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	6,655	27.880	185,541.40	
COVESTRO AG	19,629	53.740	1,054,862.46	
CREDIT AGRICOLE SA	108,335	12.776	1,384,087.96	
D'IETEREN GROUP	2,187	173.400	379,225.80	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	54,281	34.000	1,845,554.00	
DANONE	65,332	57.880	3,781,416.16	
DASSAULT AVIATION SA	2,048	178.900	366,387.20	
DASSAULT SYSTEMES SA	67,825	44.390	3,010,751.75	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	53,049	10.150	538,447.35	
DELIVERY HERO SE	17,884	29.730	531,691.32	
DEUTSCHE BANK AG	196,556	12.042	2,366,927.35	
DEUTSCHE BOERSE AG	19,280	181.250	3,494,500.00	
DEUTSCHE LUFTHANSA AG	60,583	8.106	491,085.79	
DEUTSCHE TELEKOM AG	330,482	21.480	7,098,753.36	
DHL GROUP	100,606	45.755	4,603,227.53	
DIASORIN ITALIA SPA	2,273	91.320	207,570.36	
DR ING HC F PORSCHE AG	11,566	80.440	930,369.04	
DSM-FIRMENICH AG	18,883	90.810	1,714,765.23	
E.ON SE	227,789	12.270	2,794,971.03	
EDENRED	25,340	54.200	1,373,428.00	
EDP RENOVAVEIS SA	31,263	17.800	556,481.40	
EIFFAGE	7,442	95.300	709,222.60	

ELIA GROUP SA/NV	2,985	111.500	332,827.50	
ELISA OYJ	14,895	40.970	610,248.15	
ENAGAS SA	25,256	16.670	421,017.52	
ENDESA SA	32,157	19.445	625,292.86	
ENEL SPA	825,296	6.700	5,529,483.20	
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	318,469	4.547	1,448,078.54	
ENGIE	185,472	16.048	2,976,454.65	
ENI-ENTE NAZIONALE IDROCARBURI SPA	239,714	15.026	3,601,942.56	
ERSTE GROUP BANK AG	34,864	36.240	1,263,471.36	
ESSILORLUXOTTICA	29,932	183.180	5,482,943.76	
EURAZEO	4,396	72.550	318,929.80	
EUROFINS SCIENTIFIC	13,702	58.600	802,937.20	
EURONEXT NV	8,694	78.500	682,479.00	
EVONIK INDUSTRIES AG	23,688	18.345	434,556.36	
EXOR NV	9,414	92.320	869,100.48	
FERRARI NV	12,796	317.000	4,056,332.00	
FERROVIAL SE	51,989	32.500	1,689,642.50	
FINECOBANK SPA	62,040	13.420	832,576.80	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC.	17,939	160.950	2,887,282.05	
FORTUM OYJ	45,565	13.010	592,800.65	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG AND CO.KGAA	20,839	37.460	780,628.94	
FRESENIUS SE & CO KGAA	42,870	27.790	1,191,357.30	
GALP ENERGIA SGPS SA	45,924	13.480	619,055.52	
GEA GROUP AG	16,607	35.670	592,371.69	
GETLINK SE - REGR	36,231	16.900	612,303.90	
GRIFOLS SA	30,251	14.390	435,311.89	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	8,891	71.800	638,373.80	
HANNOVER RUECK SE	6,116	215.600	1,318,609.60	
HEIDELBERG MATERIALS AG	14,133	81.380	1,150,143.54	
HEINEKEN HOLDING NV	13,116	75.800	994,192.80	
HEINEKEN NV	29,210	91.380	2,669,209.80	
HELLOFRESH SE	15,782	14.630	230,890.66	
HENKEL AG & CO KGAA	10,620	64.120	680,954.40	
HENKEL KGAA-VORZUG	17,118	72.520	1,241,397.36	
HERMES INTERNATIONAL	3,216	1,996.600	6,421,065.60	
IBERDROLA SA	612,173	11.825	7,238,945.72	
IMCD NV	5,787	154.700	895,248.90	
INDITEX SA	110,725	38.940	4,311,631.50	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	132,574	38.065	5,046,429.31	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	35,679	11.310	403,529.49	
ING GROEP NV-CVA	367,290	13.668	5,020,119.72	
INTESA SANPAOLO	1,577,252	2.652	4,182,872.30	
IPSEN	3,819	106.000	404,814.00	
JDE PEET'S BV	9,843	24.620	242,334.66	
JERONIMO MARTINS	28,751	22.980	660,697.98	

KBC GROEP NV	25,414	57.240	1,454,697.36	
KERING	7,559	405.950	3,068,576.05	
KERRY GROUP PLC-A	16,163	74.780	1,208,669.14	
KESKO OYJ-B SHS	27,730	17.605	488,186.65	
KINGSPAN GROUP PLC	15,696	78.720	1,235,589.12	
KNORR-BREMSE AG	7,353	58.380	429,268.14	
KONE OYJ	34,499	43.020	1,484,146.98	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	97,430	26.125	2,545,358.75	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	80,068	21.410	1,714,255.88	
L'OREAL SA	24,486	450.750	11,037,064.50	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	10,686	33.100	353,706.60	
LEG IMMOBILIEN SE	7,525	78.600	591,465.00	
LEGRAND SA	26,898	94.500	2,541,861.00	
LEONARDO SPA	40,963	14.705	602,360.91	
LOTUS BAKERIES	42	8,110.000	340,620.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	28,034	745.500	20,899,347.00	
MEDIOBANCA SPA	55,997	11.125	622,966.62	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	81,458	63.210	5,148,960.18	
MERCK KGAA	13,119	142.550	1,870,113.45	
METSO CORPORATION	67,372	9.304	626,829.08	
MICHELIN (C.G.D.E.)	68,853	32.160	2,214,312.48	
MONCLER SPA	20,920	55.160	1,153,947.20	
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	5,463	191.150	1,044,252.45	
MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	13,847	379.800	5,259,090.60	
NATURGY ENERGY GROUP SA	12,729	27.000	343,683.00	
NEMETSCHEK SE	5,858	80.080	469,108.64	
NESTE OYJ	42,931	33.540	1,439,905.74	
NEXI SPA	59,992	7.394	443,580.84	
NN GROUP NV	27,469	35.470	974,325.43	
NOKIA OYJ	548,357	3.039	1,666,456.92	
NORDEA BANK ABP	324,909	11.120	3,612,988.08	
OCI NV	10,743	25.250	271,260.75	
OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	6,912	86.350	596,851.20	
OMV AG	14,953	39.760	594,531.28	
ORANGE S.A.	192,253	10.380	1,995,586.14	
ORION OYJ-CLASS B	10,930	37.950	414,793.50	
PERNOD-RICARD	20,759	162.100	3,365,033.90	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PREF	15,519	47.620	739,014.78	
POSTE ITALIANE SPA	53,034	10.180	539,886.12	
PROSUS	148,489	30.075	4,465,806.67	
PRYSMIAN SPA	26,631	40.650	1,082,550.15	
PUBLICIS GROUPE	23,243	83.460	1,939,860.78	
PUMA AG	10,713	53.920	577,644.96	

QIAGEN NV	23,114	38.900	899,134.60	
RANDSTAD NV	11,188	57.240	640,401.12	
RATIONAL AG	520	684.000	355,680.00	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	10,609	47.990	509,125.91	
REDEIA CORPORACION SA	41,383	15.015	621,365.74	
REMY COINTREAU	2,343	112.750	264,173.25	
RENAULT SA	19,466	39.165	762,385.89	
REPSOL SA	129,291	13.570	1,754,478.87	
RHEINMETALL AG	4,421	285.000	1,259,985.00	
ROYAL KPN NV	349,731	3.098	1,083,466.63	
RWE AG	64,134	40.620	2,605,123.08	
SAFRAN SA	34,694	160.200	5,557,978.80	
SAMPO OYJ	45,806	39.740	1,820,330.44	
SANOFI	115,546	88.930	10,275,505.78	
SAP SE	105,997	141.260	14,973,136.22	
SARTORIUS AG-VORZUG	2,663	349.300	930,185.90	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	2,812	239.600	673,755.20	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	55,247	180.440	9,968,768.68	
SCOUT24 SE	7,585	61.980	470,118.30	
SEB SA	2,520	111.900	281,988.00	
SIEMENS AG	77,153	167.980	12,960,160.94	
SIEMENS ENERGY AG	52,751	11.090	585,008.59	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	28,639	53.740	1,539,059.86	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	26,394	36.700	968,659.80	
SNAM SPA	204,658	4.654	952,478.33	
SOCIETE GENERALE	74,930	23.965	1,795,697.45	
SODEXO	8,977	98.080	880,464.16	
SOFINA	1,571	224.400	352,532.40	
STELLANTIS NV	224,545	21.285	4,779,440.32	
STMICROELECTRONICS NV	69,361	45.820	3,178,121.02	
STORA ENSO OYJ	59,002	12.595	743,130.19	
SYENSQO SA	7,506	97.150	729,207.90	
SYMRISE AG	13,477	99.300	1,338,266.10	
TALANX AG	6,535	65.750	429,676.25	
TELECOM ITALIA SPA	1,032,214	0.279	287,987.70	
TELEFONICA SA	503,932	3.565	1,796,517.58	
TELEPERFORMANCE	6,044	129.000	779,676.00	
TENARIS SA	47,824	15.925	761,597.20	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	142,598	7.588	1,082,033.62	
THALES SA	10,666	134.800	1,437,776.80	
TOTALENERGIES SE	232,587	61.990	14,418,068.13	
UCB SA	12,825	76.280	978,291.00	
UMICORE	21,255	24.920	529,674.60	
UNICREDIT SPA	162,986	24.330	3,965,449.38	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	83,211	26.090	2,170,974.99	
UPM-KYMMENE OYJ	54,159	34.090	1,846,280.31	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	69,010	29.280	2,020,612.80	
VINCI SA	51,541	113.300	5,839,595.30	

	VIVENDI SA	67,932	9.600	652,147.20	
	VOESTALPINE AG	11,774	28.920	340,504.08	
	VOLKSWAGEN AG	3,033	123.150	373,513.95	
	VOLKSWAGEN AG	20,884	114.160	2,384,117.44	
	VONOVIA SE	74,456	28.010	2,085,512.56	
	WACKER CHEMIE AG	1,856	114.300	212,140.80	
	WARTSILA OYJ	47,972	13.170	631,791.24	
	WOLTERS KLUWER NV	25,211	129.900	3,274,908.90	
	WORLDLINE SA	24,415	16.465	401,992.97	
	ZALANDO SE	22,769	23.150	527,102.35	
ユーロ　小計		18,460,281		494,852,603.56 (78,221,351,045)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	1,165,275	66.450	77,432,523.75	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	375,039	20.250	7,594,539.75	
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	174,900	14.000	2,448,600.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	197,909	37.150	7,352,319.35	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	271,909	40.950	11,134,673.55	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	64,000	43.150	2,761,600.00	
	CLP HOLDINGS LTD	166,643	63.300	10,548,501.90	
	ESR GROUP LIMITED	221,000	10.020	2,214,420.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	221,810	42.100	9,338,201.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	182,157	10.580	1,927,221.06	
	HANG SENG BANK LTD	77,512	86.850	6,731,917.20	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	147,641	23.100	3,410,507.10	
	HKT TRUST AND HKT LTD	401,000	9.110	3,653,110.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,137,437	5.690	6,472,016.53	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	122,211	256.600	31,359,342.60	
	MTR CORP	157,755	29.300	4,622,221.50	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	152,917	11.660	1,783,012.22	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	140,587	44.000	6,185,828.00	
	SANDS CHINA LTD	246,180	21.450	5,280,561.00	
	SINO LAND CO	374,000	8.070	3,018,180.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	136,000	13.520	1,838,720.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	147,023	82.150	12,077,939.45	
	SWIRE PACIFIC LTD	43,366	62.650	2,716,879.90	
	SWIRE PROPERTIES LTD	119,200	15.360	1,830,912.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	139,500	91.750	12,799,125.00	
	WH GROUP LTD	843,000	5.010	4,223,430.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	109,000	23.800	2,594,200.00	
	WHARF REAL ESTATE	169,733	23.450	3,980,238.85	

	INVESTMENT				
	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	172,000	8.260	1,420,720.00	
香港・ドル　小計		7,876,704		248,751,461.71 (4,594,439,498)	
合計		114,905,300		807,562,420,348 (807,562,420,348)	

（2）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	16,705.00	2,163,965.70	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	32,992.00	1,192,660.80	
		AMERICAN TOWER REIT INC	47,325.00	9,985,575.00	
		ANNALY MORTGAGE MANAGEMENT	50,179.00	1,013,114.01	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	14,408.00	2,731,756.80	
		BOSTON PROPERTIES INC	15,132.00	1,080,424.80	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	10,844.00	1,067,808.68	
		CROWN CASTLE INC	44,033.00	5,019,321.67	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	30,728.00	4,134,145.12	
		EQUINIX INC	9,497.00	7,687,726.53	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	17,943.00	1,290,819.42	
		EQUITY RESIDENTIAL	36,545.00	2,246,786.60	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	6,510.00	1,600,418.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	21,454.00	3,295,119.86	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	26,674.00	1,291,288.34	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	55,561.00	1,101,219.02	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	72,209.00	1,388,579.07	
		INVITATION HOMES INC	62,107.00	2,147,038.99	
		IRON MOUNTAIN INC	29,631.00	2,036,538.63	
		KIMCO REALTY CORP	62,977.00	1,391,791.70	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	11,845.00	1,596,350.65	
		PROLOGIS INC	93,801.00	12,545,883.75	
		PUBLIC STORAGE	16,065.00	4,736,925.90	
		REALTY INCOME CORP	72,024.00	4,114,010.88	
		REGENCY CENTERS CORP	16,844.00	1,118,104.72	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	10,999.00	2,736,331.22	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	33,217.00	4,821,779.72	
		SUN COMMUNITIES INC	12,633.00	1,700,780.79	
		UDR INC	31,782.00	1,195,638.84	
		VENTAS INC	40,824.00	2,031,810.48	
		VICI PROPERTIES INC	102,968.00	3,274,382.40	
		WELLTOWER INC	52,644.00	4,753,226.76	
		WP CAREY INC	21,731.00	1,402,084.12	
	アメリカ・ドル　小計		1,180,831.00	99,893,409.37 (14,387,647,750)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	71,973.00	509,712.78	
		SEGRO PLC	118,491.00	1,042,009.85	
	イギリス・ポンド　小計		190,464.00	1,551,722.63	

				(284,399,724)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	109,312.00	832,957.44	
		GOODMAN GROUP	173,414.00	4,267,718.54	
		GPT GROUP	194,418.00	874,881.00	
		MIRVAC GROUP	400,368.00	832,765.44	
		SCENTRE GROUP	526,252.00	1,541,918.36	
		STOCKLAND	241,955.00	1,064,602.00	
		VICINITY CENTRES	392,507.00	788,939.07	
	オーストラリア・ドル　小計		2,038,226.00	10,203,781.85 (992,419,823)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,683.00	430,068.99	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	15,718.00	292,669.16	
	カナダ・ドル　小計		24,401.00	722,738.15 (78,012,356)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	378,100.00	1,107,833.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	540,290.00	1,075,177.10	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	352,000.00	584,320.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	241,000.00	361,500.00	
	シンガポール・ドル　小計		1,511,390.00	3,128,830.10 (339,165,183)	
	ユーロ	COVIVIO	5,172.00	248,049.12	
		GECINA SA	4,657.00	513,201.40	
		KLEPIERRE	21,823.00	536,845.80	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	11,967.00	812,080.62	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	16,834.00	478,758.96	
	ユーロ　小計		60,453.00	2,588,935.90 (409,233,098)	
	香港・ドル	LINK REIT	259,971.00	11,061,766.05	
	香港・ドル　小計		259,971.00	11,061,766.05 (204,310,819)	
投資証券　合計			5,265,736	16,695,188,753 (16,695,188,753)	
合計				16,695,188,753 (16,695,188,753)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）

１．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

２．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率（%）	組入投資証券時価比率（%）	有価証券の合計金額に対する比率（%）
アメリカ・ドル	株式 589銘柄	71.38	－	74.87
	投資証券 33銘柄	－	1.70	
イギリス・ポンド	株式 81銘柄	4.04	－	4.17
	投資証券 2銘柄	－	0.03	
イスラエル・シュケル	株式 8銘柄	0.10	－	0.11
オーストラリア・ドル	株式 51銘柄	1.97	－	2.13
	投資証券 7銘柄	－	0.12	
カナダ・ドル	株式 85銘柄	3.28	－	3.36
	投資証券 2銘柄	－	0.01	
シンガポール・ドル	株式 16銘柄	0.30	－	0.34
	投資証券 4銘柄	－	0.04	
スイス・フラン	株式 45銘柄	2.74	－	2.81
スウェーデン・クローナ	株式 42銘柄	0.89	－	0.91
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.91	－	0.93
ニュージーランド・ドル	株式 6銘柄	0.06	－	0.06
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.19	－	0.19
ユーロ	株式 221銘柄	9.26	－	9.54
	投資証券 5銘柄	－	0.05	
香港・ドル	株式 29銘柄	0.54	－	0.58
	投資証券 1銘柄	－	0.02	

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	11,714,144
コール・ローン	502,844,952
国債証券	42,811,455,670
地方債証券	3,219,628,766
特殊債券	4,601,506,142
社債券	2,697,428,400
未収利息	75,835,723
前払費用	4,777,580
流動資産合計	53,925,191,377
資産合計	53,925,191,377
負債の部	
流動負債	
未払解約金	29,815,139
その他未払費用	454
流動負債合計	29,815,593
負債合計	29,815,593
純資産の部	
元本等	
元本	57,111,933,487
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△3,216,557,703
元本等合計	53,895,375,784
純資産合計	53,895,375,784
負債純資産合計	53,925,191,377

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年12月20日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	72,528,911,391円
同期中追加設定元本額	12,059,027,773円
同期中一部解約元本額	27,476,005,677円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイ国内債券パッシブＤＢ（適格機関投資家限定）	33,574,849,798円
ＤＣニッセイ日本債券インデックス	5,079,481,473円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５	288,149,667円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（安定型）	8,335,467,443円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５	536,236,455円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５	2,786,417,108円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	1,883,785,718円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	372,268,894円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	36,657,761円
ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リート／債券）	140,605,964円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	81,757,607円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０	160,539,612円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０	192,579,130円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０	664,546,472円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０	2,910,510,585円
ＦＷニッセイ国内債インデックス	43,221,952円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５	24,857,848円
計	57,111,933,487円
２．　受益権の総数	57,111,933,487口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,216,557,703円であります。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（1）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在 当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△67,885,220
地方債証券	13,033,430
特殊債券	8,450,478
社債券	2,152,400
合計	△44,248,912

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年3月11日から2023年12月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9437円 (9,437円)

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	第４４４回　利付国債（２年）	170,000,000	170,086,700	
	第４４５回　利付国債（２年）	159,000,000	159,079,500	
	第４４６回　利付国債（２年）	159,000,000	159,074,730	
	第４４７回　利付国債（２年）	181,000,000	181,068,780	
	第４４８回　利付国債（２年）	181,000,000	181,048,870	
	第４４９回　利付国債（２年）	204,000,000	204,042,840	
	第４５０回　利付国債（２年）	212,000,000	212,031,800	
	第４５２回　利付国債（２年）	73,000,000	73,000,000	
	第４５３回　利付国債（２年）	395,000,000	394,893,350	
	第４５４回　利付国債（２年）	38,000,000	38,066,880	
	第１４３回　利付国債（５年）	278,000,000	278,447,580	
	第１４４回　利付国債（５年）	401,000,000	401,629,570	
	第１４５回　利付国債（５年）	466,000,000	466,773,560	
	第１４６回　利付国債（５年）	362,000,000	362,611,780	
	第１４７回　利付国債（５年）	231,000,000	230,921,460	
	第１４８回　利付国債（５	265,000,000	264,833,050	

	年)			
	第１４９回　利付国債（５年)	320,000,000	319,689,600	
	第１５０回　利付国債（５年)	293,000,000	292,560,500	
	第１５１回　利付国債（５年)	195,000,000	194,588,550	
	第１５２回　利付国債（５年)	95,000,000	95,092,150	
	第１５３回　利付国債（５年)	335,000,000	334,065,350	
	第１５５回　利付国債（５年)	117,000,000	117,814,320	
	第１５６回　利付国債（５年)	231,000,000	231,688,380	
	第１６２回　利付国債（５年)	25,000,000	25,123,250	
	第１６３回　利付国債（５年)	126,000,000	127,184,400	
	第１回　利付国債（４０年)	81,000,000	97,155,450	
	第２回　利付国債（４０年)	105,000,000	121,459,800	
	第３回　利付国債（４０年)	85,000,000	98,238,750	
	第４回　利付国債（４０年)	135,000,000	156,298,950	
	第５回　利付国債（４０年)	114,000,000	126,944,700	
	第６回　利付国債（４０年)	118,000,000	128,904,380	
	第７回　利付国債（４０年)	110,000,000	114,695,900	
	第８回　利付国債（４０年)	125,000,000	121,052,500	
	第９回　利付国債（４０年)	203,000,000	144,720,730	
	第１０回　利付国債（４０年)	182,000,000	152,042,800	
	第１１回　利付国債（４０年)	153,000,000	123,062,490	
	第１２回　利付国債（４０年)	106,000,000	75,956,420	
	第１３回　利付国債（４０年)	170,000,000	120,598,000	
	第１４回　利付国債（４０年)	196,000,000	148,258,320	
	第１５回　利付国債（４０年)	190,000,000	158,076,200	
	第１６回　利付国債（４０年)	100,000,000	90,905,000	
	第３３８回　利付国債（１０年)	368,000,000	369,968,800	
	第３３９回　利付国債（１０年)	444,000,000	446,686,200	
	第３４０回　利付国債（１０年)	500,000,000	503,450,000	
	第３４１回　利付国債（１０年)	438,000,000	440,492,220	
	第３４２回　利付国債（１０	399,000,000	399,714,210	

年)			
第３４３回　利付国債（１０年)	310,000,000	310,539,400	
第３４４回　利付国債（１０年)	325,000,000	325,533,000	
第３４５回　利付国債（１０年)	361,000,000	361,483,740	
第３４６回　利付国債（１０年)	336,000,000	336,325,920	
第３４７回　利付国債（１０年)	272,000,000	272,141,440	
第３４８回　利付国債（１０年)	338,000,000	337,935,780	
第３４９回　利付国債（１０年)	340,000,000	339,660,000	
第３５０回　利付国債（１０年)	435,000,000	434,173,500	
第３５１回　利付国債（１０年)	344,000,000	343,078,080	
第３５２回　利付国債（１０年)	291,000,000	289,699,230	
第３５３回　利付国債（１０年)	275,000,000	273,570,000	
第３５４回　利付国債（１０年)	254,000,000	252,417,580	
第３５５回　利付国債（１０年)	259,000,000	257,241,390	
第３５６回　利付国債（１０年)	250,000,000	248,085,000	
第３５７回　利付国債（１０年)	284,000,000	281,480,920	
第３５８回　利付国債（１０年)	245,000,000	242,515,700	
第３５９回　利付国債（１０年)	304,000,000	300,412,800	
第３６０回　利付国債（１０年)	382,000,000	376,820,080	
第３６１回　利付国債（１０年)	373,000,000	367,255,800	
第３６２回　利付国債（１０年)	384,000,000	377,084,160	
第３６３回　利付国債（１０年)	384,000,000	376,162,560	
第３６４回　利付国債（１０年)	392,000,000	383,015,360	
第３６５回　利付国債（１０年)	393,000,000	382,970,640	
第３６６回　利付国債（１０年)	177,000,000	173,481,240	
第３６７回　利付国債（１０年)	136,000,000	132,945,440	

第３６８回　利付国債（１０年）	364,000,000	354,994,640	
第３６９回　利付国債（１０年）	278,000,000	277,877,680	
第３７０回　利付国債（１０年）	438,000,000	437,032,020	
第３７１回　利付国債（１０年）	99,000,000	97,703,100	
第３７２回　利付国債（１０年）	316,000,000	323,157,400	
第１回　利付国債（３０年）	4,000,000	4,585,760	
第２回　利付国債（３０年）	43,000,000	48,629,560	
第３回　利付国債（３０年）	56,000,000	63,183,680	
第４回　利付国債（３０年）	27,000,000	31,755,510	
第５回　利付国債（３０年）	21,000,000	23,806,230	
第６回　利付国債（３０年）	25,000,000	28,858,000	
第７回　利付国債（３０年）	20,000,000	23,035,800	
第８回　利付国債（３０年）	29,000,000	32,274,390	
第９回　利付国債（３０年）	31,000,000	33,445,280	
第１０回　利付国債（３０年）	60,000,000	63,096,600	
第１１回　利付国債（３０年）	118,000,000	130,657,860	
第１２回　利付国債（３０年）	88,000,000	100,852,400	
第１３回　利付国債（３０年）	55,000,000	62,586,700	
第１４回　利付国債（３０年）	69,000,000	81,339,270	
第１５回　利付国債（３０年）	82,000,000	97,672,660	
第１６回　利付国債（３０年）	65,000,000	77,508,600	
第１７回　利付国債（３０年）	25,000,000	29,611,750	
第１８回　利付国債（３０年）	32,000,000	37,591,360	
第１９回　利付国債（３０年）	18,000,000	21,176,820	
第２０回　利付国債（３０年）	24,000,000	28,798,800	
第２１回　利付国債（３０年）	27,000,000	31,816,260	
第２２回　利付国債（３０年）	38,000,000	45,687,780	
第２３回　利付国債（３０年）	40,000,000	48,134,800	
第２４回　利付国債（３０年）	24,000,000	28,920,480	
第２５回　利付国債（３０年）	18,000,000	21,266,280	

第２６回　利付国債（３０年）	65,000,000	77,686,050	
第２７回　利付国債（３０年）	101,000,000	122,189,800	
第２８回　利付国債（３０年）	137,000,000	165,826,170	
第２９回　利付国債（３０年）	145,000,000	173,769,450	
第３０回　利付国債（３０年）	153,000,000	181,106,100	
第３１回　利付国債（３０年）	144,000,000	168,311,520	
第３２回　利付国債（３０年）	175,000,000	206,790,500	
第３３回　利付国債（３０年）	200,000,000	226,900,000	
第３４回　利付国債（３０年）	180,000,000	209,457,000	
第３５回　利付国債（３０年）	206,000,000	233,010,720	
第３６回　利付国債（３０年）	203,000,000	229,538,190	
第３７回　利付国債（３０年）	211,000,000	235,043,450	
第３８回　利付国債（３０年）	142,000,000	155,440,300	
第３９回　利付国債（３０年）	132,000,000	146,483,040	
第４０回　利付国債（３０年）	112,000,000	122,240,160	
第４１回　利付国債（３０年）	107,000,000	114,794,950	
第４２回　利付国債（３０年）	119,000,000	127,547,770	
第４３回　利付国債（３０年）	92,000,000	98,513,600	
第４４回　利付国債（３０年）	124,000,000	132,755,640	
第４５回　利付国債（３０年）	134,000,000	138,419,320	
第４６回　利付国債（３０年）	160,000,000	165,051,200	
第４７回　利付国債（３０年）	149,000,000	156,247,360	
第４８回　利付国債（３０年）	154,000,000	155,555,400	
第４９回　利付国債（３０年）	154,000,000	155,305,920	
第５０回　利付国債（３０年）	153,000,000	136,502,010	
第５１回　利付国債（３０	134,000,000	106,237,880	

年)			
第５２回　利付国債（３０年)	139,000,000	115,130,920	
第５３回　利付国債（３０年)	126,000,000	106,517,880	
第５４回　利付国債（３０年)	158,000,000	139,417,620	
第５５回　利付国債（３０年)	124,000,000	109,108,840	
第５６回　利付国債（３０年)	121,000,000	106,167,820	
第５７回　利付国債（３０年)	125,000,000	109,366,250	
第５８回　利付国債（３０年)	155,000,000	135,228,200	
第５９回　利付国債（３０年)	117,000,000	99,342,360	
第６０回　利付国債（３０年)	141,000,000	125,278,500	
第６１回　利付国債（３０年)	101,000,000	85,224,810	
第６２回　利付国債（３０年)	99,000,000	79,062,390	
第６３回　利付国債（３０年)	106,000,000	82,073,680	
第６４回　利付国債（３０年)	118,000,000	91,015,760	
第６５回　利付国債（３０年)	114,000,000	87,675,120	
第６６回　利付国債（３０年)	108,000,000	82,670,760	
第６７回　利付国債（３０年)	134,000,000	108,159,440	
第６８回　利付国債（３０年)	135,000,000	108,592,650	
第６９回　利付国債（３０年)	134,000,000	110,532,580	
第７０回　利付国債（３０年)	129,000,000	106,165,710	
第７１回　利付国債（３０年)	132,000,000	108,280,920	
第７２回　利付国債（３０年)	132,000,000	108,028,800	
第７３回　利付国債（３０年)	134,000,000	109,411,000	
第７４回　利付国債（３０年)	130,000,000	114,938,200	
第７５回　利付国債（３０年)	135,000,000	128,582,100	
第７６回　利付国債（３０年)	124,000,000	120,901,240	

	第７７回　利付国債（３０年）	123,000,000	125,611,290	
	第７８回　利付国債（３０年）	127,000,000	123,663,710	
	第７９回　利付国債（３０年）	136,000,000	125,854,400	
	第８０回　利付国債（３０年）	90,000,000	96,047,100	
	第７５回　利付国債（２０年）	73,000,000	74,934,500	
	第７６回　利付国債（２０年）	86,000,000	88,064,860	
	第７７回　利付国債（２０年）	74,000,000	75,868,500	
	第７８回　利付国債（２０年）	96,000,000	98,735,040	
	第７９回　利付国債（２０年）	100,000,000	102,999,000	
	第８０回　利付国債（２０年）	96,000,000	99,023,040	
	第８１回　利付国債（２０年）	93,000,000	96,241,980	
	第８２回　利付国債（２０年）	128,000,000	132,686,080	
	第８３回　利付国債（２０年）	95,000,000	98,954,850	
	第８４回　利付国債（２０年）	128,000,000	133,072,640	
	第８５回　利付国債（２０年）	171,000,000	178,977,150	
	第８６回　利付国債（２０年）	178,000,000	187,101,140	
	第８７回　利付国債（２０年）	160,000,000	167,822,400	
	第８８回　利付国債（２０年）	132,000,000	139,472,520	
	第８９回　利付国債（２０年）	141,000,000	148,630,920	
	第９０回　利付国債（２０年）	153,000,000	162,071,370	
	第９１回　利付国債（２０年）	48,000,000	50,977,440	
	第９２回　利付国債（２０年）	114,000,000	120,975,660	
	第９３回　利付国債（２０年）	43,000,000	45,685,780	
	第９４回　利付国債（２０年）	73,000,000	77,796,100	
	第９５回　利付国債（２０年）	82,000,000	88,345,980	
	第９６回　利付国債（２０	32,000,000	34,253,440	

年)			
第９７回　利付国債（２０年)	81,000,000	87,351,210	
第９８回　利付国債（２０年)	57,000,000	61,256,190	
第９９回　利付国債（２０年)	133,000,000	143,475,080	
第１００回　利付国債（２０年)	91,000,000	98,907,900	
第１０１回　利付国債（２０年)	49,000,000	53,671,660	
第１０２回　利付国債（２０年)	62,000,000	68,214,260	
第１０３回　利付国債（２０年)	55,000,000	60,266,800	
第１０４回　利付国債（２０年)	43,000,000	46,733,690	
第１０５回　利付国債（２０年)	94,000,000	102,472,220	
第１０６回　利付国債（２０年)	49,000,000	53,646,670	
第１０７回　利付国債（２０年)	84,000,000	91,918,680	
第１０８回　利付国債（２０年)	129,000,000	139,885,020	
第１０９回　利付国債（２０年)	29,000,000	31,541,850	
第１１０回　利付国債（２０年)	111,000,000	121,880,220	
第１１１回　利付国債（２０年)	21,000,000	23,264,010	
第１１２回　利付国債（２０年)	75,000,000	82,678,500	
第１１３回　利付国債（２０年)	138,000,000	152,681,820	
第１１４回　利付国債（２０年)	77,000,000	85,466,920	
第１１５回　利付国債（２０年)	17,000,000	18,969,790	
第１１６回　利付国債（２０年)	35,000,000	39,195,800	
第１１７回　利付国債（２０年)	93,000,000	103,576,890	
第１１８回　利付国債（２０年)	25,000,000	27,761,000	
第１１９回　利付国債（２０年)	15,000,000	16,465,050	
第１２０回　利付国債（２０年)	34,000,000	36,886,600	
第１２１回　利付国債（２０年)	126,000,000	139,425,300	

第１２２回　利付国債（２０年）	82,000,000	90,194,260	
第１２３回　利付国債（２０年）	177,000,000	198,765,690	
第１２４回　利付国債（２０年）	114,000,000	127,237,680	
第１２５回　利付国債（２０年）	122,000,000	138,090,580	
第１２６回　利付国債（２０年）	112,000,000	125,188,000	
第１２７回　利付国債（２０年）	108,000,000	119,953,440	
第１２８回　利付国債（２０年）	168,000,000	186,883,200	
第１２９回　利付国債（２０年）	110,000,000	121,561,000	
第１３０回　利付国債（２０年）	167,000,000	184,777,150	
第１３１回　利付国債（２０年）	107,000,000	117,585,510	
第１３２回　利付国債（２０年）	114,000,000	125,435,340	
第１３３回　利付国債（２０年）	142,000,000	157,344,520	
第１３４回　利付国債（２０年）	123,000,000	136,469,730	
第１３５回　利付国債（２０年）	90,000,000	99,139,500	
第１３６回　利付国債（２０年）	90,000,000	98,422,200	
第１３７回　利付国債（２０年）	98,000,000	108,023,440	
第１３８回　利付国債（２０年）	101,000,000	109,677,920	
第１３９回　利付国債（２０年）	108,000,000	118,162,800	
第１４０回　利付国債（２０年）	232,000,000	256,083,920	
第１４１回　利付国債（２０年）	187,000,000	206,676,140	
第１４２回　利付国債（２０年）	135,000,000	150,368,400	
第１４３回　利付国債（２０年）	183,000,000	200,696,100	
第１４４回　利付国債（２０年）	133,000,000	144,686,710	
第１４５回　利付国債（２０年）	252,000,000	279,032,040	
第１４６回　利付国債（２０年）	250,000,000	276,982,500	
第１４７回　利付国債（２０	241,000,000	264,851,770	

年)			
第１４８回　利付国債（２０年)	211,000,000	229,880,280	
第１４９回　利付国債（２０年)	225,000,000	245,115,000	
第１５０回　利付国債（２０年)	241,000,000	259,940,190	
第１５１回　利付国債（２０年)	195,000,000	206,113,050	
第１５２回　利付国債（２０年)	175,000,000	184,793,000	
第１５３回　利付国債（２０年)	180,000,000	191,898,000	
第１５４回　利付国債（２０年)	172,000,000	181,236,400	
第１５５回　利付国債（２０年)	185,000,000	190,403,850	
第１５６回　利付国債（２０年)	133,000,000	127,350,160	
第１５７回　利付国債（２０年)	136,000,000	126,514,000	
第１５８回　利付国債（２０年)	191,000,000	183,944,460	
第１５９回　利付国債（２０年)	140,000,000	136,141,600	
第１６０回　利付国債（２０年)	126,000,000	123,749,640	
第１６１回　利付国債（２０年)	127,000,000	122,783,600	
第１６２回　利付国債（２０年)	177,000,000	170,606,760	
第１６３回　利付国債（２０年)	207,000,000	198,908,370	
第１６４回　利付国債（２０年)	249,000,000	235,088,370	
第１６５回　利付国債（２０年)	200,000,000	188,172,000	
第１６６回　利付国債（２０年)	181,000,000	174,693,960	
第１６７回　利付国債（２０年)	199,000,000	185,780,430	
第１６８回　利付国債（２０年)	169,000,000	154,766,820	
第１６９回　利付国債（２０年)	162,000,000	145,419,300	
第１７０回　利付国債（２０年)	149,000,000	133,088,290	
第１７１回　利付国債（２０年)	176,000,000	156,420,000	
第１７２回　利付国債（２０年)	166,000,000	149,265,540	

	第１７３回　利付国債（２０年）	213,000,000	190,583,880	
	第１７４回　利付国債（２０年）	212,000,000	188,743,600	
	第１７５回　利付国債（２０年）	187,000,000	168,638,470	
	第１７６回　利付国債（２０年）	185,000,000	166,259,500	
	第１７７回　利付国債（２０年）	194,000,000	170,570,620	
	第１７８回　利付国債（２０年）	208,000,000	185,473,600	
	第１７９回　利付国債（２０年）	217,000,000	192,804,500	
	第１８０回　利付国債（２０年）	203,000,000	189,709,590	
	第１８１回　利付国債（２０年）	207,000,000	196,409,880	
	第１８２回　利付国債（２０年）	196,000,000	192,117,240	
	第１８３回　利付国債（２０年）	199,000,000	204,681,450	
	第１８４回　利付国債（２０年）	198,000,000	193,091,580	
	第１８５回　利付国債（２０年）	196,000,000	190,494,360	
	第１８６回　利付国債（２０年）	136,000,000	141,272,720	
国債証券　合計		42,633,000,000	42,811,455,670	
地方債証券	第７６４回　東京都公募公債	100,000,000	100,146,300	
	第１４回　東京都公募公債（２０年）	100,000,000	108,626,200	
	第３４回　東京都公募公債（２０年）	100,000,000	95,744,700	
	第１８回　宮城県１号公募公債（５年）	100,000,000	99,478,800	
	第３０回　神奈川県公募公債（２０年）	100,000,000	103,399,900	
	第４４８回　大阪府公募公債	38,000,000	37,173,386	
	第４５５回　大阪府公募公債	180,000,000	176,496,480	
	第７回　大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	109,734,100	
	第１１回　大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	109,402,600	
	第１２回　大阪府公募公債（２０年）	100,000,000	107,014,300	
	平成２９年度第５回　京都府公募公債（２０年）	100,000,000	95,099,400	
	第１５回　兵庫県公募公債（２０年）	100,000,000	108,406,200	
	第２１回　兵庫県公募公債	100,000,000	107,998,400	

	（２０年）			
	平成２６年度第１１回　愛知県公募公債（１５年）	100,000,000	103,394,700	
	令和４年度第３回　愛知県公募公債	200,000,000	194,991,400	
	平成２０年度第１回　福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	109,066,800	
	平成２４年度第２回　福岡県公募公債（２０年）	100,000,000	108,515,500	
	令和４年度第１回　千葉県公募公債	300,000,000	292,557,300	
	第２２回　大阪市公募公債（２０年）	100,000,000	93,240,100	
	第１回　名古屋市公募公債（３０年）	100,000,000	118,523,100	
	第２５回　横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	109,200,000	
	第２６回　横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	109,917,500	
	第３１回　横浜市公募公債（２０年）	100,000,000	103,886,500	
	第９回　川崎市公募公債（２０年）	100,000,000	110,996,200	
	第４回　川崎市公募公債（３０年）	100,000,000	113,186,800	
	平成３０年度第５回　広島市公募公債	200,000,000	198,699,600	
	平成２９年度第１回　仙台市公募公債	100,000,000	94,732,500	
地方債証券　合計		3,118,000,000	3,219,628,766	
特殊債券	第９回　新関西国際空港	300,000,000	310,970,400	
	第１６回　日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,624,600	
	第１７４回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,916,900	
	第２０５回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,440,600	
	第２１２回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,159,900	
	第２３３回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,122,800	
	第２７８回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	92,593,500	
	第２９３回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	93,859,200	
	第３１６回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,046,000	
	第３１９回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	95,716,300	
	第１７回　地方公共団体金融機構債券（２０年）	200,000,000	219,522,800	

	第３６回　地方公共団体金融機構債券（２０年）	100,000,000	107,777,500	
	第１回　地方公共団体金融機構債券（３０年）	100,000,000	107,379,400	
	第８３回　政保地方公共団体金融機構債券	103,000,000	102,792,249	
	第１１６回　政保地方公共団体金融機構債券	138,000,000	136,539,132	
	第１２０回　政保地方公共団体金融機構債券	100,000,000	98,197,800	
	第１３６回　地方公共団体金融機構債券	200,000,000	195,519,600	
	第７２回　日本政策金融公庫債券	100,000,000	99,522,100	
	第９７回　都市再生債券	100,000,000	103,363,800	
	第３３回　政保中部国際空港債券	100,000,000	100,084,300	
	第５９回　住宅金融支援機構債券	200,000,000	219,675,200	
	第１４３回　住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,881,100	
	第３７回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18,167,000	18,902,763	
	第４２回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	45,708,000	47,399,196	
	第４６回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	52,560,000	54,877,896	
	第５４回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,134,000	45,789,025	
	第５５回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,622,000	51,418,316	
	第６０回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,022,000	52,751,644	
	第６１回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,733,000	26,517,856	
	第６２回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	231,328,000	237,782,051	
	第６３回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	143,315,000	146,654,239	
	第７３回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	101,874,000	105,072,843	
	第７８回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,836,000	90,808,159	
	第１０９回　貸付債権担保住宅金融支援機構債券	192,936,000	186,684,873	
	い第８４５号　利付商工債券	200,000,000	199,914,600	
	い第８５４号　利付商工債券	200,000,000	199,363,600	
	い第８６２号　利付商工債券	100,000,000	99,676,600	
	第３９４回　利付信金中金債券	100,000,000	99,563,600	
	第６６回　鉄道建設・運輸施	100,000,000	103,623,700	

	設整備支援機構債券			
特殊債券　合計		4,486,235,000	4,601,506,142	
社債券	第３６回　フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債（２０２１）	100,000,000	96,153,200	
	第３８回　成田国際空港	200,000,000	195,062,400	
	第６９回　西日本高速道路	100,000,000	99,647,700	
	第１３回　日本たばこ産業	100,000,000	99,421,400	
	第５回　電通グループ	400,000,000	399,229,600	
	第２回　アステラス製薬	100,000,000	100,004,200	
	第１１回　ブリヂストン	100,000,000	99,759,500	
	第１９回　豊田通商	100,000,000	101,556,800	
	第１８回　ＮＴＴファイナンス	100,000,000	97,899,300	
	第７８回　トヨタファイナンス	100,000,000	99,681,000	
	第５５回　日立キャピタル	100,000,000	101,577,800	
	第１７回　三井住友ファイナンス＆リース	100,000,000	99,572,100	
	第２回　三菱ＨＣキャピタル	100,000,000	99,162,400	
	第１３２回　三菱地所	100,000,000	98,874,400	
	第７回　野村不動産オフィスファンド投資法人	200,000,000	218,508,000	
	第１１回　ジャパンエクセレント投資法人	100,000,000	100,137,400	
	第１０６回　東日本旅客鉄道	100,000,000	98,978,700	
	第３回　東日本旅客鉄道（サステナビリティボンド)	100,000,000	95,536,500	
	第５１０回　関西電力	100,000,000	99,989,400	
	第４９４回　東北電力	100,000,000	99,968,800	
	第４５１回　九州電力	100,000,000	100,043,800	
	第４７回　大阪瓦斯（トランジションボンド)	100,000,000	96,664,000	
社債券　合計		2,700,000,000	2,697,428,400	
合計			53,330,018,978	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
預金	169,885,620
金銭信託	4,683,606
コール・ローン	201,049,940
国債証券	72,263,985,885
派生商品評価勘定	390,087
未収入金	19,220,443
未収利息	472,694,739
前払費用	44,870,886
流動資産合計	73,176,781,206
資産合計	73,176,781,206
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	747
未払金	71,594,563
未払解約金	164,275,636
その他未払費用	209
流動負債合計	235,871,155
負債合計	235,871,155
純資産の部	
元本等	
元本	43,780,166,894
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	29,160,743,157
元本等合計	72,940,910,051
純資産合計	72,940,910,051
負債純資産合計	73,176,781,206

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3．　その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年12月20日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	37,781,398,788円
同期中追加設定元本額	12,798,365,632円
同期中一部解約元本額	6,799,597,526円
元本の内訳	
ファンド名	
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（債券重視型）	3,471,757,230円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（標準型）	6,275,669,812円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（株式重視型）	2,594,617,134円
ニッセイ外国債券インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）	905,853,337円
ニッセイインデックスバランス（債券重視型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	2,063,442円
ニッセイインデックスバランス（標準型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	6,157,622円
ニッセイインデックスバランス（成長型）ＳＡ（適格機関投資家限定）	4,520,461円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ外国債券インデックスファンド	15,754,291,553円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（４資産均等型）	5,882,198,455円
ＤＣニッセイ外国債券インデックス	4,359,987,947円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５	309,631,559円
ＤＣニッセイワールドセレクトファンド（安定型）	1,959,409,053円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５	353,565,378円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５	566,150,243円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	63,772,091円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（６資産均等型）	211,698,603円
ニッセイ・インデックスパッケージ（内外・株式／リート／債券）	20,757,800円
＜購入・換金手数料なし＞ニッセイ・インデックスバランスファンド（８資産均等型）	46,287,091円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０	239,915,703円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０	155,482,057円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０	307,887,595円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０	203,647,561円
ＦＷニッセイ外国債インデックス	37,595,519円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５	47,249,648円
計	43,780,166,894円
２．　受益権の総数	43,780,166,894口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	2,463,405,099
合計	2,463,405,099

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年11月21日から2023年12月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	2023年12月20日現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	19,386,244	－	19,386,909	△665
アメリカ・ドル	8,830,873	－	8,830,965	△92
イギリス・ポンド	1,582,928	－	1,582,985	△57
カナダ・ドル	1,097,052	－	1,096,970	82
ユーロ	7,875,391	－	7,875,989	△598
買建	32,275,716	－	32,665,721	390,005
アメリカ・ドル	32,275,716	－	32,665,721	390,005
合計	51,661,960	－	52,052,630	389,340

（注）為替予約取引

時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額	1.6661円
（1万口当たり純資産額）	（16,661円）

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY BONDS	120,000.00	128,840.40	
		US TREASURY BONDS	120,000.00	126,711.60	
		US TREASURY BONDS	180,000.00	196,691.40	
		US TREASURY BONDS	100,000.00	103,343.00	
		US TREASURY N/B	2,190,000.00	2,117,270.10	
		US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,165,689.00	
		US TREASURY N/B	500,000.00	402,925.00	
		US TREASURY N/B	870,000.00	827,239.50	
		US TREASURY N/B	2,210,000.00	2,114,682.70	
		US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,167,654.60	
		US TREASURY N/B	860,000.00	817,533.20	
		US TREASURY N/B	180,000.00	191,185.20	
		US TREASURY N/B	2,290,000.00	2,280,336.20	
		US TREASURY N/B	1,350,000.00	1,367,496.00	
		US TREASURY N/B	670,000.00	548,689.80	
		US TREASURY N/B	790,000.00	804,314.80	
		US TREASURY N/B	870,000.00	911,046.60	
		US TREASURY N/B	520,000.00	584,183.60	
		US TREASURY N/B	320,000.00	342,998.40	
		US TREASURY N/B	480,000.00	440,136.00	
		US TREASURY N/B	490,000.00	457,018.10	
		US TREASURY N/B	610,000.00	515,468.30	
		US TREASURY N/B	11,560,000.00	11,192,392.00	
		US TREASURY N/B	7,710,000.00	7,444,313.40	
		US TREASURY N/B	420,000.00	358,213.80	
		US TREASURY N/B	510,000.00	466,446.00	
		US TREASURY N/B	480,000.00	422,265.60	
		US TREASURY N/B	540,000.00	446,110.20	
		US TREASURY N/B	700,000.00	529,123.00	
		US TREASURY N/B	360,000.00	296,589.60	
		US TREASURY N/B	480,000.00	386,400.00	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	5,757,600.00	
		US TREASURY N/B	7,860,000.00	7,545,835.80	
		US TREASURY N/B	280,000.00	230,101.20	
		US TREASURY N/B	7,460,000.00	7,044,701.80	
		US TREASURY N/B	580,000.00	434,385.20	
		US TREASURY N/B	6,880,000.00	6,467,200.00	
		US TREASURY N/B	590,000.00	441,001.40	
		US TREASURY N/B	6,890,000.00	6,423,271.40	
		US TREASURY N/B	730,000.00	518,380.30	
		US TREASURY N/B	4,940,000.00	4,650,516.00	
		US TREASURY N/B	330,000.00	263,960.40	
		US TREASURY N/B	3,620,000.00	3,422,022.20	
		US TREASURY N/B	650,000.00	531,095.50	
		US TREASURY N/B	4,460,000.00	4,218,357.20	
		US TREASURY N/B	500,000.00	408,160.00	
		US TREASURY N/B	5,270,000.00	4,947,792.20	

		US TREASURY N/B	710,000.00	552,770.50	
		US TREASURY N/B	6,090,000.00	5,698,656.60	
		US TREASURY N/B	150,000.00	156,732.00	
		US TREASURY N/B	730,000.00	568,115.20	
		US TREASURY N/B	3,280,000.00	3,194,260.80	
		US TREASURY N/B	5,640,000.00	5,367,644.40	
		US TREASURY N/B	170,000.00	179,615.20	
		US TREASURY N/B	820,000.00	668,103.20	
		US TREASURY N/B	2,870,000.00	2,794,748.60	
		US TREASURY N/B	5,950,000.00	5,678,977.50	
		US TREASURY N/B	870,000.00	724,744.80	
		US TREASURY N/B	170,000.00	159,845.90	
		US TREASURY N/B	270,000.00	276,220.80	
		US TREASURY N/B	4,820,000.00	4,689,474.40	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,573,837.00	
		US TREASURY N/B	960,000.00	781,382.40	
		US TREASURY N/B	280,000.00	294,207.20	
		US TREASURY N/B	1,050,000.00	1,023,372.00	
		US TREASURY N/B	2,880,000.00	2,771,308.80	
		US TREASURY N/B	990,000.00	862,646.40	
		US TREASURY N/B	300,000.00	310,311.00	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,835,723.00	
		US TREASURY N/B	4,690,000.00	4,394,858.30	
		US TREASURY N/B	1,050,000.00	854,437.50	
		US TREASURY N/B	2,580,000.00	2,466,402.60	
		US TREASURY N/B	4,050,000.00	3,738,798.00	
		US TREASURY N/B	300,000.00	319,146.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	794,960.00	
		US TREASURY N/B	2,140,000.00	2,021,615.20	
		US TREASURY N/B	3,630,000.00	3,214,074.60	
		US TREASURY N/B	970,000.00	677,477.10	
		US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,176,764.40	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,843,744.00	
		US TREASURY N/B	290,000.00	280,766.40	
		US TREASURY N/B	910,000.00	653,061.50	
		US TREASURY N/B	2,130,000.00	1,986,970.50	
		US TREASURY N/B	3,790,000.00	3,286,763.80	
		US TREASURY N/B	280,000.00	283,500.00	
		US TREASURY N/B	1,130,000.00	744,421.40	
		US TREASURY N/B	140,000.00	155,787.80	
		US TREASURY N/B	2,070,000.00	1,851,345.90	
		US TREASURY N/B	890,000.00	568,799.00	
		US TREASURY N/B	300,000.00	322,275.00	
		US TREASURY N/B	2,170,000.00	1,917,216.70	
		US TREASURY N/B	4,980,000.00	4,019,756.40	
		US TREASURY N/B	1,450,000.00	808,940.50	
		US TREASURY N/B	1,090,000.00	690,525.90	
		US TREASURY N/B	1,460,000.00	1,274,010.60	
		US TREASURY N/B	3,920,000.00	3,206,560.00	
		US TREASURY N/B	1,470,000.00	877,002.00	

	US TREASURY N/B	1,210,000.00	796,422.00	
	US TREASURY N/B	1,170,000.00	1,023,562.80	
	US TREASURY N/B	2,330,000.00	1,935,437.80	
	US TREASURY N/B	1,610,000.00	1,023,605.80	
	US TREASURY N/B	1,480,000.00	1,057,149.20	
	US TREASURY N/B	1,240,000.00	1,103,252.80	
	US TREASURY N/B	1,150,000.00	1,026,191.00	
	US TREASURY N/B	2,250,000.00	1,922,242.50	
	US TREASURY N/B	1,660,000.00	1,186,833.60	
	US TREASURY N/B	1,390,000.00	1,237,850.60	
	US TREASURY N/B	900,000.00	799,938.00	
	US TREASURY N/B	1,260,000.00	954,198.00	
	US TREASURY N/B	2,520,000.00	2,077,614.00	
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,047,680.00	
	US TREASURY N/B	1,670,000.00	1,154,638.00	
	US TREASURY N/B	1,360,000.00	1,241,421.60	
	US TREASURY N/B	1,720,000.00	1,511,312.40	
	US TREASURY N/B	2,430,000.00	2,010,339.00	
	US TREASURY N/B	1,530,000.00	969,805.80	
	US TREASURY N/B	300,000.00	259,767.00	
	US TREASURY N/B	1,390,000.00	1,000,244.00	
	US TREASURY N/B	1,940,000.00	1,718,549.00	
	US TREASURY N/B	1,520,000.00	1,352,617.60	
	US TREASURY N/B	2,300,000.00	1,970,525.00	
	US TREASURY N/B	1,380,000.00	959,527.80	
	US TREASURY N/B	310,000.00	267,616.80	
	US TREASURY N/B	1,120,000.00	855,400.00	
	US TREASURY N/B	290,000.00	244,606.30	
	US TREASURY N/B	1,330,000.00	1,061,965.10	
	US TREASURY N/B	2,260,000.00	2,087,675.00	
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	873,780.00	
	US TREASURY N/B	2,190,000.00	1,999,470.00	
	US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,032,796.80	
	US TREASURY N/B	870,000.00	772,664.40	
	US TREASURY N/B	330,000.00	266,808.30	
	US TREASURY N/B	2,660,000.00	2,614,487.40	
	US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,229,986.00	
	US TREASURY N/B	1,260,000.00	1,246,064.40	
	US TREASURY N/B	880,000.00	852,667.20	
	US TREASURY NOTES	150,000.00	169,095.00	
	WI TREASURY SEC.	290,000.00	299,062.50	
	WI TREASURY SEC.	1,330,000.00	717,721.20	
	WI TREASURY SEC.	4,270,000.00	3,472,022.40	
	WI TREASURY SEC.	280,000.00	287,350.00	
	WI TREASURY SEC.	280,000.00	265,146.00	
アメリカ・ドル　小計		263,050,000.00 (37,887,091,500)	236,007,476.60 (33,992,156,854)	
イギリス・ポンド	UNITED KINGDOM GILT	230,000.00	228,339.40	
	UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	413,700.00	

		UNITED KINGDOM GILT	490,000.00	430,886.40	
		UNITED KINGDOM GILT	200,000.00	215,260.00	
		UNITED KINGDOM GILT	160,000.00	173,280.00	
		UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	315,640.50	
		UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	369,716.00	
		UNITED KINGDOM GILT	450,000.00	408,964.50	
		UNITED KINGDOM GILT	290,000.00	272,005.50	
		UNITED KINGDOM GILT	310,000.00	298,886.50	
		UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	245,609.00	
		UNITED KINGDOM GILT	360,000.00	339,865.20	
		UNITED KINGDOM GILT	420,000.00	254,772.00	
		UNITED KINGDOM GILT	480,000.00	370,416.00	
		UNITED KINGDOM GILT	420,000.00	245,364.00	
		UNITED KINGDOM GILT	380,000.00	385,806.40	
		UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	347,653.40	
		UNITED KINGDOM GILT	330,000.00	303,784.80	
		UNITED KINGDOM GILT	380,000.00	389,583.60	
		UNITED KINGDOM GILT	320,000.00	293,228.80	
		UNITED KINGDOM GILT	310,000.00	161,203.10	
		UNITED KINGDOM GILT	260,000.00	164,348.60	
		UNITED KINGDOM GILT	310,000.00	330,742.10	
		UNITED KINGDOM GILT	290,000.00	297,598.00	
		UNITED KINGDOM GILT	260,000.00	288,308.80	
		UNITED KINGDOM GILT	450,000.00	483,606.00	
		UNITED KINGDOM GILT	310,000.00	177,211.50	
		UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	297,603.00	
		UNITED KINGDOM GILT	350,000.00	302,008.00	
		UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	322,292.80	
		UNITED KINGDOM GILT	330,000.00	337,685.70	
		UNITED KINGDOM GILT	380,000.00	396,226.00	
		UNITED KINGDOM GILT	430,000.00	452,424.50	
		UNITED KINGDOM GILT	540,000.00	348,850.80	
		UNITED KINGDOM GILT	400,000.00	324,328.00	
		UNITED KINGDOM GILT	490,000.00	166,502.00	
		UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	314,102.20	
		UNITED KINGDOM GILT	340,000.00	295,487.20	
		UNITED KINGDOM GILT	380,000.00	167,462.20	
		UNITED KINGDOM GILT	470,000.00	331,115.00	
		UNITED KINGDOM GILT	610,000.00	476,568.60	
		UNITED KINGDOM GILT	380,000.00	202,635.00	
		UNITED KINGDOM GILT	590,000.00	536,115.30	
		UNITED KINGDOM GILT	590,000.00	314,127.80	
		UNITED KINGDOM GILT	530,000.00	357,909.00	
		UNITED KINGDOM GILT	610,000.00	523,422.70	
		UNITED KINGDOM GILT	530,000.00	411,015.00	
		UNITED KINGDOM GILT	580,000.00	553,175.00	
		UNITED KINGDOM GILT	370,000.00	206,127.00	
		UNITED KINGDOM GILT	780,000.00	639,264.60	
		UNITED KINGDOM GILT	240,000.00	100,029.60	
		UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	305,268.00	

	UNITED KINGDOM GILT	390,000.00	392,265.90	
	UNITED KINGDOM GILT	480,000.00	503,731.20	
	UNITED KINGDOM GILT	710,000.00	716,155.70	
	UNITED KINGDOM GILT	410,000.00	400,734.00	
	UNITED KINGDOM GILT	740,000.00	717,829.60	
	UNITED KINGDOM GILT	680,000.00	670,854.00	
	UNITED KINGDOM GILT	490,000.00	457,410.10	
イギリス・ポンド　小計		24,290,000.00 (4,451,871,200)	20,746,505.60 (3,802,419,546)	
イスラエル・シュケル	ISRAEL FIXED BOND	180,000.00	185,985.00	
	ISRAEL FIXED BOND	550,000.00	521,372.50	
	ISRAEL FIXED BOND	630,000.00	614,281.50	
	ISRAEL FIXED BOND	330,000.00	357,175.50	
	ISRAEL FIXED BOND	560,000.00	542,612.00	
	ISRAEL FIXED BOND	680,000.00	583,916.00	
	ISRAEL FIXED BOND	430,000.00	522,213.50	
	ISRAEL FIXED BOND	560,000.00	525,140.00	
	ISRAEL FIXED BOND	480,000.00	357,048.00	
	ISRAEL FIXED BOND	520,000.00	499,772.00	
	ISRAEL FIXED BOND	420,000.00	395,052.00	
	ISRAEL FIXED BOND	240,000.00	176,736.00	
	ISRAEL FIXED BOND	440,000.00	365,948.00	
イスラエル・シュケル　小計		6,020,000.00 (237,395,690)	5,647,252.00 (222,696,559)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	410,000.00	387,007.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	170,000.00	179,076.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	460,000.00	447,414.40	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	530,000.00	546,546.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	450,000.00	454,572.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	261,594.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	470,000.00	465,492.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	270,000.00	256,907.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	230,000.00	202,489.70	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	380,000.00	356,637.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	385,340.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	310,000.00	244,878.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	320,000.00	305,184.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	410,000.00	386,088.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	510,000.00	469,684.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	320,000.00	256,796.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	540,000.00	453,556.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	660,000.00	529,207.80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	361,231.20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	440,000.00	411,004.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	430,000.00	247,078.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	690,000.00	549,771.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	550,000.00	503,475.50	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	496,254.00	

	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	455,180.00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	490,000.00	505,062.60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	420,000.00	406,908.60	
オーストラリア・ドル　小計		11,700,000.00 (1,137,942,000)	10,524,440.40 (1,023,607,073)	
オフショア・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	13,996,220.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,400,000.00	4,422,660.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,003,850.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,100,000.00	4,184,091.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	2,999,520.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,400,000.00	8,500,632.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,200,000.00	10,258,344.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,900,000.00	8,327,627.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,900,000.00	7,911,139.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,600,000.00	17,561,280.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,966,400.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	7,407,326.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	11,300,000.00	11,259,320.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,964,960.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,400,000.00	6,344,576.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	7,981,120.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,600,000.00	9,605,184.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,018,550.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,900,000.00	2,191,536.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,377,000.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	720,000.00	735,868.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,217,856.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,260,000.00	1,442,309.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,029,550.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,400,000.00	4,427,940.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,501,034.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,340,000.00	3,404,562.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,650,000.00	4,007,408.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,200,000.00	3,190,880.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,600,000.00	2,623,634.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	3,644,604.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,700,000.00	6,700,804.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,776,974.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000.00	4,544,190.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,500,000.00	5,488,450.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,100,000.00	4,140,180.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,800,000.00	4,801,104.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	1,004,460.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000.00	3,490,690.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	8,270,120.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,309,222.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,300,000.00	10,281,460.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,800,000.00	5,929,050.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,700,000.00	5,779,743.00	

	CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,478,775.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	6,977,487.00	
オフショア・人民元　小計		264,970,000.00 (5,353,294,898)	267,479,690.40 (5,403,999,177)	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT	420,000.00	406,837.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	190,000.00	181,906.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	220,000.00	216,167.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	220,000.00	237,210.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	340,000.00	337,606.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	440,000.00	439,683.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	420,000.00	415,678.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	360,000.00	363,535.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	390,000.00	393,490.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	160,000.00	165,864.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	232,967.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	240,000.00	230,618.40	
	CANADIAN GOVERNMENT	120,000.00	144,319.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	150,000.00	144,367.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	243,345.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	170,000.00	161,403.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	170,000.00	191,659.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	180,000.00	166,345.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	150,000.00	142,458.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	190,000.00	230,065.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	180,000.00	203,002.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	880,000.00	718,863.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	140,000.00	133,705.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	720,000.00	639,532.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	190,000.00	183,196.10	
	CANADIAN GOVERNMENT	610,000.00	575,065.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	620,000.00	517,470.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	370,720.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	712,560.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	390,000.00	364,143.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	690,000.00	526,566.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	670,000.00	592,541.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	360,000.00	335,977.20	
	CANADIAN GOVERNMENT	270,000.00	260,496.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	540,000.00	494,083.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	110,000.00	104,731.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	342,100.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	230,000.00	225,929.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	460,000.00	436,816.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	330,000.00	332,214.30	
	CANADIAN GOVERNMENT	320,000.00	317,264.00	
カナダ・ドル　小計		14,270,000.00 (1,540,303,800)	13,432,505.80 (1,449,904,676)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVERNMENT	60,000.00	60,451.80	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	210,658.00	

	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	118,086.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	160,960.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	220,000.00	216,810.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	156,640.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	160,000.00	156,272.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	180,000.00	170,550.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	140,000.00	139,342.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	113,866.80	
	SINGAPORE GOVERNMENT	140,000.00	114,240.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	210,000.00	213,570.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	201,400.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	170,000.00	161,506.80	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	110,784.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	98,613.60	
	SINGAPORE GOVERNMENT	130,000.00	123,773.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	110,000.00	115,995.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	120,000.00	118,776.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT	70,000.00	70,252.00	
シンガポール・ドル　小計		2,910,000.00 (315,444,000)	2,832,547.00 (307,048,095)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,780,000.00	1,769,854.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,850,000.00	1,782,826.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,110,000.00	1,130,379.60	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,640,000.00	1,551,604.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,530,000.00	1,427,413.50	
	SWEDISH GOVERNMENT	960,000.00	1,126,473.60	
	SWEDISH GOVERNMENT	1,220,000.00	1,066,585.00	
	SWEDISH GOVERNMENT	980,000.00	959,429.80	
スウェーデン・クローナ　小計		11,070,000.00 (156,861,900)	10,814,566.00 (153,242,400)	
デンマーク・クローネ	KINGDOM OF DENMARK	690,000.00	690,358.80	
	KINGDOM OF DENMARK	1,420,000.00	1,398,941.40	
	KINGDOM OF DENMARK	1,450,000.00	1,361,463.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,250,000.00	1,139,487.50	
	KINGDOM OF DENMARK	1,300,000.00	748,930.00	
	KINGDOM OF DENMARK	1,550,000.00	1,310,773.00	
	KINGDOM OF DENMARK	2,330,000.00	2,988,341.50	
デンマーク・クローネ　小計		9,990,000.00 (211,788,000)	9,638,295.20 (204,331,858)	
ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	110,000.00	110,363.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	240,000.00	233,121.60	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	100,065.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	233,537.50	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	130,000.00	104,859.30	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	140,000.00	113,911.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	140,000.00	116,873.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	270,000.00	249,053.40	

	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	64,224.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	103,885.50	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	290,000.00	263,262.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	180,000.00	148,730.40	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	120,000.00	116,877.60	
ニュージーランド・ドル　小計		2,220,000.00 (200,355,000)	1,958,763.70 (176,778,424)	
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,020,000.00	1,001,385.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,350,000.00	1,315,426.50	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,120,000.00	1,071,548.80	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,060,000.00	1,009,416.80	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	910,000.00	866,593.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	940,000.00	869,970.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,240,000.00	1,105,770.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	880,000.00	764,385.60	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	920,000.00	847,577.60	
	NORWEGIAN GOVERNMENT	440,000.00	466,562.80	
ノルウェー・クローネ　小計		9,880,000.00 (138,418,800)	9,318,636.10 (130,554,092)	
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	630,000.00	677,470.50	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,030,000.00	1,003,003.70	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,133,880.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	710,000.00	658,851.60	
	POLAND GOVERNMENT BOND	820,000.00	757,278.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	1,040,000.00	940,607.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	610,000.00	636,638.70	
	POLAND GOVERNMENT BOND	770,000.00	728,050.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	880,000.00	704,510.40	
	POLAND GOVERNMENT BOND	730,000.00	644,400.20	
	POLAND GOVERNMENT BOND	800,000.00	628,880.00	
	POLAND GOVERNMENT BOND	730,000.00	707,413.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND	960,000.00	1,065,369.60	
ポーランド・ズロチ　小計		10,910,000.00 (398,587,031)	10,286,354.30 (375,802,697)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVERNMENT	240,000.00	248,671.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	550,000.00	551,903.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	490,000.00	510,707.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	410,000.00	409,700.70	
	MALAYSIA GOVERNMENT	190,000.00	207,829.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	610,000.00	616,069.50	
	MALAYSIA GOVERNMENT	680,000.00	685,059.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	360,000.00	366,886.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	380,000.00	390,438.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	320,000.00	328,188.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	370,000.00	373,903.50	
	MALAYSIA GOVERNMENT	240,000.00	256,956.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	590,000.00	635,961.00	

	MALAYSIA GOVERNMENT	530,000.00	535,252.30	
	MALAYSIA GOVERNMENT	340,000.00	342,298.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	500,000.00	550,410.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	340,000.00	364,837.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	440,000.00	443,361.60	
	MALAYSIA GOVERNMENT	360,000.00	396,572.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	250,000.00	252,530.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	460,000.00	456,476.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	540,000.00	518,054.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	610,000.00	600,423.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT	340,000.00	314,051.20	
	MALAYSIA GOVERNMENT	390,000.00	382,987.80	
	MALAYSIA GOVERNMENT	480,000.00	517,238.40	
	MALAYSIA GOVERNMENT	160,000.00	166,070.40	
	MALAYSIAN GOVERNMENT	340,000.00	338,395.20	
マレーシア・リンギット　小計		11,510,000.00 (355,687,775)	11,761,233.80 (363,451,528)	
メキシコ・ペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,339,550.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	600,000.00	551,940.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,350,000.00	1,307,299.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	2,120,000.00	1,916,395.20	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,310,000.00	8,604,022.70	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,670,000.00	5,833,115.10	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	9,850,000.00	9,072,835.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,840,000.00	5,195,848.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,840,000.00	4,808,491.60	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,650,000.00	1,759,444.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,620,000.00	7,178,725.80	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,240,000.00	6,063,408.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	4,810,000.00	4,560,505.30	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	8,020,000.00	7,159,213.40	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,200,000.00	3,024,640.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	3,900,000.00	3,443,505.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	5,550,000.00	4,980,015.00	
メキシコ・ペソ　小計		84,070,000.00 (709,424,695)	77,798,954.10 (656,506,474)	
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	240,000.00	248,800.80	
	BELGIUM KINGDOM	90,000.00	95,780.70	
	BELGIUM KINGDOM	440,000.00	537,486.40	
	BELGIUM KINGDOM	220,000.00	245,691.60	
	BELGIUM KINGDOM	210,000.00	233,870.70	
	BELGIUM KINGDOM	210,000.00	216,766.20	
	BELGIUM KINGDOM	390,000.00	352,173.90	
	BELGIUM KINGDOM	270,000.00	281,701.80	
	BELGIUM KINGDOM	490,000.00	475,603.80	
	BELGIUM KINGDOM	190,000.00	168,754.20	
	BELGIUM KINGDOM	360,000.00	347,558.40	
	BELGIUM KINGDOM	240,000.00	182,904.00	
	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	162,264.00	
	BELGIUM KINGDOM	370,000.00	351,241.00	

		BELGIUM KINGDOM	160,000.00	134,016.00	
		BELGIUM KINGDOM	160,000.00	135,865.60	
		BELGIUM KINGDOM	460,000.00	519,583.80	
		BELGIUM KINGDOM	380,000.00	356,375.40	
		BELGIUM KINGDOM	250,000.00	224,107.50	
		BELGIUM KINGDOM	420,000.00	390,154.80	
		BELGIUM KINGDOM	250,000.00	189,250.00	
		BELGIUM KINGDOM	310,000.00	268,398.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	134,394.00	
		BELGIUM KINGDOM	240,000.00	219,974.40	
		BELGIUM KINGDOM	380,000.00	447,613.40	
		BELGIUM KINGDOM	310,000.00	256,351.40	
		BELGIUM KINGDOM	140,000.00	65,219.00	
		BELGIUM KINGDOM	360,000.00	301,150.80	
		BELGIUM KINGDOM	240,000.00	163,896.00	
		BELGIUM KINGDOM	120,000.00	117,964.80	
		BELGIUM KINGDOM	390,000.00	403,685.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	550,265.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	190,000.00	202,382.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	550,000.00	577,225.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	150,000.00	156,543.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	360,000.00	451,137.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	590,000.00	685,391.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	480,000.00	532,622.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	502,371.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530,000.00	572,166.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	490,000.00	480,675.30	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530,000.00	506,759.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	593,472.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	501,319.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	440,000.00	401,051.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	330,000.00	313,516.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	630,000.00	607,288.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	570,000.00	550,004.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	428,742.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	560,000.00	537,073.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	620,000.00	590,221.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	410,000.00	356,199.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	536,053.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	660,241.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	512,773.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	443,242.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	490,000.00	431,557.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	530,000.00	472,097.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	550,000.00	481,046.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	450,000.00	462,019.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	480,000.00	463,536.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	478,823.70	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	285,980.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	560,000.00	509,364.80	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	552,503.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	440,000.00	317,565.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	470,000.00	443,802.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	446,094.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	170,000.00	87,023.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	610,000.00	549,359.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	320,000.00	236,572.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	520,000.00	437,299.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	250,000.00	168,260.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	461,220.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	540,000.00	455,922.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	510,000.00	488,503.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	280,628.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	543,210.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	488,125.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	260,000.00	259,422.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	520,000.00	521,107.60	
		BUNDESOBLIGATION	630,000.00	641,466.00	
		BUNDESOBLIGATION	610,000.00	587,991.20	
		BUNDESOBLIGATION	610,000.00	583,129.50	
		BUNDESOBLIGATION	160,000.00	153,339.20	
		BUNDESOBLIGATION	610,000.00	578,658.20	
		BUNDESOBLIGATION	530,000.00	498,565.70	
		BUNDESOBLIGATION	490,000.00	457,341.50	
		BUNDESOBLIGATION	650,000.00	632,638.50	
		BUNDESOBLIGATION	190,000.00	185,346.90	
		BUNDESOBLIGATION	550,000.00	553,850.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	140,000.00	143,724.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	120,000.00	109,762.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	590,000.00	620,048.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	290,000.00	298,166.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	690,000.00	722,278.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	680,000.00	661,130.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	680,000.00	662,020.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	750,000.00	720,487.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	540,000.00	676,787.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	720,000.00	679,276.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	613,398.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	720,000.00	681,192.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	420,000.00	530,674.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	470,000.00	631,919.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	820,000.00	673,318.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	630,000.00	592,949.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	630,000.00	582,800.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	640,000.00	587,712.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	583,615.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	870,000.00	491,532.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	430,000.00	494,022.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	610,000.00	542,863.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	480,000.00	443,702.40	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	520,000.00	410,202.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	740,000.00	652,369.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	620,000.00	748,389.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	210,000.00	185,327.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	523,716.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	570,000.00	438,119.10	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	220,000.00	124,997.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	710,000.00	613,553.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	545,778.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	172,888.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	650,000.00	351,669.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	670,000.00	572,561.90	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	260,000.00	323,237.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	670,000.00	697,148.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	470,000.00	401,008.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	620,000.00	607,004.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	570,000.00	574,417.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	570,000.00	520,136.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	840,000.00	861,848.40	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	390,000.00	387,960.30	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	400,000.00	400,028.00	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	370,000.00	372,919.30	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	220,000.00	222,446.40	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	190,000.00	188,261.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	210,000.00	221,468.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	400,844.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	357,276.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	220,000.00	230,016.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	318,503.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	468,639.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	403,330.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	320,000.00	328,208.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	250,000.00	252,452.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000.00	304,540.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	230,000.00	240,310.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	180,000.00	188,764.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	459,190.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	590,000.00	692,778.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	690,000.00	704,255.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	496,095.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	344,342.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	459,495.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	640,000.00	652,742.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	482,746.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	592,179.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	432,454.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	825,699.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	337,705.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	485,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	380,000.00	321,305.20	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	439,792.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	210,000.00	157,699.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	401,574.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	430,000.00	421,068.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	364,568.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	430,000.00	418,166.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	330,000.00	295,300.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	530,000.00	511,672.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	680,000.00	758,247.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	496,090.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	338,523.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	328,113.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	510,000.00	508,118.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	320,000.00	286,761.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	560,000.00	625,072.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	448,440.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	489,792.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	510,000.00	570,924.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	330,000.00	246,734.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	290,000.00	224,625.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	590,000.00	660,097.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	435,901.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	363,409.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	475,479.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	510,000.00	459,158.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	248,601.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	437,386.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	540,000.00	457,434.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	340,000.00	214,336.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	380,000.00	268,637.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	384,944.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	193,602.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	429,088.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	110,000.00	68,829.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	360,000.00	322,686.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	383,718.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	408,808.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	440,000.00	414,572.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	480,000.00	449,707.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	410,000.00	366,851.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	390,000.00	382,944.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	410,000.00	402,562.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	678,714.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	360,000.00	316,126.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	460,000.00	378,133.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	430,000.00	426,813.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	339,031.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	136,680.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	370,000.00	361,871.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	320,000.00	302,665.60	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	360,000.00	349,506.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	420,000.00	389,655.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	350,000.00	344,883.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	260,000.00	241,131.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	396,472.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	260,000.00	267,241.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	380,000.00	384,396.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	470,000.00	503,623.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	410,000.00	425,247.90	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	407,216.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	210,000.00	220,134.60	
		DEUTSCHLAND REP	380,000.00	432,402.00	
		DEUTSCHLAND REP	300,000.00	344,355.00	
		DEUTSCHLAND REP	300,000.00	335,697.00	
		DEUTSCHLAND REP	480,000.00	591,220.80	
		FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	89,451.90	
		FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	145,287.80	
		FINNISH GOVERNMENT	70,000.00	71,802.50	
		FINNISH GOVERNMENT	120,000.00	122,266.80	
		FINNISH GOVERNMENT	120,000.00	116,967.60	
		FINNISH GOVERNMENT	110,000.00	97,731.70	
		FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	135,809.80	
		FINNISH GOVERNMENT	160,000.00	152,854.40	
		FINNISH GOVERNMENT	150,000.00	140,244.00	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	86,792.00	
		FINNISH GOVERNMENT	130,000.00	99,388.90	
		FINNISH GOVERNMENT	150,000.00	135,213.00	
		FINNISH GOVERNMENT	110,000.00	80,392.40	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	101,816.00	
		FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	59,690.70	
		FINNISH GOVERNMENT	130,000.00	110,745.70	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	49,744.00	
		FINNISH GOVERNMENT	140,000.00	117,140.80	
		FINNISH GOVERNMENT	150,000.00	137,676.00	
		FINNISH GOVERNMENT	90,000.00	84,204.90	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	65,708.00	
		FINNISH GOVERNMENT	130,000.00	119,841.80	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	96,783.00	
		FRANCE (GOVT OF)	480,000.00	478,641.60	
		FRANCE (GOVT OF)	1,020,000.00	1,021,611.60	
		FRANCE (GOVT OF)	1,250,000.00	1,269,700.00	
		FRANCE (GOVT OF)	720,000.00	735,436.80	
		FRANCE (GOVT OF)	830,000.00	865,631.90	
		FRANCE (GOVT OF)	640,000.00	773,312.00	
		FRANCE (GOVT OF)	310,000.00	336,210.50	
		FRANCE (GOVT OF)	670,000.00	705,737.80	
		FRANCE (GOVT OF)	630,000.00	667,699.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,360,000.00	1,376,279.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	967,690.00	
		FRANCE (GOVT OF)	830,000.00	805,315.80	

		FRANCE (GOVT OF)	1,360,000.00	1,283,173.60	
		FRANCE (GOVT OF)	880,000.00	1,019,075.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,130,000.00	1,078,336.40	
		FRANCE (GOVT OF)	370,000.00	270,155.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,030,000.00	875,005.60	
		FRANCE (GOVT OF)	880,000.00	827,684.00	
		FRANCE (GOVT OF)	730,000.00	638,750.00	
		FRANCE (GOVT OF)	910,000.00	870,433.20	
		FRANCE (GOVT OF)	670,000.00	561,346.10	
		FRANCE (GOVT OF)	1,380,000.00	1,291,997.40	
		FRANCE (GOVT OF)	970,000.00	854,890.10	
		FRANCE (GOVT OF)	1,310,000.00	1,218,247.60	
		FRANCE (GOVT OF)	580,000.00	667,058.00	
		FRANCE (GOVT OF)	840,000.00	1,030,890.00	
		FRANCE (GOVT OF)	730,000.00	537,951.60	
		FRANCE (GOVT OF)	1,240,000.00	1,128,573.60	
		FRANCE (GOVT OF)	1,070,000.00	1,030,870.10	
		FRANCE (GOVT OF)	1,050,000.00	918,456.00	
		FRANCE (GOVT OF)	740,000.00	431,331.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,010,000.00	957,025.50	
		FRANCE (GOVT OF)	980,000.00	1,002,187.20	
		FRANCE (GOVT OF)	440,000.00	534,872.80	
		FRANCE (GOVT OF)	1,270,000.00	1,083,132.20	
		FRANCE (GOVT OF)	560,000.00	390,437.60	
		FRANCE (GOVT OF)	290,000.00	125,364.10	
		FRANCE (GOVT OF)	490,000.00	310,341.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,180,000.00	979,541.60	
		FRANCE (GOVT OF)	920,000.00	854,643.20	
		FRANCE (GOVT OF)	690,000.00	394,666.20	
		FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	654,768.00	
		FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	675,871.00	
		FRANCE (GOVT OF)	360,000.00	294,768.00	
		FRANCE (GOVT OF)	780,000.00	982,846.80	
		FRANCE (GOVT OF)	1,090,000.00	1,023,826.10	
		FRANCE (GOVT OF)	1,010,000.00	974,458.10	
		FRANCE (GOVT OF)	440,000.00	527,208.00	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	281,700.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	240,000.00	209,572.80	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	210,000.00	212,121.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	260,000.00	251,396.60	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	170,000.00	152,707.60	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	190,000.00	179,882.50	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	120,000.00	109,494.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	150,000.00	141,126.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	220,000.00	207,563.40	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	153,094.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	120,000.00	95,641.20	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	250,000.00	257,335.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	170,000.00	158,820.80	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	180,000.00	156,709.80	

		IRELAND GOVERNMENT BOND	200,000.00	168,084.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	90,000.00	63,592.20	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	80,000.00	83,881.60	
		IRISH GOVERNMENT BOND	110,000.00	92,959.90	
		ITALIAN GOVT	220,000.00	246,488.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	270,000.00	274,133.70	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	170,000.00	172,784.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	110,000.00	123,136.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	450,000.00	474,034.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	340,000.00	346,028.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	440,000.00	423,742.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	420,000.00	400,759.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	390,000.00	370,429.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	430,000.00	403,193.80	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	390,000.00	456,526.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	270,000.00	242,910.90	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	350,000.00	260,039.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	310,000.00	268,906.40	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	410,000.00	485,116.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	350,000.00	326,620.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	390,000.00	202,343.70	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	330,000.00	279,721.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	230,000.00	162,980.30	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	290,000.00	326,273.20	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	270,000.00	241,879.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	310,000.00	294,469.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	259,287.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	190,000.00	172,843.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	80,000.00	84,580.80	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	70,000.00	72,040.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	106,183.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	205,944.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	121,370.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	190,000.00	199,346.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	290,000.00	282,837.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	340,000.00	324,417.80	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	220,000.00	170,559.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	310,000.00	291,551.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	60,000.00	38,535.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	130,000.00	104,235.30	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	237,407.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	280,000.00	262,474.80	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	330,000.00	379,760.70	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	273,087.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	190,000.00	199,340.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	258,936.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	129,273.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	140,000.00	88,072.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	48,340.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	330,000.00	276,939.30	

		REPUBLIC OF AUSTRIA	80,000.00	38,998.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	192,702.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	170,000.00	124,635.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	210,000.00	187,576.20	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	270,000.00	237,861.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	110,000.00	90,792.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	130,000.00	128,534.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	320,000.00	328,969.60	
	ユーロ　小計		159,820,000.00 (25,262,747,400)	151,840,870.70 (24,001,486,432)	
国債証券　合計			78,357,213,689 (78,357,213,689)	72,263,985,885 (72,263,985,885)	
合計				72,263,985,885 (72,263,985,885)	

（注）

1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券	142銘柄	46.60	47.04
イギリス・ポンド	国債証券	59銘柄	5.21	5.26
イスラエル・シュケル	国債証券	13銘柄	0.31	0.31
オーストラリア・ドル	国債証券	27銘柄	1.40	1.42
オフショア・人民元	国債証券	46銘柄	7.41	7.48
カナダ・ドル	国債証券	41銘柄	1.99	2.01
シンガポール・ドル	国債証券	20銘柄	0.42	0.42
スウェーデン・クローナ	国債証券	8銘柄	0.21	0.21
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.28	0.28
ニュージーランド・ドル	国債証券	13銘柄	0.24	0.24
ノルウェー・クローネ	国債証券	10銘柄	0.18	0.18
ポーランド・ズロチ	国債証券	13銘柄	0.52	0.52
マレーシア・リンギット	国債証券	28銘柄	0.50	0.50
メキシコ・ペソ	国債証券	17銘柄	0.90	0.91
ユーロ	国債証券	372銘柄	32.91	33.21

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2023年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,792,118
コール・ローン	162,781,639
地方債証券	397,744,096
特殊債券	161,696,449
未収利息	474,982
前払費用	337,575
流動資産合計	726,826,859
資産合計	726,826,859
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,234,593
その他未払費用	179
流動負債合計	1,234,772
負債合計	1,234,772
純資産の部	
元本等	
元本	723,755,752
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,836,335
元本等合計	725,592,087
純資産合計	725,592,087
負債純資産合計	726,826,859

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券及び特殊債券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2023年12月20日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	50,401,671円
同期中追加設定元本額	835,280,310円
同期中一部解約元本額	161,926,229円
元本の内訳	
ファンド名	
ニッセイグローバル好配当株式プラス（毎月決算型）	10,000円
ニッセイマネーマーケットファンド（適格機関投資家限定）	49,952,430円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（毎月決算型）	9,994円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイアメリカ高配当株ファンド（年２回決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（毎月決算型）	9,984円
ニッセイ世界高配当株ファンド（年２回決算型）	9,984円

ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・通貨プレミアムコース）	9,977円
ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・為替ヘッジありコース）	9,977円
ニッセイ世界ハイブリッド証券戦略ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなしコース）	9,977円
ＪＰＸ日経４００アクティブ・オープン　米ドル投資型	9,976円
ＪＰＸ日経４００アクティブ・プレミアム・オープン（毎月決算型）	9,976円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）	9,974円
ニッセイ・オーストラリア・リート・オープン（年２回決算型）	9,974円
ニッセイ／ＭＦＳ外国株低ボラティリティ運用ファンド	9,967円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	9,967円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	9,967円
ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド（資産成長型）	9,968円
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５	673,364,480円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（資産成長型）	9,969円
ニッセイ／コムジェスト新興国成長株ファンド（年２回決算型）	9,969円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイＡＩ関連株式ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（３ヵ月決算型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（３ヵ月決算型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	9,969円
ニッセイ／ＴＣＷ債券戦略ファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	9,969円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジあり）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジあり）	9,970円
ニッセイ／シュローダー・グローバルＣＢファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	9,970円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,972円
グローバル・ディスラプター成長株ファンド（資産成長型）	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（予想分配金提示型）	9,972円
ニッセイ新興国テクノロジー関連株式ファンド（資産成長型）	9,972円
限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド（為替ヘッジあり）	9,973円
限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド（為替ヘッジなし）	9,973円
ニッセイ／シュローダー好利回りＣＢファンド２０２３－０２（為替ヘッジあり・限定追加型）	9,974円
限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド２０２３－０７（為替ヘッジあり）	9,975円
限定追加型・繰上償還条項付　ニッセイ世界リカバリー株式厳選ファンド２０２３－０７（為替ヘッジなし）	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド（資産成長型）	9,975円
ニッセイ・マルチアセット・インカム戦略ファンド（毎月決算型）	9,975円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジあり）	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（毎月決算型・為替ヘッジなし）	9,968円
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジあ	9,968円

り)	
ニッセイ米国不動産投資法人債ファンド（年２回決算型・為替ヘッジなし)	9,968円
計	723,755,752円
２．　受益権の総数	723,755,752口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　2022年12月21日 至　2023年12月20日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月20日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	2023年12月20日現在 当期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
地方債証券	－
特殊債券	－
合計	－

（注）「当期間の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年10月17日から2023年12月20日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2023年12月20日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0025円 （10,025円）

附属明細表
第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

2023年12月20日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
地方債証券	平成２６年度第４回　京都府公募公債	100,000,000	100,335,200	
	平成２５年度第１１回　埼玉県公募公債	86,000,000	86,146,226	
	第１３２回　共同発行市場公募地方債	155,000,000	155,260,010	
	令和元年度第１回　長崎県公募公債	56,000,000	56,002,660	
地方債証券　合計		397,000,000	397,744,096	
特殊債券	第２２７回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	82,000,000	82,333,044	
	第２３１回　政保日本高速道路保有・債務返済機構債券	79,000,000	79,363,405	
特殊債券　合計		161,000,000	161,696,449	
合計			559,440,545	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	2,723,705,186円
Ⅱ　負債総額	10,542,495円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,713,162,691円
Ⅳ　発行済数量	2,518,418,221口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0773円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	4,354,314,310円
Ⅱ　負債総額	7,295,097円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,347,019,213円
Ⅳ　発行済数量	3,308,669,656口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3138円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	7,957,829,327円
Ⅱ　負債総額	3,325,939円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,954,503,388円
Ⅳ　発行済数量	5,105,066,530口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5582円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	3,676,662,792円
Ⅱ　負債総額	1,820,943円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,674,841,849円
Ⅳ　発行済数量	2,178,063,047口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6872円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	4,047,771,748円
Ⅱ　負債総額	11,071,563円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,036,700,185円
Ⅳ　発行済数量	2,369,548,119口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7036円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	1,743,735,996円
Ⅱ　負債総額	4,737,804円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,738,998,192円
Ⅳ　発行済数量	992,226,686口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7526円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	3,371,301,695円
Ⅱ　負債総額	4,137,259円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,367,164,436円
Ⅳ　発行済数量	1,602,172,334口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1016円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	2,572,096,985円
Ⅱ　負債総額	2,615,264円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,569,481,721円
Ⅳ　発行済数量	1,424,572,978口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8037円

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	525,200,349円
Ⅱ　負債総額	9,133,407円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	516,066,942円
Ⅳ　発行済数量	426,015,511口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2114円

（参考）

ニッセイ国内株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	202,665,142,645円
Ⅱ　負債総額	496,657,829円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	202,168,484,816円
Ⅳ　発行済数量	72,232,067,501口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7989円

ニッセイ外国株式インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	837,186,981,184円
Ⅱ　負債総額	2,451,080,834円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	834,735,900,350円
Ⅳ　発行済数量	220,946,865,950口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.7780円

ニッセイ国内債券パッシブ　マザーファンド

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	54,098,869,595円
Ⅱ　負債総額	359,273,879円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,739,595,716円
Ⅳ　発行済数量	57,383,785,419口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9365円

ニッセイ外国債券インデックス　マザーファンド

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	72,919,820,064円
Ⅱ　負債総額	468,450,198円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	72,451,369,866円
Ⅳ　発行済数量	43,735,219,680口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6566円

ニッセイマネーマーケット　マザーファンド

2023年12月29日現在

Ⅰ　資産総額	1,404,862,414円
Ⅱ　負債総額	5,224,925円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,399,637,489円
Ⅳ　発行済数量	1,396,125,896口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0025円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

ありません。

（３）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2023年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。
委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。
最近５年間における資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

①　会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長１名を選任します。また、取締役会は、取締役会長１名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

②　投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	421	74,121
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	113	20,622
単位型公社債投資信託	0	0
合計	534	94,743

○　純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1)　委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
　財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2)　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。
　中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．監査証明について

　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第28期事業年度（自 2022年4月1日　至 2023年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
　また、第29期事業年度に係る中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　樋口　誠之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　大竹　新

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
　　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2022年3月31日）		当事業年度 （2023年3月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		38,492,350		31,522,565
有価証券		6,249,635		5,099,877
前払費用		763,755		595,955
未収委託者報酬		6,157,565		5,813,921
未収運用受託報酬		3,219,400		3,456,007
未収投資助言報酬		265,131		259,830
その他		8,403		18,700
流動資産合計		55,156,243		46,766,858
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	※1	150,311	※1	150,182
車両	※1	968	※1	482
器具備品	※1	103,050	※1	92,889
有形固定資産合計		254,330		243,554
無形固定資産				
ソフトウェア		1,840,943		1,803,047
ソフトウェア仮勘定		577,731		1,198,151
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		2,426,688		3,009,212
投資その他の資産				
投資有価証券		30,679,401		37,635,584
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		10,629		11,881
差入保証金		374,819		367,613
繰延税金資産		1,413,142		1,600,306
その他		10,305		10,037
投資その他の資産合計		32,554,521		39,691,645
固定資産合計		35,235,540		42,944,413
資産合計		90,391,783		89,711,272

負債の部				
流動負債				
預り金		51,241		53,649
未払収益分配金		8,706		7,080
未払手数料	※2	2,315,345	※2	2,148,508
未払運用委託報酬	※2	1,728,950	※2	1,868,264
未払投資助言報酬	※2	828,040	※2	801,755
その他未払金	※2	4,619,477	※2	2,880,396
未払費用	※2	134,086	※2	122,649
未払法人税等		611,046		1,689,458
未払消費税等		349,108		321,144
賞与引当金		1,227,440		1,047,233
その他		93,579		46,054
流動負債合計		11,967,023		10,986,194
固定負債				
退職給付引当金		2,423,289		2,402,314
役員退職慰労引当金		16,750		16,150
固定負債合計		2,440,039		2,418,464
負債合計		14,407,063		13,404,658
純資産の部				
株主資本				
資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		56,866,270		57,905,876
利益剰余金合計		57,546,077		58,585,683
株主資本合計		75,827,917		76,867,523
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		348,871		△ 254,732
繰延ヘッジ損益		△ 192,067		△ 306,177
評価・換算差額等合計		156,803		△ 560,910
純資産合計		75,984,720		76,306,613
負債・純資産合計		90,391,783		89,711,272

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2021年4月1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	29,144,394	27,807,455
運用受託報酬	17,750,312	18,365,703
投資助言報酬	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	－	4,497
営業収益計	47,927,445	47,323,959
営業費用		
支払手数料	11,524,989	10,826,133
広告宣伝費	62,919	34,423
公告費	125	125
調査費	8,730,925	9,426,129
支払運用委託報酬	3,825,413	3,994,350
支払投資助言報酬	3,083,142	3,279,321
委託調査費	125,430	143,143
調査費	1,696,938	2,009,314
委託計算費	277,534	278,897
営業雑経費	846,156	876,260
通信費	59,759	60,541
印刷費	173,841	166,600
協会費	38,262	37,646
その他営業雑経費	574,292	611,472
営業費用計	21,442,649	21,441,969
一般管理費		
役員報酬	150,830	114,167
給料・手当	4,699,931	5,179,604
賞与引当金繰入額	1,184,037	1,033,669
賞与	369,403	357,187
福利厚生費	925,165	988,302
退職給付費用	431,379	411,161
役員退職慰労引当金繰入額	8,950	5,850
役員退職慰労金	－	2,550
その他人件費	162,879	214,336
不動産賃借料	766,098	803,805
その他不動産経費	36,278	35,247
交際費	12,883	27,169
旅費交通費	17,654	133,750
固定資産減価償却費	552,239	663,401
租税公課	385,352	367,046
業務委託費	349,177	438,018
器具備品費	484,762	769,903
保険料	46,907	49,248
寄付金	5,126	10,762
諸経費	247,185	279,825
一般管理費計	10,836,244	11,885,008
営業利益	15,648,550	13,996,981
営業外収益		
受取利息	2,029	950
有価証券利息	3,452	15,666
受取配当金	※1　83,809	※1　191,353

為替差益		27,680		22,628
その他営業外収益		19,955		20,449
営業外収益計		136,927		251,049
営業外費用				
控除対象外消費税		20,188		5,712
その他営業外費用		404		314
営業外費用計		20,592		6,026
経常利益		15,764,885		14,242,004
特別利益				
投資有価証券売却益		18,927		97,919
投資有価証券償還益		510,138		45,181
特別利益計		529,065		143,100
特別損失				
投資有価証券売却損		7,280		73,703
投資有価証券償還損		50,697		71,887
固定資産除却損	※2	132	※2	1,757
事故損失賠償金	※3	9,883	※3	2,015
特別損失計		67,993		149,364
税引前当期純利益		16,225,956		14,235,739
法人税、住民税及び事業税		4,940,051		4,112,329
法人税等調整額		24,895		74,919
法人税等合計		4,964,946		4,187,249
当期純利益		11,261,009		10,048,489

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2021年4月１日　至2022年3月31日)

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	55,045,550	55,725,357	74,007,197
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△9,440,289	△9,440,289	△9,440,289
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	11,261,009	11,261,009	11,261,009
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	1,820,719	1,820,719	1,820,719
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,242,655	△97,204	1,145,450	75,152,647
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△9,440,289
当期純利益	－	－	－	11,261,009
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△893,783	△94,862	△988,646	△988,646
当期変動額合計	△893,783	△94,862	△988,646	832,073
当期末残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720

当事業年度(自2022年4月１日　至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	56,866,270	57,546,077	75,827,917
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△9,008,883	△9,008,883	△9,008,883
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	10,048,489	10,048,489	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	1,039,606	1,039,606	1,039,606
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	348,871	△192,067	156,803	75,984,720
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△9,008,883
当期純利益	－	－	－	10,048,489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△603,603	△114,109	△717,713	△717,713
当期変動額合計	△603,603	△114,109	△717,713	321,892
当期末残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	①　満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②　その他有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③　関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
３．固定資産の減価償却の方法	①　有形固定資産 定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②　無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
４．引当金の計上基準	①　賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。 ②　退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③　役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
５．収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。 委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間に

	わたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 運用受託報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。また、成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 投資助言報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を各契約で定められた運用期間経過後の一時点で個別に収受しております。当該報酬は、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。
６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
７．ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定は、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間について、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
８．グループ通算制度の適用	当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）
・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　2022年10月28日）
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）

（１）　概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

（２）　適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

（３）　当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
建物附属設備	329,011千円	340,233千円
車両	5,760	6,246
器具備品	494,576	516,937
計	829,348	863,417

※２．前事業年度において、関係会社に対する負債として、未払手数料、未払運用委託報酬、未払投資助言報酬、その他未払金、未払費用に含まれるものの合計額は、負債及び純資産の合計額の100分の５を超えており、その金額は前事業年度および当事業年度においてそれぞれ5,317,615千円、2,706,850千円であります。

（損益計算書関係）

※１．各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
受取配当金	42,069千円	174,180千円

※２．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
器具備品	132	1,749
ソフトウェア	－	8
計	132	1,757

※３．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 （千株）	当事業年度 増加株式数 （千株）	当事業年度 減少株式数 （千株）	当事業年度末 株式数 （千株）
発行済株式				
普通株式	108	－	－	108
合計	108	－	－	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2021年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,440,289千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	87,049円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 （千株）	当事業年度 増加株式数 （千株）	当事業年度 減少株式数 （千株）	当事業年度末 株式数 （千株）
発行済株式				
普通株式	108	－	－	108
合計	108	－	－	108

２．配当に関する事項

①配当金支払額

2022年6月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	9,008,883千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	83,071円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	8,038,816千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	74,126円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月26日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として地方債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品または市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

前事業年度（2022年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,319,017	17,308,937	△10,080
その他有価証券	19,610,019	19,610,019	－
資産計	36,929,036	36,918,956	△10,080
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△73,870	△73,870	－
デリバティブ取引計	△73,870	△73,870	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,445,768	23,460,731	14,962
その他有価証券	19,289,693	19,289,693	－
資産計	42,735,461	42,750,424	14,962
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	△24,321	△24,321	－
デリバティブ取引計	△24,321	△24,321	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2022年3月31日）
関係会社株式	66,222

（単位：千円）

区分	当事業年度 （2023年3月31日）
関係会社株式	66,222

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	19,610,019	－	19,610,019
デリバティブ取引（※）				
為替予約	－	△73,870	－	△73,870
合計	－	19,536,149	－	19,536,149

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	19,289,693	－	19,289,693
デリバティブ取引（※）				
為替予約	－	△24,321	－	△24,321
合計	－	19,265,372	－	19,265,372

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

前事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	17,308,937	－	17,308,937
合計	－	17,308,937	－	17,308,937

当事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	23,460,731	－	23,460,731
合計	－	23,460,731	－	23,460,731

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

４．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	38,492,350	－	－	－
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,250,000	11,070,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	6,108,860	12,060,309	1,121,260	101,009
合計	50,851,210	23,130,309	1,121,260	101,009

（注）投資信託受益証券であります。

当事業年度(2023年3月31日)

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
①現金・預金	31,522,565	－	－	－
②有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,100,000	18,340,000	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他（注）	3,029,947	15,086,454	997,574	175,716
合計	39,652,513	33,426,454	997,574	175,716

（注）投資信託受益証券であります。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	4,899,207	4,900,290	1,082
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	4,899,207	4,900,290	1,082
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	12,419,810	12,408,647	△11,163
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	12,419,810	12,408,647	△11,163
合計		17,319,017	17,308,937	△10,080

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	13,455,768	13,484,645	28,876
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	13,455,768	13,484,645	28,876
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	9,990,000	9,976,086	△13,914
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	9,990,000	9,976,086	△13,914
合計		23,445,768	23,460,731	14,962

２．その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3)その他（注１）	10,012,022	9,238,000	774,022
	小計	10,012,022	9,238,000	774,022
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3)その他（注１）	9,597,996	10,017,000	△419,003
	小計	9,597,996	10,017,000	△419,003
合計		19,610,019	19,255,000	355,019

（注１）投資信託受益証券等であります。

（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価または償却原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3)その他（注１）	6,778,610	6,336,999	441,610
	小計	6,778,610	6,336,999	441,610
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3)その他（注１）	12,511,082	13,413,000	△901,917
	小計	12,511,082	13,413,000	△901,917
合計		19,289,693	19,749,999	△460,306

（注１）投資信託受益証券等であります。
（注２）関係会社株式66,222千円は、市場価格がないことから、上表には記載しておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	72,646	18,927	7,280
合計	72,646	18,927	7,280

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	325,215	97,919	73,703
合計	325,215	97,919	73,703

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,264,288	－	△73,870
合計			1,264,288	－	△73,870

（注１）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,129,663	－	△24,321
合計			1,129,663	－	△24,321

（注１）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（注２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制適用者及び年俸制非適用者を制度の対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,049,929 千円	2,324,488 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の発生額	26,217	△51,020
退職給付の支払額	△58,809	△318,533
その他	4,869	2,382
退職給付債務の期末残高	2,324,488	2,226,246

（２）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	134,197 千円	147,543 千円
退職給付費用	19,557	18,835
退職給付の支払額	△1,342	△1,081
その他	△4,869	△2,382
退職給付引当金の期末残高	147,543	162,914

（３）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,472,031 千円	2,389,160 千円
未認識数理計算上の差異	△48,741	13,153
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314
退職給付引当金	2,423,289	2,402,314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,423,289	2,402,314

（４）退職給付費用

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	19,557 千円	18,835 千円
勤務費用	296,556	261,043
利息費用	5,724	7,886
数理計算上の差異の当期費用処理額	5,631	10,874
確定給付制度に係る退職給付費用	327,469	298,639

（５）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
割引率	0.35 %	0.66 %

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において68,995千円、当事業年度において75,867千円であり、退職給付費用に計上しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2022年3月31日）	当事業年度 （2023年3月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	375,842　千円	320,663　千円
未払事業税	134,561	113,779
退職給付引当金	742,011	735,588
税務上の繰延資産償却超過額	1,565	2,055
役員退職慰労引当金	5,128	4,945
投資有価証券評価差額	140,574	314,276
減価償却超過額	38,704	48,992
その他	128,909	180,561
小計	1,567,297	1,720,862
評価性引当額	△1,808	△12,818
繰延税金資産合計	1,565,488	1,708,043
繰延税金負債		
特別分配金否認	6,396	10,817
投資有価証券評価差額	145,949	96,919
繰延税金負債合計	152,345	107,737
繰延税金資産(△は負債)の純額	1,413,142	1,600,306

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自2021年4月1日　至2022年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	6,500,632

当事業年度（自2022年4月1日　至2023年3月31日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	5,921,322

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

該当事項はありません。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 （自 2021年4月 1日 至2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月 1日 至2023年3月31日）
営業収益		
投資信託委託業務	29,144,394	27,807,455
投資運用業務（注）	17,750,312	18,365,703
投資助言業務	1,032,738	1,146,302
その他営業収益	－	4,497
計	47,927,445	47,323,959

（注）成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の「５．収益及び費用の計上基準」に記載の通りでございます。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自2021年4月１日　至2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	（被所有）直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	6,521,634	未収運用受託報酬	1,657,146
								投資助言報酬の受取	120,504	未収投資助言報酬	11,837
								連結納税に伴う支払	3,919,311	その他未払金	3,919,311

当事業年度（自2022年4月１日　至2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	（被所有）直接100.00%	兼任有出向有転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	5,922,395	未収運用受託報酬	1,446,614
								投資助言報酬の受取	118,702	未収投資助言報酬	10,996
								グループ通算に伴う支払	2,065,951	その他未払金	2,065,951

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
１株当たり純資産額	700,655円80銭	703,623円97銭
１株当たり当期純利益金額	103,837円87銭	92,657円21銭

（注）　１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日）	当事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	11,261,009千円	10,048,489千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　樋　口　誠　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　大　竹　　新

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,741,468
有価証券		4,104,124
前払費用		751,780
未収委託者報酬		6,599,931
未収運用受託報酬		5,398,961
未収投資助言報酬		266,359
未収還付法人税等		13,544
その他		27,898
流動資産合計		35,904,069
固定資産		
有形固定資産	※1	226,755
無形固定資産		3,177,724
投資その他の資産		
投資有価証券		43,703,580
関係会社株式		66,222
長期前払費用		7,403
差入保証金		364,445
繰延税金資産		1,592,859
その他		9,895
投資その他の資産合計		45,744,406
固定資産合計		49,148,886
資産合計		85,052,955

負債の部		
流動負債		
預り金		86,845
未払収益分配金		6,178
未払手数料		2,420,306
未払運用委託報酬		1,715,368
未払投資助言報酬		1,157,149
その他未払金		2,178,751
未払費用		170,292
未払法人税等		573,020
未払消費税等	※2	451,000
前受投資助言報酬		42,405
賞与引当金		652,050
その他		69,616
流動負債合計		9,522,985
固定負債		
退職給付引当金		2,494,028
役員退職慰労引当金		20,800
固定負債合計		2,514,828
負債合計		12,037,813
純資産の部		
株主資本		
資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		54,965,002
利益剰余金合計		55,644,809
株主資本合計		73,926,649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 486,524
繰延ヘッジ損益		△424,983
評価・換算差額等合計		△911,507
純資産合計		73,015,142
負債・純資産合計		85,052,955

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第29期中間会計期間 （自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		14,336,875
運用受託報酬		10,106,262
投資助言報酬		557,349
その他営業収益		8,170
営業収益計		25,008,658
営業費用		11,639,819
一般管理費	※1	6,327,756
営業利益		7,041,082
営業外収益	※2	231,266
営業外費用	※3	8,807
経常利益		7,263,541
特別利益	※4	60,023
特別損失		64
税引前中間純利益		7,323,500
法人税、住民税及び事業税		2,077,526
法人税等調整額		148,031
法人税等合計		2,225,558
中間純利益		5,097,942

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 2023年4月 1 日　至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					配当準備積立金	研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	57,905,876	58,585,683	76,867,523
当中間期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△8,038,816	△8,038,816	△8,038,816
中間純利益	－	－	－	－	－	－	－	5,097,942	5,097,942	5,097,942
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△2,940,873	△2,940,873	△2,940,873
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	54,965,002	55,644,809	73,926,649

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△254,732	△306,177	△560,910	76,306,613
当中間期変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△8,038,816
中間純利益	－	－	－	5,097,942
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△231,791	△118,805	△350,597	△350,597
当中間期変動額合計	△231,791	△118,805	△350,597	△3,291,471
当中間期末残高	△486,524	△424,983	△911,507	73,015,142

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第29期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 ②その他有価証券 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 ③関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。
２．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
３．固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。 ②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
４．引当金の計上基準	①賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 ②退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 ③役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
５．収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 ①投資信託委託業務 投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運用指図等を行っております。

	当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。 ②投資運用業務 投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。 当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。 ③投資助言業務 投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。 当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。
６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
７．ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。 ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券 ③ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
８．グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。

（中間貸借対照表関係）

第29期中間会計期間末 （2023年9月30日現在）	
※１．有形固定資産の減価償却累計額	882,598千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第29期中間会計期間 （自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）	
※１．減価償却の実施額	
有形固定資産	20,611千円
無形固定資産	302,812千円
※２．営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	51,567千円
為替差益	153,991千円
※３．営業外費用のうち主要なもの	
控除対象外消費税	2,693千円
※４．特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	30,731千円
投資有価証券売却益	29,291千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期中間会計期間
（自 2023年4月1日
至 2023年9月30日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	108	－	－	108
合計	108	－	－	108

２．配当に関する事項
配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日定時株主総会	普通株式	8,038,816	74,126	2023年3月31日	2023年6月26日

（金融商品関係）

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（注1）は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	4,104,124	4,104,490	365
その他有価証券	－	－	－
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23,151,829	23,090,156	△61,673
その他有価証券	20,551,750	20,551,750	－
③デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	△56,928	△56,928	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注１）市場価格のない株式等

関係会社株式（中間貸借対照表計上額66,222千円）は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	－	20,551,750	－	20,551,750
デリバティブ取引（※）				
為替予約	－	△56,928	－	△56,928
合計	－	20,494,821	－	20,494,821

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（２）時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	－	27,194,646	－	27,194,646
合計	－	27,194,646	－	27,194,646

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

１．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	5,249,565	5,250,600	1,034
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	5,249,565	5,250,600	1,034
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	22,006,388	21,944,046	△62,342
	(2)社債	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
	小計	22,006,388	21,944,046	△62,342
合計		27,255,954	27,194,646	△61,308

２．その他有価証券

	種類	取得原価または償却原価（千円）	中間貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他（注）	6,865,999	7,465,529	599,529
	小計	6,865,999	7,465,529	599,529
中間貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他（注）	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
	小計	14,466,000	13,086,220	△1,379,779
合計		21,331,999	20,551,750	△780,249

（注）投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

第29期中間会計期間末（2023年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,269,934	－	△56,928
合計			1,269,934	－	△56,928

（注１）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

区分	第29期中間会計期間 （自　2023年4月1日 至　2023年9月30日）
営業収益	
投資信託委託業務	14,336,875千円
投資運用業務	10,106,262千円
投資助言業務	557,349千円
その他	8,170千円
計	25,008,658千円

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第29期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期中間会計期間（自　2023年4月1日　至　2023年9月30日）

１．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3,036,913

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
第29期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
第29期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
第29期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	第29期中間会計期間 （自 2023年4月１日 至 2023年9月30日）
1株当たり純資産額	673,273円29銭
1株当たり中間純利益金額	47,008円17銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	5,097,942千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る中間純利益金額	5,097,942千円
期中平均株式数	108千株

（重要な後発事象）
第29期中間会計期間（自 2023年4月1日　至 2023年9月30日）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

① 定款の変更等

2023年3月23日に開催された臨時株主総会において、定款に関し以下の変更が決議されました。

＜変更前＞

（略）

（株主総会の招集及び議長）

第10条　株主総会は、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（略）

（役付取締役）

第19条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長１名を選定する。

２．取締役会は、前項のほかに必要に応じて会長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会）

第20条　取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

２．社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（略）

＜変更後＞

（略）

（株主総会の招集及び議長）

第10条　株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（略）

（役付取締役）
第19条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定する。
２．取締役会は、前項のほかに必要に応じて取締役会長１名を選定することができる。

（取締役会）
第20条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（略）

② 訴訟その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

①　主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：20.6％
外国株式：14.7％
国内債券：58.7％
外国債券：　6.0％

③　資産配分は、時間の経過により西暦2025年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④　西暦2025年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤　マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０２５
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2036年12月22日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成29年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第２計算期間開始日から2019年1月9日までは年10,000分の31を乗じて得た金額とし、2019年1月10日から2022年9月20日までは年10,000分の27を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間　：年10,000分の32

２．第２計算期間から第６計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

３．第７計算期間から第20計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた

一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条 この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭

またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

平成 29 年 7 月 31 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　赤林　富二

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：29.1％
外国株式：21.2％
国内債券：41.8％
外国債券： 7.9％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2030年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2030年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３０
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2041年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2019年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2022年9月20日までは年10,000分の28を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第９計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第10計算期間から第23計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条　この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじ

め元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 1 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　西　啓介

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

①　主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：40.2％
外国株式：29.8％
国内債券：19.5％
外国債券：10.5％

③　資産配分は、時間の経過により西暦2035年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④　西暦2035年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤　マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０３５
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2046年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成29年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2019年1月9日までは年10,000分の33を乗じて得た金額とし、2019年1月10日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第16計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第17計算期間から第30計算期間まで　　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる

計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条 この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実

のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

平成 29 年 7 月 31 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　赤林　富二

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：41.4％
外国株式：30.7％
国内債券：17.1％
外国債券：10.8％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2040年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2040年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４０
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2051年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2019年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第19計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第20計算期間から第33計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条　この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじ

め元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 1 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　西　啓介

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

①　主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：43.1％
外国株式：31.9％
国内債券：13.8％
外国債券：11.2％

③　資産配分は、時間の経過により西暦2045年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④　西暦2045年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤　マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０４５
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2056年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成29年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2019年1月9日までは年10,000分の33を乗じて得た金額とし、2019年1月10日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第26計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第27計算期間から第40計算期間まで　　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる

計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条 この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実

のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

平成 29 年 7 月 31 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　赤林　富二

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：43.8％
外国株式：32.4％
国内債券：12.5％
外国債券：11.3％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2050年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2050年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５０
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2061年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2019年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第29計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第30計算期間から第43計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条　この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじ

め元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 1 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　西　啓介

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

①　主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：45.6％

外国株式：33.8％

国内債券：8.9％

外国債券：11.7％

③　資産配分は、時間の経過により西暦2055年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④　西暦2055年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤　マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０５５
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2066年12月20日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から平成28年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2019年1月9日までは年10,000分の33を乗じて得た金額とし、2019年1月10日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第37計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第38計算期間から第51計算期間まで　　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる

計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条 この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実

のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

平成 28 年 7 月 29 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　赤林　富二

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

② 当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：45.7％
外国株式：34.0％
国内債券： 8.5％
外国債券：11.8％

③ 資産配分は、時間の経過により西暦2060年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④ 西暦2060年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤ マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６０
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2071年12月21日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2019年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第39計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第40計算期間から第53計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条　この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじ

め元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

2019 年 1 月 10 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　西　啓介

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　池谷　幹男

追加型証券投資信託

ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５

約　款

ニッセイ アセットマネジメント株式会社

運　用　の　基　本　方　針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定めるマザーファンドを主要投資対象とします。

なお直接、株式(リートを含みます。)、公社債、ならびに短期金融商品等に投資を行う場合があります。

（２）投資態度

①　主として、マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式(リートを含みます。以下同じ。)、公社債ならびに短期金融商品等に分散投資を行います。また、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とするマザーファンドの追加等の見直しを行う場合があります。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

②　当初設定時の資産配分は、以下の基本配分比率を基本とし、この基本配分比率に基づいてポートフォリオを構築します。

国内株式：32.6％
外国株式：46.9％
国内債券：　4.7％
外国債券：15.8％

③　資産配分は、時間の経過により西暦2065年に近づくにしたがって、株式への配分を漸減し、公社債および短期金融商品への配分を漸増することにより、価格変動リスクを漸減させる運用をめざします。

④　西暦2065年の決算日以降は、原則として、円建ての短期公社債および短期金融商品に投資することにより、より安定的な運用を行うことを基本とします。なお、市況動向によっては、国内の公社債に投資する場合があります。

⑤　マザーファンドの組入は、原則として高位を維持します。

⑥　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑦　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

⑥　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑦　投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総

額の10％以下とします。

⑨　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

⑩　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

３．収益分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①　分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

③　留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ＤＣニッセイターゲットデートファンド２０６５
約　　款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2076年12月21日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲

値によって計算します。

③　第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額等）

第12条　取扱販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得申込に応じます。ただし、別に定める「自動けいぞく（累積）投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対しては、１口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は取扱販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、取扱販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第45条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤　別に定める契約を結んだ受益者が、第45条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条、第35条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第１項および第２項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第28条まで、第30条、第34条および第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条

第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第21条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第24条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求ならびに有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式

の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2022年12月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および会計監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産にかかる会計監査費用および当該会計監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、計算期間に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第１計算期間開始日から2022年9月20日までは年10,000分の29を乗じて得た金額とします。

１．第１計算期間から第41計算期間まで（2022年9月20日までは除く。）：年10,000分の22

２．第42計算期間から第55計算期間まで　：年10,000分の14

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第44条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第45条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該

収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が取扱販売会社に交付されます。この場合、取扱販売会社は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため取扱販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすることと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、６営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、取扱販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うことと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、取扱販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に

行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第49条　委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下回っている場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第50条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第51条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第52条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第53条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第54条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）

第55条　この信託は、委託者が第47条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第56条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第57条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第58条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することとし、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第59条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.nam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第60条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則第１条　第12条第１項の「自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。

附則第２条　第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじ

め元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第３条　第45条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

１．別に定めるマザーファンド

別に定める運用の基本方針および投資信託約款第16条第１項の「別に定めるマザーファンド」とは次のものをいいます。

親投資信託　　ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド
親投資信託　　ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイＪ－ＲＥＩＴインデックス マザーファンド
親投資信託　　ニッセイグローバルリート マザーファンド
親投資信託　　ニッセイマネーマーケット マザーファンド

上記条項により信託契約を締結します。

2022 年 1 月 11 日（信託契約締結日）

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
委託者　ニッセイアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　大関　洋

東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取締役社長　長島　巖